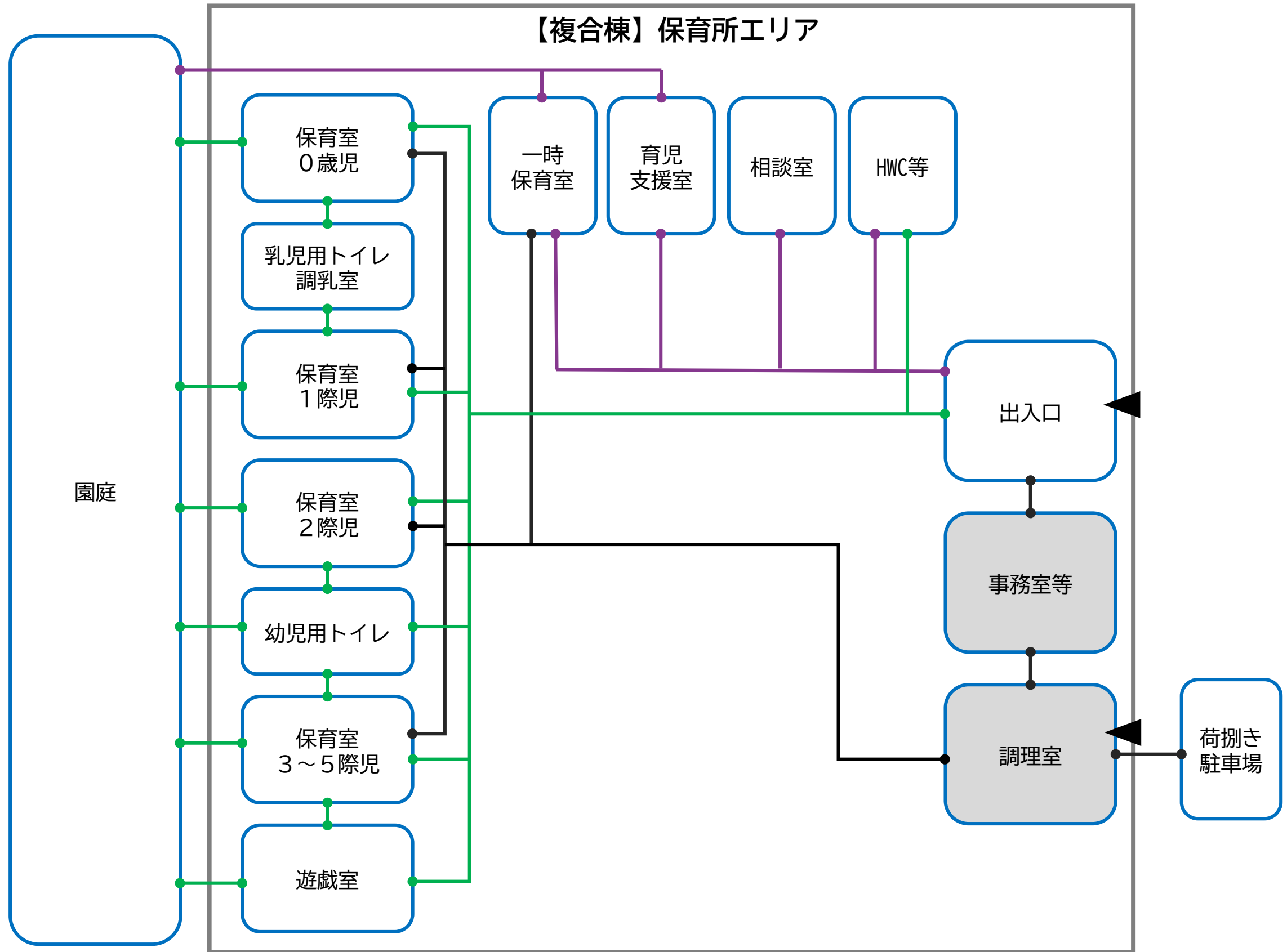


- 【凡例】
- 小学校機能利用動線
  - 放課後キッズクラブ機能利用動線
  - 日本語教室機能利用動線
  - 地域利用者動線
  - - ● 市民利用施設エリアとの利用動線（要セキュリティ）



【凡例】



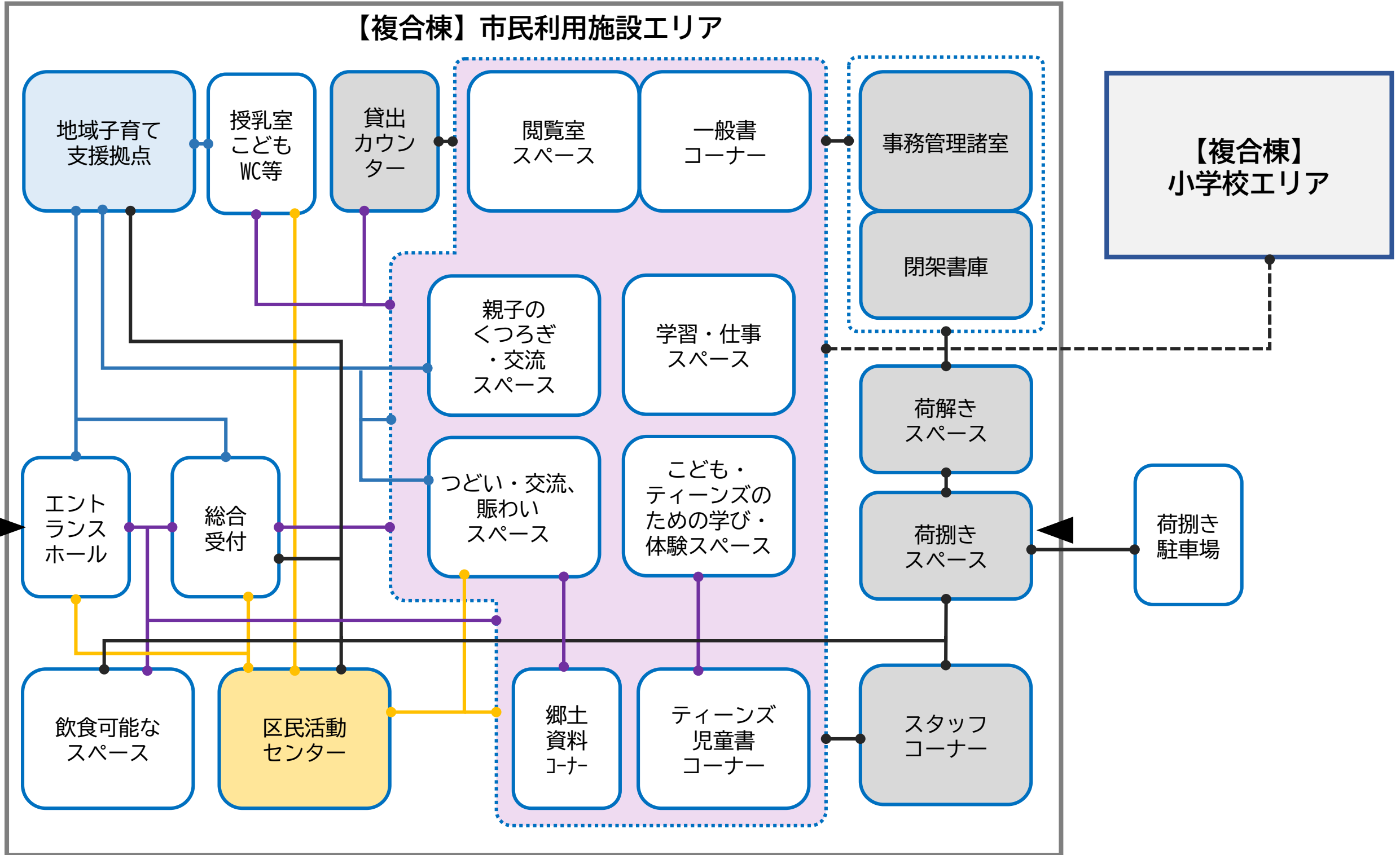
保育所機能利用者動線



管理動線



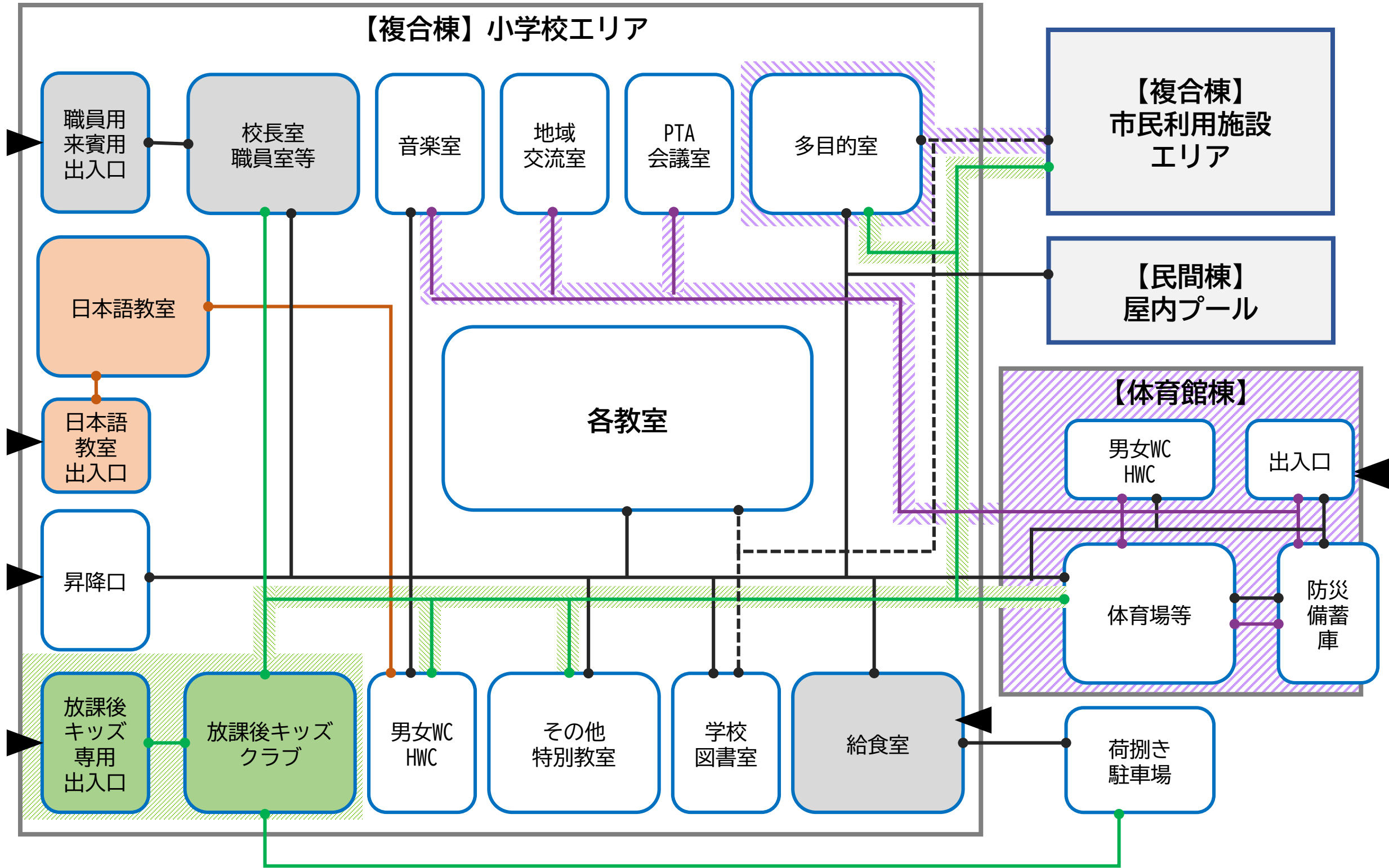
一時利用者動線



**【凡例】**

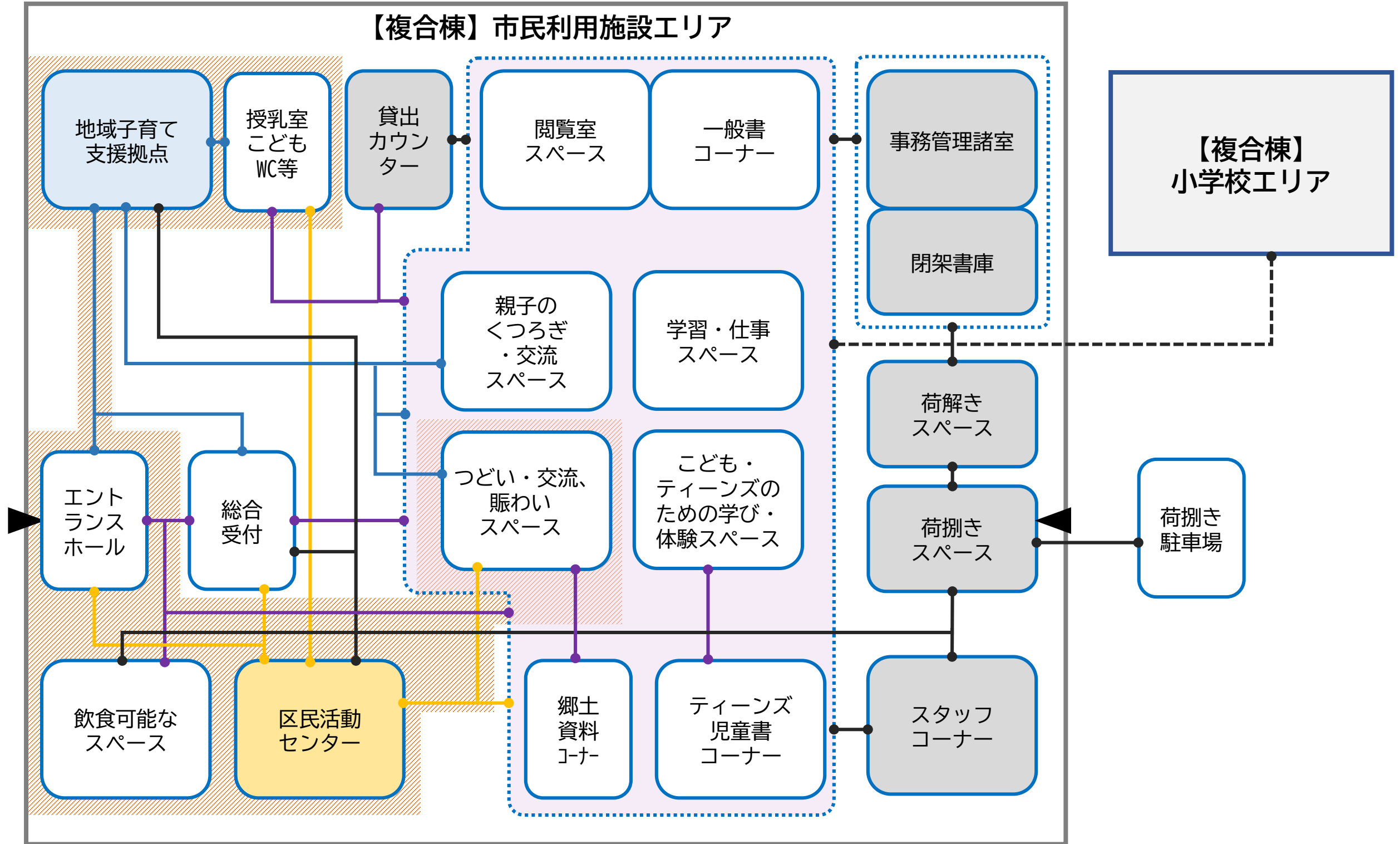
- 図書館利用者動線
- 区民活動センター利用動線
- 地域子育て支援拠点利用動線

- 管理利用動線
- - -●- 小学校エリアとの利用動線（要セキュリティ）



【凡例】

- 小学校機能利用動線
- 放課後キッズクラブ機能利用動線
- 日本語教室機能利用動線
- 地域利用者動線
- - ● 市民利用施設エリアとの利用動線（要セキュリティ）
- ▨ 放課後等にセキュリティゾーンを区切るエリア
- ▨ 放課後等にセキュリティゾーンを区切るよう努めるエリア

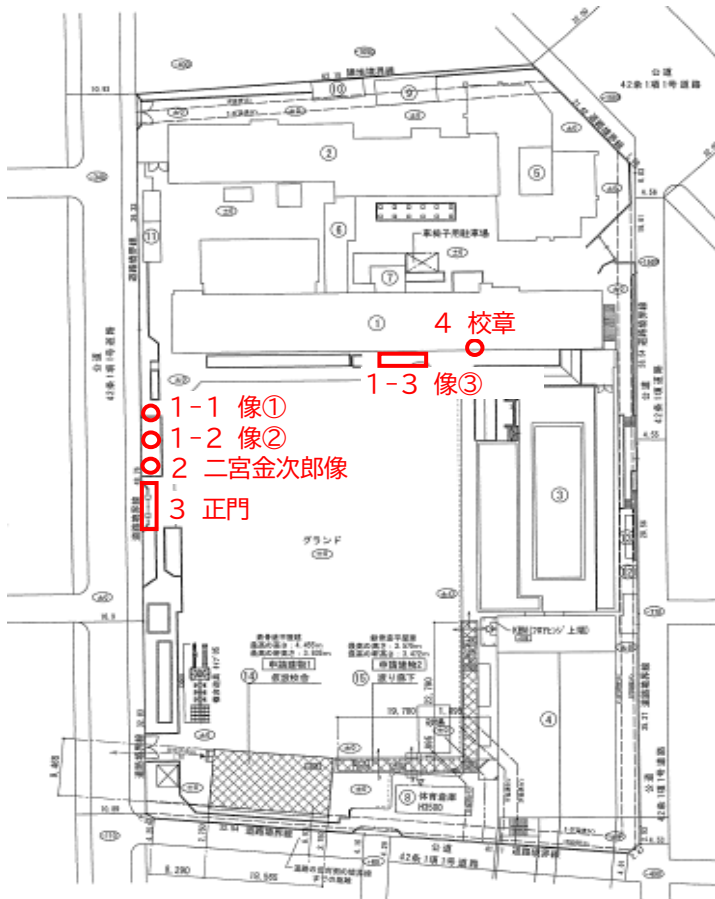


【凡例】

- 図書館利用者動線
  - 区民活動センター利用動線
  - 地域子育て支援拠点利用動線
  - 管理利用動線
- - -● 小学校エリアとの利用動線（要セキュリティ）
  - 施設閉館後もイベント等で使用できるようにするエリア

別紙13 移設物・残置物

No.	移設物・残置物	備考
1	像	計4体（石像又は石膏像）（移設）
2	二宮金次郎像	（移設）
3	正門	豊岡通沿いの門（石柱も含む）（移設又は残地）
4	校章	壁面（移設）



配置図



1-1 像①



1-2 像②



1-3 像③（2体）



2 二宮金次郎像



3 正門  
石柱



4 校章

## 別紙14 構内情報通信設備

### ○公衆用インターネット回線

施設区分	諸室	種別	用途	備考
図書館	別紙10「必要諸室及び仕様」の区分「開架書架、貸出カウンター等」「閲覧スペース等」のうち、利用者用検索機、インターネット及び有料データベース閲覧機器を設置する諸室全て	有線	利用者用検索機 インターネット及び有料データベース閲覧	
図書館	別紙10「必要諸室及び仕様」の区分「開架書架、貸出カウンター等」「閲覧スペース等」「つどい・交流スペース」「こども・ティーンズのための学び・体験スペース」「親子のくつろぎ・交流スペース」「管理諸室」「総合受付」の諸室全て	無線	利用者用Wi-Fi インターネット閲覧等	
図書館	別紙10「必要諸室及び仕様」の区分「開架書架、貸出カウンター等」「閲覧スペース等」のうち座席等予約システム用機器を配置する諸室	無線	主に利用者利用を想定。 座席等予約システム用 (複合施設内の座席等の予約、利用者用及び管理者用)	
図書館	貸出・返却カウンター	有線	職員利用を想定。座席等予約システム用(複合施設内の座席等の予約、利用者用及び管理者用)	
図書館	相談カウンター	有線	職員利用を想定。座席等予約システム用(複合施設内の座席等の予約、利用者用及び管理者用)	
図書館	総合受付	有線	座席等予約システム用(複合施設内の座席等の予約、利用者用及び管理者用)	
区民活動センター	会議室	無線	利用者用(打合せ・発表等)	
区民活動センター	ミーティングスペース	無線	利用者用(打合せ・発表等)	
区民活動センター	相談・コーディネートコーナー	無線	利用者用(相談等)	
地域子育て支援拠点	研修スペース(間仕切りで2部屋)	無線	利用者用Wi-Fi (打合せ・発表用)	配管までは必要とします。インターネット回線の使用は拠点運営法人が契約します。

### ○管理用インターネット回線

施設区分	諸室	種別	用途	備考
放課後キッズクラブ	専用ルーム	有線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用はキッズクラブ運営法人が契約します。
放課後キッズクラブ	事務室	有線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用はキッズクラブ運営法人が契約します。
保育所	調理室	有線・無線	調理業務委託事業者用	有線・無線のいずれかで可
地域子育て支援拠点	事務室(子サポ側)	無線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用は拠点運営法人が契約します。
地域子育て支援拠点	事務室(拠点側)	無線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用は拠点運営法人が契約します。
地域子育て支援拠点	受付	無線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用は拠点運営法人が契約します。
地域子育て支援拠点	相談室	無線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用は拠点運営法人が契約します。
地域子育て支援拠点	遊び場	無線	業務用	配管までは必要とします。インターネット回線の使用は拠点運営法人が契約します。
市民利用施設共用部	スタッフルラウンジ	無線	業務用	
市民利用施設共用部	管理室兼警備室	有線・無線	業務用	

別紙14 構内情報通信設備

○横浜市行政ネットワーク (YCAN)

施設区分	諸室	種別	用途	機器調達・運用・保守	備考
小学校	校長室	有線	業務用	市	
小学校	職員室	有線	業務用	市	
小学校	事務室	有線	業務用	市	
小学校	保健室	有線	業務用	市	
小学校	印刷室	有線	業務用	市	
小学校	技術員室	有線	業務用	市	
保育所	事務室・医務室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを設置できるように、天井裏に配線できるようにしておくこと
保育所	0～5歳児各保育室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを設置できるように、天井裏に配線できるようにしておくこと
保育所	一時保育室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを設置できるように、天井裏に配線できるようにしておくこと
保育所	遊戯室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを設置できるように、天井裏に配線できるようにしておくこと
保育所	相談室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを設置できるように、天井裏に配線できるようにしておくこと
保育所	育児支援室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを設置できるように、天井裏に配線できるようにしておくこと
図書館	相談カウンター	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	読書・学びに集中できPCの利用も兼ね備えた室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	フューチャコヒブス(区民活動センター)のミーティングスペースと隣接し、一体的に整備・配置)	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	子どもの学び・体験のプログラムのための室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	こどもが個人でもグループでも学ぶことができる	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	蔵書選定・整理室兼事務室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
区民活動センター	会議室	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
区民活動センター	ミーティングスペース(図書館のラーニングコモンズと隣接し、一体的に整備・配置)	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
区民活動センター	展示・PRコーナー	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
区民活動センター	コピー・印刷コーナー及び貸ロッカー	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
区民活動センター	相談・コーディネートコーナー	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
区民活動センター	事務スペース	有線	業務用	市	将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと



別紙14 構内情報通信設備

○Y・Y NET

施設区分	諸室	種別		用途	機器調達・運用・保守	備考
		新Y・Y NET	新Y・Y NET 無線AP			
小学校	普通教室	○	○	授業用	市	
小学校	個別支援教室	○	○	授業用	市	
小学校	特別支援教室	○	○	授業用	市	
小学校	理科教室	○	○	授業用	市	
小学校	音楽教室	○	○	授業用	市	
小学校	家庭科教室	○	○	授業用	市	
小学校	図画工作教室	○	○	授業用	市	
小学校	図書室	○	○	授業用	市	
小学校	教育相談室・耐火書庫	○	○	授業用	市	耐火書庫には不要
小学校	多目的室（水廻り学習等）	○	○	授業用	市	
小学校	多目的室（集会・発表等）	○	○	授業用	市	
小学校	多目的室（少人数指導）	○	○	授業用	市	
小学校	多目的室（学校指定）	○	○	授業用	市	
小学校	校長室	○	○	業務用	市	
小学校	職員室	○	○	業務用	市	
小学校	事務室	○	○	業務用	市	
小学校	保健室	○	○	業務用	市	
小学校	保健相談室・教材教具室②	○	○	業務用	市	教材教具室②には不要
小学校	放送・スタジオ室	○	○	業務用	市	
小学校	会議室	○	○	業務用	市	
小学校	印刷室	○	×	業務用	市	
小学校	職員更衣室	×	×	業務用	市	
小学校	技術員室・湯沸室	×	×	業務用	市	
小学校	休養室	○	×	業務用	市	
小学校	職員・来校者用玄関	×	×	業務用	市	
小学校	教材教具室①	×	×	業務用	市	
小学校	変電室	×	×	業務用	市	
小学校	倉庫	×	×	業務用	市	
小学校	PTA会議室	○	×	業務用	市	
小学校	地域交流室	○	×	業務用	市	
小学校	児童更衣室	×	×	業務用	市	
小学校	昇降口	×	×	業務用	市	
小学校	体育館（2台）	○	○	授業用	市	
小学校	給食室	○前室	×	業務用	市	
放課後キッズクラブ	放課後キッズクラブ	○	○	学習用	市	児童が宿題をするため
日本語教室	教室	○	○	学習用	市	
日本語教室	職員室	○	○	学習用	市	
図書館	児童書コーナー	×	○	授業用	市	
図書館	児童書コーナー（絵本・紙芝居コーナー）	×	○	授業用	市	
図書館	閲覧席（ティーンズ）	×	○	授業用	市	
図書館	閲覧席（児童）	×	○	授業用	市	
図書館	子どもの学び・体験のプログラムのための室	×	○	授業用	市	
図書館	こどもが個人でもグループでも学ぶことができる室	×	○	授業用	市	
図書館	子どもが自由に過ごせるオープンな室	×	○	授業用	市	
図書館	絵本の読み聞かせや、読み聞かせができる室	×	○	授業用	市	
図書館	多目的スペース	×	○	授業用	市	

## 別紙14 構内情報通信設備

### ○図書館業務専用WAN回線

施設区分	諸室	種別	用途	機器調達・運用・保守	備考
図書館	貸出・返却カウンター	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、利用者データ管理等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	相談カウンター	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索、発注・受入登録、利用者データ管理等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	予約取り置き棚・セルフ貸出コーナー	有線	予約図書等の配架、利用者による予約図書等の照会・受け取り・セルフ貸出	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	別紙10「必要諸室及び仕様」の区分閲覧スペース等のうちセルフ貸出・返却機器を設置する室全て	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	別紙10「必要諸室及び仕様」の区分閲覧スペース等のうち利用者用検索機を設置する室全て	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	別紙10「必要諸室及び仕様」の区分閲覧スペース等のうち持ち出し防止ゲートを設置する室全て	有線	図書館の資料管理（ゲートによる在庫・貸出中など資料動態の確認）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	閉架書庫	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索、発注・受入登録、利用者データ管理等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	返却ポスト	有線	自動返却機器設置による図書館の資料動態の変更（自動返却）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	荷解きスペース	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索、発注・受入登録、利用者データ管理等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと
図書館	蔵書選定・整理室兼事務室	有線	図書館の資料管理（貸出、返却、予約、検索、発注・受入登録、利用者データ管理等）	市	・本事業は配管・配線のみ ・将来的に無線LANを配線できるようにしておくこと

### ○その他

施設区分	諸室	種別・用途	機器調達・運用・保守	備考
小学校	職員室付近	防災行政用無線（デジタル移動無線）	市	・本事業は配管のみ
小学校	体育館	特設公衆電話	市	・本事業は配管のみ
小学校	屋上	防災スピーカー	市	・本事業は配管のみ



# 横浜市立小・中学校施設の 建替え等に関する基本方針

横浜市教育委員会  
令和5年6月

## 改定にあたって

横浜市では、延床面積で約1,000万㎡にのぼる公共建築物を保有していますが、学校施設が最も多くを占めており、その大半は学齢期人口の増加に合わせて、昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備したものです。公共施設の老朽化は全国的な課題であり、本市の学校施設も、平成12年度に策定した方針に基づき、維持管理等を適正に行うことで長寿命化を図り、築70年まで使用することとなりました。

学校施設を築70年で一律に建替えると、ピーク時には年間20校前後の建替えが必要になります。そこで横浜市教育委員会では、効率的かつ効果的に学校施設の建替えを進められるよう、一部を築70年より前倒しして事業量を平準すること等を検討し、平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定しました。

この方針に従い、年間3～6校の建替えに着手し、現在までに22校で建替えの検討を行い、令和5年4月に、建替え後の新校舎が初めて供用開始となりました。建替えは、現在の児童生徒数や教育内容に応じた適切な規模で行うほか、児童生徒や教職員の使いやすい効率的な建物配置とします。また、グラウンド面積の確保や、地域防災拠点の機能改善などの地域課題の解決も図っていきます。

一方で、国は長寿命化を推進する方針を打ち出し、建替事業に取り組む中で建替えが困難な学校が判明するなど、新たな課題も生じています。本市において持続的な財政を実現するためにも、築70年までに全対象校を建替えることは現実的ではなく、長寿命化を併用しながら建替えの事業量の更なる平準化を検討する必要性が生じています。

そこで、最新の知見なども反映し、方針を見直すこととしました。

横浜市教育委員会は、児童生徒の安全安心で適切な教育環境を整えることができるよう、あらゆる手段を講じて取り組んでいきます。

## 目 次

- 1 「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」の目的と位置づけ・・・ 1
  - (1) 建替え等基本方針の目的
  - (2) 建替え等基本方針に関連する市の計画等  
横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン／横浜市公共施設等総合管理計画／横浜市中期計画 2022～2025／第4期横浜市教育振興基本計画 2022～2025／横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）／横浜市立小・中学校施設の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針／学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）
  
- 2 建替え基本方針の見直し・・・ 5
  - (1) 見直しの背景  
長寿命化を推進する国の方針／建替えが困難な学校への対応／財政ビジョンの策定
  - (2) 見直しの方向性とその効果  
主な見直しの方向性／見直しの効果
  
- 3 学校施設を取り巻く現状と課題・・・ 8
  - (1) 学校施設の面積
  - (2) 学校施設の築年数
  - (3) 児童生徒数
  - (4) 学校施設が抱える課題
  - (5) 教育内容の変化と「学校施設整備水準」
  - (6) これまでの建替事業の実績
  
- 4 学校施設の建替え等についての考え方・・・ 14
  - (1) 対象校
  - (2) 目標耐用年数と建替え等の時期
  - (3) 事業期間
  - (4) 建替えに併せて検討する事項  
機能改善／隣接する小規模校との学校統合／他の公共施設等との多目的化・複合化／公民連携の推進
  - (5) 建設年度が異なる棟の取扱い
  - (6) 将来を見据えた整備水準や設備

(7) 自然環境への配慮	
(8) 建替中に必要な機能の維持	
5 建替事業の進め方	19
(1) 建替対象校の選定	
(2) 建替対象校選定の例外	
「建替対象校選定の基本」によらず建替えを検討するもの／「建替対象校選定の基本」に該当しても建替えを見送るもの	
(3) 建替対象校選定における留意点	
(4) 選定から建替工事の進め方	
(5) 建替えを進める上での留意点	
効率的な事業執行と財政負担の軽減／自然環境に配慮した学校施設の整備／地域まちづくりの推進への配慮／地域防災拠点の機能確保／災害への対応／学校施設の目的外利用への対応／学校の伝統やシンボルへの配慮／水泳授業の委託化の検討／バリアフリー化への対応	
6 学校施設の長寿命化について	24
(1) 建替えが困難な学校とは	
国庫補助を導入できる要件を満たしていない／建替えが困難あるいは建替時期の調整が必要	
(2) 築70年を超えて学校施設を利用することについて	
(3) 長寿命化を行う期間	
(4) 今後の進め方	
7 今後の取組	28
参考資料	29

# 1 「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」の目的と位置づけ

## (1) 建替え等基本方針の目的

本市は全国でも最多となる482\*校の小・中学校（令和5年4月現在）を抱えています。その立地や設立の背景、施設配置などは各校で異なります。

また、市全体の児童生徒数は減少傾向にあるものの、大規模な住宅開発等により増加している地域もあり、在校生が100人未満の学校から1,000人を超える学校まで、その規模等も様々です。

学校施設は以前、築40年程度で建替えていましたが、その後に築70年程度まで使用することとなったため、児童生徒数の増加等には、繰り返しの増改築等に対応してきました。この結果、多くの学校で、校舎配置が複雑、グラウンドが狭あいとなるなどの課題が生じています。

また、耐震化などの安全確保を優先してきたため、屋内環境の整備が十分とは言いがたい現状があります。

このため、平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」（以下、「建替え基本方針」という。）を策定し、計画的な建替えに取り組んできました。

しかし、策定から5年を経過し、当初の想定から状況が変化してきました。そこで、これまでの建替事業の実績や、そこから見えた課題も踏まえ、建替えだけでなく長寿命化手法も取り入れ、対応が必要な全ての学校で適切に環境改善を図ることができるよう、持続的かつ安定的な建替事業の実施を目指して、建替え基本方針を見直し、「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」（以下「建替え等基本方針」という。）として改定します。

※ 分校を除く。義務教育学校前期は小学校、後期は中学校に含む。高等学校附属中学校を除く。

(2) 建替え等基本方針に関連する市の計画等

ア 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」(令和4年6月策定。以下「財政ビジョン」という。)

将来にわたる安定した市政運営の“土台”となる「持続的な財政」を実現するための、中長期の財政方針です。

今後、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少による市税収入の減少等の中でも必要な公共サービスを提供していく必要があります、学校施設の建替事業についても、中長期的な視点に立った持続的かつ安定的な事業実施が求められます。

<公共施設のマネジメント3原則>

保全・運営の適正化	長寿命化を基本とした保全更新を着実に行うとともに、利用状況や運営・保全更新コスト等を踏まえた運営の適正化と受益者負担の適正化を推進
規模の効率化	地域ごとの人口動態・分布、市民ニーズ等の変化や施設の保全更新コストの推移を見通した上で、公共建築物の規模効率化(ダウンサイジング)を、 <u>目標を設定</u> して推進
施設財源創出	資産の売却等による財源創出の工夫や国費・市債等を有効活用しながら、財政負担を軽減・平準化

具体的な課題に対応するためのアクションである「資産経営アクション」では、「一般会計で整備・運営する本市保有の公共建築物の施設総量(総床面積)について、2065年度に基準時点(2021年度)から少なくとも1割を縮減」することとしています。

イ 「横浜市公共施設等総合管理計画」(令和4年12月策定)

財政ビジョンを受け、公共施設の全体状況を整理し、経営的な視点で公共施設マネジメントを推進するための計画です。

今後、財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれる中、将来にわたり、公共施設が安全な状態を保ち、かつサービスの提供を維持・向上するために、長寿命化を図るだけでなく、地域特性や将来を見据えたニーズを検証し、再編整備等の機会を捉え、着実に公共施設の適正化を推進していく、としています。

学校施設については、「第6章 主な公共建築物の適正化の方針」において、「引き続き、多目的化・複合化等や建替実施時期の中長期的な平準化など計画的な再編整備を推進して」いくこととしています。また、更なる長寿命化の検



討による建替えの平準化、将来を見据えた配置や施設規模の基準などを整理することとしています。

ウ 「横浜市中期計画2022～2025」（令和4年12月確定）

2040年頃の横浜のありたい姿を示し、その実現に向け、10年程度の中長期的な9つの戦略と、戦略を踏まえて4年間に重点的に取り組む38の政策をとりまとめた計画です。

政策6「豊かな学びの環境の実現」において、「限られた財源を活用し、学校施設の環境改善や適切な維持管理を行うとともに、子どもの学習環境の充実や教職員の働きやすい環境」を実現するとしており、この建替え等基本方針は、その具体的な方針を示すものです。

また、政策38「公共施設の計画的・効果的な保全更新」において、学校施設を含む公共施設について、「将来の人口や財政を見据えた公共施設の規模・数量、質、保全更新コスト等の適正化を図りながら、長寿命化を基本とした、計画的かつ効果的な保全更新を推進」するとしています。

エ 「第4期横浜市教育振興基本計画2022～2025」（令和5年3月策定）

「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向け、4年間で進める施策や取組をまとめた計画です。

「柱7 安全・安心でより良い教育環境 施策1 学校施設の計画的な建替え」において、「学校建替えの検討にあたっては、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設等との複合化、公民連携手法の活用、自然環境に配慮した学校整備などを検討し、効果的に進める」こととしています。

また、財政ビジョンを踏まえ、事業費の更なる平準化を図ることとしています。

オ 「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」（令和5年1月策定）

横浜市役所が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量削減のための措置を取りまとめた計画です。

横浜市の目指す将来像として掲げる2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて、市内最大級の温室効果ガス排出事業者（市域全体の約5%）である横浜市役所は、排出削減に率先して取り組んでいかなければならず、市役所全体の2030年度における温室効果ガス排出量を50%削減する目標に向かい、全庁一丸となって以下の取組を進めるとしています。

- 1 公共建築物の新築・改修等における取組
- 2 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組
- 3 公用車における取組
- 4 施設の運用及び職員が実施する取組

これまでの市立小・中学校の建替えにおいては、高効率空調機器や複層ガラスの導入、照明設備のLED化、太陽光発電設備の設置などにより、省エネに配慮した設計を進めています。

引き続き、環境への負荷低減を図り、太陽光の利用や照明設備のLED化、内装等への木材利用などを進めるとともに、これらを学習面でも活用できるよう、整備を行います。また、既存校についても、照明設備のLED化や太陽光発電設備の設置を進めていきます。

カ 「横浜市立小・中学校施設の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」(平成30年12月改定、以下「学校規模に関する基本方針」という。)

少子化により今後見込まれる児童生徒数の減少や他の教育施策、厳しい財政状況等を踏まえ、児童生徒の教育環境の改善に向けて、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模について定めるとともに、通学区域の調整や学校統合、学校新設などについての考え方を示す方針です。

学校施設の建替えと学校規模の適正化を併せて検討することが、教育環境の向上を実現するうえで効果的な場合があるため、両方針で連携して取り組んでいきます。

キ 「学校施設の長寿命化計画(学校保全・更新計画)」(平成30年3月策定)

児童・生徒の教育環境の維持・向上を第一に考えつつ、学校施設を総合的に捉え、長寿命化を基本とし、コストの縮減と平準化や教育環境の質的改善も考慮しながら、適正に改修・建替えるための計画です。

「横浜市公共施設等総合管理計画」の個別計画の一つです。

## 2 建替え基本方針の見直し

### (1) 見直しの背景

今回の建替え基本方針見直しの背景には、長寿命化を推進する国の方針、建替えが困難な学校への対応、財政ビジョンの策定の3つの視点があります。

#### ア 長寿命化を推進する国の方針

文部科学省は、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（令和4年3月公表）において、「限られた予算で学校施設の安全を確保し、機能向上を図っていくために、建替えに比べ工事費縮減や廃棄物抑制を見込むことができる長寿命化改修への転換を進めていく」とし、学校設置者として、「教育環境向上と老朽化対策を一体的に図る長寿命化改修等の積極的な推進」が求められています。

#### イ 建替えが困難な学校への対応

これまでの建替事業実施を通し、建替えを検討したものの、老朽化がそれほど進んでいない、物理的に工事が困難などの理由により、すぐに建替えが難しい学校が一定数存在することが判明しました。このため、建替え以外の方法で老朽化対策等を行う必要があります。

これらの学校の一部について「耐用年数評価※」を行ったところ、適切な維持保全を行うことで、築70年を過ぎても安全に学校施設を使用できる可能性があることが判明しています。

※耐用年数評価…耐力壁や柱、梁の状況を確認し、構造躯体が、今後、何年程度使用が可能か、物理的に評価するもの

#### ウ 財政ビジョンの策定（P.2 参照）

本市の厳しい財政状況を踏まえ策定された財政ビジョンの「資産経営アクション」において、「一般会計で整備・運営する本市保有の公共施設の施設総量（総床面積）について、2065年度に基準時点（2021年度末）から少なくとも1割を縮減」するとされています。

学校施設についても、これを達成する必要があります。

## (2) 見直しの方向性とその効果

これらの方針や課題に対応するため、また、厳しい財政状況に対応して事業量を平準化するため、次のような方向性で取り組みます。

### ア 主な見直しの方向性

#### (ア) 築 70 年を超えた長寿命化

「長寿命化改修」等に取り組み、築 70 年を超えて一部の学校施設を使用し、建替えの事業期間を延ばして事業費を平準化します。

長寿命化は、建替えが困難な学校への対策としても検討していきます。

#### (イ) 教育環境の改善への取組等

長寿命化改修に加え、木質化、断熱化、間取りの変更などの大規模リニューアルの実施を併せて検討し、新たな教育活動への対応や教育環境の改善を図ります。

また、深刻化する気候変動への対応に取り組むとともに、引き続き、GIGA スクールなど教育の ICT 化や校舎のバリアフリー化を進めます。

#### <長寿命化改修と大規模リニューアル>

- ・長寿命化改修…主に耐力壁や柱、梁などの保全や強化を行う改修。築 70 年を過ぎ、中長期にわたり学校施設を使用する際に実施を検討
- ・大規模リニューアル（リノベーション）…設備や内装等の大幅な改善を図る改修

#### (ウ) 水泳授業の委託化の検討

水泳授業の委託化を検討し、水泳授業の質の向上や維持管理の負担軽減を図ります。また、委託化で外部のプールを活用することにより、学校プールの更新費等の縮減につなげます。

### イ 見直しの効果

見直し前に比べ、少子化の状況を踏まえた学校規模適正化の状況を反映することで、2065 年度時点の学校施設の施設量（床面積）について、「基準時点である 2021 年度末から 1 割以上（12%<sup>\*1</sup>）の縮減」となると試算しています。

総事業費は、対象校を旧耐震の 384 校から全 482 校に広げるため、約 1 兆円から約 1 兆 2,000 億円となる見込みですが、事業期間が延びることにより、単年度の事業費を約 400 億円から約 260 億円に平準化することが可能<sup>\*2</sup>と試算しています。

また、2021年から2065年までの学校施設の修繕費等を含む保全更新コスト<sup>※3</sup>は、見直し前の約1兆8,200億円から約1兆5,550億円へと約2,650億円の削減となると試算しています。

※1 各校一律に児童生徒数が減少すると仮定し、築年数の古い学校から順に建替えもしくは長寿命化に着手する想定のもとにシミュレーションした数値。(個別の事情は考慮したものではない。)

※2 事業期間の延長により少子化が進み、児童生徒数の減少が進んだ段階での小規模な建替え、学校統合が進むことによる学校数の減少が見込まれるため。事業費だけでなく、施設面積の抑制も可能。

※3 建替事業費と長寿命化等費用、保全費用(150億円/年と仮定)の累計

※※ 事業費等の試算はいずれも物価上昇等は考慮せず。

### 3 学校施設を取り巻く現状と課題

#### (1) 学校施設の面積

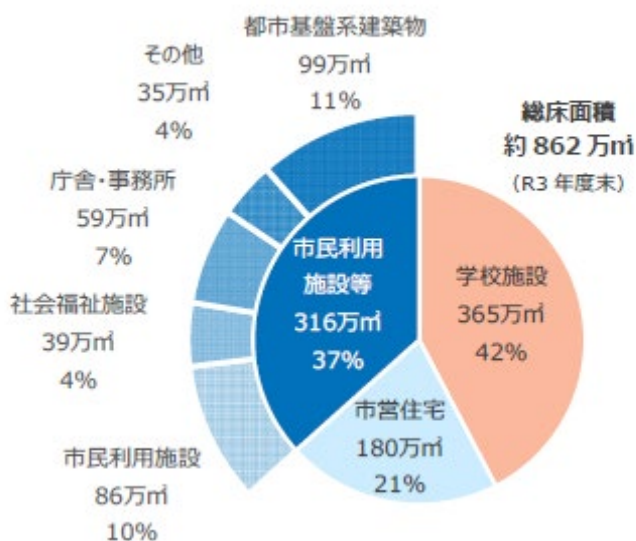
本市の全会計（一般会計・企業会計・特別会計）における公共建築物の総数は2,600施設、総床面積は約1,000万㎡です。

出典：横浜市公共建築物マネジメント白書（第2版・令和元年7月）

上記のうち、令和3年度末時点において、一般会計で整備・運営する本市の公共建築物の施設数は約2,300施設、総床面積は約862万㎡です。そのうち学校施設は、高等学校、特別支援学校等も含めると約500校、約365万㎡で、公共建築物面積の約4割を占めています。

出典：横浜市公共施設等総合管理計画

【図1】一般会計で整備する公共建築物の床面積割合

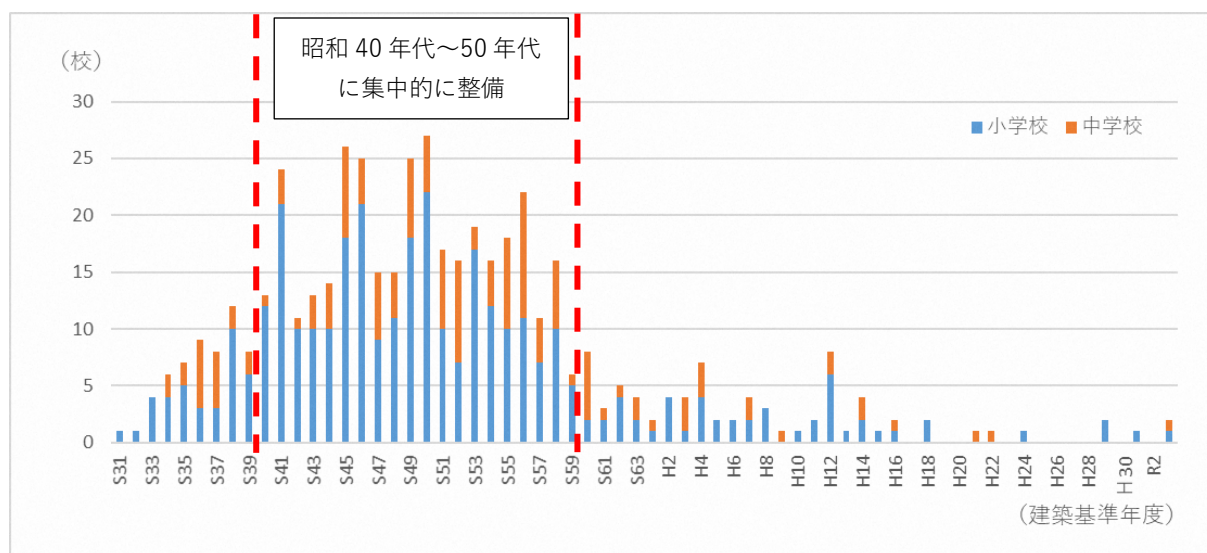


出典：横浜市公共施設等総合管理計画

(2) 学校施設の築年数

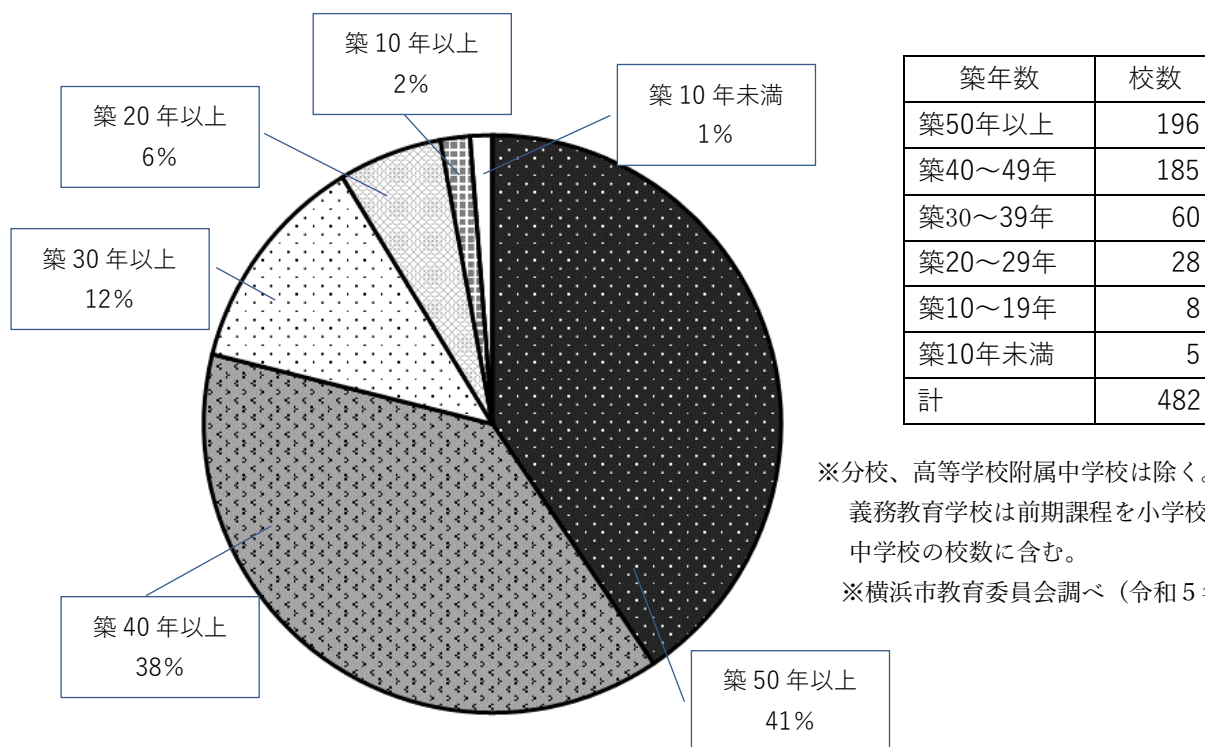
本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備してきました。そのため、現在では4割以上の学校が築50年を経過しています。

【図2】 横浜市立小・中学校の建設年度



※横浜市教育委員会調べ

【図3】 横浜市立小・中学校の築年数



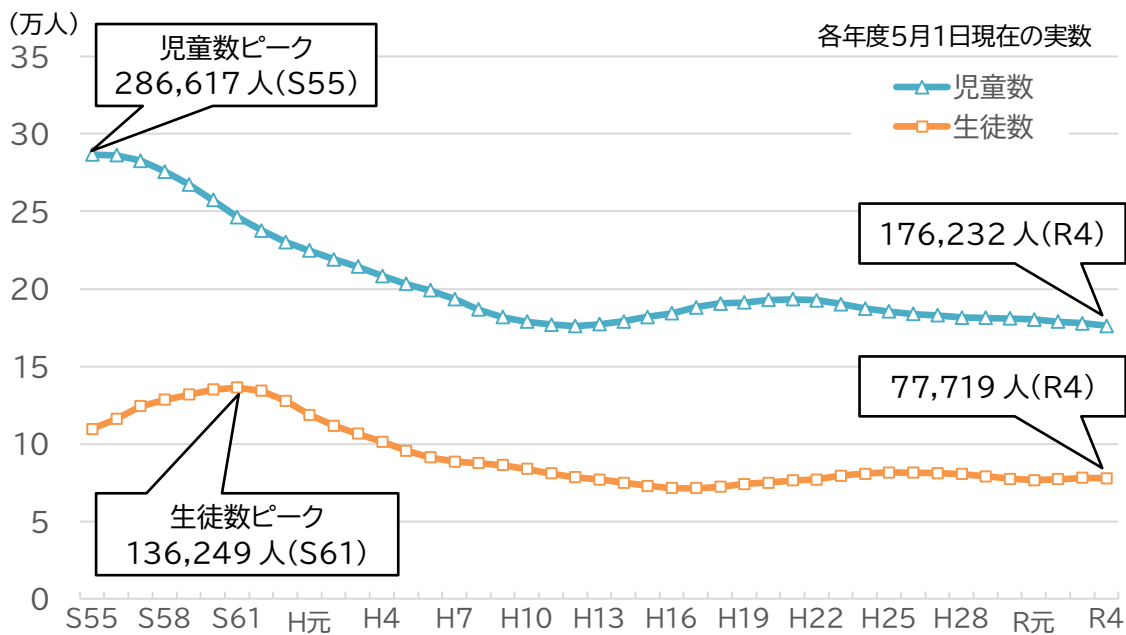
(3) 児童生徒数

本市の児童数（小学生）は昭和55（1980）年度の286,617人をピークに減少し、令和4（2022）年度には176,232人と、ピーク時の61.5%となりました。

また、生徒数（中学生）は昭和61（1986）年度の136,249人をピークに減少し、令和4（2022）年度には77,719人と、ピーク時の57.0%となりました。

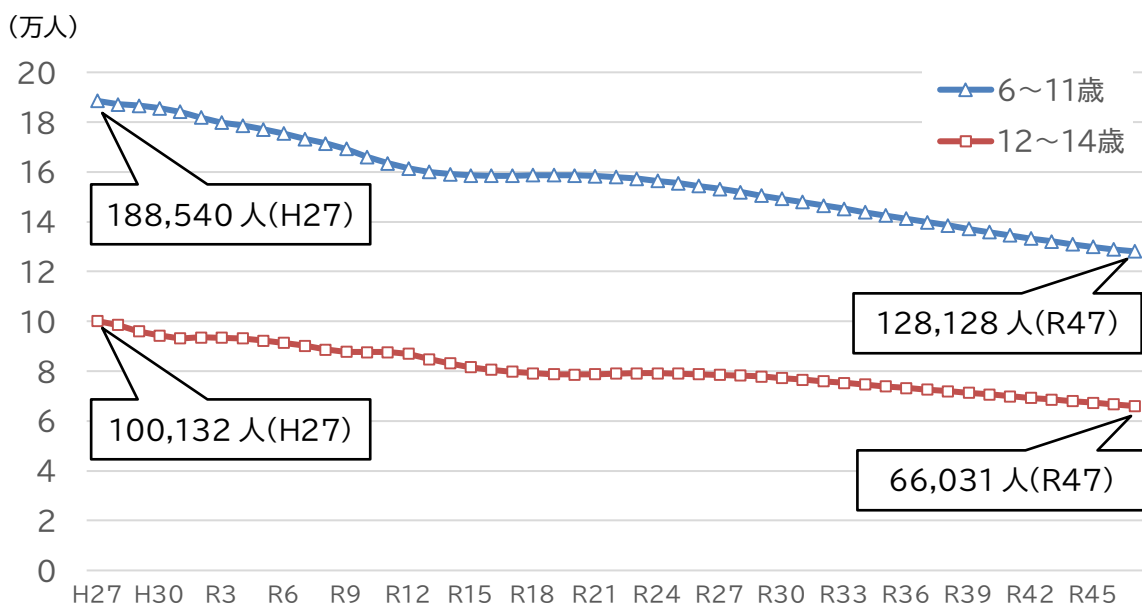
なお、横浜市将来人口推計では、今後も学齢期人口の減少は続き、令和47(2065)年には、令和4年比で約7割となることが見込まれています。

【図4】 横浜市立小・中学校の児童生徒数の推移



【図5】 横浜市の将来学齢期人口推計

※横浜市教育委員会調べ



※義務教育学校は前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む。

出典：横浜市将来人口推計



#### (4) 学校施設が抱える課題

本市では、住宅地内にあるなど敷地面積が狭あいな小・中学校が多く、グラウンド面積は、小・中学校1校あたり、児童生徒1人あたりともに21都市中最低水準です。市の基準面積（小学校3,800㎡、中学校5,200㎡）に満たない学校も52%に上ります。

敷地についても、形状が不整形な学校や、段差や傾斜がある学校があります。

また、大規模な住宅開発等による児童生徒数の急増等への対応で頻繁に増改築や内部改修を行ってきたため、建設当初と現状が大きく異なり、施設配置が複雑で使い勝手が良くない、あるいは授業や行事等で活用しづらい学校が多くあります。

加えて、一部の学校は、浸水想定区域内にあるため、または敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されているため、防災面の対応が求められています。

【図6】指定都市及び東京都区部の児童生徒数及び施設面積

#### 【小学校】

(単位 面積=㎡)

	校数	1校あたり						1人あたり							
		児童数		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積	
横浜市	341	538	(4)	12,540	(17)	3,725	(20)	5,856	(11)	23.3	(18)	6.9	(21)	10.9	(15)
21都市平均	177	471	-	15,469	-	7,153	-	5,843	-	33.8	-	15.7	-	12.6	-

#### 【中学校】

(単位 面積=㎡)

	校数	1校あたり						1人あたり							
		生徒数		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積	
横浜市	147	614	(3)	18,361	(16)	6,423	(20)	6,383	(17)	29.9	(18)	10.5	(21)	10.4	(20)
21都市平均	83	495	-	21,705	-	10,777	-	6,895	-	45.4	-	22.7	-	14.3	-

出典：大都市比較統計年表（令和2年5月現在）

※（ ）は21都市の中での順位

※児童数・生徒数は国立・私立を含む

※他都市の数値等は巻末「参考資料」参照

(5) 教育内容の変化と「学校施設整備水準」

これまで、学習指導要領の変更等に併せて、必要な特別教室や諸室の種類・面積を示す市の基準「学校施設整備水準」の見直しを随時、行ってきました。これにより、個別支援教室や多目的室、武道場などを新たに整備することとしたほか、体育館のアリーナ面積も広げてきました。

また、学級編制に係る法律の改正による35人学級への対応も進めています。

学校教育に必要な面積は増加傾向ですが、敷地面積が狭い学校では、増改築や内部改修によるこれ以上の対応が難しく、現状では、市の整備水準を下回っている学校が多くあります。

【図7】建替えによる面積の変化

<都岡小学校建替えの例>

	建替前	建替後
保有教室	普通 14－個別 3－特別 6－多目 0	普通 13－個別 3－特別 6－多目 7
延床面積	約 5,800 m <sup>2</sup>	約 7,100 m <sup>2</sup>

<汐見台小学校建替えの例>

	建替前	建替後
保有教室	普通 30－個別 2－特別 5－多目 1	普通 23CR－個別 2－特別 7－多目 5
延床面積	約 6,800 m <sup>2</sup>	約 8,600 m <sup>2</sup>

<二俣川小学校建替えの例>

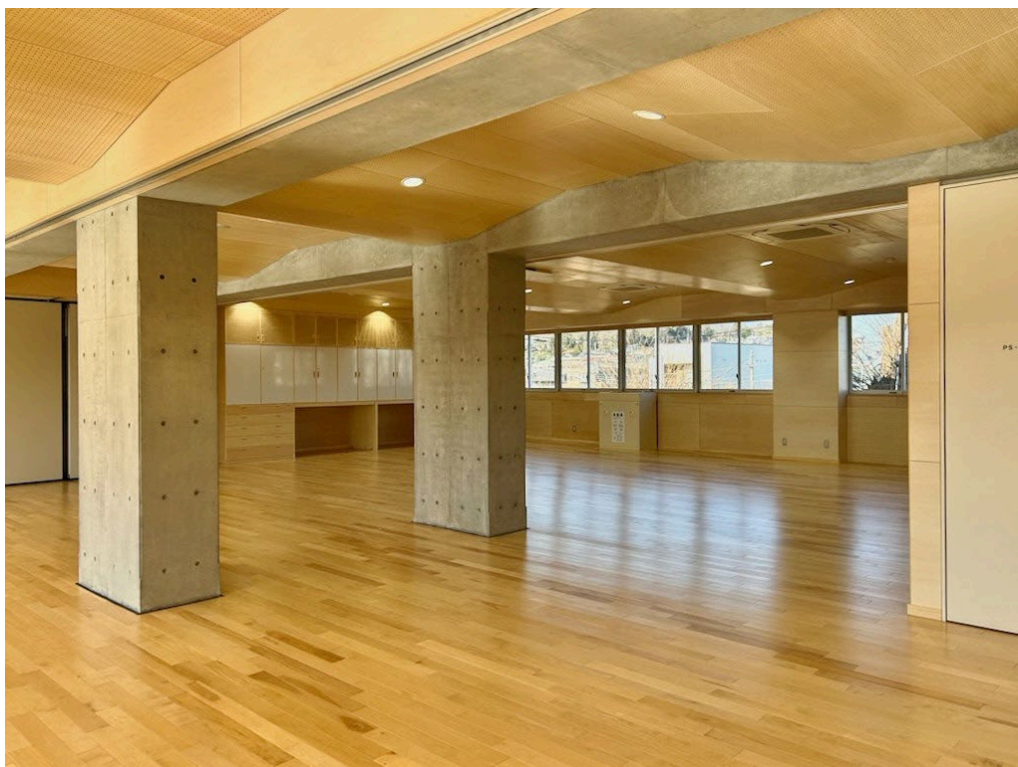
	建替前	建替後
保有教室	普通 19－個別 3－特別 5－多目 1	普通 23－個別 2－特別 6－多目 8.5
延床面積	約 5,900 m <sup>2</sup>	約 8,000 m <sup>2</sup>

※横浜市教育委員会調べ

【建替校の一例】都岡小学校（旭区）の校舎棟外観、音楽室



外観



可動間仕切りにより一体的に使用できる音楽室（奥）と多目的室（手前）

## 4 学校施設の建替え等についての考え方

### (1) 対象校

財政ビジョンで「全ての公共建築物を対象にファシリティマネジメントを推進する」としたことを踏まえ、旧耐震基準で建設された384校から拡大し、全小・中学校482校を対象とするとともに、建替えに加え長寿命化も選択肢とします。これにより、建替えの事業量の平準化や学校施設の施設量（床面積）の縮減、経費縮減等を図ります。

なお、特別支援学校は、児童生徒の特性から「居ながら建替え」が困難なこと、「特別支援学校設置基準」（令和3年9月公布）への対応も検討する必要があることなどから、この基本方針の対象には含めず、別に方針を検討します。

また、高等学校については、入学試験や学校ごとの特色ある教育内容への対応などについて検討する必要があることから、この基本方針の対象には含めず、別に方針を検討します。

【図8】 対象の学校数

令和5年4月1日現在

建設年度	昭和56年度以前 (旧耐震基準)	昭和57年度以降 (新耐震基準)	計
小学校	266校	72校	338校
中学校	105校	39校	144校
計	374校	109校	482校

※分校、高等学校附属中学校は除く。義務教育学校は前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む。旧耐震基準の学校数は、平成29年5月時点では384校。

### (2) 目標耐用年数と建替え等の時期

「横浜市公共施設等総合管理計画」（P.2参照）で、本市の公共施設の目標耐用年数を原則として「70年以上」としているため、学校施設の目標耐用年数も「70年以上」とします。

複雑な施設配置や狭あいなグラウンド面積、防災への対応など、建替えを行わないと解決できない課題のある学校については、教育環境の向上を図るため、効果的に長寿命化を取り入れ建替えの事業量を平準化しつつ、建替えを検討していきます。

一方で、課題が少なく、長寿命化が可能な学校は70年を超えて使用することも検討し、長寿命化改修や大規模リニューアルも選択肢とします。

### (3) 事業期間

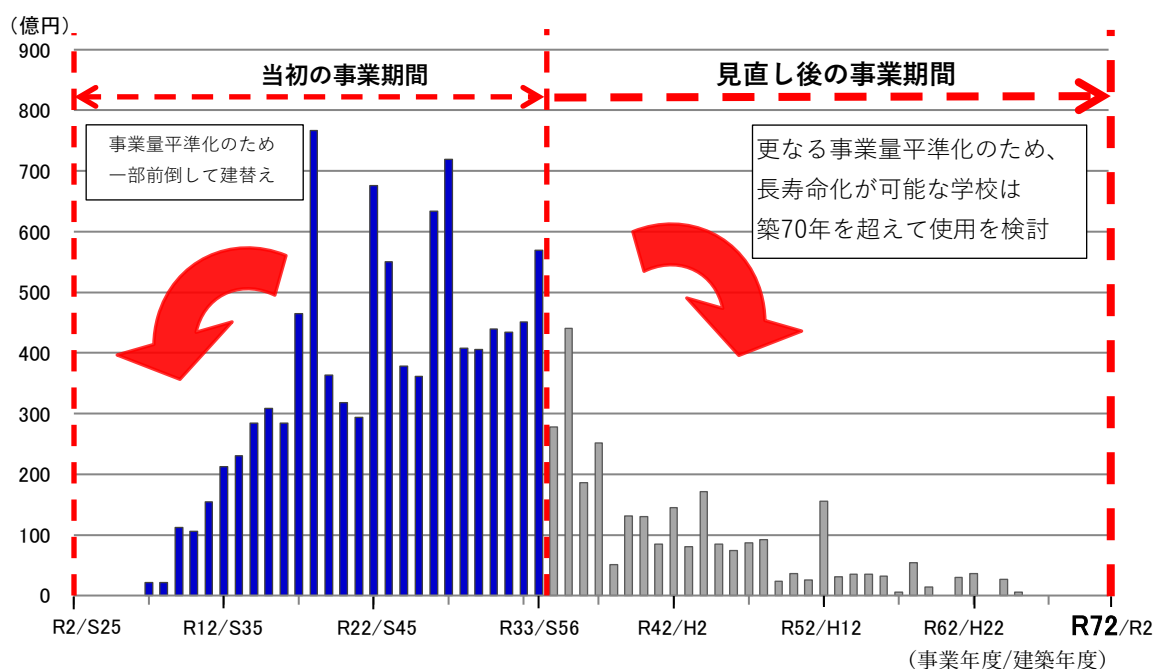
事業期間は、令和2（2020）年度に新設された小学校が築70年に達する令和72（2090）年度までとします※<sup>1</sup>。

また、事業費は、建替えに加え、長寿命化改修・大規模リニューアルにかかる経費とします※<sup>2</sup>。

※1 築70年に満たない学校の一部を前倒して建替えることに加え、築70年を超え後倒し（長寿命化を図った後に建替え）する想定。

※2 解体費、仮設費、グラウンド整備費を含む。工事中の代替運動場費用等は含まず。

【図9】事業期間（事業量の平準化）



- ・ 築70年で建替えた場合  
旧耐震基準の384校が対象。事業期間の事業費は約1兆円。ピーク時の事業費は単年度で約800億円。
- ・ 建替え基本方針（平成29年5月策定）  
旧耐震基準の384校が対象。事業量平準化のため、築70年を超えない範囲で一部前倒して建替えを実施。事業期間は令和33（2051）年度まで、ピーク時の事業費は単年度で約400億円。
- ・ 建替え等基本方針（今回の見直し）  
新耐震基準を含む全482校が対象。更なる事業量平準化のため、長寿命化が可能な学校は70年を超えて使用することで事業期間を令和72（2090）年まで延長。ピーク時の事業費を単年度で約260億円に圧縮。

#### (4) 建替えに併せて検討する事項

学校施設の建替えは、単に老朽化対策にとどまらず、教育環境の向上や公共建築物のファシリティマネジメントを進める重要な機会であるため、学校施設の機能改善、隣接する小規模校との学校統合、他の公共施設等との複合化(再編整備)、公民連携の推進といった視点からも検討します。

##### ア 機能改善

建替えにあたっては、「学校施設整備水準」に沿った整備を行うとともに、児童生徒の安全確保や将来を見据えた学校教育・学校運営に配慮した施設配置、動線計画とし、機能改善を図ります。また、防災上課題のある学校※は、複合災害やレジリエンス(回復力)にも配慮した計画とします。

##### ※ 防災上の課題のある学校

- ・0.5m以上の浸水が想定される学校…16%
- ・敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されている学校…14%

##### イ 隣接する小規模校との学校統合等

市内には、学校の小規模校化が進む地域もあります。「学校規模に関する基本方針」(P.4 参照)では、小規模校(11学級以下、中学校で8学級以下)は異学年で一緒に活動する機会が増え、子ども同士がよく知り合うことができる一方で、多様な個性と触れ合える機会が少なくなる、行事や校内外活動が限定されるなどの課題があり、今後も規模適正化により教育環境の改善を進めていく必要があるとしています。

これを踏まえ、小規模校周辺校の学校を建替える際には、「学校規模に関する基本方針」に基づき、隣接する小規模校との学校統合等を検討します。

##### ウ 他の公共施設等との多目的化・複合化

「横浜市公共施設等総合管理計画」(P.2 参照)では、「大規模改修や建替え、新築など、大規模な投資を行う場合や施設の統廃合を行う機会に、多目的化・複合化などの再編整備を図る」こととしています。

多目的化・複合化を行うと、維持管理費等の効率化が期待できます。また、複合施設の機能を授業や学校行事等、学校教育で活用することや、地域の拠点形成も期待できることから、学校建替えにあたっては、周辺の公共施設等の配置や建替え計画等に十分配慮し、多目的化・複合化の検討を行います。

##### <多目的化・複合化の実績>

- ・コミュニティハウスとの複合化…3校

## エ 公民連携の推進

学校建替え等に民間ノウハウや資金を活用することで、整備や維持管理等に係る財政負担の軽減や平準化だけでなく、工期短縮や建替え後の高いサービス水準の維持管理等が期待できます。

複合化を進めた場合にその効果が期待できることから、駅に近いなど市民にとって利便性が高く、商業地域など高度利用が可能な場所にあり、複合化等により民間ノウハウの活用が期待できる学校施設の建替え等を中心に、PFIなどの公民連携手法※の導入を検討するとともに、順次、適用範囲を拡大していきます。

なお、公民連携手法の導入の検討にあたっては、「横浜市中企業振興基本条例」（平成22年4月策定）にも配慮し、市内企業等の公民連携事業への参画促進等を目的とする「横浜PPPプラットフォーム」の取組などとも連携して進めていきます。

※公民連携（PPP：Public Private Partnership）手法…公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。PPPには、PFI法に基づき公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うPFIを始め、指定管理者制度、包括的民間委託など様々な手法が含まれる。

### <複合化事例における公民連携手法導入の検討>

- ・駅に近く商業地域にある立地を活かした、豊岡小学校（鶴見区）と図書館、保育所等の複合化において、公民連携手法の導入の可能性も含めて検討中（令和5年6月現在）



(5) 建設年度が異なる棟の取扱い

建替えが必要な学校において、校舎や体育館、プール等の棟ごとに建設年度が異なる場合、耐用年数に達するタイミングで各棟を建替えると、施設配置の制約が大きくなり、施設の集約化等による敷地の適正利用や施設の使い勝手の向上などの目的達成が困難になります。

このため、同時期に建替えることを基本とし、最古の棟の築年数及び学校施設全体の平均築年数から、建替時期を総合的に判断します。

ただし、建替後の施設配置計画に影響が少ない場合や学校施設全体の建替えが困難な場合などは、一部建替えや長寿命化改修、大規模リニューアルも検討します。

(6) 将来を見据えた整備水準や設備

児童生徒の安全・安心を確保し、より良い教育環境を整備するため、最新の「学校施設整備水準」や仕様に基づき設計します。

また、敷地の効率的な活用による施設及びグラウンド等の必要面積の確保やコンパクトな施設配置による使いやすさの向上、維持管理費の効率化を図るため、用途地域等を勘案しながら、必要に応じて高層化を検討します。

併せて、建設後70年以上の長期にわたり使用することを踏まえ、ライフサイクルコスト縮減のために、耐久性が高く、保全が容易であることや将来の用途変更への対応を考慮した整備を行います。

(7) 自然環境への配慮

自然エネルギーの有効利用、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入、木材の利用、断熱性能の向上、照明や冷暖房器具の省エネ化などにより、環境への負荷を低減した施設となるよう検討します。

(8) 建替中に必要な機能の維持

建替工事等は学校教育を現地で維持しながら行うため、建替中の学校施設について、特別教室や給食室等も含め、必要な機能の維持に努めます。

特に、グラウンドに仮設校舎や新校舎を設置する際は、グラウンドの使用が大幅に制限されます。体育授業の実施や地域防災拠点としての機能が継続できるよう、体育館の継続利用に努め、運動会など体育館では実施困難な学校行事等については、学校予定地等の未利用公共用地や近隣の小・中学校等の活用を検討します。



## 5 建替事業の進め方

### (1) 建替対象校の選定

建替対象校の選定は、原則として築年数の古い学校から行うことを基本とし、国庫補助の対象となる学校から選定します。なお、国庫補助対象の要件については、耐力度調査\*等により確認します。

※耐力度調査…学校施設における「建物の構造耐力」、「経年による耐力・機能の低下」、「立地による影響」の3項目を総合的に判断し、建物躯体の健全度を評価する調査

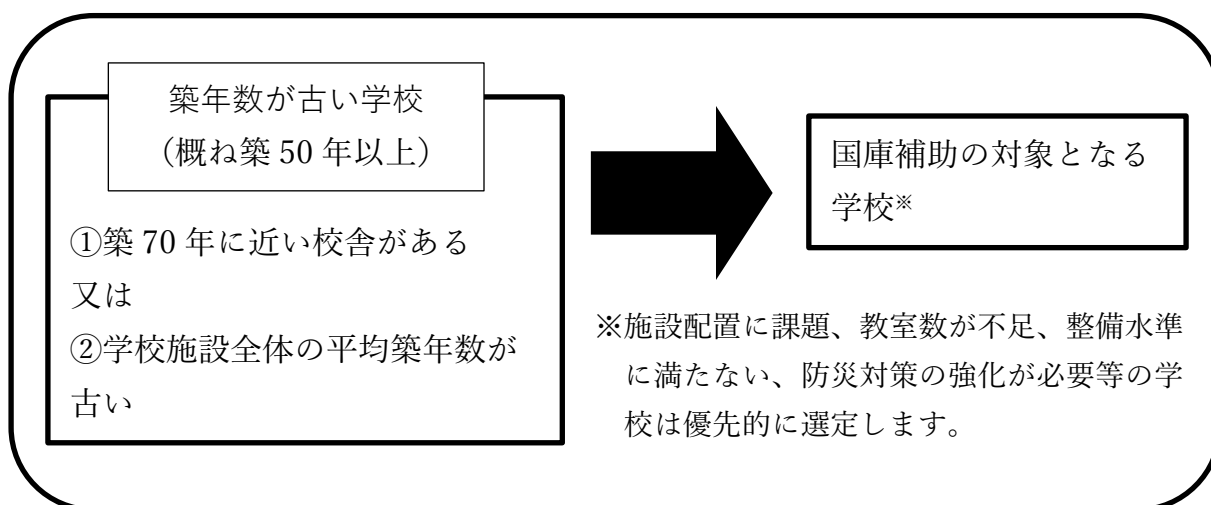
選定にあたっては、教育委員会事務局内に設置する「建替対象校選定会議」において、最古の棟が概ね築50年以上の学校から、最古の棟の築年数及び学校施設全体の平均築年数を総合的に判断して選定します。

また、教育環境や防災面に課題が多く、建替え以外の方法では改善が見込めない学校は、優先的に建替えの検討を行います。

#### 【優先的に建替える学校の例】

- ①児童生徒の安全確保や学校教育・学校運営に支障が生じている学校（学校施設が特殊な形状や複雑な配置である、頻回な増改築により動線が長く複雑になることで使い勝手が悪い等）
- ②多目的室がないなど、整備水準を大きく下回る学校
- ③建替えに併せた防災対策の強化が望ましい学校（浸水想定区域にある、敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されている等）

【図 10】 建替対象校選定の基本



## (2) 建替対象校選定の例外

ア 「建替対象校選定の基本」によらず建替えを検討するもの

(ア) 学校規模適正化に併せた建替えが望ましいと判断された場合

(イ) 他の公共施設等との複合化等に併せて建替えが望ましいと判断された場合

(ウ) 児童生徒の急増等に伴い、教室確保のために建替えが望ましいと判断された場合

(エ) その他、建替えることが妥当と認められる場合

イ 「建替対象校選定の基本」に該当しても建替えを見送るもの

(ア) 小規模校化し適正規模校化が見込まれない場合

(イ) その他、当面の間、建替えを見送ることが妥当と認められる場合（直近に大規模改修等を行っている場合等。個々の実情に応じた対応を検討）

## (3) 建替対象校選定における留意点

同じ子どもが小学校、中学校それぞれで建替工事期間に在学し、教育環境に大きな制約がある中で学校生活を送り続けることを避けるために、学区が重なる小・中学校の建替えは一定年数を開けることとし、やむを得ず連続した建替えが必要な場合は、原則中学校を先に建替えることとします。

## (4) 選定から建替工事の進め方

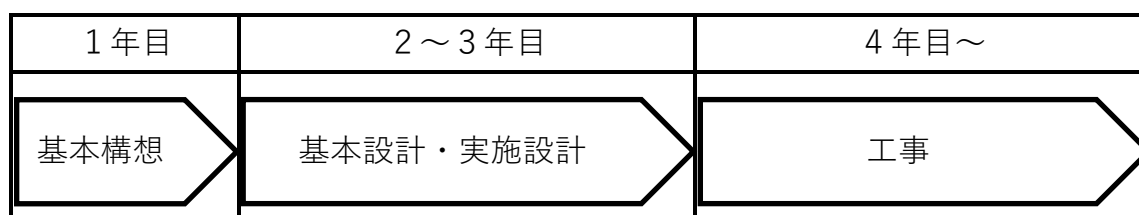
建替事業の標準的なスケジュールとして、1年目に基本構想、2～3年目に基本設計・実施設計、4年目以降に建替工事等の実施を想定しています。

校舎本体の建設工事等は学校教育を現地で維持しながら行うため、一般的な建築に比べ時間を要します。これまでの事例では、仮設校舎を設置しない学校で3年程度、仮設校舎等を設置せざるを得ない学校や、工程上ローリング（順次解体・建築を繰り返す工法）せざるを得ない学校では、5年以上要する場合があります。

校舎の状況、配置状況、敷地規模等によって学校ごとに工事内容が異なるため、地域や保護者、教職員の意見も踏まえ、建替えを進めていきます。また、検討状況などを関係者へ丁寧に説明しながら進めていきます。

なお、工事を進める際は、「4(7)建替中に必要な機能の維持」等に配慮してまいります。

【図 11】 建替えまでの標準的なスケジュール



(5) 建替えを進める上での留意点

ア 効率的な事業執行と財政負担の軽減

事業費や工事期間、児童生徒への負担軽減等の面から、効率的な設計・工法等を選択して進めます。また、建替えに比べ、工事費を縮減できる長寿命化改修等を効果的に取り入れ、事業量を平準化して財政負担の軽減を図ります。

加えて、国庫補助の補助率の見直しや適用範囲の拡大等を国に求め、財源確保に努めていきます。

イ 自然環境に配慮した学校施設の整備

気候変動等の社会的な課題を踏まえ、環境への負荷の低減を図るため、「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」(P.3) や「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」(令和 5 年 1 月改定) に基づき、ZEB Oriented相当<sup>※</sup>の省エネ基準を達成するとともに、引き続き太陽光発電設備の設置や照明のLED化を図り、これらを学習面でも活用できる学校施設の整備を目指します。

また、「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」(令和 4 年 4 月策定) を踏まえ、学校施設においても、積極的に木造化・木質化を進め、児童生徒にとって身近な空間で木材を利用し、健康的で温もりのある快適な教育環境を整備していきます。なお、その財源として、国からの森林環境譲与税を活用します。

※ZEB oriented相当…40%以上のエネルギー消費量削減を目標

<これまでの木造化の実績>

- ・万騎が原小学校（旭区）において、木造 3 階建て校舎を、令和 8 年の完成を目指して整備中。（令和 5 年 3 月現在）

#### ウ 地域まちづくりの推進への配慮

学校施設の建替えは地域の課題解決の重要な契機ともなります。そのため、地域の実情やニーズを的確に把握し、検討する必要があります。関係区局が連携し、地域の声を反映しながら、地域課題の解決や地域のまちづくりに資する施設として整備できるよう配慮します。

#### エ 地域防災拠点の機能確保

地域防災拠点に指定されている横浜市立小・中学校は、令和5年4月1日現在で442校あります。建替期間中に震災が発生することも想定し、体育館の継続利用等、建替工事中も地域防災拠点機能を維持できるよう努めます。

なお、総務局及び区役所、学校及び地域と十分に調整を行います。

#### オ 災害への対応

浸水想定区域内で一定以上の浸水が想定されている学校は、体育館や電気室、職員室を2階以上に設置するなど、地域の意見も反映しながら、可能な限りの対策を行います。

また、敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されている学校では、建替えに併せて斜面地の対策工事や施設配置等の工夫を行います。

これらの取組を通して、複合災害への対応能力や災害へのレジリエンス（回復力）を高めます。

#### カ 学校施設の目的外利用への対応

学校教育の目的外に学校施設を活用している事例として、放課後キッズクラブ、保育所、コミュニティハウス、学校開放や地域の行事等があります。

工事期間中は一時的に、これらの使用が制限されたり使用できなくなったりすることも想定されますが、学校、利用者、地域等とともに、可能な限り活動を継続できるよう、施設の一部利用や代替利用等について検討していきます。

なお、建替後に、児童生徒と地域が共同利用できる施設として機能するよう、配置等を十分に考慮していきます。

#### キ 学校の伝統やシンボルへの配慮

伝統ある意匠やシンボルツリーなど、児童生徒や地域に親しまれ、誇りとなっているものについては、関係者の意見に配慮しながら、継続して設置できるよう検討します。

#### ク 水泳授業の委託化の検討

近隣※に民間スイミングスクール等がある学校については、当該スクールの屋内プールを活用した水泳授業の委託化を検討し、天候に左右されない水泳授業の実施や水泳指導の質の向上、プールの維持管理を担う教職員負担の軽減を図ります。また、委託化により使用しない学校プールの更新・修繕を行わないことで、更新・修繕費や維持管理費等の節減につなげます。

※概ね1km程度の徒歩圏を想定。周辺の交通事情や学級数、民間スイミングスクール等の受入態勢等を総合的に判断する。本市には、水泳授業が可能な室内プールを持つ民間スイミングスクールやスポーツクラブが約80か所ある。(令和5年3月現在)

#### ケ バリアフリー化への対応

令和3年3月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正により、同法に基づく制限の適用を受ける建築物に公立小学校等※が追加されました。

本市においては、以前から「横浜市福祉のまちづくり条例」の規定により、全ての学校を特別特定建築物に追加しているため、取組内容に変更はありませんが、学校教育や放課後キッズクラブ等の目的外利用、地域防災拠点機能を支える基盤として、引き続き、必要なバリアフリー化等に取り組んでいきます。

※小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）  
で公立のもの

## 6 学校施設の長寿命化について

本市の小中学校施設は、多くの学校で、校舎配置が複雑、グラウンド面積が市の基準面積に満たないなどの課題があります。学校施設の建替えは、単なる老朽化対策に留まらず、校内動線の改善やグラウンド面積の確保など、教育環境の抜本的な改善も目的とします。

このため、本市の小中学校施設は、原則として建替えることとします。

一方で、持続的かつ安定的な建替事業の実施には、事業量の平準化が必要です。そこで、今後は、耐用年数評価等の結果等を踏まえ、築 70 年を超えた長寿命化を効果的に取り入れて事業量を平準化しつつ、計画的に建替えを進めていきます。

また、建替えなくても教育環境の改善が可能な学校や建替えが困難な学校について、長寿命化改修や大規模リニューアルにより、老朽化対策や教育環境の向上を図っていきます。

### (1) 建替えが困難な学校とは

建替えが困難な理由には、「老朽化を理由とする国庫補助の対象外」、「老朽化を理由とする国庫補助の対象だが、建替えが物理的に困難、あるいは建築条件等を整えるために建替時期の調整が必要」の 2 つがあります。

ア 国の補助要件を確認する「耐力度調査」の結果、耐力度が高く、老朽化を理由とした国庫補助を導入できる要件を満たしていない

【図 12】耐力度調査の結果（令和 5 年 3 月末時点）

	小学校	中学校	合計
調査数	96 校	22 校	118 校
国庫補助対象外	36 校	15 校	51 校

イ 老朽化による国庫補助の対象で建替えが望ましいが、物理的に建替えが困難あるいは建築条件等を整えるために建替時期の調整が必要

- ・周辺道路が狭く、大型工事車両の通行が困難なため工事が長期にわたるなど、事実上、学校教育を現地で維持しながらの建替えが難しい
- ・敷地境界や権利関係等が整理できないと建設に着手できない
- ・建替工事終了時点で小規模校化が見込まれるなど、ある程度の期間、児童生徒数の推移の注視が必要

- ・一部校舎のみ建替えが必要だが、他の校舎等の築年築が浅い（最古の棟を長寿命化して、他棟が築70年を迎える頃に建替えを検討することが望ましい）

## (2) 築70年を超えて学校施設を利用することについて

目標耐用年数とは、建物を供用しようとする目標年数を指し、建物の「寿命」とは異なります。学校施設に多い鉄筋コンクリート造の構造躯体は、適切な維持保全等を実施すれば70年以上の長寿命化も技術的に可能とされています。

教育委員会事務局では、学校施設の耐力壁や柱、梁の状況を確認し、構造躯体が、今後、何年程度使用が可能か、物理的に評価する新たな手法である「耐用年数評価」を導入しています。

令和3年度に3校で試験的に導入したところ、築70年に近い建物でも、適切な維持保全を行うことを前提に、現時点から数十年以上使用できる可能性があることが判明しました。

### 【参考】「耐用年数評価」の考え方

鉄筋コンクリート造の建築物では、アルカリ性のコンクリートが大気中の二酸化炭素等と反応して中性化することで防錆効果がなくなり、中性化が鉄筋に達すると、鉄筋の腐食が始まると言われています。

これを踏まえ、コンクリートの中性化の深さやコンクリートの圧縮強度などを調査し、「コンクリートの中性化が最外側の一定の割合の鉄筋に到達する期間」を「物理的耐用年数」として算定、評価します。

耐用年数が0年と評価されても、直ちに危険ということではありませんが、より丁寧に保全を行っていく必要があります。また、発錆は、コンクリートの微細なひび割れを通した水分や酸素の供給が原因になるため、外壁面等の防水をしっかりと行うことも有効です。

なお、耐震性については平成27年度までに全小・中学校で耐震診断を行い、必要な改修工事を実施済です。

### (3) 長寿命化を行う期間

学校の状況に合わせて、10年程度の長寿命化から、30年以上の長期的な使用を想定した長寿命化まで、様々な長寿命化を検討します。

#### ・10年程度の長寿命化

敷地等の課題整理に時間を要する学校など

#### ・10～30年の長寿命化（必要に応じて大規模リニューアルの実施も検討）

児童生徒数の推移の注視が必要な学校や、最古の棟のみを長寿命化する学校

#### ・30年以上の使用を想定した長寿命化（大規模リニューアルの実施も併せて検討）

工事が長期にわたるなどの理由により「居ながら建替え」が事実上困難な学校や敷地等の課題から建替えが極めて困難な学校（対象校の選定にあたっては、「5 建替事業の進め方（1）～（3）」を準用します。）

### (4) 今後の進め方

これまで、築70年を超えて学校施設を長寿命化して使用した経験がないため、耐久性向上や維持保全にかかる手法の確立が必要です。また、効果的でローコストな長寿命化改修の工法等の検討を行うことが必要です。

これらに取り組むため、「耐用年数評価」等を実施した学校について、順次、「学校ごとの個別の対応方針」を検討していきます。

なお、詳細については、「学校施設の長寿命化計画」の改定に併せ、今後、検討していきます。

### (参考) 長寿命化改修や大規模リニューアルの具体例

#### ア 構造躯体の劣化対策

- ・構造躯体の経年劣化を回復するもの…コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策等
- ・耐久性に優れた仕上材へ交換…劣化に強い塗装・防水材等の使用
- ・維持管理や設備更新の容易性の確保
- ・水道、電気、ガス管等のライフラインの更新



イ 建物の機能や性能を向上させるための工事

(ア) 安全・安心な施設環境を確保するもの

- ・耐震対策（非構造部材を含む）、防災機能の強化、事故防止・防犯対策等

(イ) 教育環境の質的向上を図るもの

- ・近年の多様な学習内容・学習形態への対応（多目的室の設置等）
- ・間取りの変更や今後の学校教育や情報化の進展に対応可能な柔軟な計画
- ・省エネルギー効果・高効率空調機器や複層ガラスの導入、照明設備のLED化、熱性能の向上、太陽光発電設備の設置、バリアフリー化、木材の活用など

(ウ) 地域コミュニティの拠点形成を図るもの

- ・地域住民の利用を考慮した教室等の配置の変更など

## 7 今後の取組

未来を担う子どもたちの豊かな人間性を育み、魅力ある快適な学校施設を整備することは、国及び地方自治体に課せられた重要な責務の一つです。子どもたちが安全に、安心して学べる環境づくりに向け、責任ある施設整備が求められます。新しい時代の学びの実現に向け、長期的な視野を持ち、より良い手法を模索しながら建替え等を進めていきます。

また、約5年間の建替事業実施で得られた知見や、最新の技術を取り入れながら、より効率的かつ効果的な建替え事業の進め方を模索していきます。

一方で、本市の将来人口推計（令和2年9月）では、今後、急激な少子高齢化と総人口の減少が予測されています。将来人口推計をベースにした長期財政推計では、高齢化の進展による社会保障経費の増加と人口減少による市税収入の減少により、今後、各年度の収支差（歳出に対する歳入の不足額）は拡大し続けることが予測されています。

本市ではこれまで、学校施設を含む多くの公共施設を整備してきており、老朽化とともに、その維持保全コストは本市予算の大きな割合を占めることが予想されています。

このため「財政ビジョン」で本市は、限られた財源の中で、施設の規模や数量、質、保全更新コストを、将来の人口や財政の規模に見合った水準へと適正化する方針に舵を切りました。

学校施設の建替え等においても、全庁的なファシリティマネジメント推進の流れの中で、学校周辺の公共施設及び公有地の配置状況等も踏まえ、効率的・効果的な建替え等を計画していく必要があります。

児童生徒に適切な環境で義務教育を提供するため、また、安全・安心な教育環境の整備を安定的かつ持続的に進めるため、長期的な視点をもって、建替えや長寿命化、規模適正化に取り組んでいきます。

今後も、社会情勢等の変化や全市方針の転換などに応じて、随時、方針の見直しを行い、持続可能な建替え等の事業実施を目指していきます。

## 参 考 資 料

指定都市及び東京都区部の児童・生徒数及び施設面積

【小学校】

(単位 面積=㎡)

	学校数	1校あたり									1人あたり					
		児童数	順位	校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		
				面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	
1 横浜市	341	538	4	12,540	17	3,725	20	5,856	11	23.3	18	6.9	21	10.9	15	
2 札幌市	200	450	11	15,484	13	7,955	9	6,980	2	34.4	11	17.7	10	15.5	3	
3 仙台市	119	453	10	19,030	1	8,415	5	6,816	4	42.0	4	18.6	7	15.0	4	
4 さいたま市	104	679	1	17,371	8	8,161	8	7,155	1	25.6	17	12.0	17	10.5	16	
5 千葉市	111	429	15	18,147	4	8,246	7	6,249	6	42.3	3	19.2	6	14.6	5	
6 東京都区部	817	495	6	8,999	21	3,714	21	5,076	18	18.2	21	7.5	20	10.3	19	
7 川崎市	114	664	2	13,562	16	6,314	16	6,927	3	20.4	20	9.5	19	10.4	17	
8 相模原市	70	507	5	17,020	10	7,159	13	6,420	5	33.6	12	14.1	13	12.7	10	
9 新潟市	107	364	21	18,783	2	9,487	1	5,839	12	51.6	1	26.1	1	16.0	1	
10 静岡市	87	382	19	15,117	14	7,747	10	5,474	16	39.5	7	20.3	3	14.3	7	
11 浜松市	97	441	13	17,139	9	8,739	3	5,226	17	38.9	8	19.8	5	11.9	13	
12 名古屋市	262	435	14	12,099	18	6,617	15	5,584	15	27.8	16	15.2	12	12.8	9	
13 京都市	153	406	18	11,959	19	5,084	18	4,697	19	29.5	14	12.5	16	11.6	14	
14 大阪市	286	415	17	9,405	20	4,697	19	6,036	8	22.7	19	11.3	18	14.5	6	
15 堺市	92	473	8	18,311	3	8,409	6	5,700	13	38.7	9	17.8	9	12.0	12	
16 神戸市	163	460	9	13,684	15	6,231	17	5,670	14	29.8	13	13.6	14	12.3	11	
17 岡山市	91	424	16	17,542	7	8,480	4	5,896	9	41.3	5	20.0	4	13.9	8	
18 広島市	141	475	7	18,074	5	7,515	12	4,601	20	38.0	10	15.8	11	9.7	21	
19 北九州市	129	370	20	16,146	12	6,847	14	5,894	10	43.6	2	18.5	8	15.9	2	
20 福岡市	145	582	3	16,394	11	7,526	11	6,061	7	28.2	15	12.9	15	10.4	18	
21 熊本市	92	449	12	18,042	6	9,145	2	4,536	21	40.1	6	20.3	2	10.1	20	
21都市平均	169	468	-	15,615	-	7,324	-	5,842	-	34.3	-	16.1	-	12.7	-	

【中学校】

(単位 面積=㎡)

	学校数	1校あたり									1人あたり					
		生徒数	順位	校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		
				面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	
1 横浜市	147	614	3	18,361	16	6,423	20	6,383	17	29.9	18	10.5	21	10.4	20	
2 札幌市	99	454	17	19,637	14	10,699	13	8,083	1	43.3	12	23.6	9	17.8	3	
3 仙台市	64	415	19	25,084	7	12,055	8	7,683	5	60.5	2	29.1	4	18.5	2	
4 さいたま市	58	617	2	23,737	10	12,850	5	7,998	2	38.5	14	20.8	12	13.0	15	
5 千葉市	55	457	15	23,880	9	12,078	7	7,148	8	52.2	6	26.4	6	15.6	7	
6 東京都区部	369	533	6	12,135	21	5,743	21	5,968	19	22.8	21	10.8	20	11.2	18	
7 川崎市	52	647	1	16,229	19	7,654	18	7,726	4	25.1	20	11.8	19	11.9	16	
8 相模原市	36	487	11	24,828	8	11,170	10	7,849	3	51.0	8	22.9	11	16.1	6	
9 新潟市	57	345	21	26,766	1	15,682	1	6,819	13	77.5	1	45.4	1	19.7	1	
10 静岡市	43	416	18	22,026	13	12,244	6	6,724	14	53.0	5	29.5	3	16.2	5	
11 浜松市	49	455	16	26,156	3	14,270	2	6,439	16	57.4	4	31.3	2	14.1	10	
12 名古屋市	112	519	7	17,477	18	9,860	15	6,986	9	33.7	17	19.0	15	13.5	13	
13 京都市	74	462	14	17,642	17	7,681	17	6,150	18	38.2	15	16.6	17	13.3	14	
14 大阪市	128	475	12	14,126	20	7,505	19	7,271	7	29.8	19	15.8	18	15.3	8	
15 堺市	43	507	8	25,329	5	13,316	4	6,882	12	50.0	10	26.3	7	13.6	12	
16 神戸市	84	465	13	19,308	15	9,442	16	6,559	15	41.5	13	20.3	14	14.1	11	
17 岡山市	38	507	9	25,719	4	11,860	9	7,449	6	50.8	9	23.4	10	14.7	9	
18 広島市	63	537	5	26,402	2	11,113	11	5,563	20	49.2	11	20.7	13	10.4	21	
19 北九州市	62	399	20	23,562	11	10,263	14	6,888	11	59.0	3	25.7	8	17.3	4	
20 福岡市	69	585	4	22,303	12	10,758	12	6,958	10	38.1	16	18.4	16	11.9	17	
21 熊本市	43	488	10	25,102	6	13,653	3	5,275	21	51.4	7	28.0	5	10.8	19	
21都市平均	80	489	-	21,872	-	10,995	-	6,921	-	46.1	-	23.3	-	14.5	-	

※児童数・生徒数は国立・私立を含む

令和2年5月現在  
出典：大都市比較統計年表

小学校施設整備水準

令和3年1月改訂

水準（単位：CR） ※1

種別	室名	学級数													
		～11	12	13～14	15	16～17	18～19	20	21～26	27	28～30	31～32	33～35	36～	
教室	1 普通教室	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	
	2 個別支援教室	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	
	3 特別支援教室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
特別教室	1 理科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0	
	2 音楽教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0	
	3 家庭科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	4 図画工作教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	5 図書室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	6 教育相談室・耐火書庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
多目的室	1 多目的室（水廻り学習等）	—	—	—	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	2 多目的室（集会・発表等）	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	3 多目的室（少人数指導）	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	
	4 多目的室（学校指定） ※2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
管理諸室	1 校長室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	2 職員室 ※3	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.5	
	3 事務室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	4 保健室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	5 保健相談室・教材教具室②	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	6 放送・スタジオ室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	7 会議室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	8 印刷室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	9 職員更衣室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	10 技術員室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	11 休養室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	12 職員・来校者用玄関	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	13 教材教具室①	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	14 倉庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	15 資料室・耐火書庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	16 PTA会議室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	17 地域交流室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
その他	1 児童更衣室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	2 昇降口	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5	2.5	
	3 体育館（アリーナ） ※4	560㎡	560㎡	560㎡	560㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	1,080㎡	

※1 普通教室の1クラス相当の面積を1CRとする

※2 具体的な用途…個別支援教室の増対応、国際教室、不登校対応、郷土資料室、児童会議室 等

※3 普通教室+個別支援教室の学級数を適用する

※4 普通教室+1（個別支援教室分）の学級数を適用する

中学校施設整備水準

令和3年7月改訂

種別	室名	水準(単位:CR) ※1											
		学級数											
		5	6~10	11	12	13~14	15~16	17	18~21	22~24	25	26~29	30~
教室	1 普通教室	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
	2 個別支援教室 ※2	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
	3 特別支援教室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
特別教室	1 理科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	2 音楽教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	3 家庭科教室	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	4 技術教室	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	5 美術教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	6 図書室	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	7 教育相談室・耐火書庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	8 特別活動室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	9 進路指導室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
多目的室	1 多目的室(集会・発表等)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	2 多目的室(少人数指導)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	3 多目的室(学校指定) ※3	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0
管理諸室	1 校長室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	2 職員室 ※4	1.5	2	2.5	2.5	2.5	2.5	3.0	3.0	3.5	3.5	4.0	4.5
	3 事務室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	4 保健室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	5 保健相談室・教材教具室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	6 放送・スタジオ室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	7 会議室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	8 印刷室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	9 職員更衣室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	10 技術員室・湯沸室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	11 休養室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	12 職員・来校者玄関	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	13 変電室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	14 倉庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	15 中学校給食配膳室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	16 PTA会議室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	17 地域交流室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他	1 生徒更衣室	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	2 昇降口	1.0	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5

※1 普通教室の1クラス相当の面積を1CRとする

※2 個別支援教室が1CRの場合は、プレイルームを含め2CR整備する

※3 具体的な用途…個別支援教室の増対応、国際教室、不登校対応 等

※4 個別支援教室が3CR以上の場合、普通教室数+個別支援教室数-2CRの欄を適用する

#### 4 これまでの建替事業の実績

選定年度	学校名	H29	H30	R1	R2	R3	R4	備考
H29	上菅田 笹の丘小	構想	設計	設計	解体	工事	工事	R5 全面供用開始 学校統合
	設計				R5 一部供用開始 R7 全面供用開始			
	汐見台小				解体	解体 工事		R5 全面供用開始 施設配置改善※ <sup>1</sup>
H30	菅田の丘小		構想	設計	設計	解体 設計	解体 工事	R6 全面供用開始 学校統合
	榎が丘小					設計	工事	R6 一部供用開始 施設配置改善 グラウンド面積拡大※ <sup>2</sup>
	勝田小					解体 工事	R7 全面供用開始 施設配置改善	
R1	二俣川小			構想	設計	設計	設計	—
	万騎が原小							R6 一部供用開始 グラウンド面積拡大 木造校舎
	瀬谷小							R6 一部供用開始 グラウンド面積拡大
R2	矢向小			構想	設計	設計	設計	グラウンド面積拡大
	吉原小							—
	今宿小							—
	菊名小							土砂災害対策要
	つつじが丘小							—
	戸塚小							構想 設計
R3	豊岡小				構想	構想	複合化検討	
	二谷小				構想		—	
	桜岡小				設計	—		
	本郷中					—		
R4	上末吉小					構想	土砂災害対策要	
	南小						—	
	大門小						浸水対策要	

※1 施設配置改善…個々の教室の独立性は高いが使いにくい配置（バッテリー／クラスター型の教室等）を、建替えにより改善した学校

※2 グラウンド面積拡大…建替えにより、整備水準に満たなかったグラウンド面積を整備水準以上に引き上げた学校

※学校施設の建替えを行うと、コンパクトで使いやすい施設配置とすることで児童生徒及び教職員の使い勝手が向上するとともに、維持管理費の効率化を図ること

ができます。また、多様な学習内容・学習形態への対応（多目的室の設置等）やエレベーターの設置などによるバリアフリー化が促進されます。地域住民の利用を考慮して諸室等を配置しています。

また、省エネルギー化や断熱性の向上、防災機能の強化、事故防止・防犯対策等も考慮しています。



令和5年6月

横浜市教育委員会事務局 施設部 教育施設課

〒231-0017 横浜市中区本町6-50-10

電話 045-671-3531

FAX 045-664-4743

[ky-tatekae@city.yokohama.jp](mailto:ky-tatekae@city.yokohama.jp)

横浜市立小・中学校施設の建替えに関する計画・設計の考え方

令和5年3月改訂

教育委員会事務局

## はじめに

横浜市では、平成 29 年度に策定した「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針（以下、「建替え基本方針」という。）」に基づき建替校を選定し事業を進めているところです。

学校施設の計画及び設計に必要な基本方針として平成 14 年に策定した「横浜市小・中学校施設設計画指針」及び平成 16 年に策定した「横浜市小・中学校施設整備水準」に基づき施設整備を行ってきました。

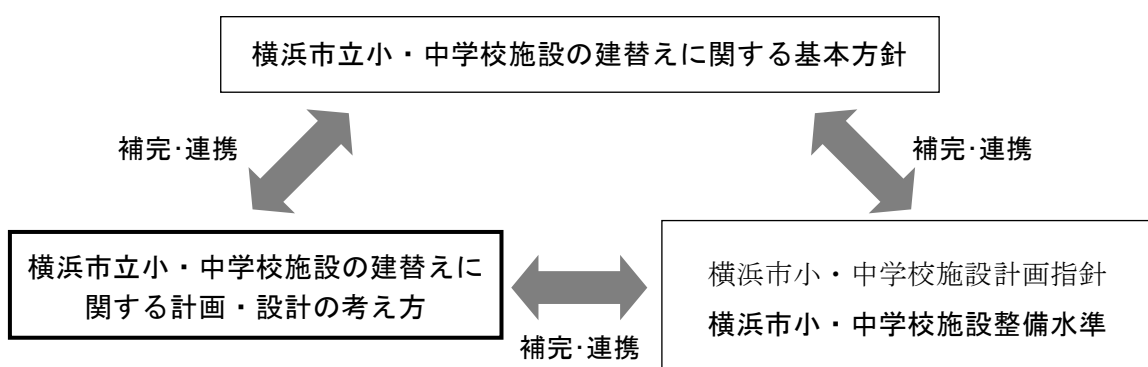
一方で、学校施設をはじめとする大量の公共建築物の老朽化が一斉に進み、現在では保全や建替えにかかる財政負担が課題となっています。将来的には、人口減少社会の到来や人口構成の変化に伴う税収の伸び悩みなど、横浜市を取り巻く状況は大きな転換期を迎えることが予想され、財政負担の軽減・平準化の取り組みは喫緊の課題です。このため、「横浜市小・中学校施設設計画指針」については、文部科学省の施設整備指針、学習指導要領の改訂や横浜教育ビジョン 2030 の策定、建替え基本方針の策定の状況を踏まえ平成 31 年 2 月に改訂し、「今後の建替計画を踏まえ、出来る限り財政的な負担を軽減することを目的とする」ことを明記しました。

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する計画・設計の考え方（以下「計画・設計の考え方」という。）」は、「教育活動に必要な機能の確保」をしつつ、「施設規模の効率化」と「事業費の縮減」を行う考え方を示し、横浜市職員と計画・設計業務に携わる受託者の共通理解のもと、効率的・効果的な建替えと財政負担の軽減の両立を図り、学校施設の建替えを持続可能な事業とすることを目的として策定したものです。

この「計画・設計の考え方」は、教育委員会事務局教育施設課、建築局学校整備課、財政局公共施設・事業調整課と協議して策定をしました。

なお、今後建替えを進めていく中で、社会情勢等の大きな変化や本市の方針の大きな転換などにより、計画・設計の考え方の内容が実態に合わなくなった場合には見直しを検討します

### 「設計・計画の考え方」の位置づけ





## 目 次

第1章 学校施設の建替えを進める上での留意点 .....	- 1 -
1 施設規模の増大への対応 .....	- 1 -
2 膨大な事業費への対応 .....	- 1 -
第2章 建替計画・設計を進める上での基本的な考え方 .....	- 2 -
1 建替えにあたっての基本的な考え方 .....	- 2 -
2 工事計画 .....	- 2 -
3 配置計画 .....	- 3 -
4 平面計画 .....	- 4 -
5 立面計画・断面計画 .....	- 5 -
6 構造計画 .....	- 6 -
7 設備計画 .....	- 6 -
第3章 環境への配慮等 .....	- 7 -
1 環境性能の検討 .....	- 7 -
2 木材利用 .....	- 7 -
3 緑化・植栽 .....	- 7 -
4 維持管理・ランニングコストへの配慮 .....	- 7 -
5 安全面への配慮 .....	- 8 -
6 その他の留意事項 .....	- 8 -
第4章 計画・設計の進め方 .....	- 9 -
1 基本構想策定 .....	- 9 -
2 基本計画策定 .....	- 9 -
3 基本設計、実施設計 .....	- 9 -

## 第1章 学校施設の建替えを進める上での留意点

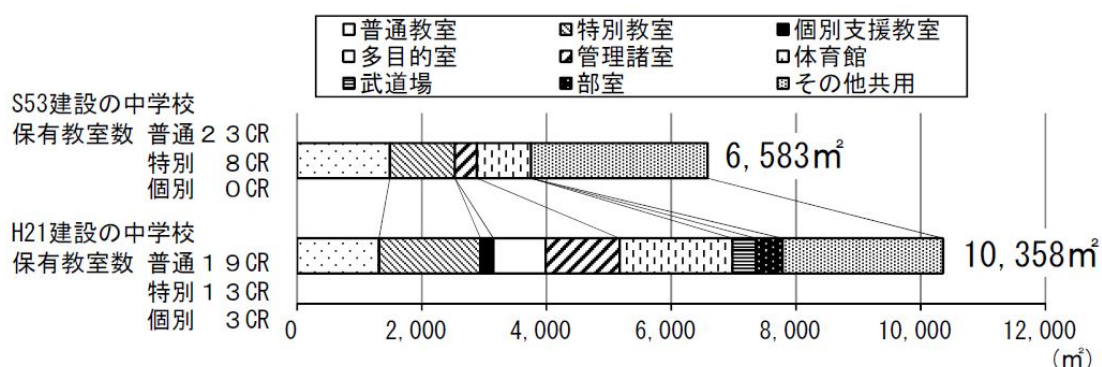
### 1 施設規模の増大への対応

教育内容の変化等により、整備が必要な特別教室や諸室の種類・面積も変更され、横浜市においても教育内容に必要な学校施設の諸室等を横浜市学校施設整備水準として定め、必要な諸室等を見直してきました。

従来は整備していなかった個別支援教室や多目的室、武道場等を整備することとし、また、体育館も従来の面積より大きく整備することとしています。

そのため、老朽化した学校施設を建て替える場合は、従来の施設規模に比べ、規模が1.5倍程度大きくなる可能性もあり、整備費や維持管理費の縮減を考慮した計画・設計を行う必要があります。

図1 建設年度の異なる同規模中学校の施設比較



出典:横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針(平成29年5月 横浜市教育委員会)

### 2 膨大な事業費への対応

「建替え基本方針」では、建替対象校は昭和56年度以前に建設された384校とし、事業期間は、昭和56年度以前に建設された学校が築70年に達する令和33年度までとし、事業費は約1兆円と試算しています。事業費が膨大であり、1年間あたりの対象事業費も多額の費用が想定される中、資材等の上昇など事業費の増加要素もあるため、コスト縮減を意識した、効率的な計画・設計を行う必要があります。

表1 建替対象の学校数(平成29年4月1日現在)

建設年度	昭和56年度以前	昭和57年度以降	計
小学校	273校	67校	340校
中学校	111校	34校	145校
計	384校	101校	485校

※ 分校、高等学校附属中学校は除く

※ 義務教育学校は、前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む

## 第2章 建替計画・設計を進める上での基本的な考え方

### 1 建替えにあたっての基本的な考え方

学校建替えにあたっては、限られた事業費の中で必要な諸室、機能を効果的かつ効率的に配置し、公立学校として必要な教育環境を確保します。

児童・生徒が安全で快適に教育を受けることができる環境を整備すると共に、教職員が管理しやすいプラン、スムーズな動線の確保、死角をなくすプラン（雁行を避ける等）とするために、「コンパクトな計画」かつ「シンプルな計画」とし、工事費、維持管理費などを含めたライフサイクルコストの縮減を行います。

コンパクトな計画：教室をはじめとした効率的な諸室の配置  
シンプルな計画：単純な建物形状、均一で合理的な平面・立面・断面・構造計画、  
単純な動線、管理のし易さ  
標準的な仕上げ仕様（資料編 第3「標準的な仕上げ仕様」参照）

### 2 工事計画

#### (1) 建替え方式の検討

建替えの工事計画を検討する際、以下の2つについて検討を行い、決定しています。ひとつは今あるグラウンドに新校舎を建設し、完成後に既存校舎を撤去する方式（ローリング方式）、もうひとつはグラウンドに仮設校舎を建設し、既存校舎を撤去した場所に、新校舎を建設する方式（仮設校舎方式）です。

	ローリング方式	仮設校舎方式
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・現状のグラウンドに新設校舎を建設</li><li>・既存校舎を解体・撤去し、その部分にグラウンドを整備</li><li>・体育館やプール棟についても建設の後に解体・撤去 (校舎とグラウンドの配置が入れ替わる)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・現状のグラウンドに仮設校舎を建設</li><li>・既存校舎を解体・撤去し、その場所に新校舎を建設</li><li>・体育館やプール棟は適宜建設及び解体・撤去 (校舎・グラウンドの配置はそのまま)</li></ul>

#### (2) 工事期間中の機能確保

工事期間中においても学習環境を維持できるよう配慮します。

なお、校舎棟以外の機能確保の優先順位は、次のアからエの順とします。

##### ア 給食の継続

原則として工事期間中も給食が継続可能な計画とし、配膳の際に屋外を通る動線は避けることとします。

##### イ 体育館使用の継続

グラウンドの確保が難しいケースが多く、体育授業の使用頻度が高いため、原則として継続的に利用可能な計画とします。また、可能な限り防災拠点としての継続利用についても検討します。

##### ウ プール授業の継続

原則として工事期間中もプール授業が継続可能な計画とします。使用不可となる場合は、出来る限り使用不可の期間を短くするように計画します。

## エ グラウンドの継続

工事期間中においても、出来る限りグラウンド面積を確保できるよう努めます。

### (3) 部分建替え

建設後の年数が比較的浅く、建替後の全体計画に影響が少ない棟がある場合には部分建替えを検討し、決定しています。検討にあたり、部分建替えと全体建替えのイニシャル、ランニングを含めたコスト比較を行うほか、将来の維持管理や残置建築物の建替え等も含め、敷地全体の建替え計画を策定し、今後の学校運営や工事計画を円滑に行うこととしています。

### (4) 安全対策

工事のための動線と児童・生徒・教職員・地域利用の動線の交錯を避けるなど安全面・学校運営に配慮します。

## 3 配置計画

### (1) 校舎棟の配置

建替え方式の検討を踏まえた計画とし、その他に、敷地及び周辺の地形の特性、道路の状況、街並み、将来的な擁壁の築造替え等にも配慮し、経済性、機能性、安全性、維持管理、生活環境等を総合的に判断した配置とします。

また、児童・生徒の安全に配慮し、死角のない配置とします。

### (2) グラウンドの配置や面積の確保

グラウンド面積は、小・中学校1校あたり、児童生徒1人あたりともに21都市中最低水準であり、建替えにあたり小学校は120mトラック、中学校は150mトラックを確保し、他の運動施設等が設置できる面積を確保します。（参考資料 第2「1 グラウンドの規模等」参照）

また、災害時の児童・生徒の避難も考慮し、校舎棟昇降口からグラウンドへの避難動線も配慮します。

### (3) 体育館、プールの地上設置

小・中学校それぞれの基準に沿った面積を確保すると共に、コスト及び維持管理の観点から原則として、地上レベル（グラウンドレベル）に設置します。体育館については、災害時における地域防災拠点として指定されている場合が多いため、地震や風水害の際にも利用しやすい場所に設置します。

ただし、グラウンド面積の確保が困難で、かつ高さ制限、日影規制等により高層化の計画が困難な場合は、校舎棟又は体育館の屋上へのプール設置や体育館の立体化等についても検討を行います。その際には、学習環境や構造、設備、工事費等を十分検討することとします。

### (4) 災害への配慮

ア ハザードマップ等により土砂災害特別警戒区域や浸水想定区域等を把握した上で建物の配置計画を検討します。

イ 学校が地域防災拠点となる場合は、教育活動の再開時に、教育活動エリアと避難所エリアを分離しやすくするとともに、施設の利用にあたって両者の動線が交錯しないよう、普通教室群と体育館の配置に配慮するなど、災害時の避難者受け入れや地域防災拠点としての運営等も考慮した



配置とします。

ウ 津波等の自然災害による浸水が予想される地域など、体育館を地上レベル（グラウンドレベル）に設置することによって地域防災拠点等の機能が損なわれる恐れがある場合は、2階以上への設置も検討します。

(5) 周辺環境への配慮

日影、電波障害、グラウンドの埃、騒音、植栽、出入り車両の影響等、周辺環境への影響を考慮した計画とします。

(6) 複合化への対応

複合化にあたっては、児童・生徒の学習環境と安全の確保に万全を期すとともに、複合施設の活動内容を考慮し、発生する音や視線に配慮した施設計画とします。

また、それぞれの専用部分、共同利用部分の区域、防犯体制や管理に対する責任を明確にするなど、教職員に運営管理上の負担がかからないよう十分配慮します。

#### 4 平面計画

管理エリア・教室エリアの動線が交錯することのないなど学校運営に配慮した平面計画とします。

(1) 普通教室等

ア 普通教室の大きさは、縦8m×横8mの64㎡を標準とします。

イ 特別教室、多目的室、その他の諸室についても、8m×8mの普通教室のグリッドに合わせて配置することを原則とします。

(2) 共用部分の計画

ア 全体規模に占める共用部分の割合

敷地条件等にもよりますが、建物全体の床面積のうち、共用部分の面積は25%から30%までを目安とします。

建物全体の床面積：校舎、体育館及び給食室を含み、プール、屋外倉庫等の附帯施設は除く。

共用部分：廊下、階段、手洗い流し、PS等の部分を指す。

表2 全体規模の目安の例（小学校）

普通教室数	建物全体の床面積		付帯施設	全体の延べ床面積
	諸室の床面積	共用部分		
12 教室	4,700 ㎡	1,800 ㎡	200 ㎡	6,700 ㎡
18 教室	5,500 ㎡	2,200 ㎡	200 ㎡	7,900 ㎡
24 教室	6,100 ㎡	2,300 ㎡	200 ㎡	8,600 ㎡

イ 廊下、階段

廊下及び階段の幅は、建築基準法、バリアフリー法等の基準を満足した上で、通行及び避難に必要な最小限の幅とし、有効幅員の目安は表3のとおりとします。また児童・生徒の安全に配慮し、死角のない動線計画とします。

なお、表3の幅員を広げる場合には、その必要性について学校も含めて十分協議のうえ判断することとします。

また、階段は、通行及び避難に必要な最小限となる数、配置となるよう計画します。廊下につ

いては、利用者、諸室のつながり、構成等を考慮した上で、コンパクトな配置となるよう計画とします。

表3 廊下、階段幅の目安（有効幅員）

	小学校、中学校共通（m）
廊下（片側教室）	2.1
廊下（両側教室）	2.4
階段	1.8

### (3) 屋上、バルコニー、ピロティ、吹抜け等

機能上の必要性を十分検討した上で過大な計画としないこととします。

#### ア 屋上

手すりは形状・仕様をメンテナンスに配慮した計画とします。

#### イ バルコニー

転落防止、避難動線の確保を目的として設けることを原則とし、通行に支障がない幅員（1 m程度）とします。なお、教室、特別教室、多目的室が無い部分への設置については必要性を十分に検討することとします。

#### ウ ピロティ

児童・生徒の通行及び避難動線等からやむを得ない場合を除き、原則、設けないこととします。

#### エ 吹抜け

児童・生徒が転落する恐れがあり、火災時等に火煙の伝搬経路になることも想定されるうえ、防火設備の設置も必要となるため、自然換気等のための効果や必要性について十分検討したうえで設置することとします。

また、児童・生徒の安全性やメンテナンスに配慮し、天窓は設けないこととします。

#### オ ホール、ワークスペース

児童・生徒の通行及び避難の動線、授業における利用など、その必要性や実際の使い方について学校も含めて十分協議のうえ判断することとします。

#### カ 中庭

設置を要する場合は採光・通風上適切な配置とするとともに、将来の維持管理、修繕時の作業員の動線や足場設置等についても配慮した計画とします。

## 5 立面計画・断面計画

### (1) 階高等

教室、特別教室及び多目的室の天井高さは2.7mを標準とします。

階高は標準の天井高さに加え、梁や設備配管スペースを考慮し、必要最小限の高さとします。なお、周辺地域への日影等の影響がある場合には、天井高さを下げることも可とします。

### (2) 階数

校舎棟は、小学校は3階建て以下、中学校は4階建て以下を原則とします。

グラウンド面積の確保が困難な場合等においては、高層化の計画についても検討します。

## 6 構造計画

- (1) 建築物の構造設計については、建築基準法令に関する規定、各種建築学会規準のほか、次の各種基準類に準ずるものとします。
  - ア 建築局公共建築物構造設計の用途係数基準（横浜市建築局）
  - イ 建築構造設計指針（文部科学省大臣官房）
  - ウ 建築構造設計基準、同基準の資料（国土交通省大臣官房）
- (2) 経済的なスパン割りやシンプルな形状、適度な耐震壁の配置により柱や梁の寸法を抑え、空間の確保及び躯体量の縮減を図ります。
- (3) 校舎棟と体育館など用途係数が違う建物を一体で整備する場合は、エキスパンションジョイント等を設けて構造上別棟にすることで躯体量の縮減を図ります。
- (4) 将来的な学校施設整備の在り方の変化にも対応できるよう、プランの変更が可能な耐震壁の配置など構造計画に配慮します。

## 7 設備計画

- (1) 児童・生徒の接触や台車等の衝突など事故等の防止に十分配慮して、機器、操作装置等の設置位置、高さ、仕様等を計画します。
- (2) 機器等は十分堅牢なものとし、機器等の設置及び配管は、地震等においても事故や落下・転落等による危険が生ずることのないよう計画します。
- (3) 良好な学習環境の確保と維持管理コストの低減の両立を図ります。さらに、日常における維持管理作業時の避難動線の確保や照明器具・エアコンフィルターなどの交換時の安全な作業なども考慮し、適切な計画とします。
- (4) 省エネルギー化に寄与する設備の導入を検討すると共に、学校の利用状況を踏まえ、効果的、効率的な設備を計画します。

### 第3章 環境への配慮等

学校施設の建替えに際しては、自然環境に配慮した学校施設とするため省エネルギー化や木材利用の促進に取り組んでいきます。

なお、再生エネルギーの活用については既存の学校の設置状況や効率性、費用対効果等を十分に検討した上で、個別に調整することとします。

#### 1 環境性能

「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」や「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」等に基づき建築、設備の省エネや創エネの検討を行います。

#### 2 木材利用

横浜市では、平成22年10月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（令和3年6月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正）に基づいて「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、木材利用の促進に取り組んでいます。この方針に基づき地域材等を利用した内装等の木質化を推進し、木材使用量の目標値は、「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」に定めたものとします。実施にあたっては、メンテナンス性や安全性、ライフサイクルコスト等にも配慮しながら、多くの人の目に触れる部分を優先するなど、効果的かつ効率的な木質化を行います。

#### 3 緑化・植栽

- (1) 学校施設を含めた公共施設は、「緑の環境をつくり育てる条例」に基づき、敷地面積と用途地域に応じた緑化を行います。
- (2) 緑化・植栽を行う際には、メンテナンス性の観点等から原則として地上における緑化を優先し、効果的かつ経済的な計画とします。
- (3) 樹種の選定にあたっては、周囲からの見え方や維持管理のしやすさ、費用等を総合的に考慮した上で判断します。
- (4) 必要なグラウンド面積を確保できないなど、やむを得ず屋上緑化を採用する場合は、灌水の方法や雨漏りの防止等にも配慮することとします。

#### 4 維持管理・ランニングコストへの配慮

学校施設は原則として教職員や学校用務員が日常的な維持管理を行います。そのため、メンテナンス性・動線にも十分に配慮し、施設計画、設備計画及び外構計画を行います。具体的には、以下の配慮事項が考えられます。

- (1) 清掃のしやすい配置・平面・納まり計画とします
- (2) 雨漏りや結露の発生しにくい建物計画、設備計画・仕様とします
- (3) 設備機器については、故障のリスクやメンテナンスの容易さ、ランニングコスト等に配慮した計画とします。
- (4) 外壁、開口部のガラス等の破損等による交換の容易さ、費用負担軽減を考慮した計画とします。
- (5) 開口部のガラスは、空調効率向上のための断熱を考慮したものとします。

## 5 安全面への配慮

- (1) 内装仕上げは児童・生徒の活動等を考慮した上で安全性、強度等に配慮します。
- (2) 建具等にガラスを使用する場合は、衝突防止や破損の防止、破損時の飛散防止に十分配慮します。
- (3) 敷地及び校舎内では周囲からの見通しが良く、死角が生じないような計画とします。また、不審者侵入対策など防犯についても周辺の状況を踏まえ、設計段階から十分検討しておく必要があります。
- (4) その他児童・生徒の活動上、事故が生じることのないよう、細部の設計にも配慮します。  
転落防止としている手摺の高さは 120 cm 以上とします。児童・生徒だけで活動する場所は 140 cm 以上とします。

## 6 その他の留意事項

- (1) 誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー仕様や動線に配慮した計画とします。
- (2) 扉の指はさみ、ドアへの衝突が無いように計画します。

## 第4章 計画・設計の進め方

建替え事業は対象校の選定後、基本構想、基本計画の策定を経て基本設計に着手します。  
各工程の進め方は以下のとおりです。

### 1 基本構想策定

敷地条件、計画条件などの基本的な条件を調査、検討するとともに、学校施設の建替えをより良いものにしていくため、関係者に意見を求め施設計画に反映させます。

#### (1) 計画条件の調査と検討

計画地の法規制、地域の諸条件を確認します。計画校の学級数、施設規模は、義務教育人口推計及び施設整備水準等から決定しています。なお、複合化を行う場合は、複合化する施設の管理運営方法を踏まえ、学校機能に支障の無いような配置計画とします。

#### (2) 施設構想計画

必要な機能・規模に基づき、施設の配置計画、動線計画、工事計画、仮設計画、概算事業費等の案を作成します。

### 2 基本計画策定

基本構想案をベースに設計者の建築計画上の知見も加味し、基本設計の初期段階として、設計条件の整理や施設計画案、工事計画案等の策定を行います。

なお、本市の技術審査委員会（設計条件審査）において、基本計画案の妥当性について審議を受けます。また、必要に応じて、基本構想時に意見を求めた関係者へ報告を行う等検討します。

#### (1) 施設計画案の作成

必要諸室を盛り込んだ平面計画、立面計画、断面計画を作成します。

#### (2) 工事計画案（建替計画）の作成

効率的で学校運営への影響に配慮した建替計画を作成します。

#### (3) コスト縮減に配慮した工事概算額の算出

施設計画、工事計画に基づき工事費概算を算出します。施設計画案、工事計画案の作成においては、コスト縮減に十分配慮し、複数案を比較検討の上、決定することを原則とします。

### 3 基本設計、実施設計

基本計画をもとに、具体的な設計図書を作成します。

#### (1) 基本設計

ア 耐久性や維持管理のしやすさに配慮し、機能にあった内部・外部仕上げ計画を作成します。

イ 将来の改修にも対応できる構造計画を作成します。

ウ 情報化に対応し、環境と調和のとれた学校施設とするための設備計画を作成します。

エ 基本計画時の工事概算額を精査し、コスト縮減について検討した上で、基本設計図書に基づく工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。）を作成します。

オ 学校運営等を考慮した施工条件や敷地周辺の状況等を踏まえ、仮設計画、工事計画を作成します。

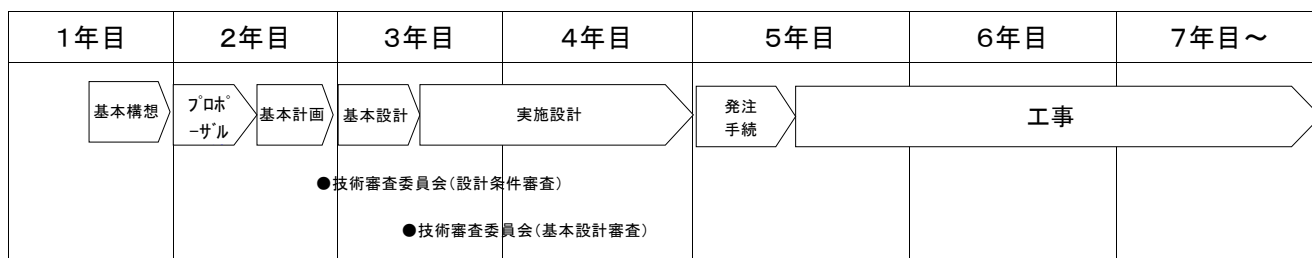
カ 本市の技術審査委員会（基本設計審査）において、基本設計案の妥当性について審議を受けます。

その後、状況に応じて近隣に資料を配布する等行います。

(2) 実施設計

- ア 詳細について学校関係者の意見を聞きながら進め、細部の検討を行い、設計に反映させます。
- イ 履行期限内において、工事発注スケジュールや本市職員のチェック期間等も踏まえた設計工程を作成し、適切に工程管理を行い、十分な余裕をもって設計図書作成・積算業務を行います。
- ウ 設計工程は、計画通知のほか各種関係法令の手続きを、十分な余裕をもって進めることが出来るように作成します。
- エ 学校運営等を考慮した施工条件や敷地周辺の状況等を踏まえ、より詳細に仮設計画・工事計画を検討し、設計に反映します。
- オ 入札参加者の積算や工事施工に支障が出ないように、明確でわかりやすい図面等を作成します。
- カ 国庫補助金の交付を受ける場合は補助金業務の必要工程等を配慮し、業務を行います。

図2 計画・設計の流れ（目安）



改訂履歴

令和2年3月 制定

令和5年3月 改訂

# 横浜市立小・中学校施設の建替えに関する計画・設計の考え方

## 参考資料

令和5年8月改訂



## 目次

第1 屋内施設等 .....	- 1 -
1 教室 .....	- 1 -
2 特別教室 .....	- 1 -
3 多目的室 .....	- 3 -
4 管理諸室等 .....	- 3 -
5 給食室（小学校） .....	- 6 -
6 運動施設 .....	- 8 -
第2 屋外施設 .....	- 9 -
1 グラウンド .....	- 9 -
2 外構 .....	- 10 -
3 屋外付帯施設等 .....	- 10 -
4 校庭整備の工期について .....	- 10 -
第3 標準的な仕上げ仕様 .....	- 13 -
1 内部仕上げ .....	- 13 -
2 外部仕上げ .....	- 13 -
第4 電気設備・昇降機設備 .....	- 13 -
第5 空調設備 .....	- 14 -
第6 想定される複合用途（教育委員会所管の施設以外） .....	- 15 -
1 放課後キッズクラブ（小学校のみ）【こども青少年局青少年部放課後児童育成課】 .....	- 15 -
2 防災備蓄庫【総務局危機管理室地域防災課】 .....	- 15 -
3 横浜市地区センター条例に基づくコミュニティハウス【市民局区政支援部地域施設課】 .....	- 15 -
4 災害用ハマッコトイレ【環境創造局下水道管路部管路保全課】 ※別途工事 .....	- 16 -
5 消防団器具置場【消防局消防団課】 ※別途工事 .....	- 16 -

※ 本参考資料の記載内容の具体化については、設計業務を進める段階において、学校関係者等と協議し決定することになります。

## 第1 屋内施設等

### 1 教室

#### (1) 普通教室

ア 普通教室は他の諸室に優先して日照、採光、通風等の環境条件の良い場所に配置します。原則南面とし、それが困難な場合は東面もしくは南西面とさせることが望ましいです。

イ 各学年の学級数が増加した場合においても、空間的なまとまりを崩すことなく施設の増築が可能な計画とすることが望ましいです。

ウ 普通教室は静かで落ち着いた学習ゾーンとし、活動的な特別教室群と分離させることが望ましいです。

エ 普通教室と廊下の間は、児童・生徒が授業に集中できるよう音・視線に配慮するとともに、更衣時の教室外からの視線に配慮します。また、固定の間仕切り部分を設け掲示が可能な仕様にするなど、児童・生徒の作品等の掲示に対応できる計画とします。

オ 1教室の児童・生徒数の上限は小学校35人、中学校40人です。

#### (2) 個別支援教室

ア 個々の児童・生徒の障害の状態や程度に応じた学習をするための少人数の教室です。

イ 本市には「知的障害」「自閉症・情緒障害」「弱視」の個別支援学級があります。

ウ 普通教室と同様、他の諸室に優先して日照、採光、通風等の環境条件の良い場所に配置します。

エ 一般学級との交流授業を考慮し、普通教室から離れすぎない位置に配置します。

オ 安全な生活環境を確保することのできる配置計画とします。設置階は災害時の避難等にも配慮し、なるべく1階に配置することが望ましいです。

カ 緊急時の連絡や避難、日常生活の利便性を考慮し、職員室・保健室・昇降口・便所への動線に配慮した位置とします。また、小学校では児童が配膳を行うことから、給食室からの配食に配慮した位置とします。

キ 1教室の児童・生徒数の上限は8人です。

#### (3) 特別支援教室

ア 日常的には一般学級に在籍している児童・生徒が、在籍する学級を離れて学習するためのスペースです。

イ 緊急時の連絡や避難、職員室・保健室・昇降口への動線に配慮した位置とします。

### 2 特別教室

#### (1) 理科教室

ア さまざまな種類の観察、実験、飼育、栽培、制作等を行うための教室です。

イ 第二理科室を設置する場合は、原則として第一理科室と同じ仕様とし、近接させるよう設計します。

#### (2) 音楽教室

ア 歌唱、楽器演奏、音楽鑑賞等の学習を行うための教室です。また、クラブ活動（小学校：マーチング、中学校：ブラスバンド）でも使用します。

イ 配置計画にあたっては、使用時には常に音が発生することから、校舎内や近隣への影響が最も少なくなるよう

配置します。

ウ 周囲への配慮として、壁、建具は防音仕様とします。

エ 第二音楽室を設置する場合は、原則として第一音楽室と同じ仕様とし、近接させるよう設計します。

### (3) 家庭科教室（小学校）

ア 5、6年生を対象に調理、被服製作、アイロン及び洗濯等の実習を行うための教室です。

イ 年間を通して教室の使用時間が少ないため、使用しない時間帯は会議、グループ活動等に利用する場合があります。

### (4) 家庭科教室（中学校）（旧：調理室、被服室）

ア 日常食の調理の他、栄養、食品、食事作法等の実習を行う調理室の機能と、被服製作、アイロン、洗濯、染物等の実習や、住居や保育の学習も行う被服室の機能を合わせた教室です。

イ 年間を通して教室の使用時間が少ないため、使用しない時間帯は会議、グループ活動等に利用する場合があります。

### (5) 図画工作教室（小学校）

ア 絵画、版画、木工、彫金等の製作を行うための教室です。

イ 授業内容によっては、テラス、中庭、校庭等を利用することがあるため、動線に配慮した位置とすることが望ましいです。

### (6) 美術教室（中学校）

ア 絵画、版画等の製作や石膏、粘土、石材、板材、金属等を用いた製作を行うための教室です。

イ 授業内容によっては、テラス、中庭、校庭等を利用することがあるため、動線に配慮した位置とすることが望ましいです。

### (7) 技術教室（中学校）（旧：金工・木工室）

ア 金属や木材の切断、研磨、組立、塗装等の学習を行うための教室です。

イ 授業内容によっては金属を切断する機械音や金槌による打設音が発生するため、学校内外への騒音対策として、配置計画の際に十分な検討が必要です。

ウ 塗装等の作業が発生するため、テラスや中庭など屋外の作業スペースと近接することが望ましいです。

### (8) 図書室

ア 一般的読書、教科学習、読書指導、図書館利用指導、館外貸出、放課後学習、課外学習等を行うための教室です。

イ 配置計画にあたっては、静かで落ち着いた環境が必要なため、校内外からの騒音の影響が少ない場所とします。また、全学年が利用し、使用頻度が高いことから、普通教室群に近接した位置とします。

ウ 一般開放を行う場合は、一般利用者の動線にも配慮した計画とします。

エ タブレット等を使用した調べ学習を行います。

### (9) 教育相談室

ア 一般相談（学業、友人、家庭等の問題）や非行等の問題を起こした時の指導を行うための室です。

イ 児童・生徒の日常動線と隔離する必要があるため、普通教室群から離れた場所に配置します。

#### (10) 特別活動室（中学校）

生徒会本部役員と顧問の打ち合わせ、会議、行事等の準備を行うための室です。

#### (11) 進路指導室（中学校）

ア 主に生徒の進路指導を行うための室です。

イ 放課後等に先生と生徒の少人数で使用するため、職員室の近くが望ましいです。

### 3 多目的室

#### (1) 多目的室（水廻り学習等）（小学校）

ア 第二理科室としての利用や、生活科（低学年）、書写、水を使用するような学習を行うための室です。

イ 授業内容によっては室内の流しで足りない場合があるため、廊下に設ける水飲み場に近接するよう配置します。

#### (2) 多目的室（集会・発表等）

ア 音楽、社会、発表を伴う学習、学級単位以外のグループ学習や一斉学習等の多様な学習を行うための室です。

イ 映像、音楽等を視聴する際にも使用するため、校舎内や近隣への影響が最も少なくなるよう配置します。

<小学校>

ウ 合唱、合奏、集会、発表等様々な利用が想定されることから、ステージを学校と調整の上、設置します。

<中学校>

エ 楽器を使用する音楽活動で使う頻度が高いと想定されるため、楽器収納のための準備室を設けます。

#### (3) 多目的室（少人数指導）

ア 教科の理解度などによりクラスを2～3グループに分けて、少人数できめ細かい授業を行うための室です。

イ 中学校の場合、特別教室を持たない教科（数学、国語、社会、英語）の書籍・書類・資料や利用頻度の少ない図書等を保管するための棚を各室の後方に設けます。（旧教科資料室の役割）

#### (4) 多目的室（学校指定）

ア 学校現場に求められる課題に対応する室として整備します。

イ 具体的な用途としては、国際教室、不登校対応、郷土資料室、児童会議室、個別級の増対応等があげられます。具体的な用途については、学校と調整を行います。

### 4 管理諸室等

#### (1) 校長室

ア 校長が執務、会議、応接等を行うための室です。原則、職員室と隣接させます。

イ 原則、グラウンドに面する位置に配置します。

#### (2) 職員室

ア 教職員が執務、児童・生徒指導、意思伝達会議等を行うための室です。

イ 学校全体を把握する必要があるため、建物内においては移動しやすい場所に配置すると共に、グラウンドに対

しても全体を見渡せるような配置とします。

また、原則として、グラウンドへすぐに出られるよう、グラウンドに面する1階に配置します。2階に職員室を配置せざるを得ない場合はグラウンドへ円滑に出ることが可能になるよう、動線に配慮します。

さらに、校長室、印刷室、事務室と近接させ、その他の管理諸室や職員・来校者用玄関とも近接させることが望ましいです。

ウ 児童・生徒の個人情報や学業の成績を取り扱うなど、重要な事務を行う室であるため、プライバシーを確保しやすい設えとします。

### (3) 事務室

ア 事務員が事務処理の執務を行うための室です。

イ 職員室と近接した配置とします。

### (4) 保健室

ア 病気やケガの救急処置や健康診断、休養等に対応するための室です。

イ 屋外でのケガ等にも対応することが多いため、1階のグラウンドに面する位置に配置します。

ウ 外部からの出入口を設置するとともに、保健室の外部に足洗い場、水飲み場を設置します。

エ プライバシーも配慮し、緊急車両等がグラウンド以外からも近づける位置に配置します。

### (5) 保健相談室

ア 児童・生徒の保健組織活動や心身の問題の相談、指導を行う室です。

イ 保健の先生が業務を兼ねることから、保健室と隣接させます。

### (6) 放送スタジオ室

ア 教職員、児童・生徒による校内放送や、映像・音響ソフトの編集作業を行うための室です。

イ 集会や運動会等の行事で使用するため、原則、グラウンドに面する位置に配置することが望ましいです。

### (7) 技術員室・湯沸室（湯沸室は中学校のみ）

ア 学校内の清掃、樹木の剪定、小規模な修理等の学校環境の維持管理の用務を行う学校用務員のための室です。

イ 屋外での作業もあることから、1階の配置が望ましいです。

ウ 屋外での作業もあることから、外部からの出入口を設置します。また、中学校の場合、室内は水作業を行う湯沸室と執務を行う技術員室で構成されています。

### (8) 会議室

ア 主に教職員が会議を行うための室です。

イ 教職員が使用するため、職員室に近接した配置が望ましいです。

### (9) 印刷室

ア 教職員の学校経営、学級経営やP T A活動に必要な印刷、複写、切断、穴あけ製本を行うための室です。

イ 教職員が使用するため、職員室に近接した配置が望ましいです。

ウ 印刷用の用紙を保管するスペースを確保します。

(10) 教材・教具室（小学校）

- ア 教職員が学習の材料や学習のために使用する道具を保管するための室です。
- イ 教室で使うものを収納するため、普通教室の近くに0.5CRずつ分散配置します。

(11) 変電室

- ア 受変電設備を設置する室です。
- イ 位置は幹線の配線や機器の更新が容易なように原則として1階に配置し、車両が寄り付ける位置に外部からの出入口を設けます。また、電力の損失が最小限となるよう引き込みと建物の位置を考慮した配置とします。
- ウ 引込み電力は、3相3線式6,600Vの1回線受電です。また、変電室へは前後面保守型のキュービクル式配電盤を設置し、将来の更新や別途設備等のスペースを設けることが望ましいです。

(12) 倉庫

- ア 学校施設の営繕用や学校環境管理に必要な用具・道具類（大工用具、樹木の剪定道具等）、資材等を保管するための室です。
- イ 主に学校用務員が使用するため、技術員室と隣接していることが望ましいです。

(13) 中学校給食配膳室（中学校）

- ア 中学校給食配膳のため、コンテナや配膳台などを収納する室です。
- イ 給食搬入のため、1階の車両が寄り付ける位置に配置することが望ましいです。

(14) 職員・来校者用玄関

- ア 教職員や来校者が、靴を上履き、スリッパ等に履き替えるためのスペースです。
- イ 配置計画にあたっては、来校者の出入口にもなるため、主たる敷地の出入口から職員室までの動線を考慮した配置にします。
- ウ 下校後は、防犯上施錠するため、その後の一般の方の出入りを考慮し、電気錠等の設置が必要です。

(15) 昇降口

- ア 児童・生徒が、外履きと上履きを履き替えるためのスペースです。
- イ 管理動線と児童動線を明確にする必要があることから、登下校時に職員室・保健室の前を通過しないよう配置するとともに、児童・生徒の数に応じて分散配置も検討します。

(16) 休養室

- ア 体調不良の教職員等が休息に利用するための室です。
- イ 男女別に整備することとし、横になれる設えとします。

(17) 職員更衣室

- ア 教職員が、体育授業や実習授業等のため着替えを行うための室です。
- イ 職員・来校者用玄関、職員トイレ、職員室に近い配置計画であることが望ましいです。
- ウ 職員数に応じた対応が必要です。なお、男女別にシャワー室を1か所設けます。

(18) 児童更衣室（小学校）・生徒更衣室（中学校）

- ア 小学校では基本的に体育の授業で、中学校では体育の授業のほか部活動のために体操着や水着等に着替えをするための室です。

イ 中学校の場合は普通学級 1 学年ごとに0.5CRずつ設置し、普通教室と近接することが望ましいです。

(19) 地域交流室

ア 学校と地域が連携し、学校に関する会議、活動等を行うための室です。

イ 地域の方も利用することから、バリアフリーを考慮し、設置場所は 1 階が望ましいですが、エレベーターの位置や学校エリアとの管理区画により、それ以外も可とします。外部からの出入口を設置します。

また、学校内のトイレを使用するため、トイレも含め、管理区画を設定します。

ウ 教職員不在時でも利用が可能となるよう配置計画やセキュリティ上の区画の配慮が必要です。

(20) P T A 会議室

ア P T A 活動のための、会議、資料作成等を行うための室です。

イ 教職員不在時でも利用が可能となるよう配置計画が望ましくセキュリティ上の配慮が必要です。

ウ コピー機等の設置に備えて電源コンセントの数を想定し設置します。

(21) 耐火書庫

ア 特に重要な物品や書類（学籍簿等の学校保存公文書、準公文書等）を保管するための書庫で、火災時の火熱に耐えるような構造にします。

イ 職員室の近くが望ましいです。

5 給食室（小学校）

(1) 給食室に必要な諸室

ア 非汚染作業区域とする室

調理室、洗浄室（作業中は汚染作業区域）

イ 汚染作業区域とする室

検収室、下処理室、食品庫、配膳ホール、パン置場、牛乳置場

ウ その他

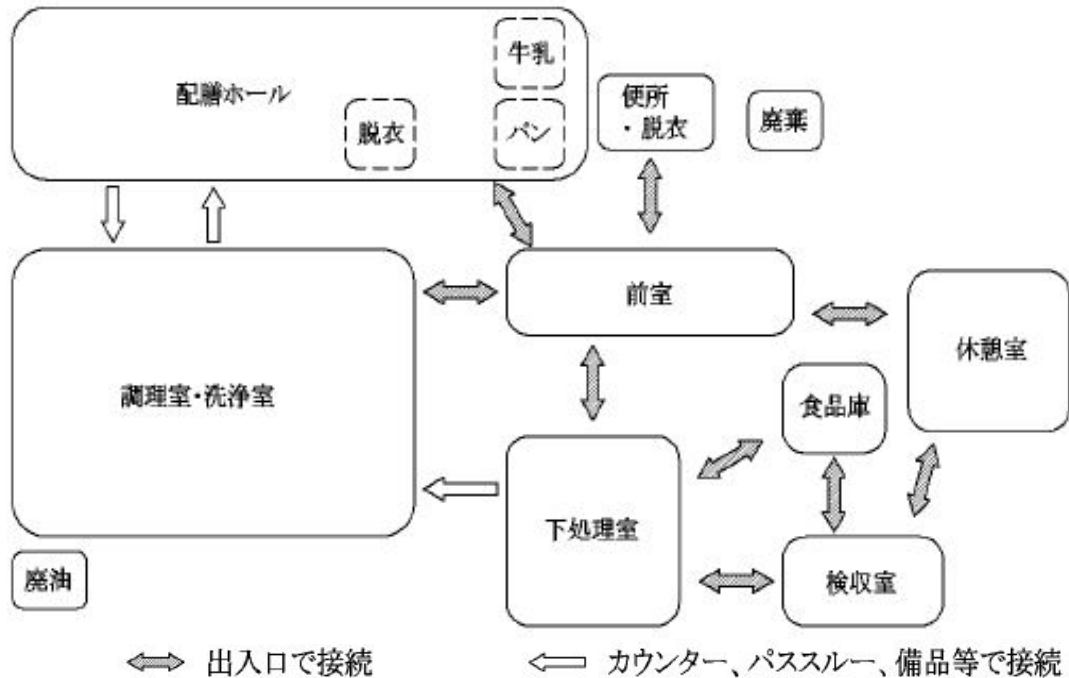
前室、休憩室、便所、脱衣スペース

エ 給食室機械室

オ 廃棄物置場、廃油置場

(2) 各室のつながり条件

■標準図における各室配置



(3) 設計上の留意事項

ア 24 クラスを対象とした場合、標準的に必要な面積は給食機械室で約 56 m<sup>2</sup>、その他の諸室で約 305 m<sup>2</sup>です。クラス数の大小により、設備の大きさが変わるため、それに応じた計画とします。

イ 食材を搬入するための車両は牛乳業者 3 トントラック：（長さ 802 cm、幅 249 cm、高さ 335 cm）を標準として、学校出入口から給食室（検収室、牛乳置場、パン置場）までの動線を確保してください。やむを得ない場合は駐車場所から、台車等による搬入も可とします。また、事故等の防止に留意して児童動線と分けた計画としてください。

ウ 配膳ホールと廊下をつなぐ出入口は、混雑緩和のため入口と出口を別にし、2 か所とします。配膳ホール周りの動線は、児童の安全性を考慮し、廊下（入口）→配膳ホール→廊下（出口）のループ状の一方通行としてください。

エ 調理室内の適正な作業環境を確保するため、給排気設備は天井裏に配置せず、機械室を設けて配置してください。また、給食室上階に教室等が配置される場合においても、配管のレイアウトや上階機械室の床の高さ等の工夫により、極力階高を抑えてください。

オ 給食室から普通教室までの配膳動線上は、衛生上、可能な限りトイレや屋外に通じる部分（昇降口等）が無いよう計画することが望ましいです。



## 6 運動施設

### (1) 体育館

ア 体育の授業や児童・生徒の集会、地域での利用、地域防災拠点における災害時の避難所等学校のみならず、地域活動等としても利用します。

イ 地震時の避難場所としての利用が想定されるため、原則、地上レベル（グラウンドレベル）に設置します。ただし浸水想定区域に指定されている場合については、2階以上の設置も検討します。

ウ 広さは普通教室数に応じた基準面積を確保する計画とします。また、災害時において、教育活動エリアと避難所エリアが並行して使用できるよう分離できる計画とします。

土日や夜間など、地域住民利用時の管理上の動線を考慮した計画とします。

なお、敷地条件等により、校舍組み込み型を採用した場合においては、教室等への騒音・振動対策のほか通風確保、避難経路、構造の用途係数の違いによるエキスパンションジョイントの設置などについて配慮する必要があります。

	普通教室数	基準面積（アリーナ部分）
小学校	14 教室以下	560 m <sup>2</sup>
	15 教室以上 34 教室以下	720 m <sup>2</sup>
	35 教室以上	1,080 m <sup>2</sup>
中学校	17 教室以下	720 m <sup>2</sup>
	18 教室以上	1,080 m <sup>2</sup>

### (2) 水泳プール

原則、地上レベル（グラウンドレベル）に設置します。水槽の広さは、小学校 25m×7m（5コース）、中学校 25m×12m（6コース）です。

水槽の深さは、小学校 1.0～1.2m、中学校 1.2～1.4mとします。付帯施設として、循環機室、更衣室、便所及び倉庫を設置します。

授業の際、プールの水位等を頻繁に変更するため、プールサイドから循環器室及び排水バルブへのアクセスを配慮してください。

### (3) 武道場（中学校）

主に柔道や剣道を行うための施設です。

### (4) 部室（中学校）

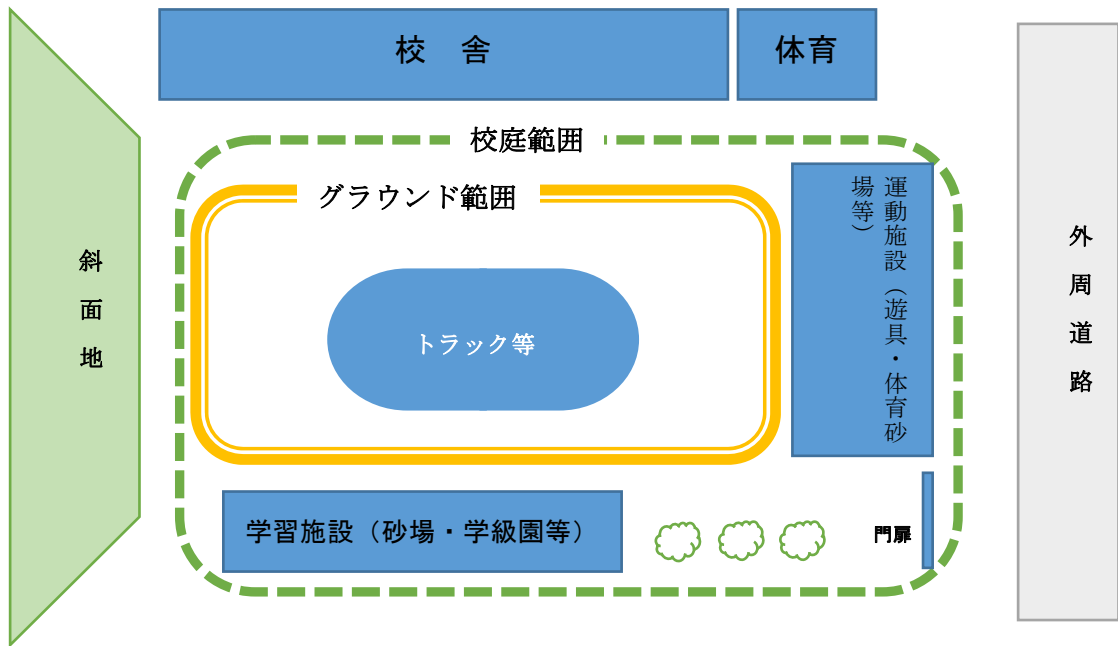
学校と協議のうえ、必要諸室を決定します。

## 第2 屋外施設

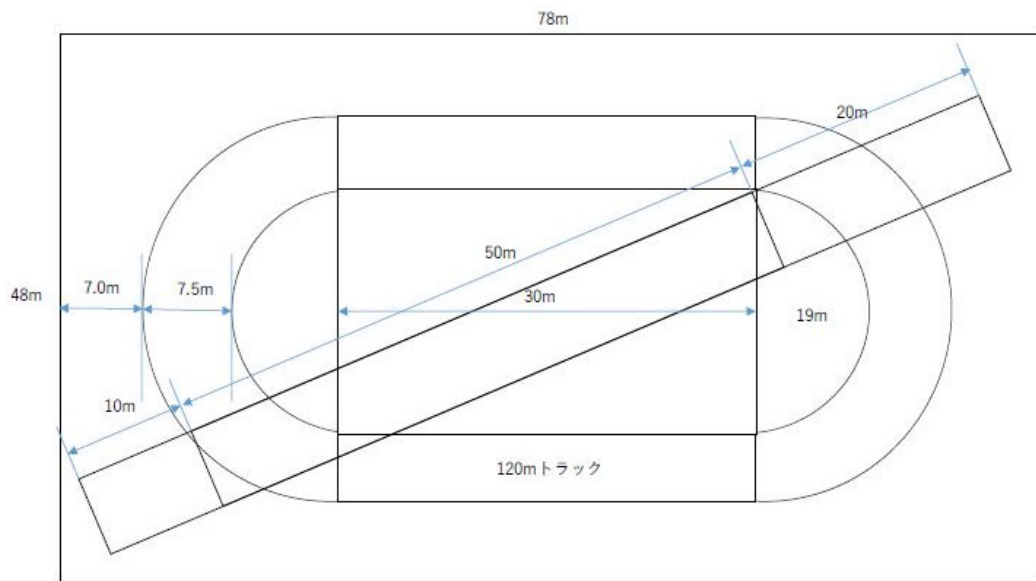
### 1 グラウンド

グラウンドとは、運動施設・学習施設・通路等を含まず、体育等で安全に使用できる範囲を指します。

形状、大きさはトラック、直走路及び球技のうち大きい面積を要するコートによって、おおよその目安を決めるのが一般的です。なお、建替えにあたっては上記に加え既存グラウンドの面積を確保することとします。

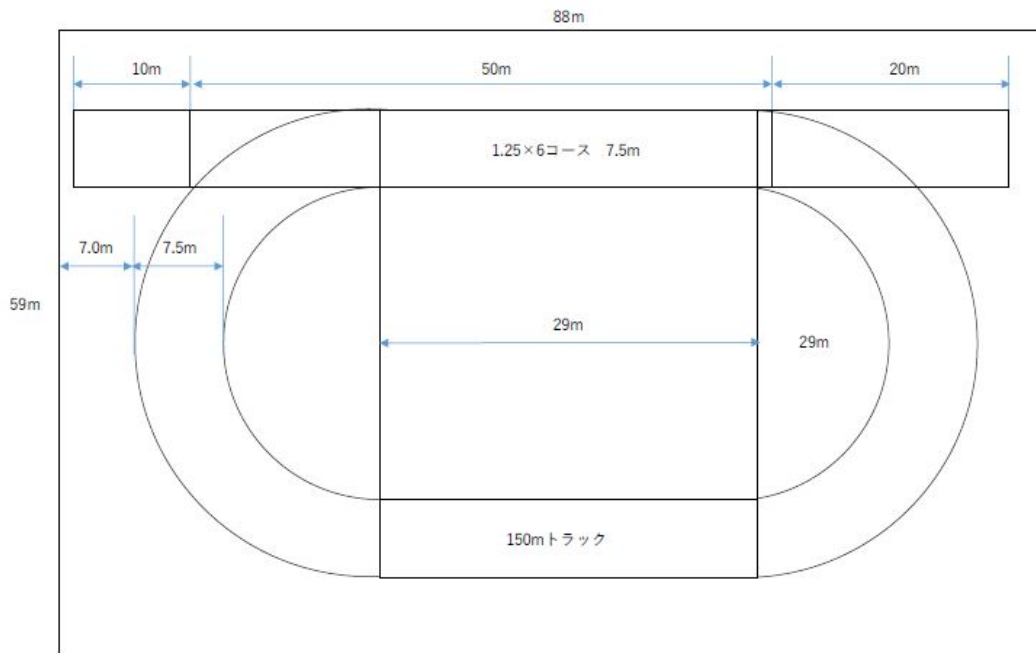


#### (1) 小学校標準トラック



120mトラックを確保するために必要な校庭面積  $78\text{m} \times 48\text{m} \approx 3,800 \text{ m}^2$

## (2) 中学校標準トラック



150mトラックを確保するために必要な校庭面積  $88\text{m} \times 59\text{m} \approx 5,200 \text{ m}^2$

## 2 外構

原則、建設工事がすべて完了した後の土木工事にて行う予定ですが、施工工程や校舎との取り合い等のやむを得ない理由がある場合、建築工事にて行う場合があります。（門柱・門扉、中庭など）

### (1) 駐車スペース

来客用として5台程度のスペースを確保することとします。

### (2) 緑化

原則地上に緑化することとしますが、やむを得ず屋上緑化を採用する場合には、将来の太陽光発電設備のスペースを考慮した計画とします。

また、維持管理は用務員が実施することになるため、樹木の剪定等の維持管理がしやすく、防球ネット等への干渉が少ないことを考慮した植栽計画とします。（事業者への委託は越境等の支障樹木のみとなります）

### (3) 防護施設

ア 外部からの侵入防止のために設置するフェンスは、空間なく設置し、高さ1.8mを確保することとします。

イ 防球ネットや防砂ネットは、近隣状況を考慮した計画とします。

## 3 屋外付帯施設等

### (1) 付帯施設

名称	標準的な大きさ	備考
バルクタンク (プロパンボンベ保	-	都市ガスが供給されていない場合は設置が必要になる 既存校はプロパンボンベ保管庫を設置している場合が多いが、建

管庫)		替えの際は原則バルクタンクに切り替える
ゴミ一時集積所	4.7m×1.5m	原則、ゴミ置場と隣接する 日常のゴミを一時的に保管する場所 ゴミは収集直前に学校用務員がゴミ置場へ移動させる
ゴミ置場	4.0m×1.5m	屋根は設置しない ゴミ収集車が入れるような動線を設ける
焼きがま庫	3.4m×2.9m	授業並びに地域活動で使用する想定 熱源の種類（電気、ガス、灯油等）は別途調整 要否については、学校と調整
体育倉庫	7.5m×4.5m	グラウンドに面するように設置
屋外倉庫	7.5m×4.5m	体育倉庫に入れるもの以外（園芸用品等）を収納する機会が多い
飼育小屋	6.5m×2.8m	うさぎ、小鳥、にわとりの飼育スペースがある 要否については、学校と調整
石油保管庫 ポリ容器保管庫	-	要否については、学校と調整
受水槽 受水ポンプ室	-	直結給水方式を採用すれば設置不要

(2) その他屋外施設 ※ 詳細は別資料「校庭整備（設計・工事）の手引き」を参照してください。

原則、次の施設を設置します。

ア 学習施設 ◎：必須 ○：地域性等を考慮し検討 無印：必須でない

施設名	建替時 必要度		標準図	用途・備考
	小	中		
造形砂場	◎		無	形状は楕円または四角等 角部は面取り
百葉箱	◎	○	有	張芝 10 m <sup>2</sup> 扉の開閉は北向き
旗竿台	◎	◎	有	運動会、体育祭等での掲揚
学級園	◎	○	有	給水設備要、日照の確認
学校園（畑） もしくは田んぼ	○		有	給水設備、日照の確認 主に所在の地域性により設置。
へちま棚	○		有	日照の確認 植栽スペース（レンガ縁石）

教材池 もしくは 鑑賞池			有	ビオトープとして魚類飼育、水草など 給排水設備要
--------------------	--	--	---	-----------------------------

## イ 運動施設

◎：必須 ○：地域性等を考慮し検討 無印：必須でない

施設名	建替時 必要度		標準図	用途・備考
	小	中		
トラック（標準）	◎	◎	無	小 120m W=1.25m×6 コース 7.5m 中 150m W=1.25m×6 コース 7.5m トラック周囲に7mのクリアランスを確保
直走路	◎	◎	無	50m W=1.25m×6 コース
鉄棒	◎	◎	有	高鉄棒は、学校と要否を調整の上、整備することとし、設置する場合は砂場と一体とする 小 H=0.9~1.1(5連) H=1.3(5連)、H=1.5(3連) 中 H=1.3(3連)H=1.5(5連) H=1.8~2.3(3連) 高鉄棒
運動遊具	◎		有	ジャングルジム、雲梯、肋木、ハンター棒（のぼり棒）から3種程度 グラウンド有効面積が4,000㎡以下で、運動遊具が設置できない場合、複合遊具の設置を検討（複合遊具は職員室からの死角に留意）
体育砂場	◎	◎	有	二方向からの助走路確保排水柵は助走路内に設置しない 小 5m×10m 中 5m×10m
サッカーコート	◎	◎	無	コートの周囲に安全に配慮したクリアを設けること 小 50m×68m 中 45m×90m
バレー・テニス 兼用ポスト		◎	有	移動式（主に中学部活動）
バスケット ゴールポスト		○	有	固定式（主に中学部活動） 小 H=2.6m 中 H=3.05m

## 4 校庭整備の工期について

校庭整備工事の工期は、散水設備、防球ネット、フェンスの設置など施工の内容によって異なります。整備内容に合わせて、適正な工期設定をお願いします。

※過年度、設計段階では工期を6か月としている案が多くみられますが、工事の完了が難しいため、整備内容に合わせて工期の積上げを行ってください。

### 第3 標準的な仕上げ仕様

代表的な諸室の仕上げ仕様については、次表のとおりとします。

#### 1 内部仕上げ

室名	床	壁	天井
普通教室	ビニル床タイル張り	コンクリート打放し、しな合板目透し張り EP-G 塗装	化粧吸音せつこうボード張り
職員室	ビニル床タイル敷き（O Aフロア下地）	コンクリート打放し、しな合板目透し張り EP-G 塗装	化粧せつこうボード張り
廊下	ビニル床タイル張り	コンクリート打放し EP-G 塗装	化粧せつこうボード張り

#### 2 外部仕上げ

外壁	コンクリート打ち放し 複層塗材 RE
屋根	アスファルト防水、防水押えコンクリート

### 第4 電気設備・昇降機設備

1 屋内施設等の電気設備で共通で設置される主な設備は次のとおりとします。

- (1) 電灯設備（LED 照明器具・配線器具・空調換気電源）
- (2) 構内情報通信設備（ネット（Y・Y NET・YCAN））
- (3) 構内交換設備（電話機）
- (4) 拡声設備（スピーカー、アッテネーター）
- (5) 火災報知設備（感知器）

2 屋内施設等の電気設備で建物全体に関わる設備と室は次のとおりとします。

#### (1) 変電室

受変電設備を設置します。

JIS C 4620「キュービクル式高圧受電設備」によるキュービクル式配電盤を設置します。受電電圧は 6,600 V になります。

消防法上、屋内消火栓設備の非常電源「非常電源専用受電設備」の仕様を満たす必要があります。

#### (2) 職員室

ア 総合盤を設置し次のような機能を有する設備を設置します。

電灯設備（廊下共用部等のリモコンスイッチ、誘導灯信号装置）

動力設備（空調設備の集中リモコン）

構内情報通信網設備（ネット（Y・Y NET、YCAN）の ONU・ルーター）

構内交換設備（デジタル PBX）

情報表示設備（時刻表示装置）

拡声設備（非常放送装置）

誘導支援設備（インターホン（門扉用・職員玄関用）、トイレ呼出装置、ELV インターホン）

監視カメラ設備（防犯カメラ監視装置）

防犯・入退室管理設備（門扉・職員玄関等の電気錠制御設備、機械警備設備）

火災報知設備（P型1級受信機）

イ グラウンド側に校庭散水設備の操作盤及び放送・スタジオ室で設置された音響アンプのリモコンを設置します。

ウ 地域防災拠点の場合は、防災無線設備が設置されます。

### (3) 放送・スタジオ室

学校敷地内に放送することができる音響設備を設置します。職員室に設置する拡声設備（非常放送装置）と職員室側に設置する放送切替器により連携します。

## 3 共用部（EPS）

EPS には、各階に電灯分電盤、弱電端子盤及びケーブルラックを設置します。将来を加味したスペースが必要になります。

## 4 外構

### (1) 構内配電線路及び構内通信線路

高圧引込用気中負荷開閉器を設置し、変電室まで高圧ケーブルを敷設します。

構内交換設備及び構内情報通信網設備を設置するため、職員室まで空配管を設置します。

### (2) インターホン及び電気錠設備

門扉等に職員室や放課後キッズクラブ等のインターホン及び電気錠設備（開錠ボタン等）を設置します。

## 5 昇降機設備

乗用（車いす兼用及び視覚障害者兼用）マシンルームレスエレベーターを設置します。

主な使用は次のとおりとします。

積載量 750kg・定員 11名

定格速度 45m/min

扉は防犯窓有

## 第5 空調設備

1 次に示す教室、特別教室、管理諸室等に空調設備を設置します。

### (1) 教室

普通教室、個別支援教室、特別支援教室

### (2) 特別教室・多目的室

理科教室、音楽教室、家庭科教室、図画工作教室、美術室、

技術教室、図書室、教育相談室、進路指導教室、特別活動教室

多目的室（水廻り学習）、多目的室（集会・発表等）、多目的室（少人数指導）、

多目的室（学校指定）

(3) 管理諸室

校長室、職員室、事務室、休養室、保健室、保健相談室、技術員室、放送スタジオ室、会議室、  
地域交流室、PTA 会議室

(4) 運動施設

体育館

(5) 給食室（小学校）・給食配膳室（中学校）

調理室、洗浄室、検収室、下処理室、配膳ホール、前室、休憩室、給食配膳室

第 6 想定される複合用途（教育委員会所管の施設以外）

1 放課後キッズクラブ（小学校のみ）【こども青少年局青少年部放課後児童育成課】

(1) 整備目的

「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供することを目的とした施設として整備します。

(2) 計画上の配慮事項等

児童が放課後や休日等の学校の運営時間外に利用する施設であり、施設運営は指定管理者制度により、公益財団法人、NPO 法人、株式会社等が行っているため、独自の玄関計画や施設の利用動線や学校との管理区分について配慮が必要です。体育館や図書室を活動場所に利用するなど、適宜施設の相互活用も図られています。

なお、建築基準法上は学校施設となります（用途上不可分）。

2 防災備蓄庫【総務局危機管理室地域防災課】

(1) 整備目的

地域防災拠点に指定されている学校について、防災資機材や食料等を保管するための防災備蓄庫を整備します。

(2) 計画上の配慮事項等

ア 床面積は約 40 m<sup>2</sup>とします。原則屋外に 1 棟整備ですが、体育館が校舎組み込み型の場合などにおいては、屋内と屋外に分けて設置する場合があります。

イ 発災時に避難所となる体育館の近くが望ましいです。

ウ 敷地内に、災害用ハマッコトイレを設置する場合は、その備品を収納します。

エ 浸水地域・土砂災害警戒区域等を考慮して配置を検討します。

3 横浜市地区センター条例に基づくコミュニティハウス【市民局区政支援部地域施設課】

(1) 整備目的

市民の地域社会活動に対する関心が高まって生きている中で、中学校区を一つの区域目標として、地域社会



活動等を進める身近な活動の場としてコミュニティハウスの整備を行ってきました。学校だけでなく、他局の施設に設置する場合があります。機能・諸室について決まった考えや標準的な考え方はありませんが、基本的な機能としては、事務・サービス機能、学習・集会機能、交流機能を有することとしています。以上の3機能のほかに、地域ニーズに応じた機能（図書・厨房・工芸・子供向けなど）があります。

## (2) 計画上の配慮事項等

ア 学校施設とコミュニティハウスは用途上可分の関係にあるため単独施設（別棟）にせず、校舎棟、体育館棟等に組み込んで設計してください（単独施設（別棟）とした場合、用途上可分の関係となるため敷地分割が必要）。

イ 学校施設とコミュニティハウスは管理者が別になるので、施設の利用動線や学校との管理区分について配慮が必要です。

ウ 床面積は 300 m<sup>2</sup>を基準としています。

## 4 災害用ハマッコトイレ【環境創造局下水道管路部管路保全課】 ※別途工事

### (1) 整備目的

地域防災拠点等に公共下水道に直結した仮設トイレを整備します。

地震の影響で水洗トイレが使用不能となった場合でも、衛生的に使用できます。

### (2) 計画上の配慮事項等

発災時に上屋を組み立てて使用するために、上屋の保管場所が必要となります。

また、排水にプールの水を使用することが想定されるため配置に配慮します。

原則学校建設工事の中で行うことはありませんが、競合工事として並行して工事を行う場合があるため、その際は工程などの調整が必要です。

## 5 消防団器具置場【消防局消防団課】 ※別途工事

### (1) 整備目的

消防団器具置場は、地域の消防団が訓練や活動にて使用する物品や器具を保管している倉庫です。

### (2) 計画上の配慮事項等

学校建替に伴う配置計画の検討の際に、消防団器具置場の設置場所を想定した計画とします。

原則学校建設工事の中で行うことはありませんが、競合工事として並行して工事を行う場合があるため、その際は工程などの調整が必要です。

#### 改訂履歴

令和2年3月 作成

令和4年3月 修正

令和5年8月 修正

# 横浜市小・中学校標準図

## 屋内運動場(体育館)95型18改

### 【令和4年度改訂版】

図面リスト

区分	図番	図面名称	縮尺
意匠	A-01	図面リスト	NO SCALE
	A-02	体育館説明書	NO SCALE
	A-03	仕上表、求精図	NO SCALE
	A-04	1階平面図	1/100
	A-05	2階平面図	1/100
	A-06	断面図	1/100
	A-07	矩計図	1/5、1/10、1/20
	A-08	舞台・コントロール室・空調機械室廻り詳細図	1/50
	A-09	開放用附属施設 平面詳細図-1、展開図-1	1/50
	A-10	開放用附属施設 平面詳細図-2、展開図-2	1/10、1/50
	A-11	床伏図、天井伏図	1/100
	A-12	コートライン図	1/100
	A-13	建具表-1	1/50
	A-14	建具表-2	1/50
	A-15	建具表-3	1/50
	A-16	階段詳細図	1/10、1/20、1/50
	A-17	詳細図-1	1/10
	A-18	詳細図-2	1/5、1/10、1/20
	A-19	詳細図-3	1/20、1/30
	A-20	詳細図-4	1/10、1/20、1/30、1/40、1/50
	A-21	詳細図-5	1/10、1/20、1/40
	A-22	詳細図-6	1/20、1/30、1/50
	A-23	詳細図-7	1/5、1/10、1/20
	A-24	吊りバトン機構標準仕様図	1/50

大規模校参考図 中学校のみ(18クラス以上)

区分	図番	図面名称	縮尺
意匠	A-01	図面リスト	NO SCALE
	大-01	1階平面図	1/100
	大-02	2階平面図	1/100
	大-03	断面図	1/100
	大-04	コートライン図	1/100

改定の経緯

横浜市建築局

工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改  
【令和4年度改訂版】

年月日 令和5年3月 縮尺 NO SCALE

図面名称 図面リスト

設計者

施設番号 観音寺 完成年度 図面種類 図面枚数 図面番号

図面番号 A-01

# 体育館説明書

- 目的**
- 本図書は、横浜市小・中学校体育館の単独設置・地上型の標準図であり、設計を円滑にし体育館に対する考え方を理解するための標準図である。
  - 本図書において、各室単位空間及び仕上等を定めている部分もあるが、それ以外については各担当者との協議の上設計にあたること。
  - 基本方針として、外観及び構造の規制はせず、また各学校の立地条件によって生じる組込型や立体型等の変形案については、各担当者と協議の上設計にあたること。但し手引き並びに各室単位基準に準じ建築基準法・消防法等関連法規・福祉のまちづくり（横浜市福祉のまちづくり条例）及び以下に述べる所の規制条件を満足する設計図書を作成することを前提とする。

- 1 構造**
- (1) 構造計画
    - ・横浜市学校教育等構造設計特記仕様書を基に各担当者と協議の上、設計にあたること。
  - (2) 屋根
    - ・屋根形状は切妻・寄棟・R型等考えられるが、日影などを考慮し、各担当者と協議の上、設計にあたること。
    - ・勾配屋根等の場合、原則として雪止めを設けること。
  - (3) 階高
    - ・階高については、自由とし規制はしないが、学校毎に立地条件が異なるため、周辺環境を考慮し、各担当者と協議の上、設計にあたること。

- 2 法規**
- (1) 防火区画
    - ・組込型及び立体型の場合には、原則として耐火建築物となり、防火区画が必要となる。又体育場が建群階以外の階にある場合には吹抜部分とその他の部分との防火区画が必要となる事がある。その場合1.0m以上の点検通路、器具庫、玄関ホール、コントロール室等は全て対象となり注意が必要である。
    - ・防火区画の範囲等については各担当者と協議の上、設計にあたること。
  - (2) 屋内消火栓・消火器
    - ・各担当者と協議の上、設計にあたること。
    - ・消火器を設置する場合、床置きや壁掛式とせずに壁埋込式とすること。
  - (3) 環境配慮基準
    - ・横浜市の公共建築物における環境配慮基準に定める値を満足するよう断熱仕様等、適切な措置を講じること。

- 3 各室の考え方・仕様**
- 1. 体育場**
- (1) 広さ
    - ・24m×30mを原則とし、各担当者と協議の上、設計にあたること。
  - (2) 天井高さ（梁下・照明下等、有効高さ）
    - ・バレーボールコート（センターの競技用）コートライン上で、高さを最低8.0M以上確保すること。
    - ・学校の立地条件によって、最低高の確保が難しい場合は各担当者と協議の上、設計にあたること。
  - (3) 床仕上
    - ・F18 天然木単層フローリング（カバ）張りとし、サンダー3回掛の上、2液性ウレタン樹脂フニスA種3回塗以上とする。（コートラインを含む）
    - ・下張りは、F15 針葉樹合板とする。床下地は、鋼製床組とする。
    - ・立体型の場合、階下への騒音防止を考慮し、各担当者と協議の上、設計にあたること。
  - (4) 壁仕上
    - ・床より高さ2000前後迄の範囲は、人が当たる可能性のある範囲であり衝撃力は、300Kg/cm<sup>2</sup>に及びために耐衝撃性のある材料並びに下地を選択すること。
    - ・校敷板設置場所には、裏補強材を設けること。
  - (5) 安全性の確保
    - ・凹凸の少ない平面構造とし、柱型等が体育場内に出る場合は、安全性を十分に考慮すること。
    - ・体育場内にアルミサッシ建具を設ける場合は、担当者と協議の上、防球対策を検討すること。
  - (6) 椅子収納
    - ・舞台上に設ける移動式椅子収納台車は、収納時にタイヤが浮くフロート構造とし8台500脚収納とする。
    - ・収納台数は学校規模に応じて各担当者と協議の上、変更してよい。
    - ・脚板はt=1.2以上とし、又周囲には手のはさみ込み防止装置を設ける。

- (7) 器具庫
  - ・器具庫を設けること。
  - ・器具庫を設ける場合は各担当者と協議の上、設計にあたること。
- (8) 換気
  - ・通風、換気が充分に行われる様に窓を設けること。
  - ・換気については換気孔を横又は妻側等に必要に応じて設けるが、仕様については各担当者と協議の上、設計にあたること。
  - ・有圧換気扇および外気ガワリ設置位置については体育場等を基本とするが、延焼のおそれのある部分に該当する場合には、担当者と協議の上、設計にあたること。
- (9) 空調機械室
  - ・空調機械室を設けること。
  - ・メンテナンス寸法は各担当者と協議の上、設計にあたること。

- (10) 音響
  - ・体育場に於いて拡音が明瞭に聞こえる様にするために、残響時間1.8秒程度を目価値とし各担当者と協議の上、設計にあたること。
- (11) 防球ネット
  - ・防球ネット、取付用のアンカーボルト等は本工事とする
  - ・舞台側防球ネットを取付ける際に、設置済みのスピーカー、バスケットゴール等の出張りが障害となるので（特に横付けステージ型）体育場の設計時には、充分に注意し設計にあたること。

- 2. 舞台**
- (1) 奥行
    - ・小中学校 6,000 とする。
    - ・大規模校（18学級以上 中学校のみ） 7,000 とする。
  - (2) 高さ
    - ・小学校 800 とする。
    - ・中学校 1,000 とする。
    - ・舞台上に納まる椅子収納台車の高さには、充分注意し設計にあたること。

- (3) 床仕上
  - ・F18 天然木単層フローリング（カバ）張りとし、サンダー3回掛の上、2液性ウレタン樹脂フニスA種3回塗以上とする。
  - ・下張りは、F15 針葉樹合板とする。床下地は、鋼製床組とする。
- (4) 舞台脇
  - ・舞台脇は、大道具等の搬入が行われるので、原則としてグラウンド側に設けることとするが、学校の敷地条件によって屋内運動場の配置計画が左右されるため、各担当者と協議の上、設計にあたること。

- 3. 点検通路**
- (1) 通路幅
    - ・柱型と手すりの部分で、有効600以上とすること。
  - (2) 扉幅
    - ・有効600以上とすること。
  - (3) 窓
    - ・窓下縁が床より1,100以下になる場合は安全を十分に考慮すること。
    - ・また、窓の枠が足掛になる場合があるので、充分注意し設計にあたること。

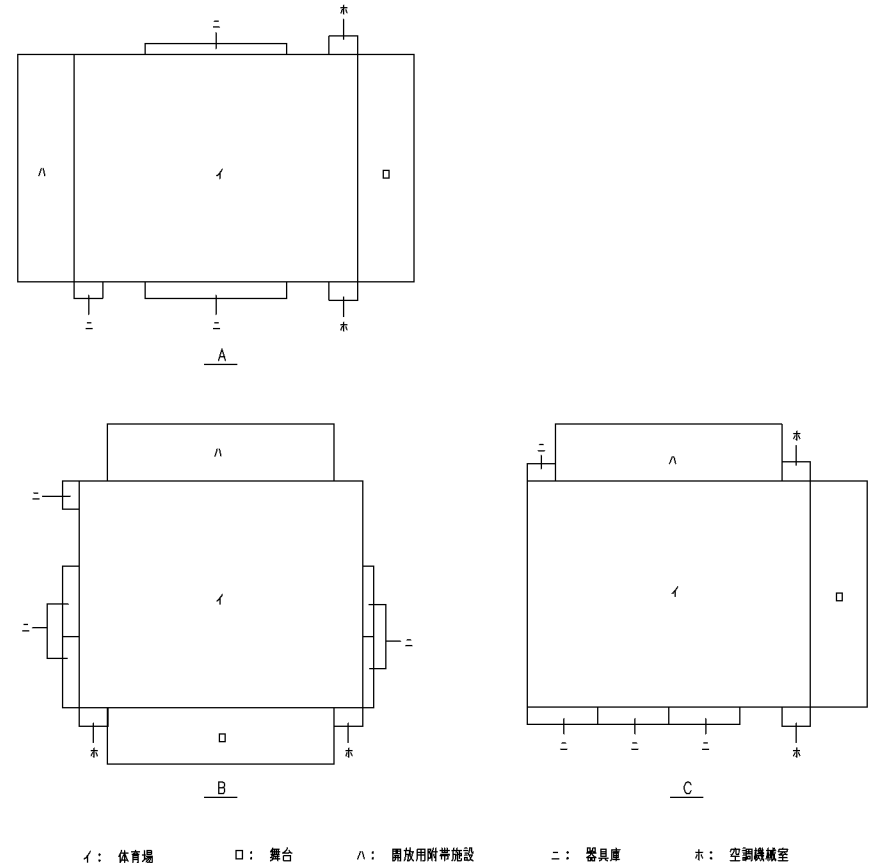
- 4. コントロール室**
- (1) 位置
    - ・1階部分に設けるものとする。又、組込型・立体型等の変形案の場合は各担当者と協議の上、設計にあたること。
    - ・高、組込型・立体型等の設計は防火区画に充分に注意すること。

- 5. 開放用附帯施設**
- (1) 更衣室
    - ・男子・女子各更衣室を設けること。
    - ・男子更衣室（ミーティングルーム）には将来対応として、エアコン用スリーブ、コンセントを設けること。
  - (2) トイレ
    - ・男子、女子各トイレを設けること。
    - ・独立した単いす対応トイレを設けること。
    - ・男子、女子トイレの便器の数については、本図を基準とするが、各担当者と協議の上、設計にあたること。
    - ・各トイレの整備基準については、横浜市福祉のまちづくり条例による。
  - (3) 特設公衆電話
    - ・地域防災拠点に指定されている小・中学校については、特設公衆電話の設置場所について、各担当者と協議の上、設計にあたること。

4 体育館 備品工事区分表

	備品	数量	建築備品（工事対応）	教育備品	備考
附帯施設	靴入（玄関）	1,040 X 300 X 1,600	○		
	掃除用具入（ホール）	600 X 400 X 1,700	○		
	一層流し（ホール）	1,650 X 500 X 小480、中630	○		
	トイレ手すり（男子）	小便器用×1、洋便器用×1、洗面カウンター用×1	○		
	同上（女子）	洋便器用×1、洗面カウンター用×1	○		
	同上（車いす対応）	一式	○		
	収納棚（器具庫）	木製	○		
	カーテン	更衣室		○	
	アルミ製階段	舞台用、可動式、2台	○		
	各競技用ポスト基礎		○		
各競技用ポスト	バレーボール用ポスト・バドミントン用ポスト	○		（ネットのみ）	
鉄 扉	低鉄扉、高鉄扉（中学校のみ）	○			
可動肋木	小学校のみ	○			
体育場・舞台	バスケットゴール	電動式 1対	○		
	サブ用バスケットゴール	折畳み式 2対	○		
	防球ネット	ネット、取付用金物	○		
	同上	取付用アンカーボルト	○		
	姿見	2台	○		
	椅子収納台車	8台	○		
	折畳みいす			○	
	吊りバトン		○		
	舞台幕	ドンショウ 他		○	
	暗幕カーテン	点検通路、コントロール室、階段		○	
その他	消火器ボックス		○		
	消火器			○	

- 5 舞台・器具庫及び開放用附帯施設の組合せ**
- ・原則としてAタイプとするが、各学校の敷地条件によっては、B・Cタイプ等の型も考えられる。
  - ・学校の敷地条件によって屋内運動場の配置計画が左右されるため、各担当者と協議の上、設計にあたること。



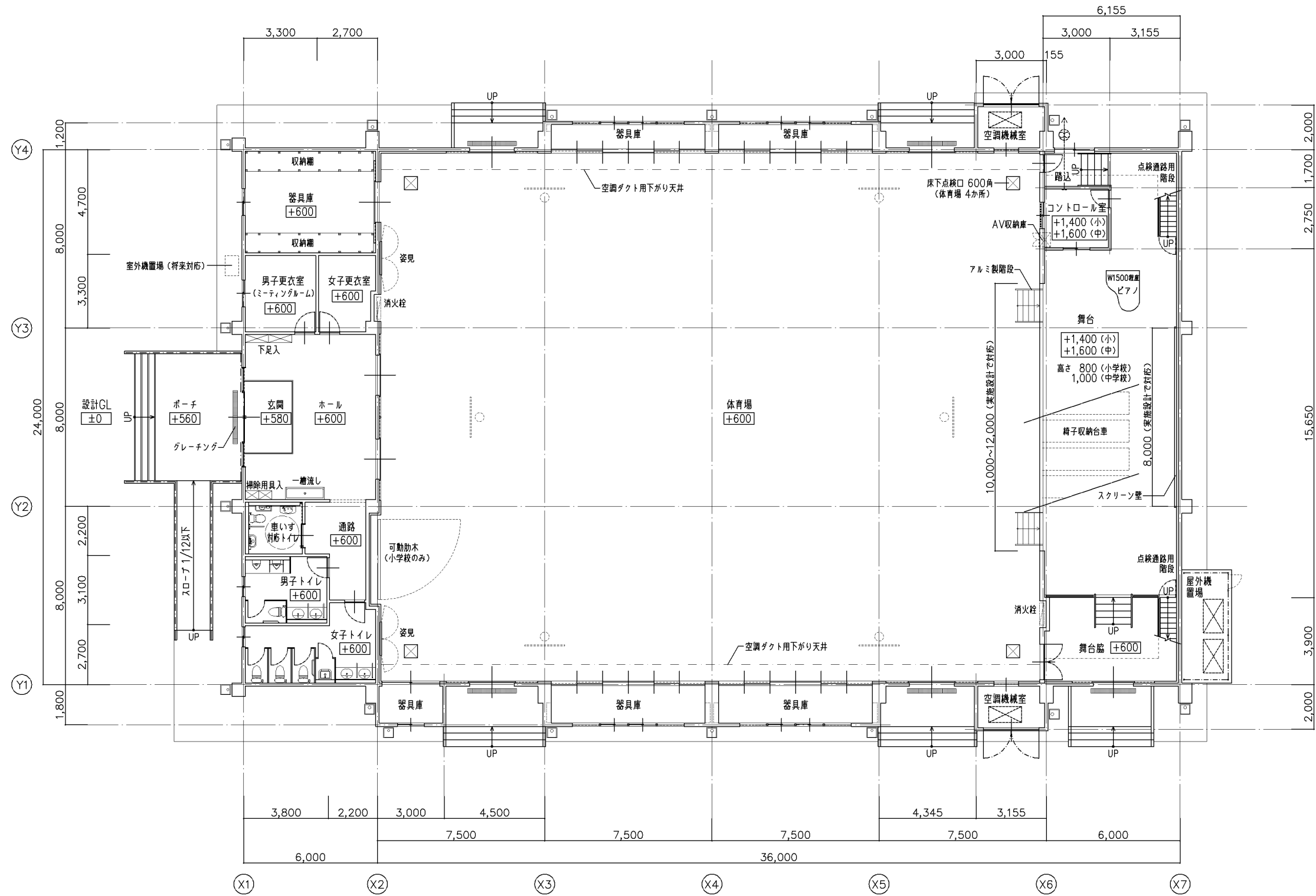
改定の経緯	<b>横浜市建築局</b>				工事名	横浜市小・中学校標準図屋内運動場（体育館）95型18改【令和4年度改訂版】				
	年月日	令和5年3月	縮尺	NO SCALE	図面名称	体育館説明書				
	設 計 者				施設番号	繰番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号

外部仕上表				塗装記号			
屋 根	実施設計で対応	軒 樋	実施設計で対応 下地 モルタル金ごて(オーバーフロー管設置)	国交省記号	名 称	国交省記号	名 称
下屋屋根	実施設計で対応	堅 樋	硬質塩化ビニル管 EP-G塗 φ100 支持金物(ステンレス製)	SOP	合成樹脂調合ペイント	機層塗材RE	機層仕上塗材 反応硬化形合成樹脂 エマルジョン系
外 壁	コンクリート打放し 機層塗材RE	軒 裏	コンクリート打放し 外装機層塗材E	EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント	外装機層塗材E	機付け仕上塗材 外装合成樹脂 エマルジョン系
幅 木	コンクリート打放し 機層塗材RE	建 具	アルミ製及びスチール製 周囲ソーリング・二重皿板部分 変成シリコン系(MS-2)	UC	ウレタン樹脂ニス塗り		
犬走り	コンクリート金ごて		その他 変成シリコン系(MS-2)				
ポーチ	コンクリート金ごて	床下換気孔	鋼鉄製 (既製品)				

内部仕上表							
階	室 名	床	幅 木	壁	天 井	CH	備 考
1	体育場	718 天然木単層フローリング(カバ)張り サンダー3回掛け+2液性ウレタン樹脂ニスA種3回塗り	実施設計で対応(木製幅木 H=100)	実施設計で対応 吸音壁:75.5 有孔しな合板目透し張り(寒冷紗裏張り) EP-G、750 グラスウール充填(24kg品)	実施設計で対応(カワー木毛セメント板)		幕掛け用フック、各ポスト用基礎、可動助木(小学校のみ) 前方吊上電動式バスケット板、新畳み式バスケット板
	舞 台	718 天然木単層フローリング(カバ)張り サンダー3回掛け+2液性ウレタン樹脂ニスA種3回塗り	実施設計で対応(木製幅木 H=100)	75.5 しな合板目透し張り EP-G 吸音壁:75.5 有孔しな合板目透し張り(寒冷紗裏張り) EP-G、750 グラスウール充填(24kg品)	実施設計で対応(カワー木毛セメント板)		椅子収納台車、AV収納庫
	舞台脇	72 ビニル床シート張り	ビニル幅木 H=100	コンクリート打放し EP-G、75.5 しな合板目透し張り EP-G	実施設計で対応(カワー木毛セメント板)		
	踏 込	72 ビニル床シート張り	ビニル幅木 H=100	コンクリート打放し EP-G、75.5 しな合板目透し張り EP-G	79.5 化粧せっこうボード張り	2,400	
	コントロール室	72 ビニル床シート張り	ビニル幅木 H=100	75.5 有孔しな合板目透し張り(寒冷紗裏張り) EP-G、750 グラスウール充填(24kg品)	79.5 化粧吸音せっこうボード張り	2,400	室名札
	器具庫	防塵塗装(モルタル下地)、72 ビニル床シート張り	ビニル幅木 H=100	コンクリート打放し EP-G、75.5 しな合板目透し張り EP-G	実施設計で対応(断熱材現し)	FREE	収納棚
	空調機械室	コンクリート金ごて 防塵塗装	コンクリート打放し H=100 防塵塗装	コンクリート打放し EP-G、75.5 しな合板目透し張り(無塗装)	実施設計で対応(断熱材現し)	FREE	
	2	玄 関	モルタル金ごて目地押え			79.5 化粧せっこうボード張り	2,720
	ホー ル	72 ビニル床シート張り	ビニル幅木 H=100	コンクリート打放し EP-G	79.5 化粧せっこうボード張り	2,700	下足入、一層流し、掲示板
	通 路	72 ビニル床シート張り	ビニル幅木 H=100	コンクリート打放し EP-G	79.5 化粧せっこうボード張り	2,400	
	男子・女子更衣室	72 ビニル床シート張り	ビニル幅木 H=100	コンクリート打放し EP-G	79.5 化粧せっこうボード張り	2,400	室名札、吊りカーテンレール
	男子・女子トイレ	72 ビニル床シート張り、小便器廻り:汚垂れタイル張り	ビニル幅木 H=100	コンクリート打放し EP-G、ライニング廻り:73 メラミン化粧合板張り	79.5 化粧せっこうボード張り	2,400	ピクトサイン、トイレブース:ポリ化粧合板
	車いす対応トイレ	72 ビニル床シート張り	ビニル幅木 H=100	コンクリート打放し EP-G、ライニング廻り:73 メラミン化粧合板張り	79.5 化粧せっこうボード張り	2,400	トイレサイン(塩ビ粘着シート)
2	点検通路	防塵塗装(モルタル下地)	ビニル幅木 H=100	75.5 しな合板目透し張り EP-G	体育場による		

求 積 図																											
建築面積、床面積	計算式 単位(m <sup>2</sup> )																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計算式</th> <th>単位(m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 24.00 × 30.00 =</td><td>720.000</td></tr> <tr><td>2 24.00 × 6.00 =</td><td>144.000</td></tr> <tr><td>3 24.00 × 6.00 =</td><td>144.000</td></tr> <tr><td>4 1.80 × 15.00 =</td><td>27.000</td></tr> <tr><td>5 1.20 × 15.00 =</td><td>18.000</td></tr> <tr><td>6 1.80 × 3.00 =</td><td>5.400</td></tr> <tr><td>7 2.00 × 3.155 =</td><td>6.310</td></tr> <tr><td>8 2.00 × 3.155 =</td><td>6.310</td></tr> <tr><td>A 0.80 × 4.50 =</td><td>3.600</td></tr> <tr><td>計</td><td>=1071.02</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>=1071.02</td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>1071.02 + (A) =1074.62</td></tr> </tbody> </table>	計算式	単位(m <sup>2</sup> )	1 24.00 × 30.00 =	720.000	2 24.00 × 6.00 =	144.000	3 24.00 × 6.00 =	144.000	4 1.80 × 15.00 =	27.000	5 1.20 × 15.00 =	18.000	6 1.80 × 3.00 =	5.400	7 2.00 × 3.155 =	6.310	8 2.00 × 3.155 =	6.310	A 0.80 × 4.50 =	3.600	計	=1071.02	延床面積	=1071.02	建築面積	1071.02 + (A) =1074.62
	計算式	単位(m <sup>2</sup> )																									
	1 24.00 × 30.00 =	720.000																									
	2 24.00 × 6.00 =	144.000																									
	3 24.00 × 6.00 =	144.000																									
	4 1.80 × 15.00 =	27.000																									
	5 1.20 × 15.00 =	18.000																									
	6 1.80 × 3.00 =	5.400																									
	7 2.00 × 3.155 =	6.310																									
	8 2.00 × 3.155 =	6.310																									
A 0.80 × 4.50 =	3.600																										
計	=1071.02																										
延床面積	=1071.02																										
建築面積	1071.02 + (A) =1074.62																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計算式</th> <th>単位(m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 30.00 × 36.00 =</td><td>1080.000</td></tr> <tr><td>2 30.00 × 7.00 =</td><td>210.000</td></tr> <tr><td>3 24.00 × 6.00 =</td><td>144.000</td></tr> <tr><td>4 1.80 × 18.00 =</td><td>32.400</td></tr> <tr><td>5 1.80 × 18.00 =</td><td>32.400</td></tr> <tr><td>6 2.00 × 3.155 =</td><td>6.310</td></tr> <tr><td>7 2.00 × 3.155 =</td><td>6.310</td></tr> <tr><td>計</td><td>=1511.42</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>=1511.42</td></tr> <tr><td>建築面積</td><td>=1511.42</td></tr> </tbody> </table>	計算式	単位(m <sup>2</sup> )	1 30.00 × 36.00 =	1080.000	2 30.00 × 7.00 =	210.000	3 24.00 × 6.00 =	144.000	4 1.80 × 18.00 =	32.400	5 1.80 × 18.00 =	32.400	6 2.00 × 3.155 =	6.310	7 2.00 × 3.155 =	6.310	計	=1511.42	延床面積	=1511.42	建築面積	=1511.42				
	計算式	単位(m <sup>2</sup> )																									
	1 30.00 × 36.00 =	1080.000																									
	2 30.00 × 7.00 =	210.000																									
	3 24.00 × 6.00 =	144.000																									
	4 1.80 × 18.00 =	32.400																									
	5 1.80 × 18.00 =	32.400																									
	6 2.00 × 3.155 =	6.310																									
	7 2.00 × 3.155 =	6.310																									
	計	=1511.42																									
延床面積	=1511.42																										
建築面積	=1511.42																										

改定の経緯	設計上の留意点 ・環境配慮基準の適合を目的とした断熱仕様とすること。	<p style="text-align: center;"><b>横浜市建築局</b></p> <p>年月日 令和5年3月 縮尺 NO SCALE</p> <p style="text-align: center;">設 計 者</p>	<p>工事名 横浜小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改【令和4年度改訂版】</p> <p>図面名称 仕上表、求積図</p> <p>図面番号 A-03</p>
-------	---------------------------------------	---	--

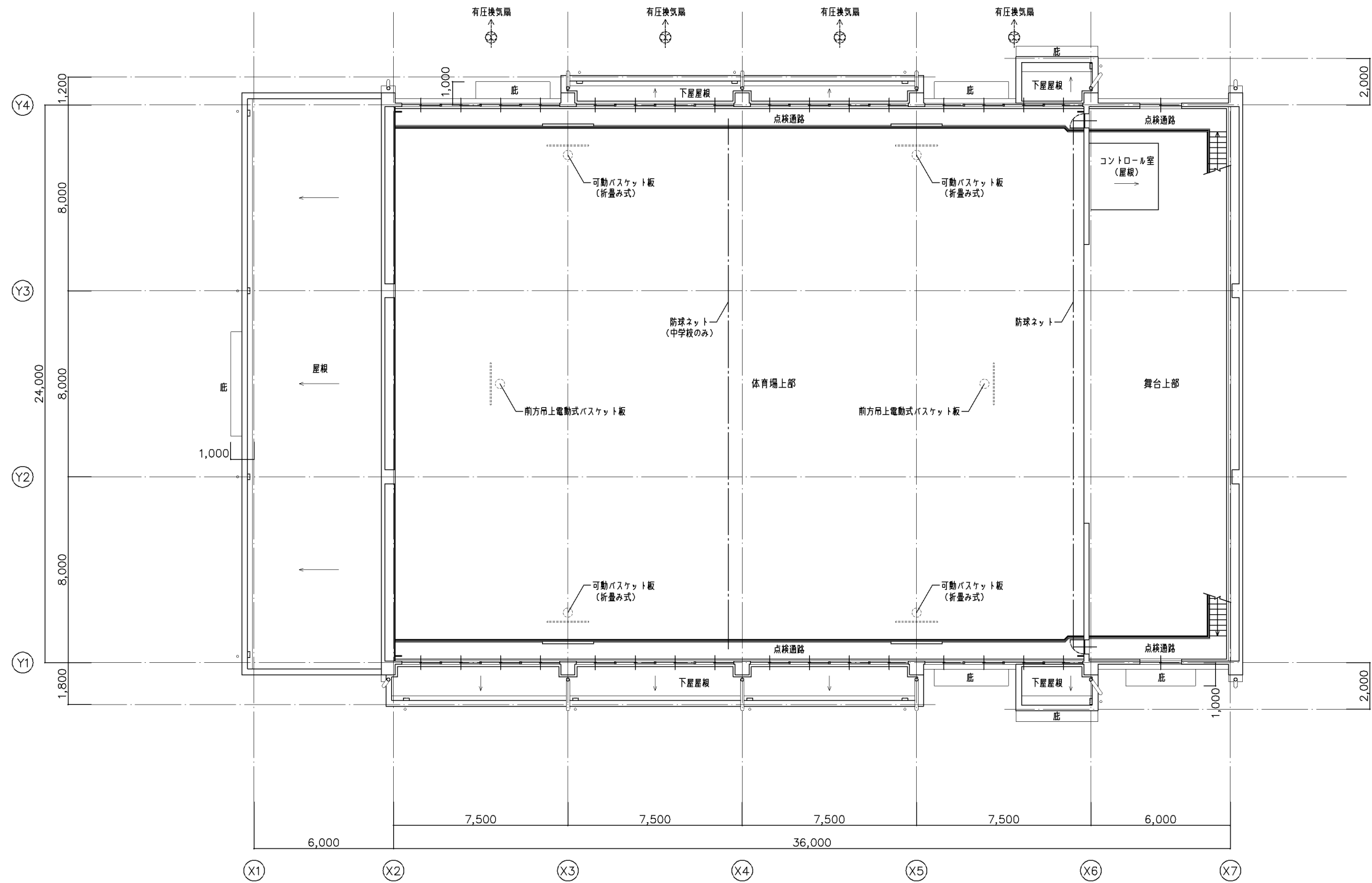


1階平面図 S=1/100

改定の経緯	設計上の留意点 ・消火器ボックス：建築備品、消火器：教育備品とし、設置か所は実施設計対応とする。
-------	---

<b>横浜市建築局</b>		工事名	横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改【令和4年度改訂版】			
年月日	令和5年3月	縮尺	1/100			
設計者		図面名称	1階平面図			
施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号	
					A-04	

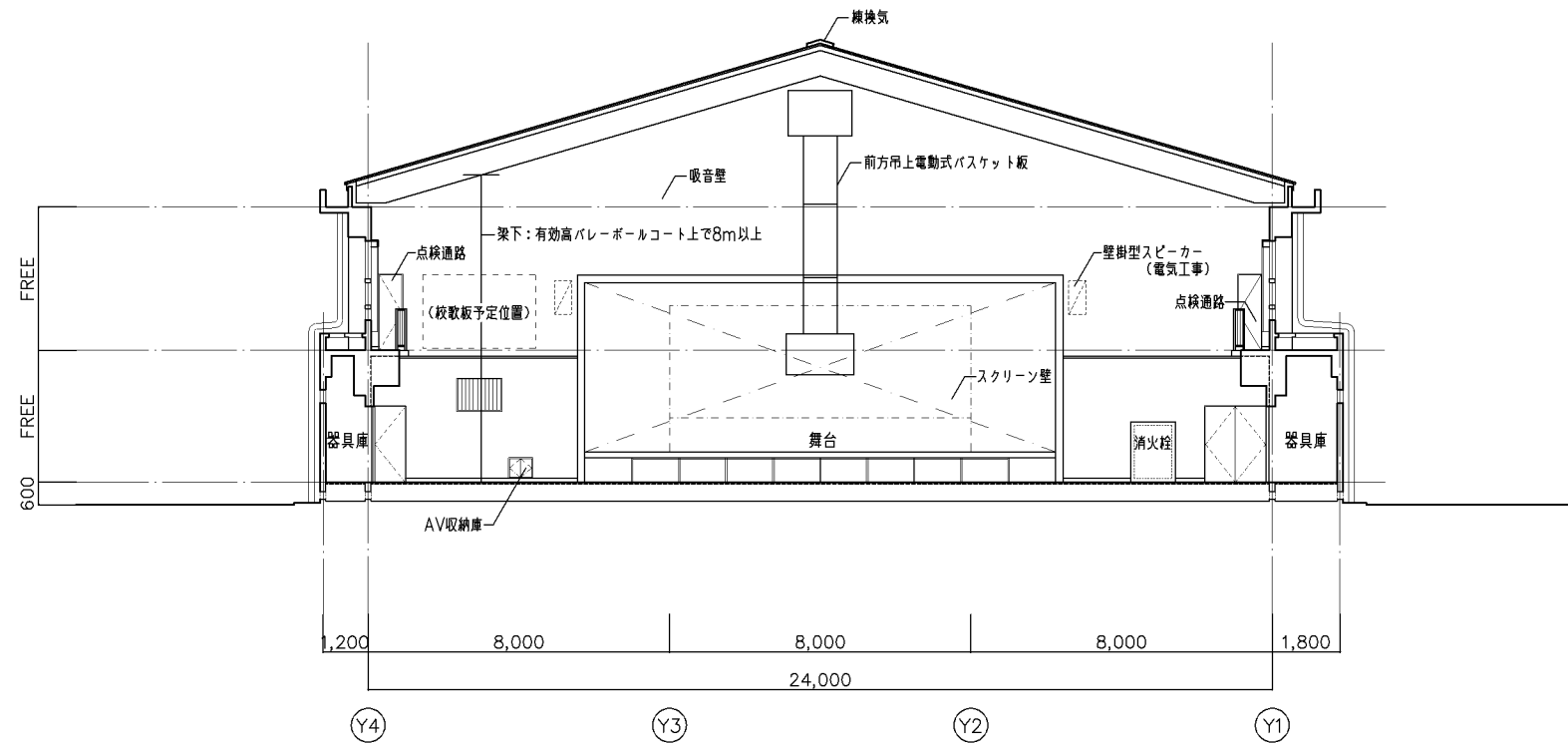
<b>横浜市建築局</b>		工事名	横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改【令和4年度改訂版】			
年月日	令和5年3月	縮尺	1/100			
設計者		図面名称	1階平面図			
施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号	
					A-04	



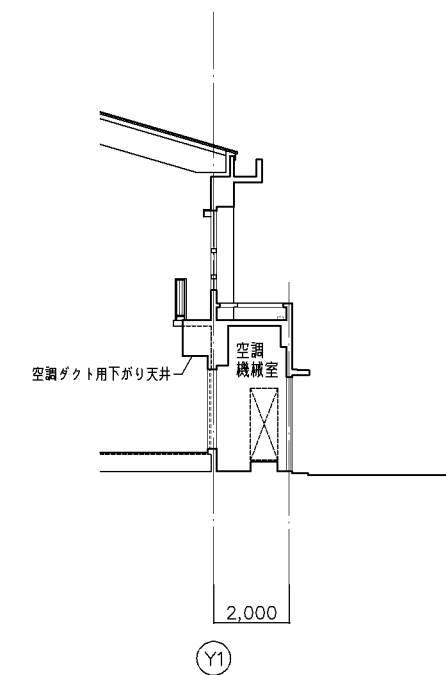
2階平面図 S=1/100

改定の経緯	設計上の留意点 ・有圧換気扇設置台数および給気ガラリ有効開口については換気量計算（機械）に依る。
-------	---

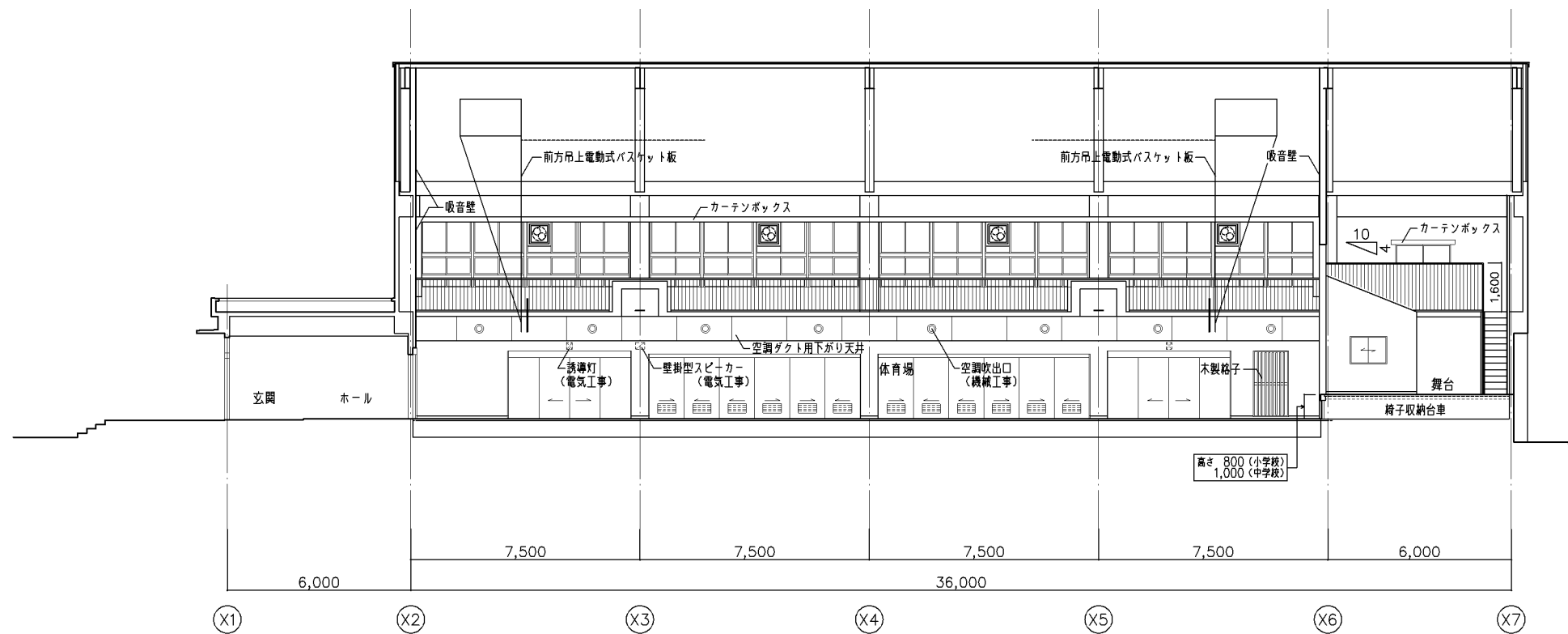
<b>横浜市建築局</b>				工事名	横浜市小・中学校標準図屋内運動場（体育館）95型18改 【令和4年度改訂版】				
年月日	令和5年3月	縮尺	1/100	図面名称	2階平面図				
設計者				施設番号	棟番号	完成 年度	図面 種類	図面枚数	図面番号
									A-05



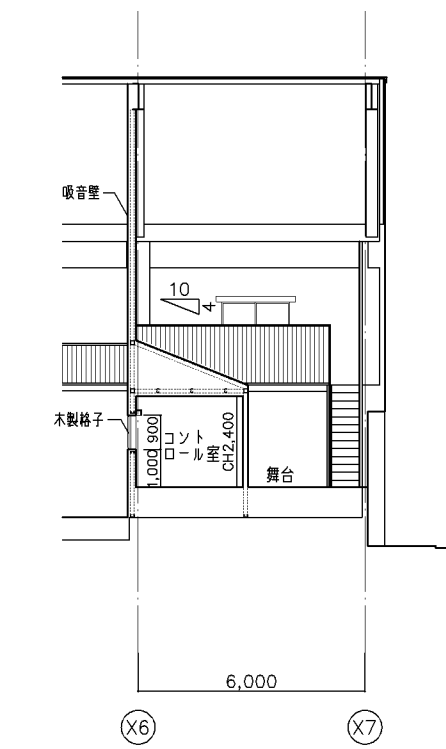
Y-Y断面図 S=1/100



空調機械室断面図 S=1/100



X-X断面図 S=1/100



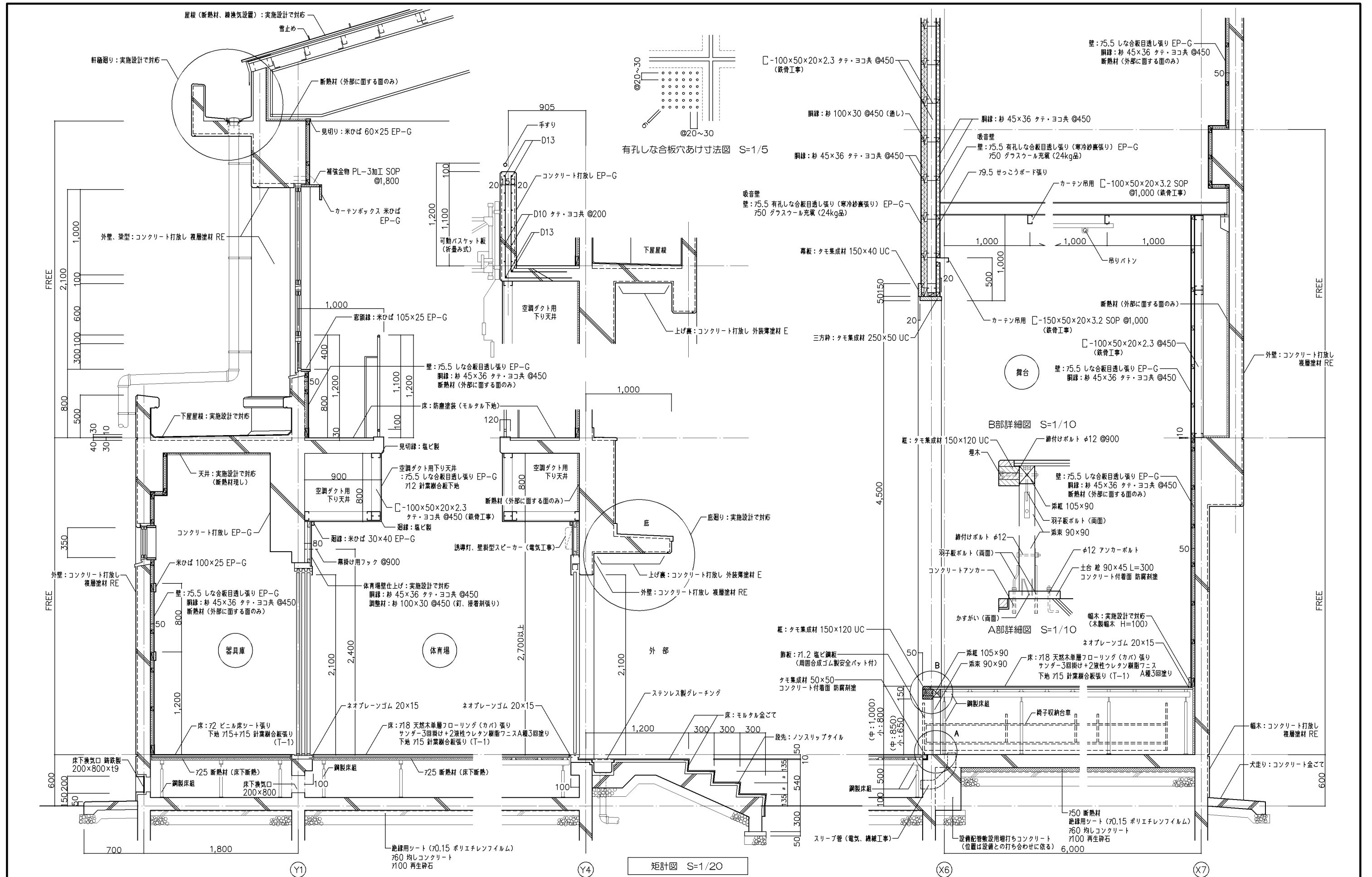
コントロール室断面図 S=1/100

改定の経緯

設計上の留意点  
 ・バレーボールコート(センターの競技用)コートライン上で、高さを最低8.0M以上確保すること。  
 学校の立地条件によって、最低高の確保が難しい場合は各担当者と協議の上、設計にあたること。

<b>横浜市建築局</b>				工事名	横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改【令和4年度改訂版】				
年月日	令和5年3月	縮尺	1/100	図面名称	断面図				
設計者				施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号
									A-06





改定の経緯

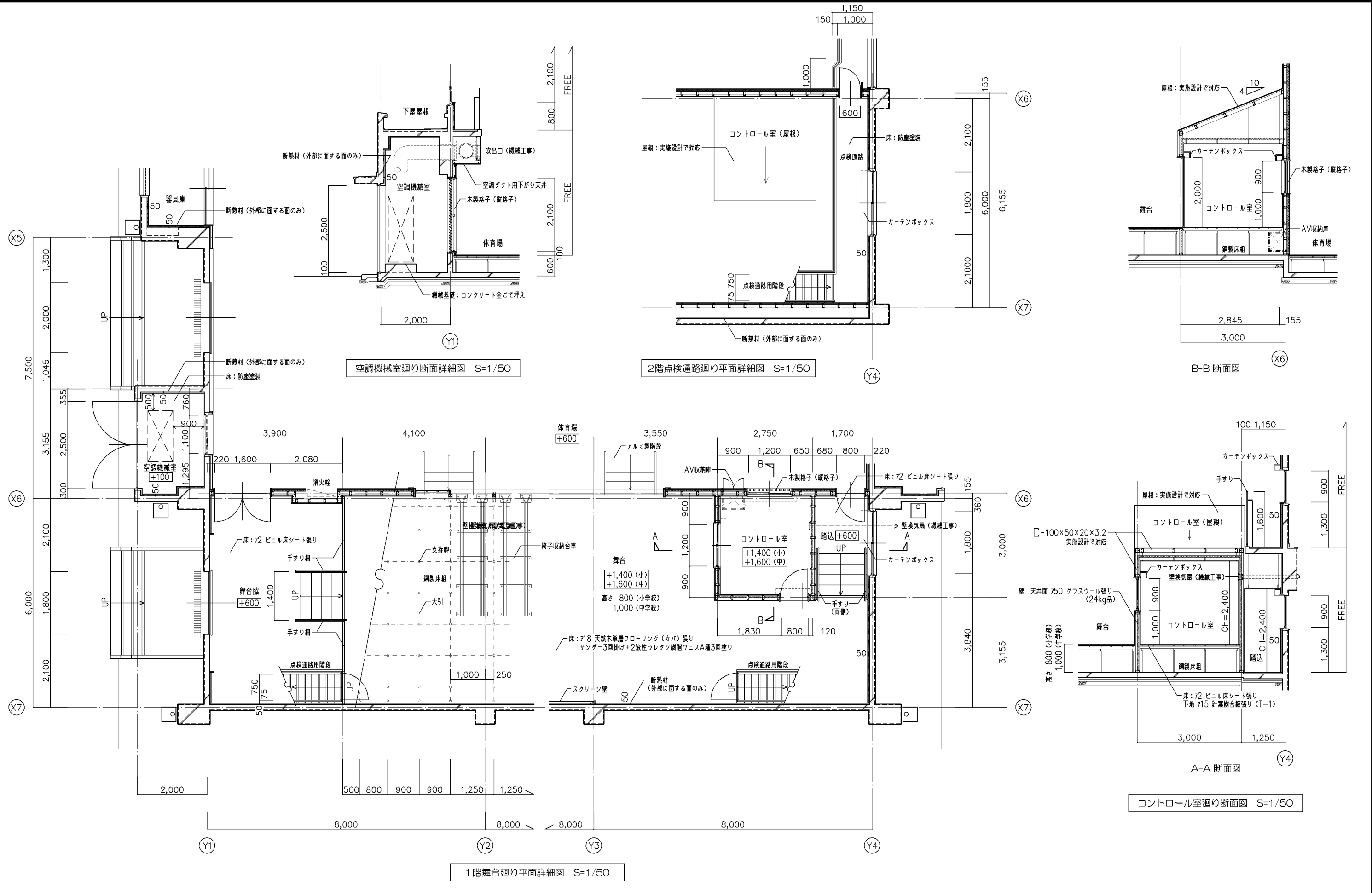
設計上の留意点

- ・屋根、軒樋廻り、底廻り、下屋屋根、体育場壁、X6通り軸組構造については、実施設計対応とする。
- ・屋根、壁、床下断熱材の種類・厚みについては、実施設計対応とする。
- ・設備配管敷設用増打ちコンクリート位置（大きさ）については、実施設計対応とする。

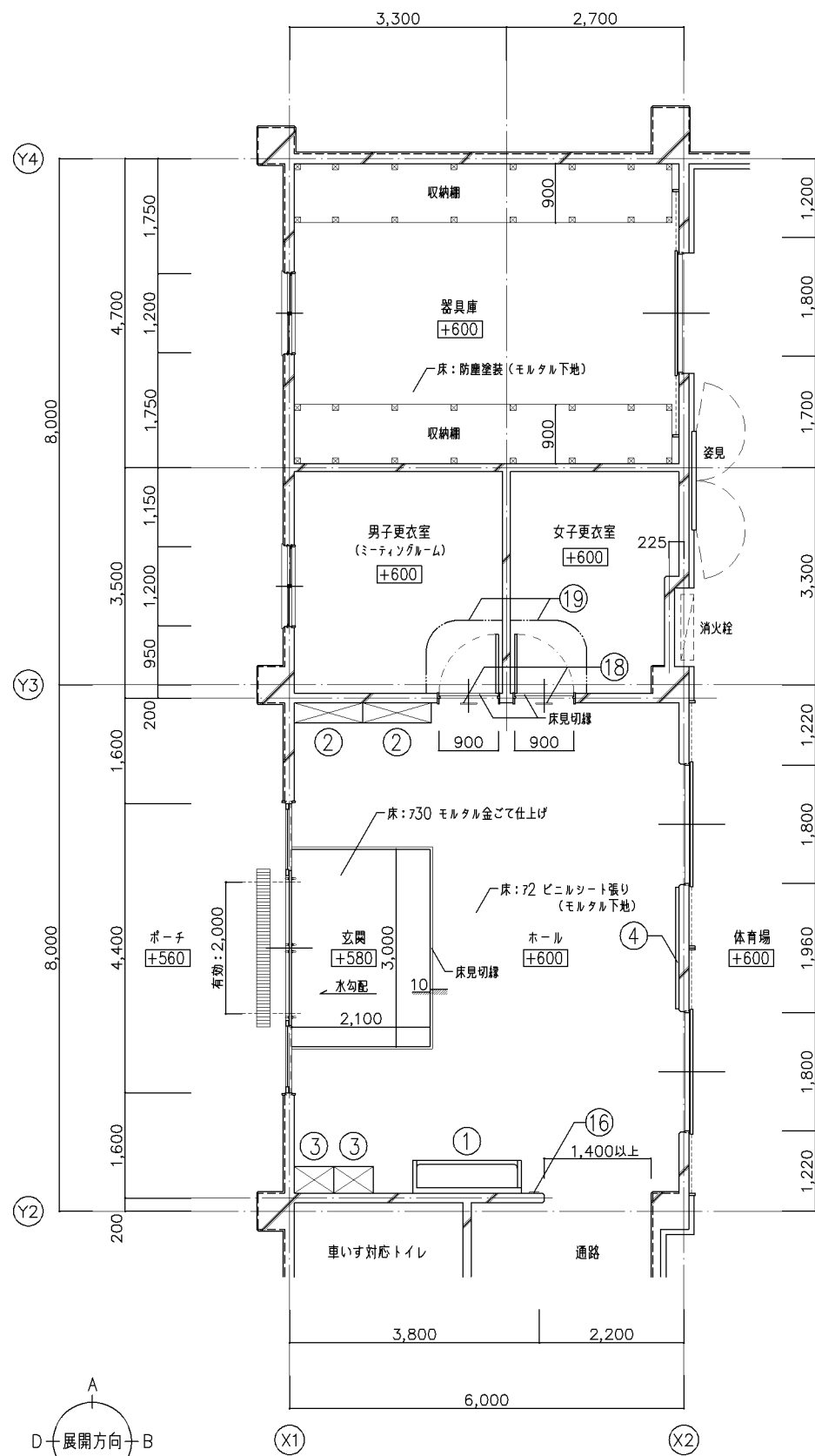
横浜市建築局

工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場（体育館）95型18改  
【令和4年度改訂版】

年月日	令和5年3月	縮尺	1/5.1/10.1/20	図面名称	矩計図
設計者					
施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号
					A-07



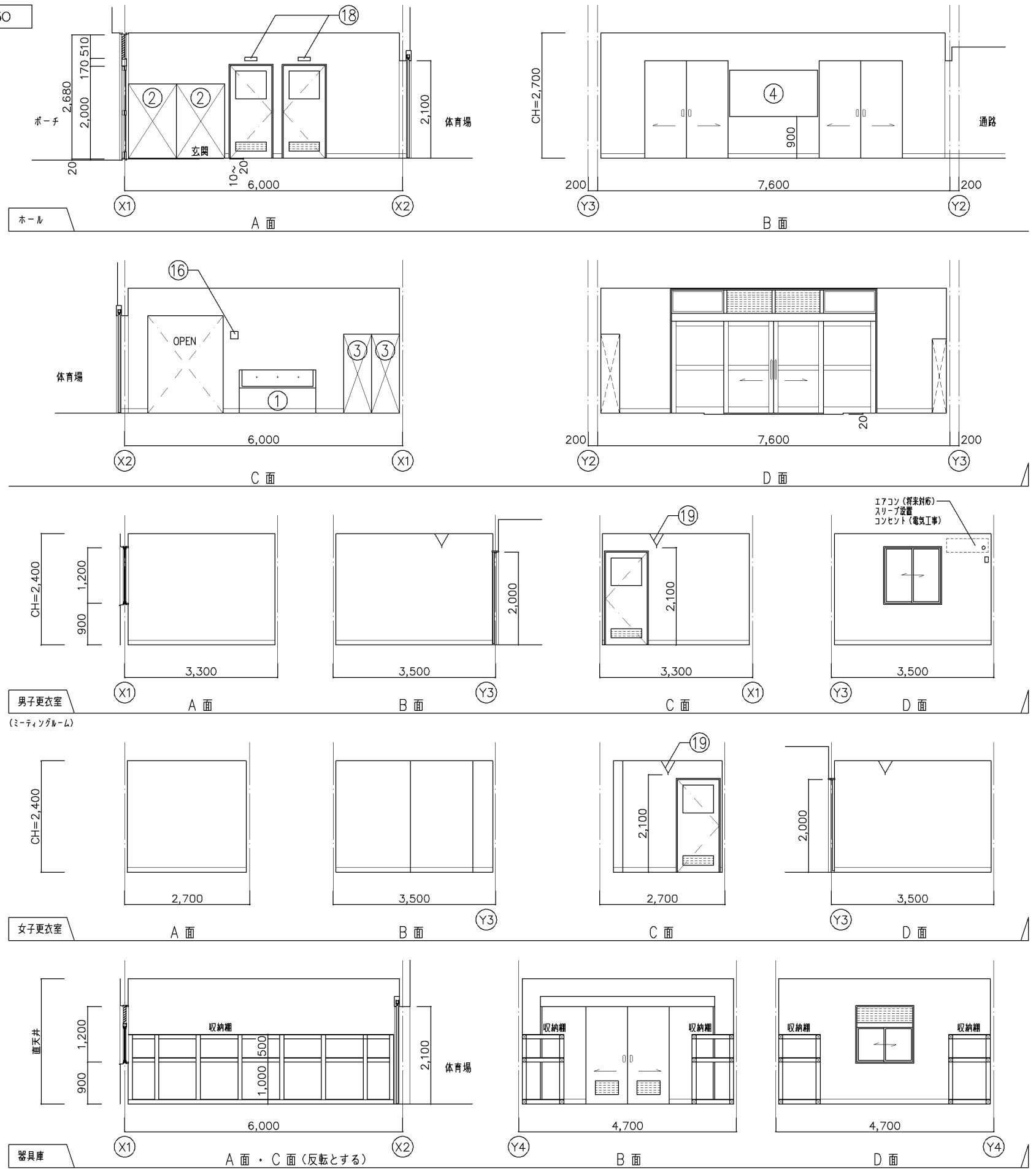
改定の経緯	設計上の留意点	<b>横浜市建築局</b>		工事名	横浜市小・中学校標準屋内運動場(体育館)95型18改 【令和4年度改訂版】	
		年月日	令和5年3月	縮尺	1/50	
		設計者		図面名称	舞台・コントロール室・空調機械室廻り詳細図	
		施設番号		図面種類	図面枚数	図面番号
						A-08



平面詳細図 S=1/50

\* 備品リストについては、図番A-15参照

展開図 S=1/50



改定の経緯

設計上の留意点

・地域防災拠点に指定されている小・中学校については、特設公衆電話の設置場所について、各担当者と協議の上、設計にあたること。

横浜市建築局

工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改【令和4年度改訂版】

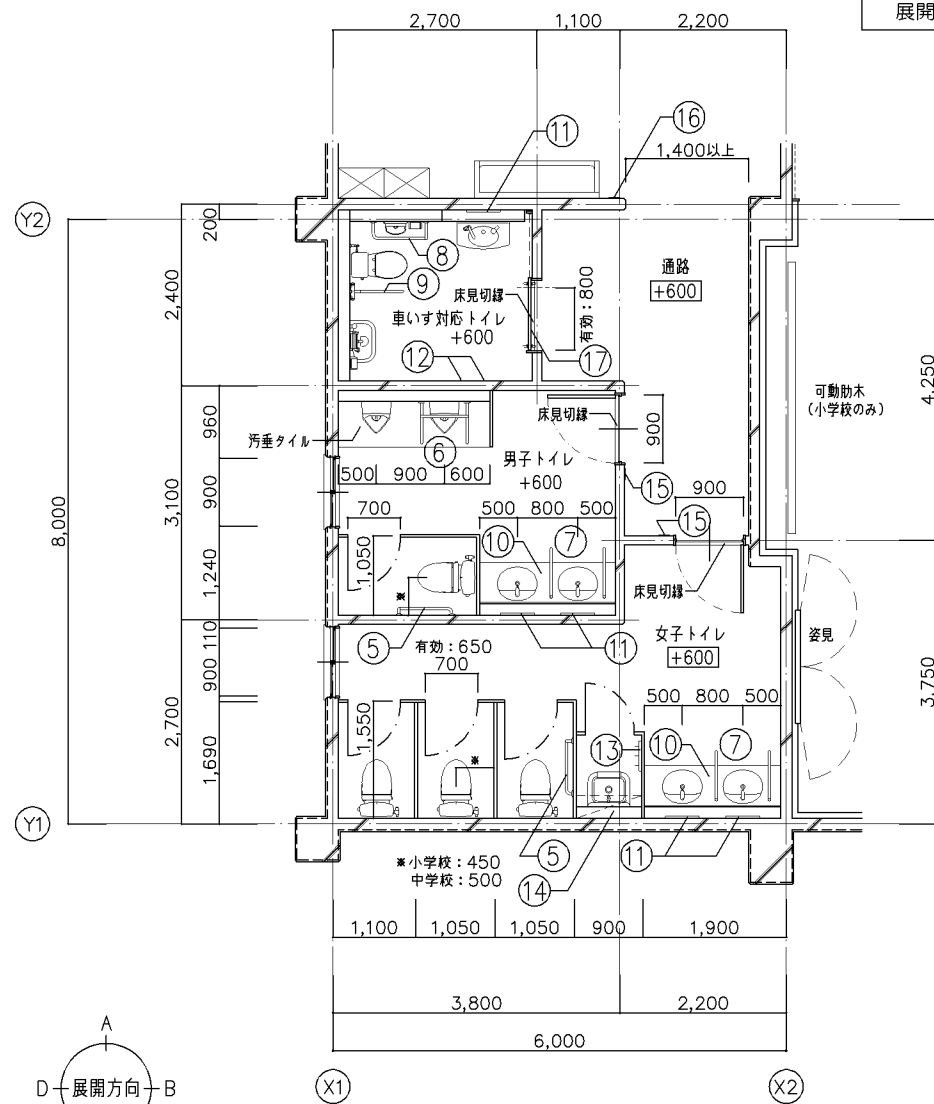
年月日 令和5年3月 縮尺 1/50

図面名称 開放用附帯施設 平面詳細図-1、展開図-1

設計者

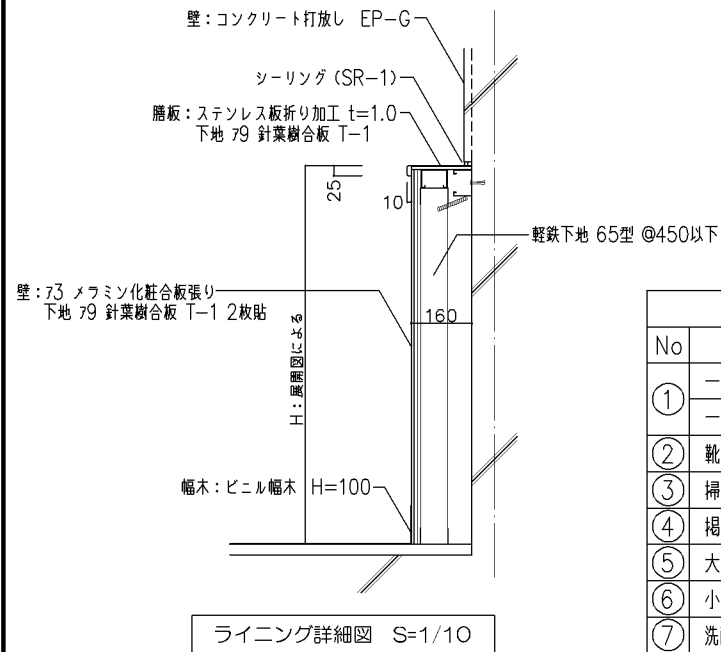
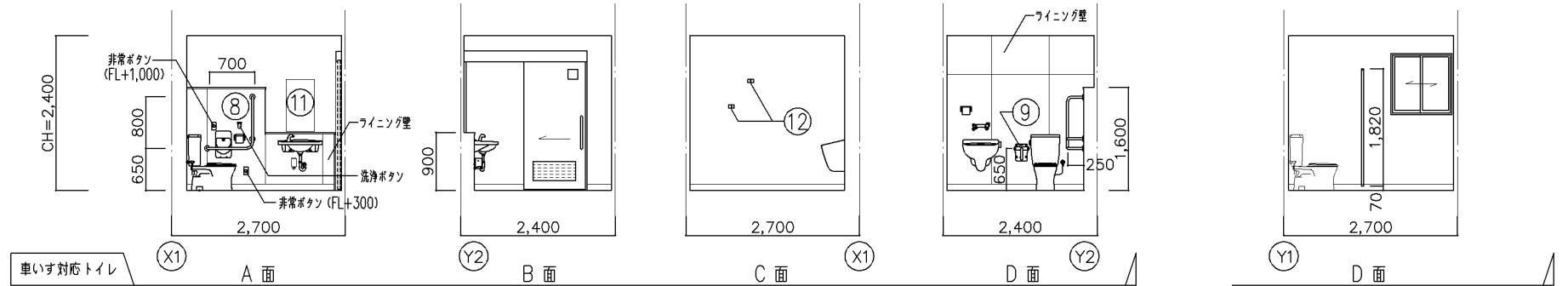
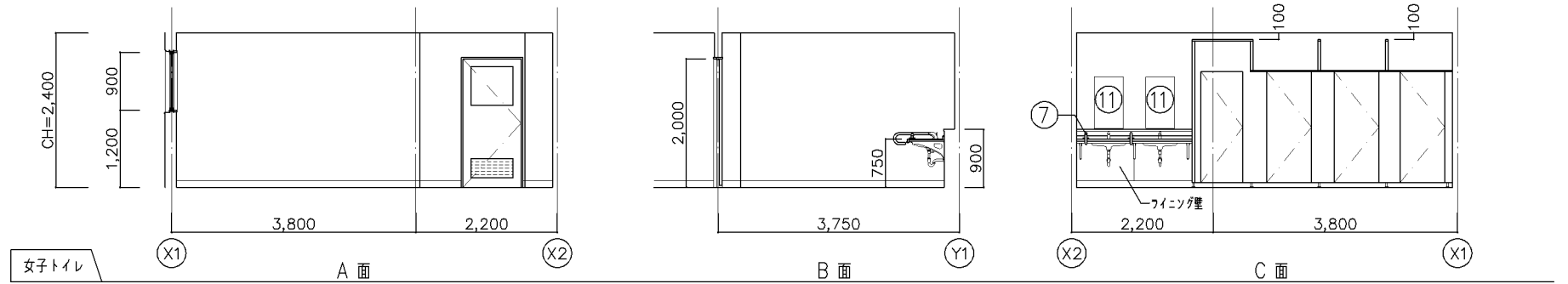
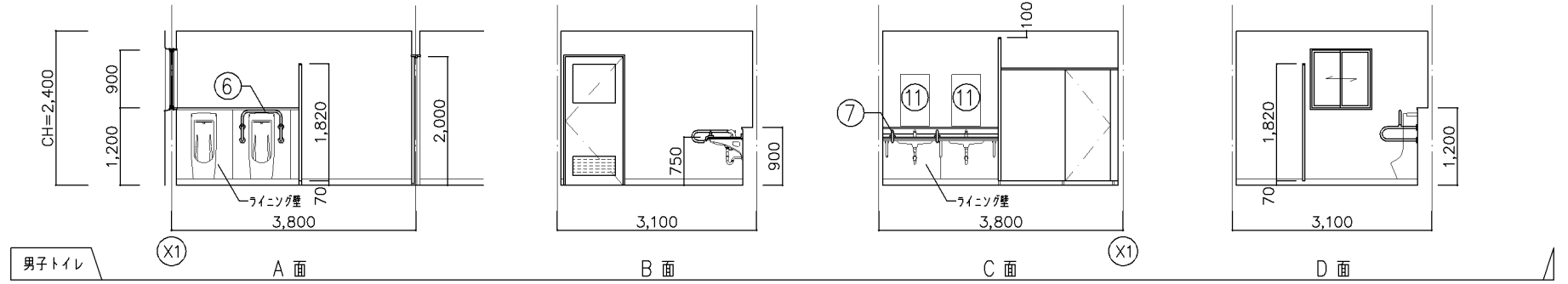
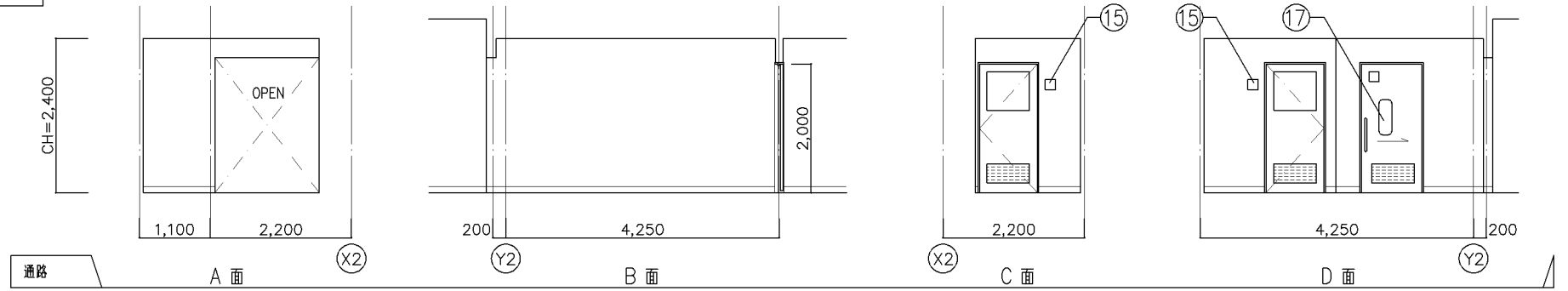
施設番号 棟番号 完成年度 図面種類 図面枚数 図面番号

A-09



平面詳細図 S=1/50

展開図 S=1/50



備品リスト																						
No	備品	数	W	D	H	備考	No	備品	数	W	D	H	備考	No	備品	数	W	D	H	備考		
①	一槽流し (小学校)	1	1,650	500	480	G-1122A	⑧	大便器用手すり	1	ステンレス製			I-213A	⑬	ピクトサイン	1	平付けタイプ (男女)				図示による	
	一槽流し (中学校)	1	1,650	500	630	G-1122B	⑨	跳上げ手すり	1	ステンレス製			既製品	⑭	トイレサイン	1	塩ビ粘着シート				図示による	
②	靴入	2	1,040	300	1,600	G-1290	⑩	洗面カウンター	2	1,800	600	800	既製品	⑮	室名札	2	平付けタイプ				I-204B	
③	掃除用具入	2	600	400	1,700	G-1280	⑪	鏡	5	450		800	既製品		⑯	吊りカーテンレール	2				I-209	
④	掲示板	1	1,900		1,000	G-1680	⑫	フック	2	ステンレス製			既製品									
⑤	大便器用手すり	2	ステンレス製			I-212A	⑬	モップ掛けフック	1				図示による									
⑥	小便器用手すり	1	ステンレス製			I-212B	⑭	柵	1				図示による									
⑦	洗面カウンター用手すり	2	ステンレス製			I-213C	⑮	ピクトサイン	2	平付けタイプ (男子、女子)			図示による									

改定の経緯

設計上の留意点

- ・トイレピットについては実施設計対応とする。
- ・SK内の柵の設置については、実施設計において関係局部署と十分調整すること。
- ・手すり付き便房1か所の戸 (トイレブース扉) については、非常時に戸が取り外せる構造 (非常解錠および非常解グレティヒンジ) とすること。

横浜市建築局

工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場 (体育館) 95型18改  
【令和4年度改訂版】

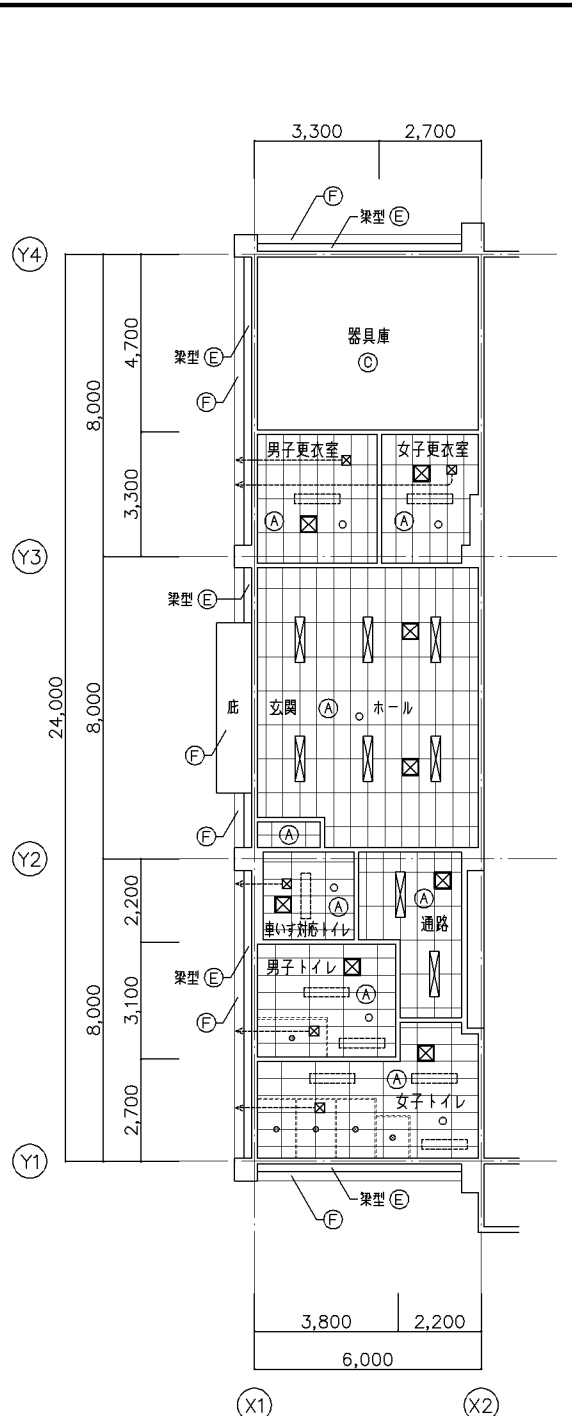
年月日 令和5年3月 縮尺 1/10.1/50

図面名称 開放用附帯施設 平面詳細図-2、展開図-2

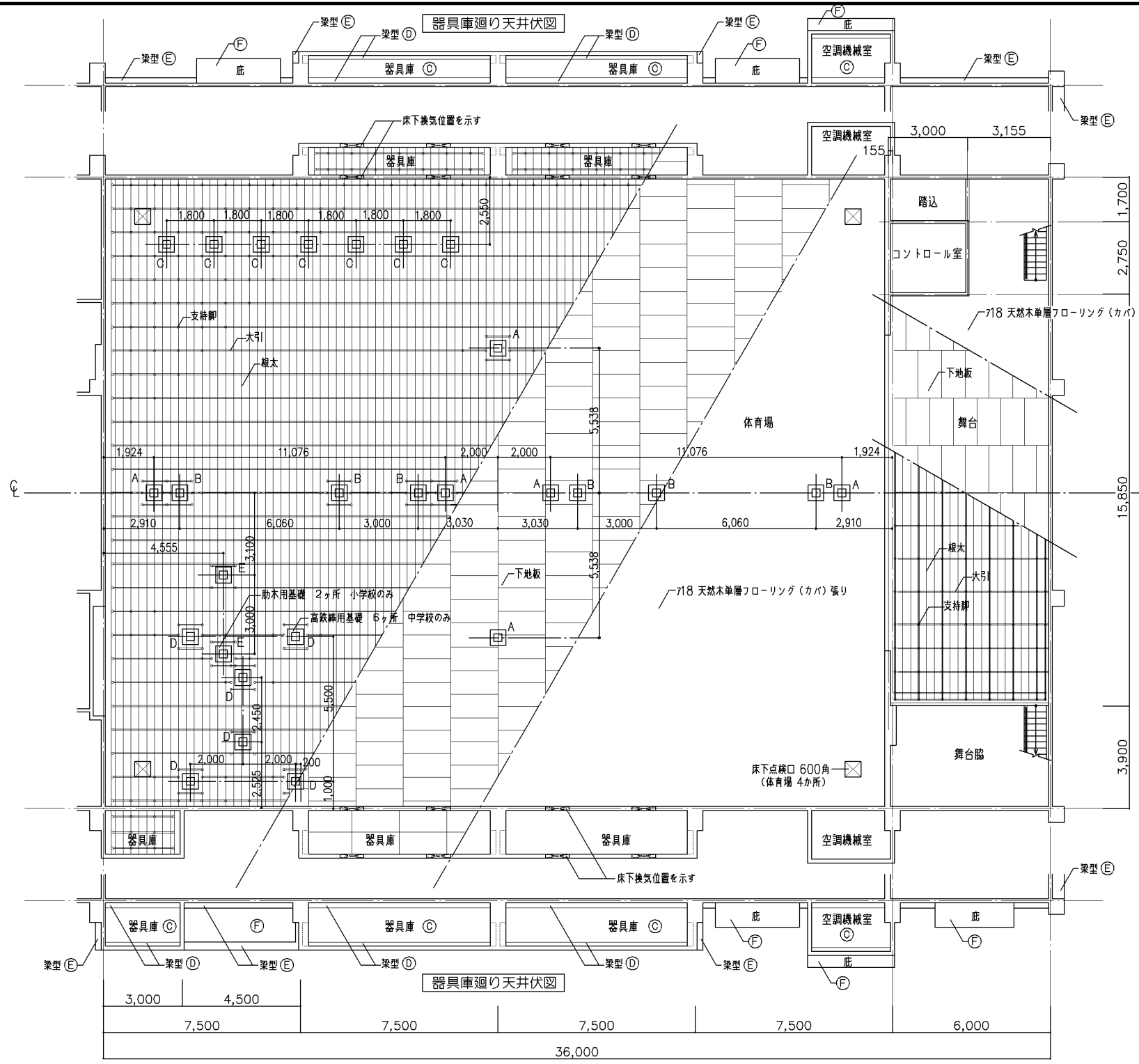
設計者

図面番号

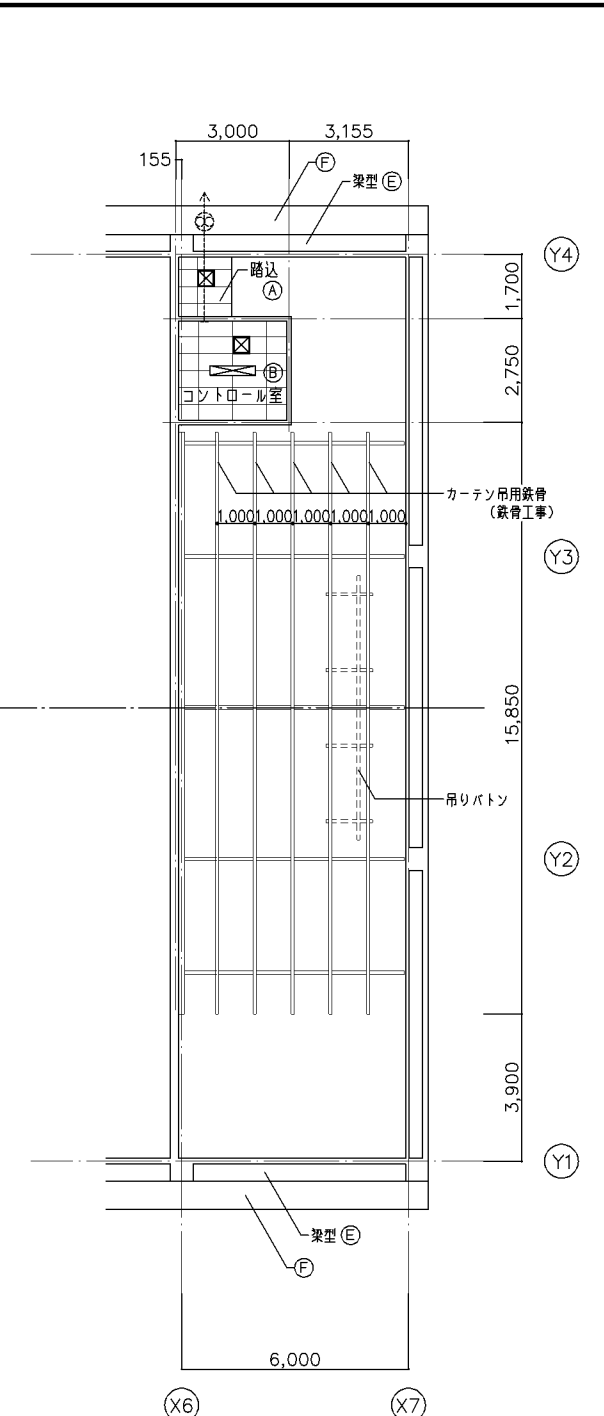
図面番号 A-10



附帯施設天井伏図 S=1/100



体育場・舞台床伏図、器具庫廻り天井伏図 S=1/100



舞台天井伏図 S=1/100

天井仕上	
符号	仕上
(A)	79.5 化粧せっこうボード張り 廻り縁：塩ビ製
(B)	79.5 化粧吸音せっこうボード張り 廻り縁：塩ビ製
(C)	実施設計で対応（断熱材現し）
(D)	コンクリート打放し EP-G
(E)	コンクリート打放し 複層塗材 RE
(F)	コンクリート打放し 外装薄塗材 E
凡例（位置は設備との打ち合わせに依る）	
☒	天井点検口 450角
☒	照明器具切込み補強
○	照明器具（DL）切込み補強
○	スピーカー切込み補強
☒	天井換気扇切込み補強
☒	照明器具設置位置を示す

床仕上		
体育場	舞台	器具庫
仕上	仕上	仕上
718 天然木単層フローリング（カバ）張り サンダー3回削け 2液性ウレタン樹脂ワニスA種3回塗り（コートライン含）	718 天然木単層フローリング（カバ）張り サンダー3回削け 2液性ウレタン樹脂ワニスA種3回塗り	72 ビニルシート張り
下地板	下地板	下地板
715 針葉樹合板張り（T-1）	715 針葉樹合板張り（T-1）	715+715 針葉樹合板張り（T-1）
床組	床組	床組
根太溶融亜鉛メッキ鋼板（SPCC）@300 大引溶融亜鉛メッキ鋼板（SPCC）@900 支持金物 @900	根太溶融亜鉛メッキ鋼板（SPCC）@300 大引溶融亜鉛メッキ鋼板（SPCC）@900 支持金物 @900	根太溶融亜鉛メッキ鋼板（SPCC）@300 大引溶融亜鉛メッキ鋼板（SPCC）@900 支持金物 @900
鋼製床組の許容荷重は400kg/m2以上とし、根太鋼板厚1.2m/m以上、大引鋼板厚1.6m/m以上とする		

観客用ポスト基礎表			
A	バレーボール	小学校	6
		中学校	
B	バドミントン	小学校	6
		中学校	
C	低鉄棒	小学校	7
		中学校	
D	高鉄棒 （中学校のみ）	中学校	6
E	肋木 （小学校のみ）	小学校	2

改定の経緯

設計上の留意点  
・器具庫、空調機械室の天井面に設置する照明器具の取付け用下地については、実施設計対応とする。

横浜市建築局

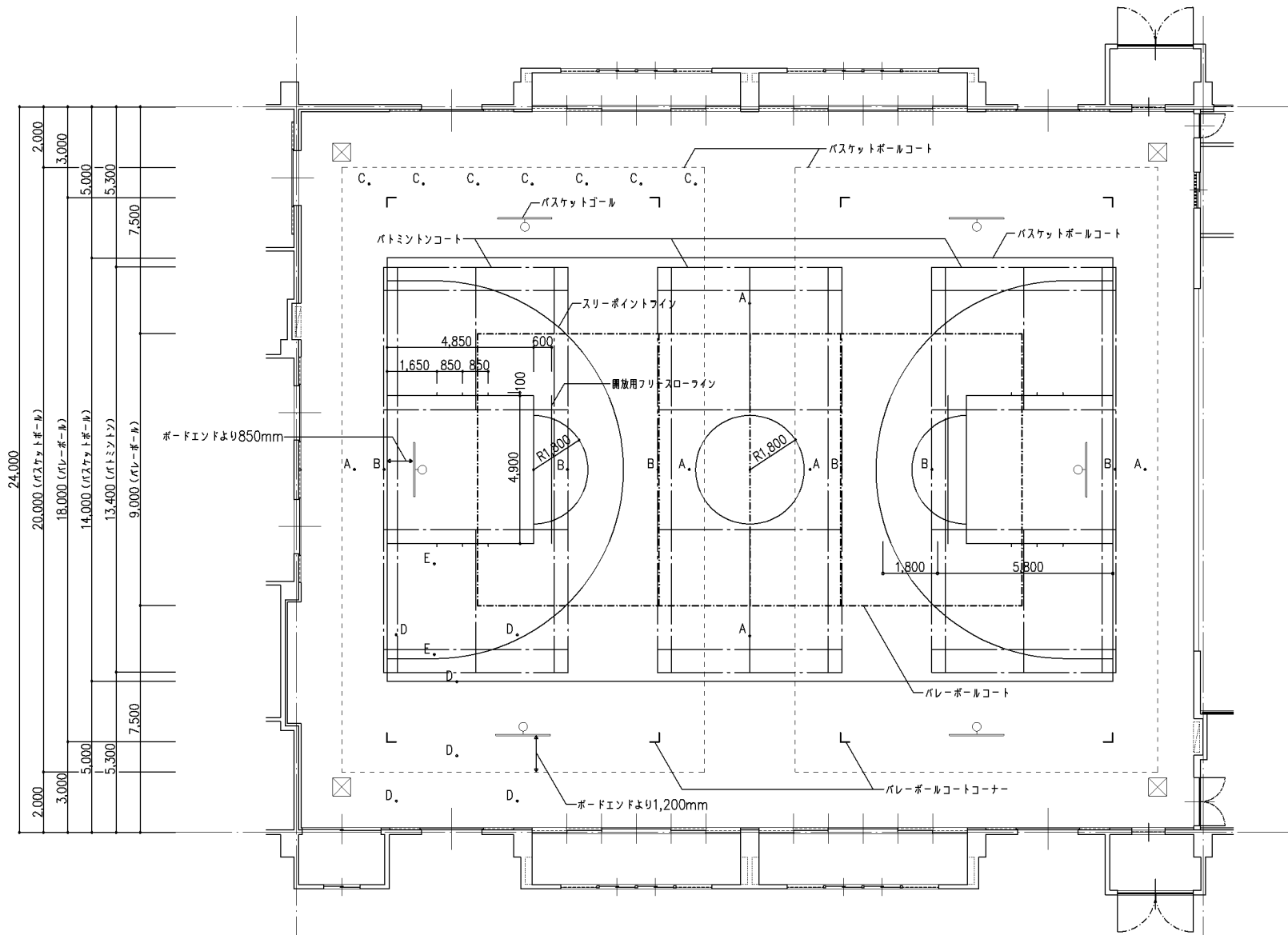
年月日 令和5年3月 縮尺 1/100

工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場（体育館）95型18改【令和4年度改訂版】

図面名称 床伏図、天井伏図

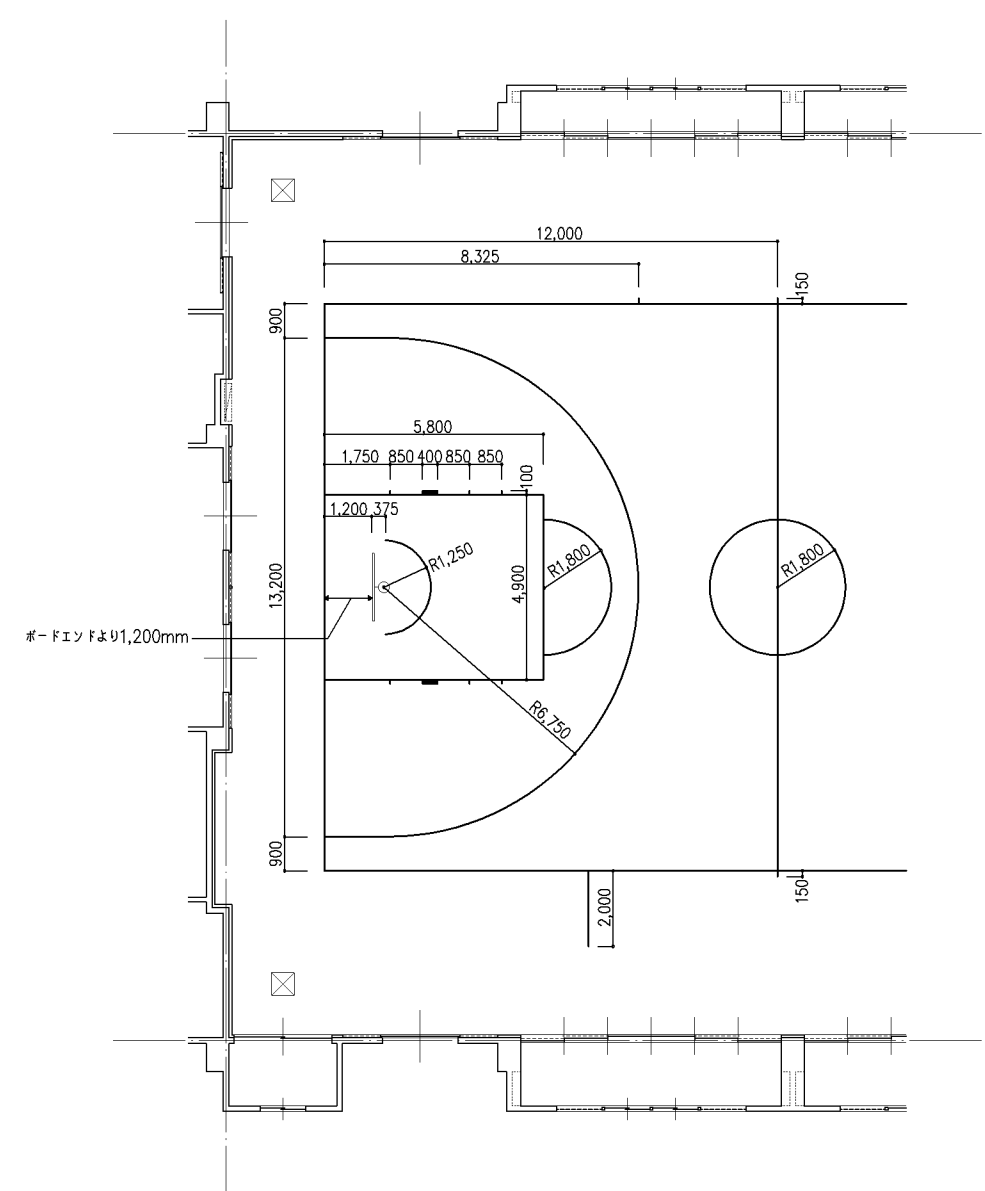
設計者

図面番号 A-11



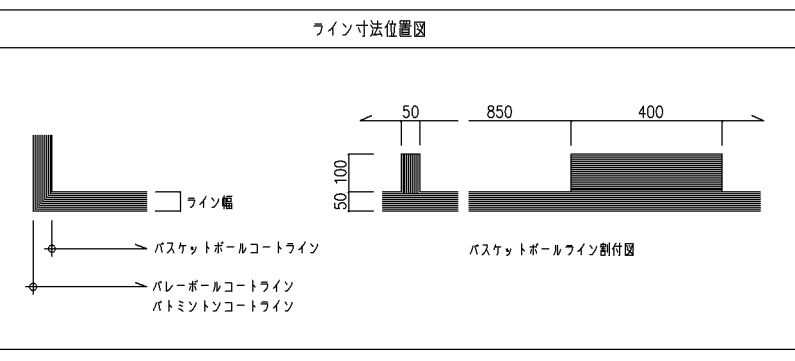
2,890	6,100 (バドミントン)	2,960	6,100 (バドミントン)	2,960	6,100 (バドミントン)	2,890
3,000	9,000 (バレーボール)	6,000	9,000 (バレーボール)	3,000		
1,500	12,000 (バスケットボール)	3,000	12,000 (バスケットボール)	1,500		
6,000		18,000 (バレーボール)		6,000		
3,000		24,000 (バスケットボール)		3,000		
		30,000				

小学校コートライン図 S=1/100



中学校コートライン図 S=1/100

小学校				コート数				競技用ポスト (箇所)				
コートライン	線幅・色	寸法	コート数	記号	競技種別	数量	記号	競技種別	数量	・は競技用ポスト位置を示す		
———	バスケットボールコートライン	50 白線	14.0×24.0	1面	記号							
-----	バレーボールコートライン	50 黄線	9.0×18.0	1面	A	バレーボール	6	C	低鉄棒	7		
———	バドミントンコートライン	40 緑線	6.1×13.4	3面	B	バドミントン	6	E	肋木	2		
バスケットボールバックボード取付方法												
				メイン		サブ						
				ゴール1対		ゴール2対						
-----	ミニバスケットボールコートライン	5	12.0×20.0	2面		1,800×1,050 床よりゴールリックまで 2,600~3,050 (上下調節装置付)				1,200×900 床よりゴールリックまで2,600		
L	バレーボールコートコーナー	50	9.0×18.0	2面						コートエンドからバックボードまで1,200		



中学校				コート数				競技用ポスト (箇所)				
コートライン	線幅・色	寸法	コート数	記号	競技種別	数量	記号	競技種別	数量	・は競技用ポスト位置を示す		
———	バスケットボールコートライン	50 白線	14.0×24.0	1面	記号							
-----	バレーボールコートライン	50 黄線	9.0×18.0	1面	A	バレーボール	6	C	低鉄棒	7		
———	バドミントンコートライン	40 緑線	6.1×13.4	3面	B	バドミントン	6	D	高鉄棒	6		
バスケットボールバックボード取付方法												
				メイン		サブ						
				ゴール1対		ゴール2対						
-----	バスケットボールコートライン	5	12.0×20.0	2面		1,800×1,050 床よりゴールリックまで3,050				1,800×1,050 床よりゴールリックまで3,050		
L	バレーボールコートコーナー	50	9.0×18.0	2面						コートエンドからバックボードまで1,200		

改定の経緯

設計上の留意点  
 ・本図を基本に学校と協議し運用することとする。尚、新設校については、親校と協議すること。

横浜市建築局

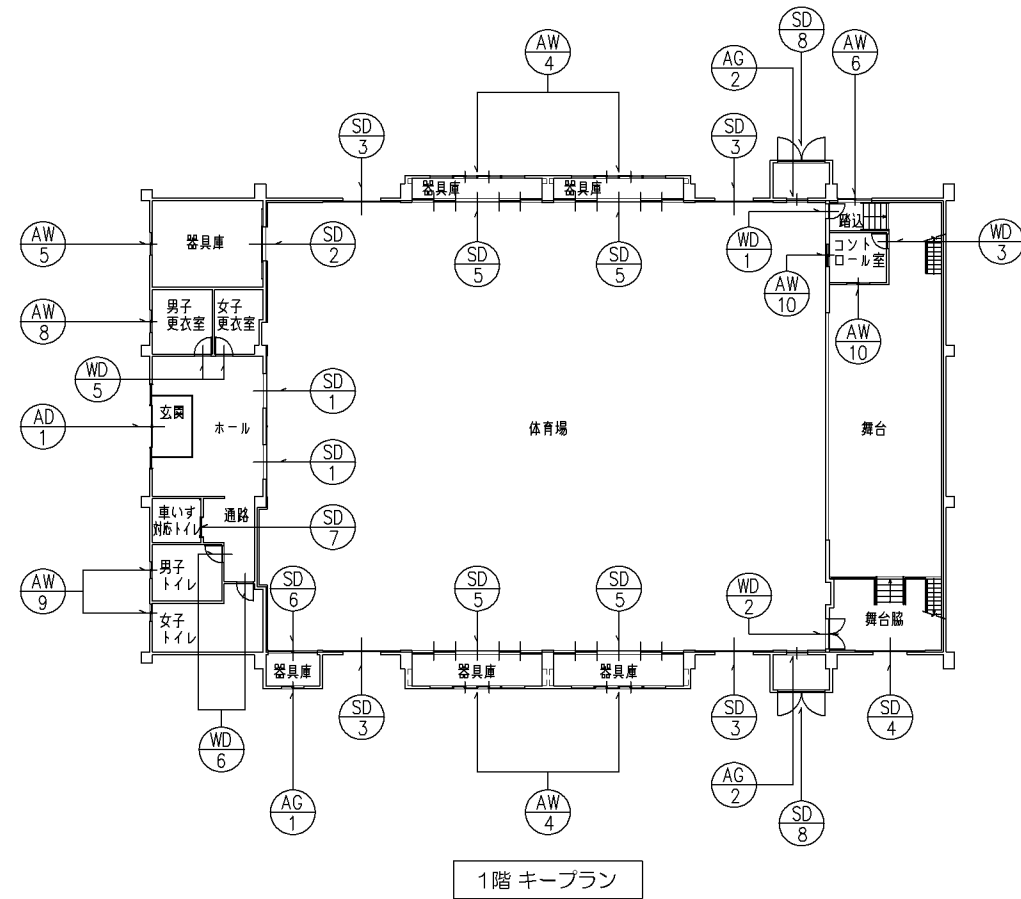
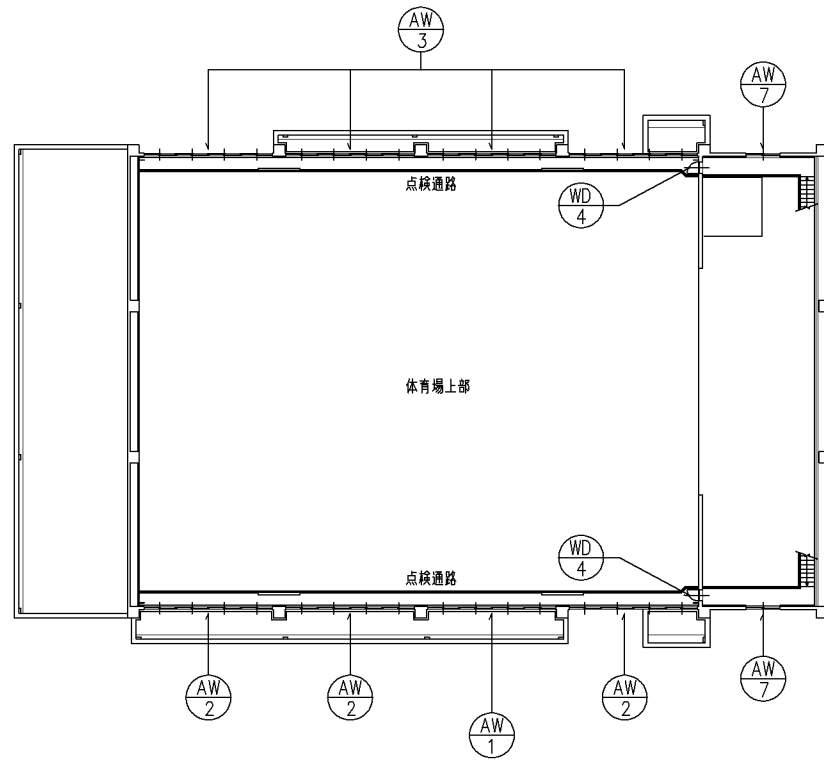
工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改【令和4年度改訂版】

図面名称 コートライン図

年月日 令和5年3月 縮尺 1/100

設計者

図面番号	図面種類	図面枚数	図面番号
			A-12



記号・数量	SD 1 2か所	SD 2 1か所	SD 3 4か所
姿 図			
名 称	引分けハンガー戸	引分けハンガー戸	引分けハンガー戸
取付箇所	体育場	体育場	体育場
材質・仕上	スチール・工場焼付塗装	スチール・工場焼付塗装	スチール・工場焼付塗装
見 込	枠:100、戸:40	枠:100、戸:40	枠:100、戸:40
硝 子			
付属金物	シリンドー錠錠、ステンレスガイドレール、カバープレート、三方スチール枠 ステンレス彫込引手、ハンガー金物一式、付属金物一式	シリンドー錠錠(器具庫内部サムターン付き)、ステンレスガイドレール カバープレート、三方スチール枠、ステンレス彫込引手、ハンガー金物一式、付属金物一式	シリンドー錠錠(内部サムターン付き)、ステンレスガイドレール カバープレート、三方スチール枠、ステンレス彫込引手、ハンガー金物一式、付属金物一式
備 考			扉下部にFB取付(砂ほこり進入防止用)
記号・数量	SD 4 1か所	SD 5 4か所	
姿 図			
名 称	引分けハンガー戸	引分け戸	
取付箇所	舞台脇	体育場	
材質・仕上	スチール・工場焼付塗装	スチール・工場焼付塗装	
見 込	枠:100、戸:40	枠:150、戸:40	
硝 子			
付属金物	シリンドー錠錠(内部サムターン付き)、ステンレスガイドレール カバープレート、三方スチール枠、ステンレス彫込引手、ハンガー金物一式、付属金物一式	シリンドー錠錠(器具庫内部サムターン付き)、ステンレスフラットレール、三方スチール枠、ステンレス彫込引手	
備 考	扉下部にFB取付(砂ほこり進入防止用)	戸先ゴム付き	
記号・数量	SD 6 1か所	SD 7 1か所	SD 8 2か所
姿 図			
名 称	引分け戸	軽量片引きハンガー戸	両開き戸
取付箇所	体育場	車いす対応トイレ	空調機器室
材質・仕上	スチール・工場焼付塗装	スチール・工場焼付塗装	スチール・工場焼付塗装
見 込	枠:100、戸:40	枠:100、戸:40	枠:100、戸:50
硝 子		76 ポリカーボネート・型	
付属金物	シリンドー錠錠(器具庫内部サムターン付き)、ステンレスフラットレール 三方スチール枠、ステンレス彫込引手、戸車、仮止め車、付属金物一式	鍵(表示装置、非常解錠装置、内部大型サムターン付)、ドアストッパー ステンレスガイドレール、ステンレス大型取手(両面)、三方スチール枠 カバープレート、ハンガー金物一式(自閉装置付)、付属金物一式	レバーハンドル付きシリンドー錠錠(サムターン付、下部遮断装置付) ステンレス柵、三方スチール額縁、ドアチェック(ストッパー付) アームストッパー、大型ステンレス丁番、上下フランス落し、付属金物一式
備 考	戸先ゴム付き	外れ止め機能付	エアタイト

記号・数量	AD 1 1か所	AW 1 1か所	AW 2 3か所	AW 3 4か所		
図						
名称	ガワリ・袖付き引き込み扉戸	FIX付2段4連引違い窓	FIX付2段4連引違い窓	FIX付2段4連引違い窓		
取付箇所	玄関(附帯施設)	体育場	体育場	体育場		
材質・仕上	アルミ・シルバー	アルミ・シルバー	アルミ・シルバー	アルミ・シルバー		
見込	100	70	70	70		
硝子	74強化硝子・透明、76.8網入り型板硝子	複層ガラス TG5+A6+TG5(型)	複層ガラス TG5+A6+TG5(型)	複層ガラス TG5+A6+TG5(型)		
付属金物	シリリダー錠(サムターン付)、ステンレス鴨居レール(両端水抜き加工) 戸車、ステンレス大型取手(両面)、アルミ額縁(内外)、自閉装置、付属金物一式	クレセント、二重皿板、額縁アングル、付属金物一式	クレセント、二重皿板、額縁アングル、付属金物一式	クレセント、二重皿板、額縁アングル、付属金物一式		
備考	ガワリ部:ステンレス防虫網 ※ガワリ有効開口については換気量計算(機械)に依る		ガワリ部:ステンレス防虫網 ※ガワリ有効開口については換気量計算(機械)に依る	*有圧換気扇サイズについては換気量計算(機械)に依る		
記号・数量	AW 4 4か所	AW 5 1か所	AW 6 1か所	AW 7 2か所	AW 8 1か所	AW 9 2か所
図						
名称	ガワリ付2連引違い窓	ガワリ付引違い窓	引違い窓	引違い窓	引違い窓(附帯施設)	引違い窓(附帯施設)
取付箇所	器具庫(体育場)	器具庫(附帯施設)	舞台路込(体育場)	点検通路(体育場)	男子更衣室	男子、女子トイレ
材質・仕上	アルミ・シルバー	アルミ・シルバー	アルミ・シルバー	アルミ・シルバー	アルミ・シルバー	アルミ・シルバー
見込	70	70	70	70	70	70
硝子	複層ガラス TG5+A6+TG5(型)	74強化硝子・型	複層ガラス TG5+A6+TG5(型)	複層ガラス TG5+A6+TG5(型)	74強化硝子・型	74強化硝子・型
付属金物	クレセント、二重皿板、額縁アングル、付属金物一式	クレセント、二重皿板、額縁アングル、付属金物一式	クレセント、二重皿板、額縁アングル、付属金物一式	クレセント、二重皿板、額縁アングル、付属金物一式	クレセント、二重皿板、額縁アングル、付属金物一式	クレセント、二重皿板、額縁アングル、付属金物一式
備考	ガワリ部:ステンレス防虫網	ガワリ部:ステンレス防虫網				
記号・数量	AW 10 2か所		AG 1 1か所	AG 2 2か所		
図						
名称	引違い窓(体育場・室内サッシ)		ガワリ窓	ガワリ窓		
取付箇所	コントロール室		器具庫	空調機械室		
材質・仕上	アルミ・シルバー		アルミ・シルバー	アルミ・シルバー		
見込	70		70	70		
硝子	74強化硝子・透明					
付属金物	クレセント、額縁アングル(両側)、付属金物一式		二重皿板、額縁アングル、付属金物一式	額縁アングル、付属金物一式		
備考			ガワリ部:ステンレス防虫網	*ガワリ有効開口については換気量計算(機械)に依る		

改定の経緯

設計上の留意点

横浜市建築局

工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改  
【令和4年度改訂版】

年月日 令和5年3月 縮尺 1/50

図面名称 建具表-2

設計者

施設番号 線番号 完成年度 図面種類 図面枚数 図面番号  
A-14



記号・数量	WD 1 1か所	WD 2 1か所	WD 3 1か所	WD 4 2か所	WD 5 2か所	WD 6 2か所
姿 図						
名 称	片開き戸	両開き戸	片開き戸	片開き戸	片開き戸	片開き戸
取付箇所	体育場	体育場	コントロール室	点検通路	男子更衣室	男子、女子トイレ
材質・仕上	φ5.5 しな合板・EP-G (現場塗装)	φ5.5 しな合板・EP-G (現場塗装)	φ5.5 しな合板・EP-G (現場塗装)	φ5.5 しな合板・EP-G (現場塗装)	φ5.5 しな合板・EP-G (現場塗装)	φ5.5 しな合板・EP-G (現場塗装)
見 込	戸:40	戸:40	戸:36	戸:36	戸:36	戸:36
硝 子			74 強化硝子・型		74 強化硝子・型	74 強化硝子・型
付属金物	ケースハンドル (体育場側)、レバーハンドル (舞台側) ドアチェック (ストッパー付)、ステンレス丁番、戸当り、付属金物一式	ケースハンドル (体育場側)、レバーハンドル (舞台側) ドアチェック (ストッパー付)、ステンレス丁番、戸当り、付属金物一式	本締りモノロック (室内側:サムターン付) ドアチェック (ストッパー付)、ステンレス丁番、戸当り、付属金物一式	空錠、ステンレス丁番、戸当り、付属金物一式	本締りモノロック (室内側:サムターン付) ドアチェック (ストッパー付)、ステンレス丁番、戸当り、付属金物一式	ステンレス座付取手 (トイレ側)、ステンレス押板 (通路側) ドアチェック (ストッパー付)、ステンレス丁番、戸当り、付属金物一式
備 考	ドアチェックは舞台側に取付	ドアチェックは舞台側に取付	アンダーカット H=30			
記号・数量						
姿 図						
名 称						
取付箇所						
材質・仕上						
見 込						
硝 子						
付属金物						
備 考						
記号・数量						
姿 図						
名 称						
取付箇所						
材質・仕上						
見 込						
硝 子						
付属金物						
備 考						

改定の経緯

設計上の留意点

横浜市建築局

工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場 (体育館) 95型18改  
【令和4年度改訂版】

年月日 令和5年3月 縮尺 1/50

図面名称 建具表-3

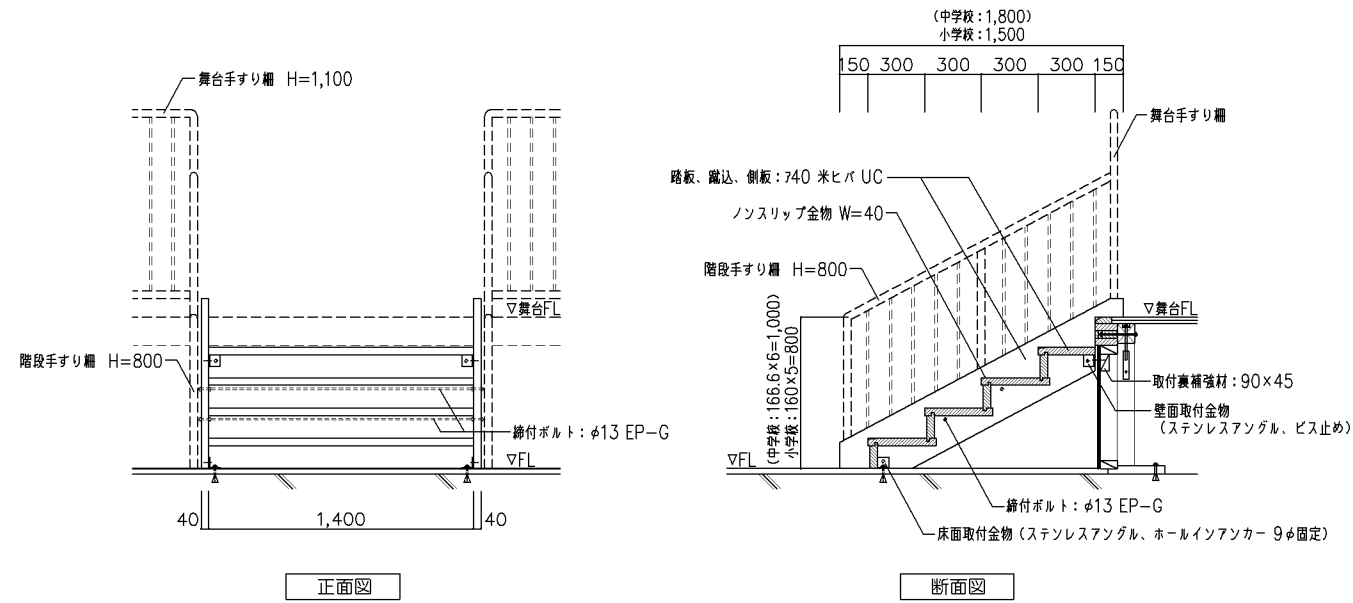
設 計 者

施設番号 棟番号 完成年度 図面種類 図面枚数 図面番号

A-15

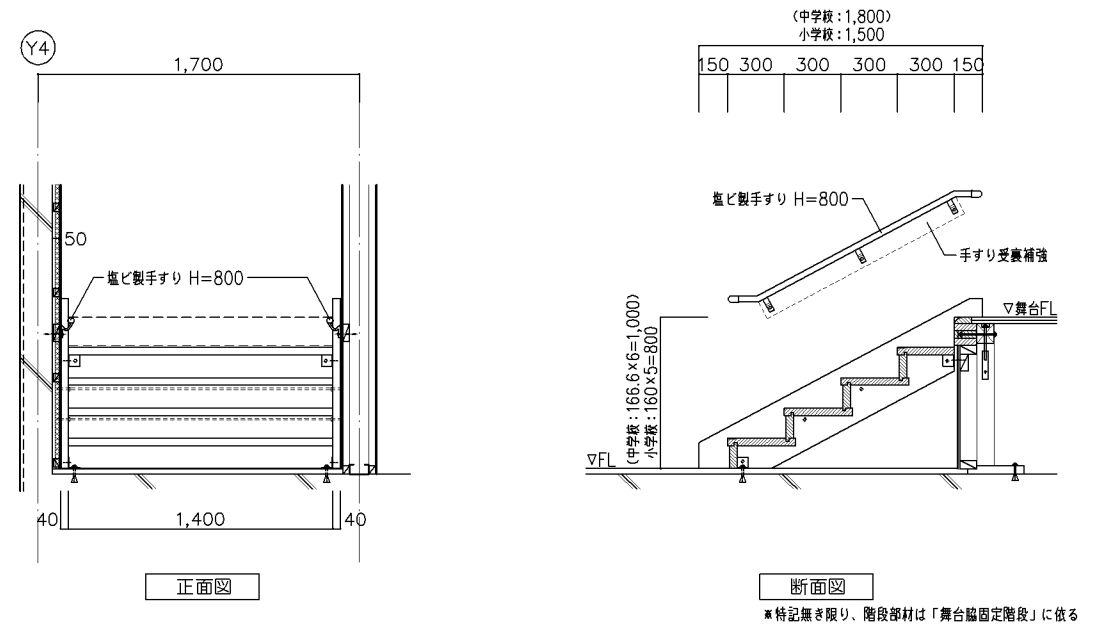
舞台脇固定階段

1/20



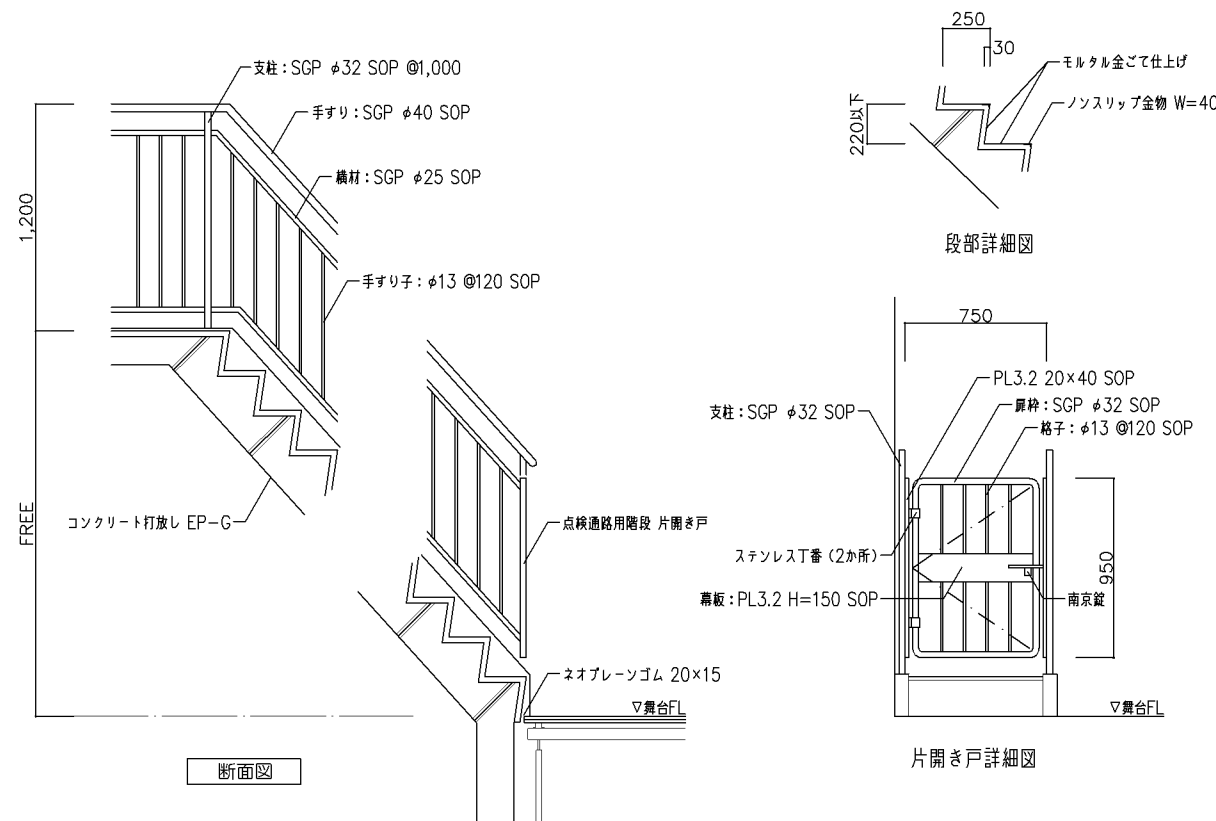
踏込階段廻り

1/20



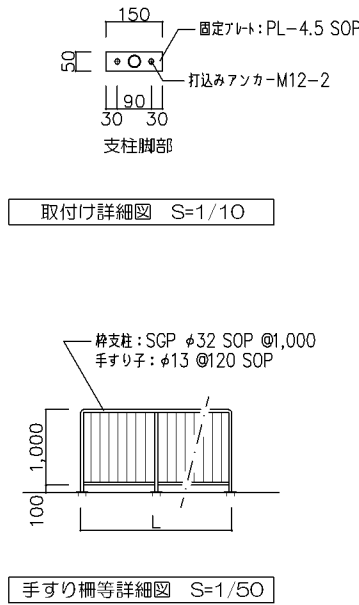
点検通路用階段

1/20



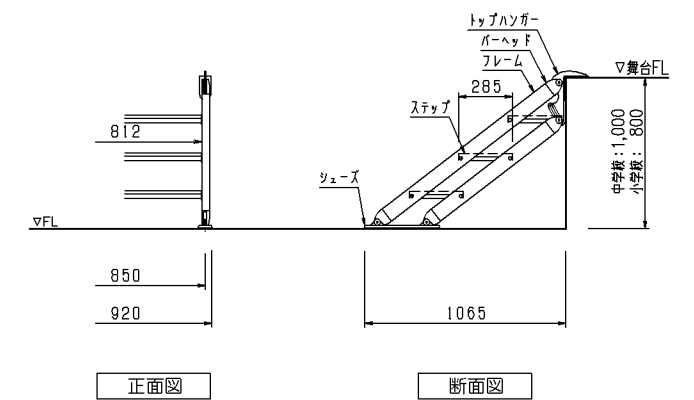
舞台手すり欄廻り

1/10、1/50



舞台用(可動式)アルミ製階段【参考図】

1/20



改定の経緯

設計上の留意点

横浜市建築局

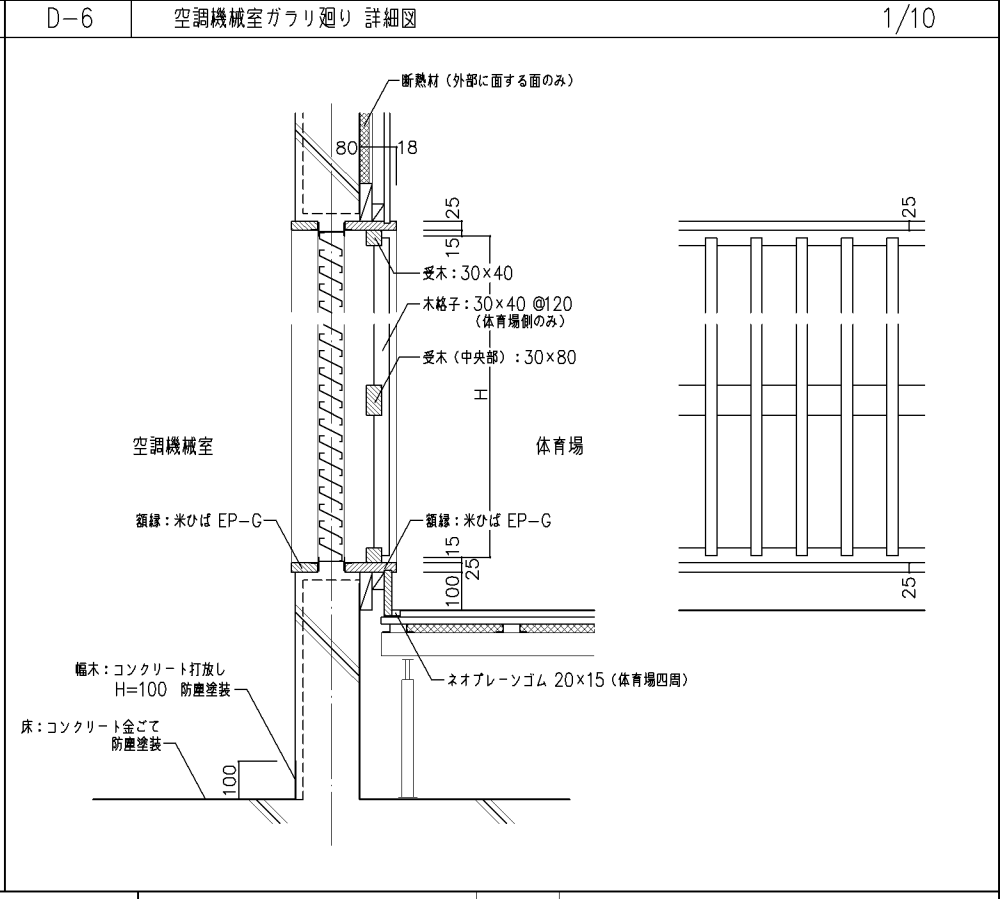
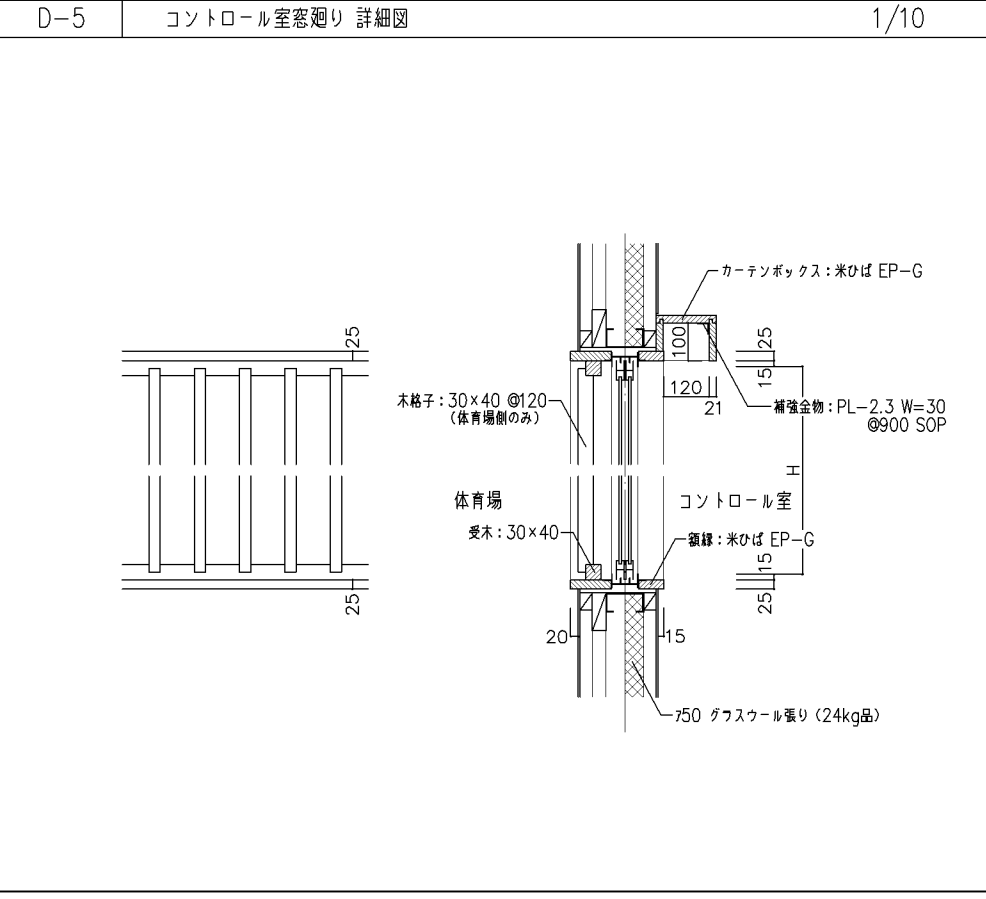
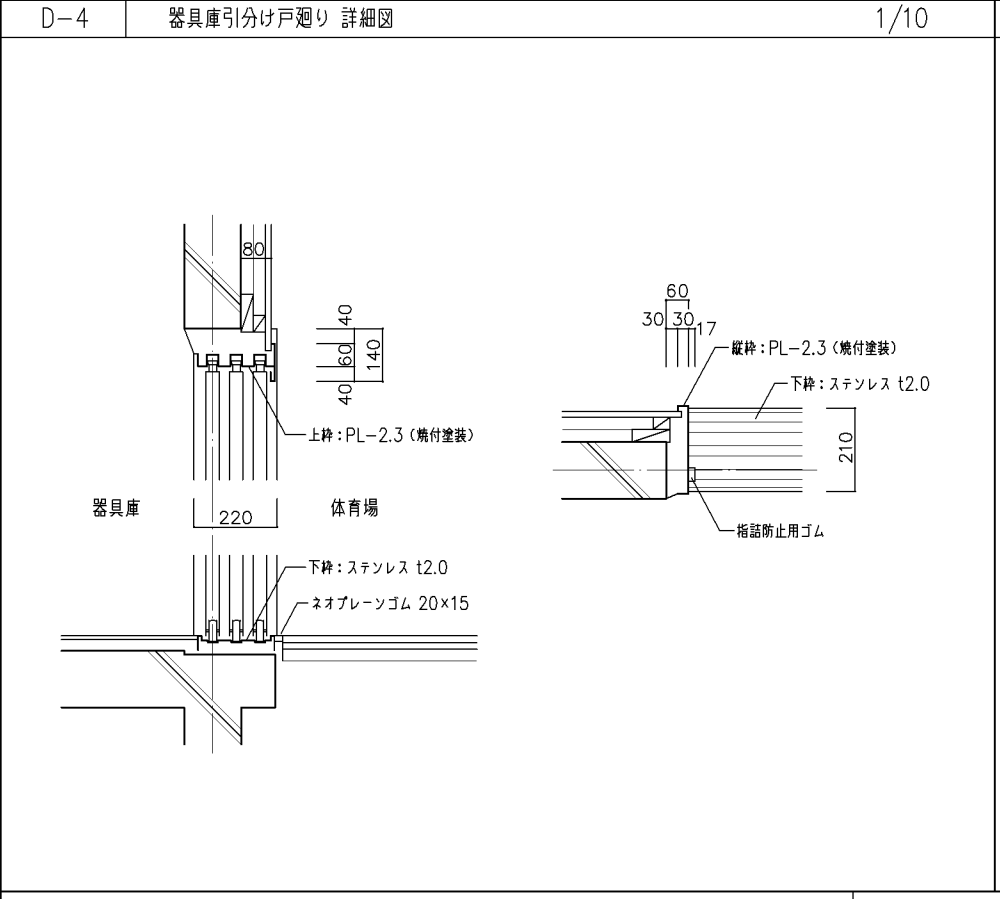
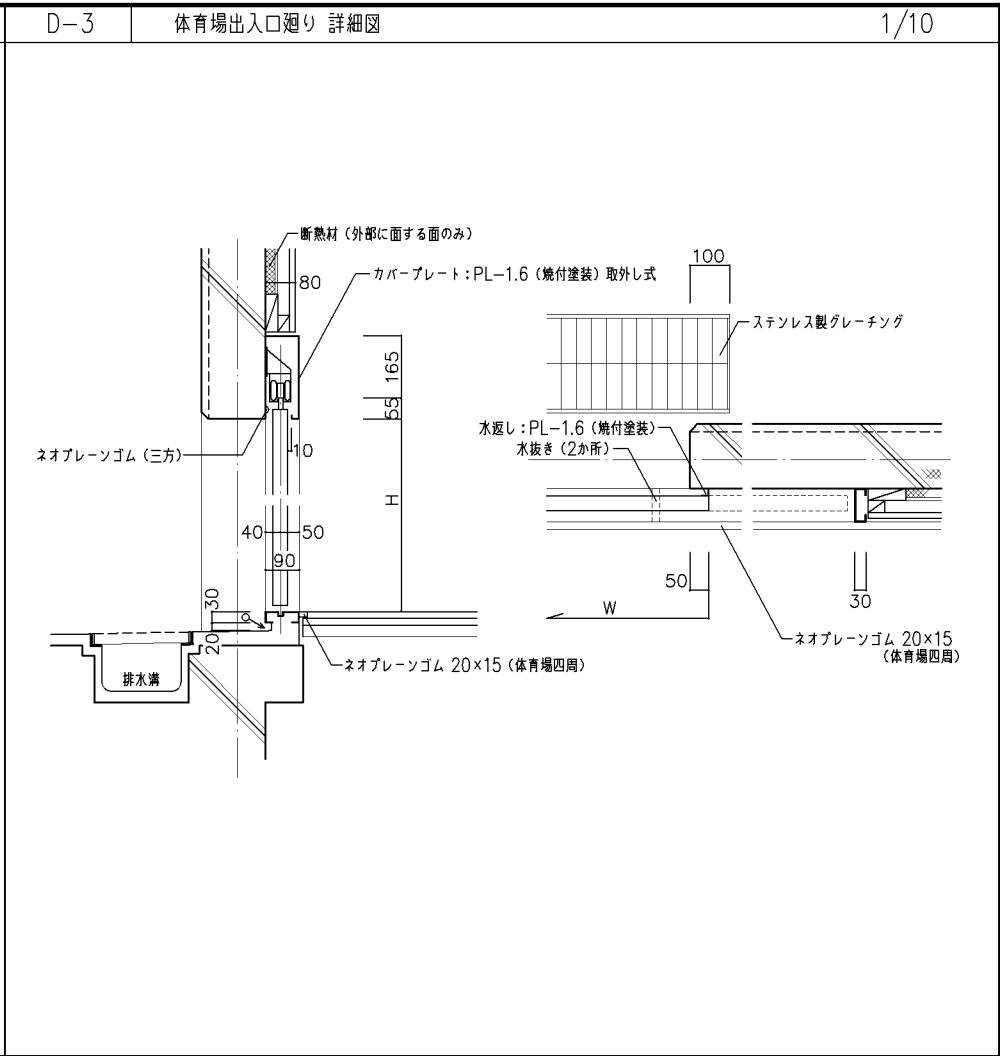
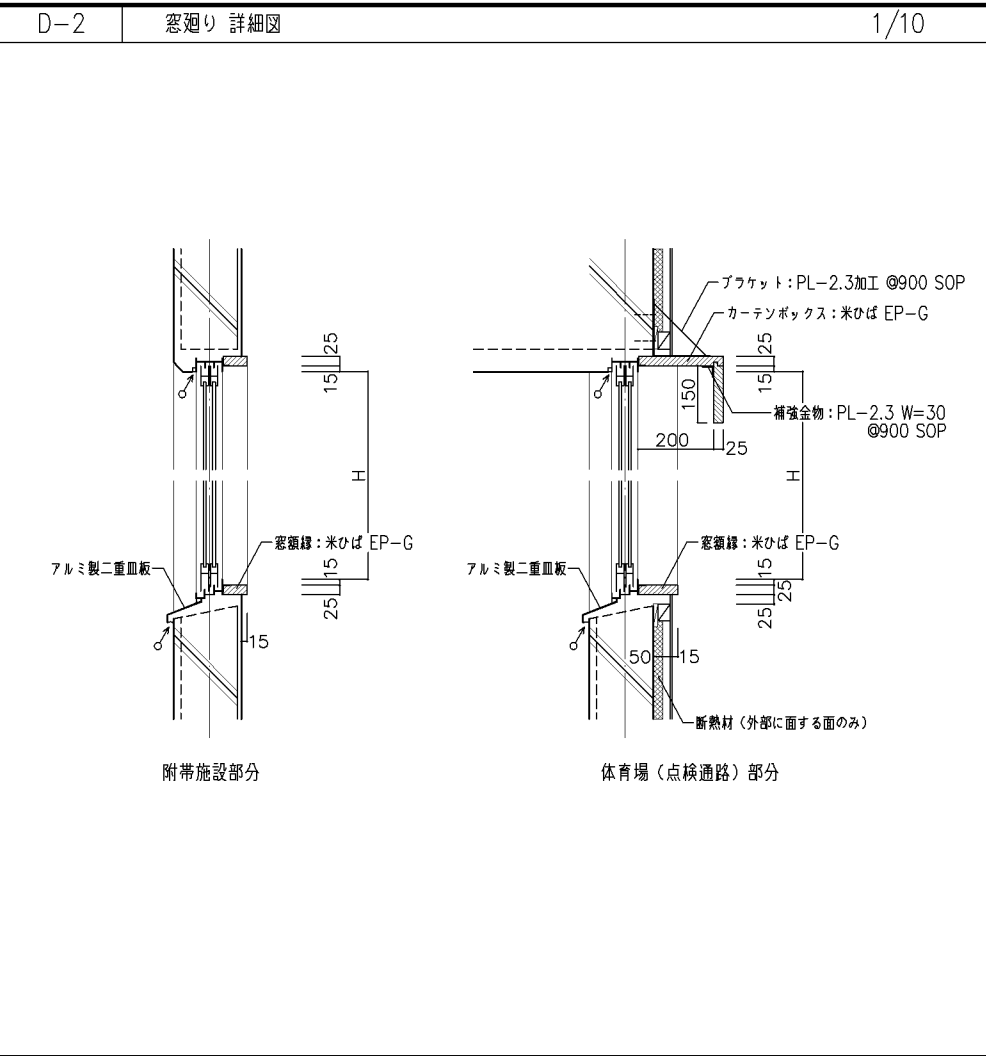
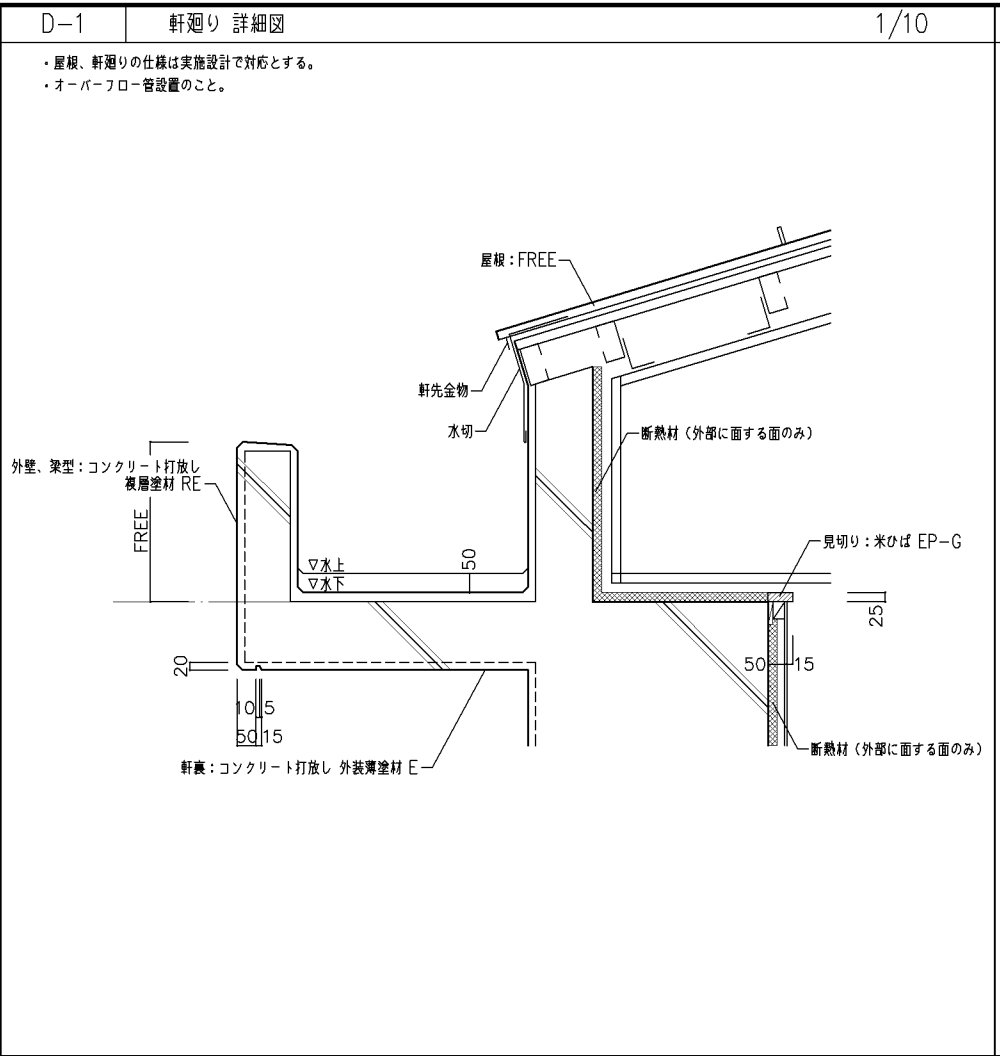
工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改  
【令和4年度改訂版】

年月日 令和5年3月 縮尺 1/10.1/20.1/50

図面名称 階段詳細図

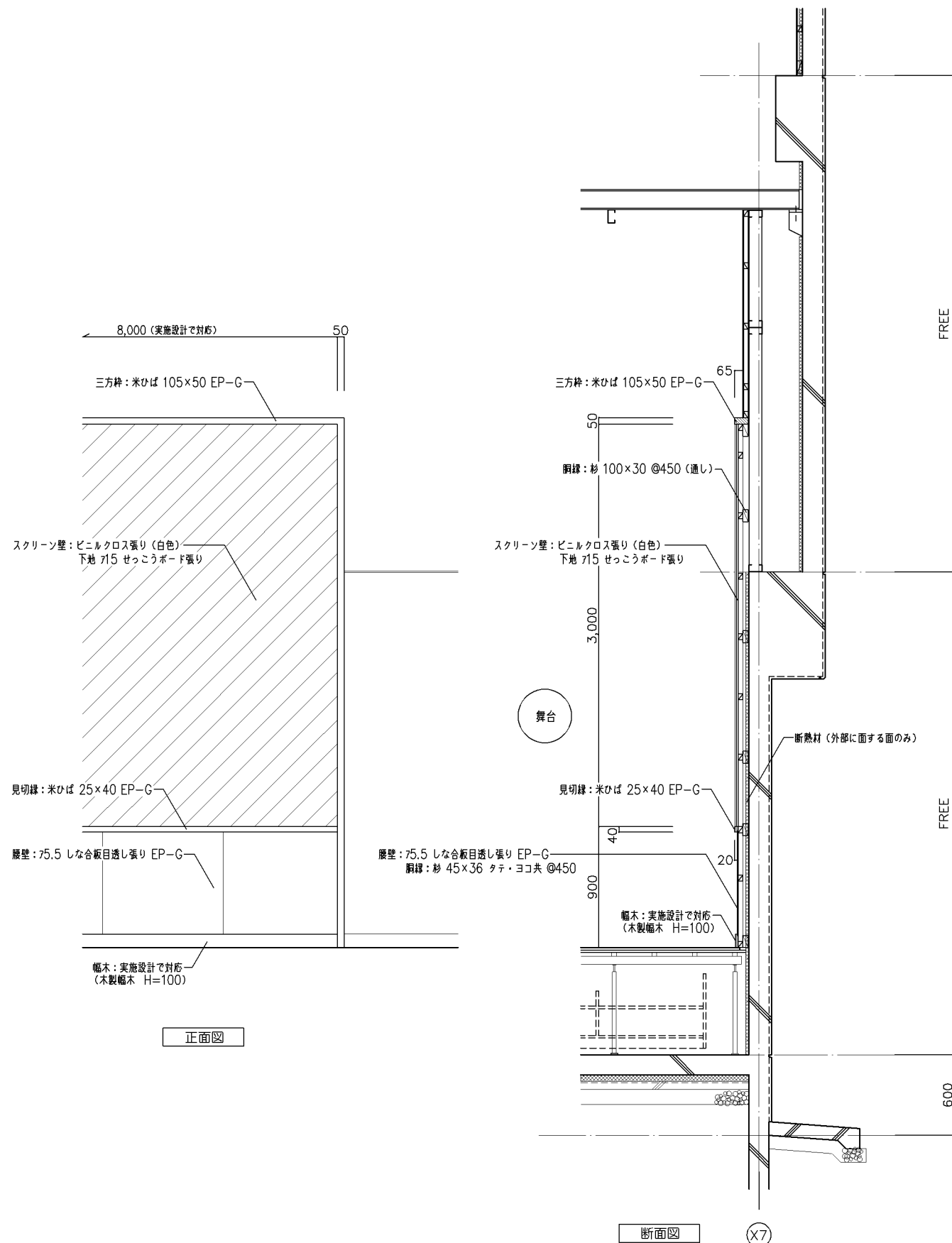
設計者

施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号
					A-16

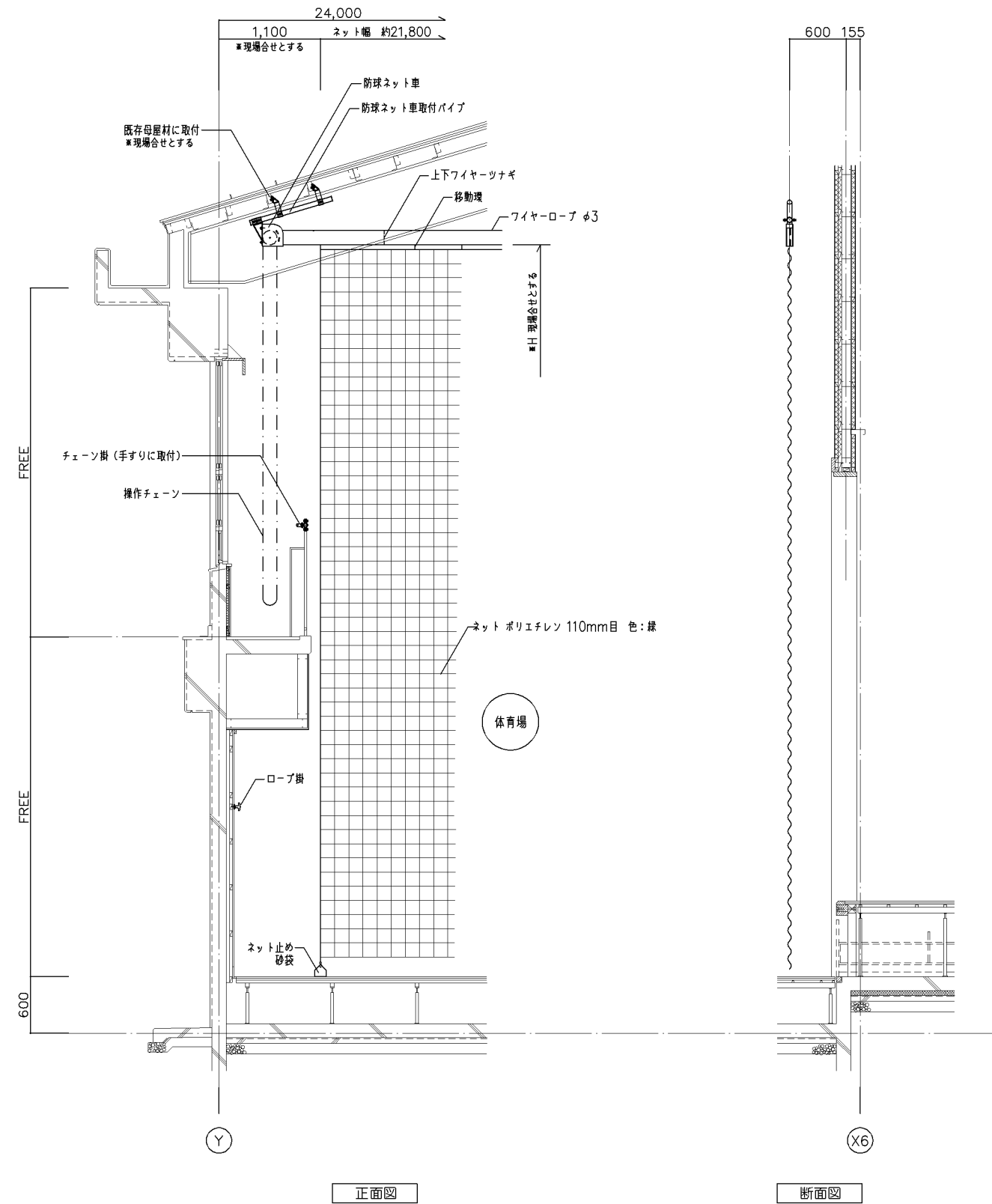


改定の経緯	設計上の留意点	<b>横浜市建築局</b> 年月日 令和5年3月 縮尺 1/10 設計者		工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改 【令和4年度改訂版】	
				図面名称 詳細図-1 施設番号 棟番号 完成年度 図面種類 図面枚数 図面番号 A-17	





・仕様については、メーカー仕様に依る。



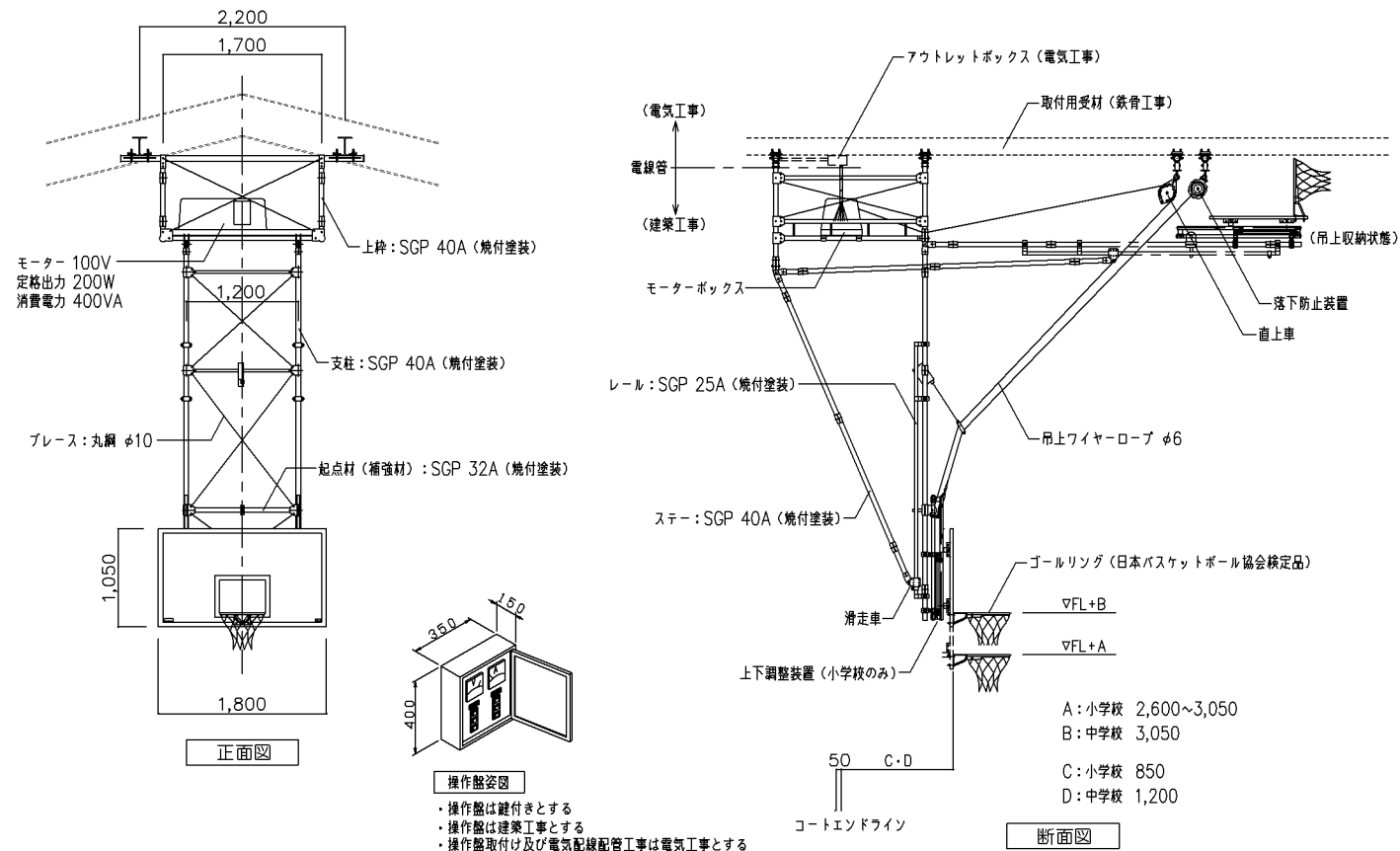
改定の経緯	設計上の留意点

横浜市建築局				工事名	横浜市小・中学校標準図屋内運動場 (体育館) 95型18改 【令和4年度改訂版】				
年月日	令和5年3月	縮尺	1/20.1/30	図面名称	詳細図-3				
設計者				施設番号	棟番号	完成 年度	図面 種類	図面枚数	図面番号
									A-19

前方吊上電動式バスケット板 G-1843

1/40

・仕様については、メーカー仕様による。



操作盤図

- ・操作盤は鍵付きとする
- ・操作盤は建築工事とする
- ・操作盤取り付け及び電気配線配管工事は電気工事とする
- ・設置場所は舞台箱型とする

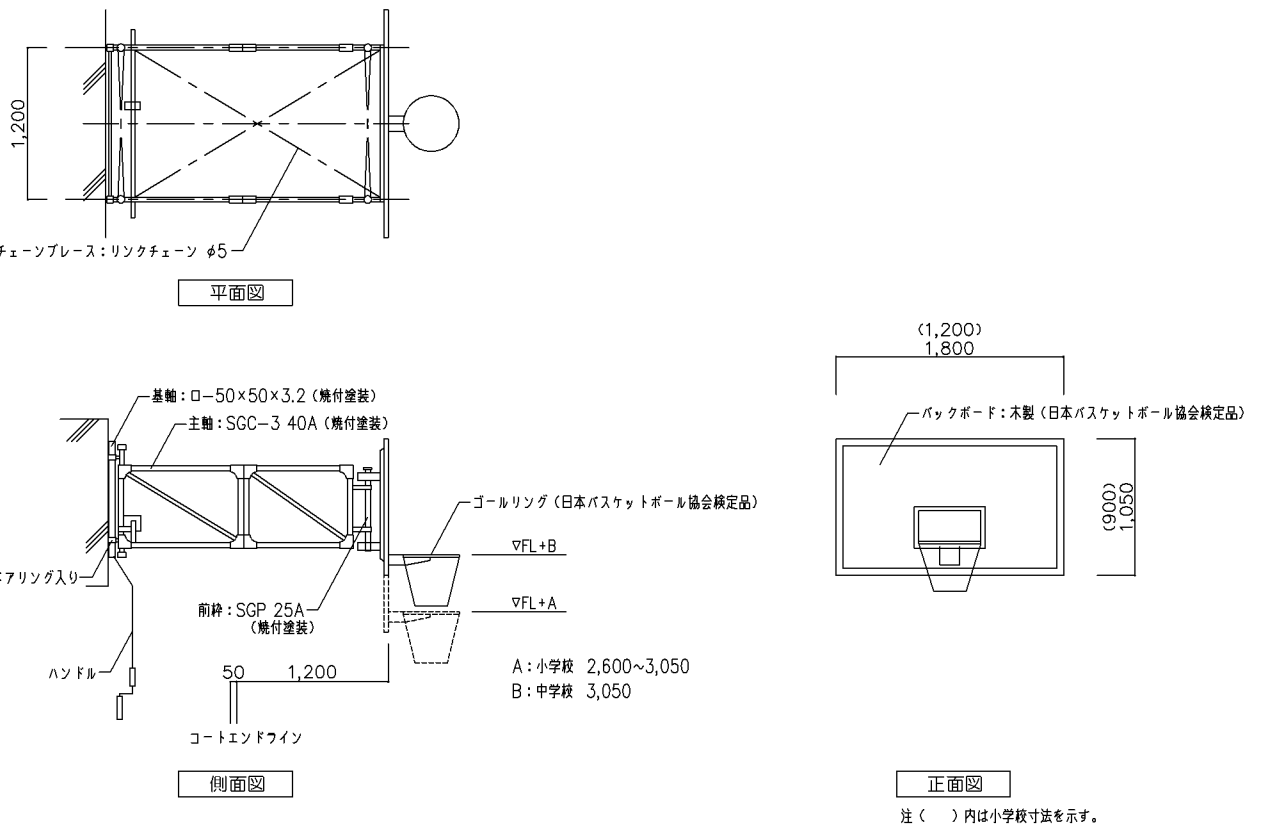
断面図

- A: 小学校 2,600~3,050
- B: 中学校 3,050
- C: 小学校 850
- D: 中学校 1,200

可動バスケット板 (折畳み式) G-1842

1/20

・仕様については、メーカー仕様による。



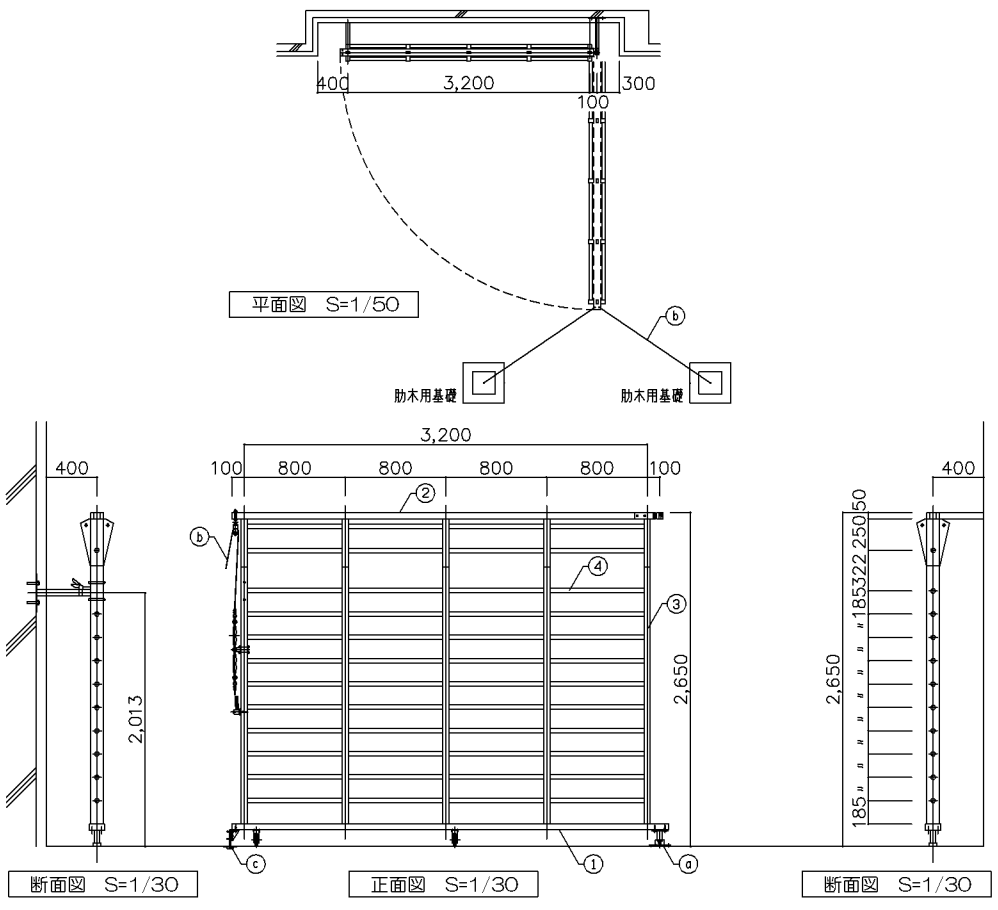
正面図

断面図

- A: 小学校 2,600~3,050
- B: 中学校 3,050

可動肋木 G-1840

1/30, 1/50



断面図 S=1/30

正面図 S=1/30

断面図 S=1/30

寸法			
W 3,200 × D 400 × H 2,650			
使用箇所			
体育場			
仕様			
番号	名称	材質	仕上
①	土台	集成材 125×50	UV
②	柱木	集成材 100×50	UV
③	支柱	集成材 100×50	UV
④	肋木	集成材 φ36	

付属器具			
番号	名称	仕様	
a	回転軸受け		
b	突張ワイヤー (ビニル被覆)		
c	ストッパー		

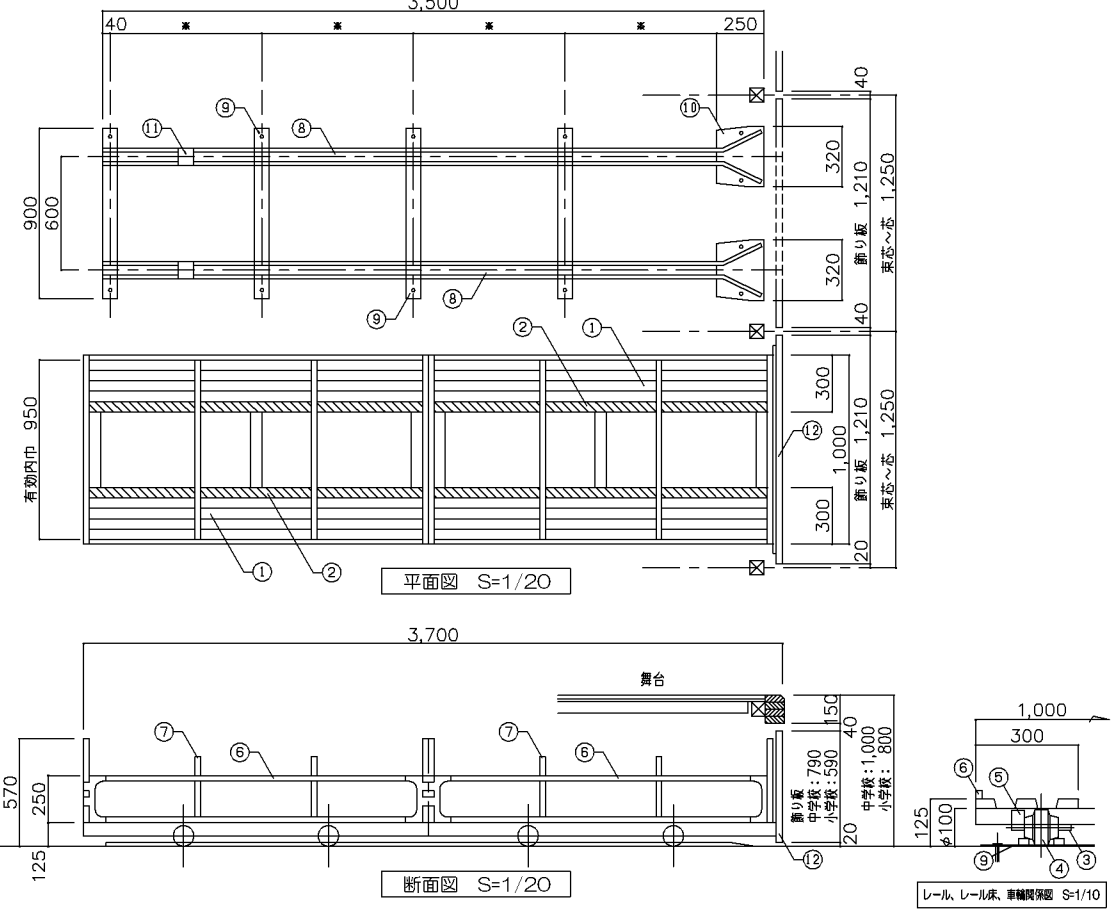
  

特記事項

- ・仕様については、メーカー仕様による。
- ・肋木基礎及び床金具は別途計上する。

椅子収納台車 G-1844

1/10, 1/20



平面図 S=1/20

断面図 S=1/20

レール、レール床、車輪関係図 S=1/10

寸法			
W × D × H			
使用箇所			
体育場 (舞台下部)			
仕様			
番号	名称	材質	仕上
①	床板	亜鉛メッキ鋼板 t0.9曲げ加工	亜鉛メッキ
②	椅子滑り止め	ポリエチレン樹脂発泡材	
③	車輪	機械精造用炭素鋼鋼管 φ25.4×2.8	焼付塗装
④	車輪	冷延鋼板 t2.0絞り加工	
⑤	軸受け	外周に合成ゴムをモールドした一体型	
⑥	サイド枠	熱延鋼板 t4.5曲げ加工	焼付塗装
⑦	椅子滑り止め	亜鉛メッキ鋼板フォーミング加工	亜鉛メッキ
⑧	レール	亜鉛メッキ鋼板 t1.6フォーミング加工	亜鉛メッキ
⑨	枕板	亜鉛メッキ鋼板 t1.6プレス加工	亜鉛メッキ
⑩	車輪ガイド	亜鉛メッキ鋼板 φ5.6絞り加工	焼付塗装
⑪	ストッパー	一般精造用圧延鋼板 t6.0加工	焼付塗装
⑫	脚り板	塩ビ鋼板 t1.2曲げ加工	
合成ゴム製安全マットにてトリム保護			

付属器具			
番号	名称	仕様	

特記事項

- ・1台車椅子収納数70脚とする。
- ・指詰め防止仕様とする。
- ・※はメーカー仕様による寸法とする。

その他の仕様については、メーカー仕様による。

改定の経緯

設計上の留意点

横浜市建築局

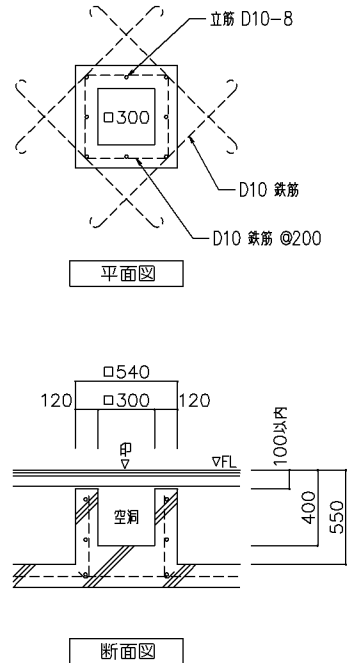
工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場 (体育館) 95型18次【令和4年度改訂版】

年月日 令和5年3月 縮尺 1/101/201/301/401/50

図面名称 詳細図 - 4

設計者

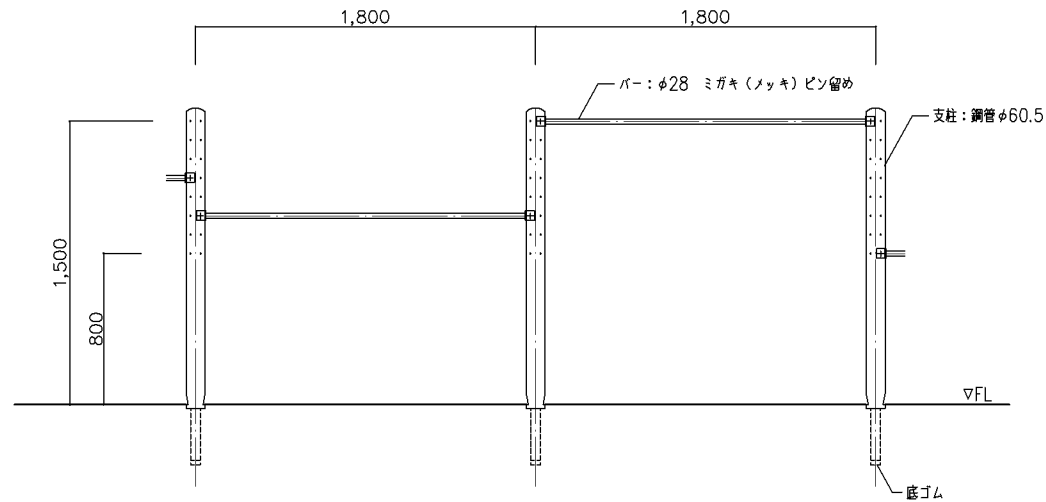
図面番号	図面種類	図面枚数	図面番号
A-20			



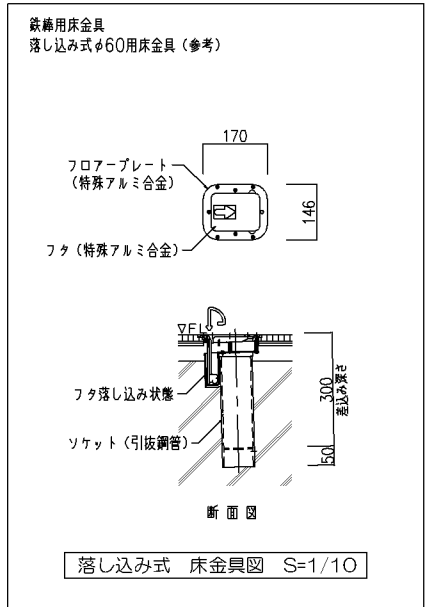
・仕様については、メーカー仕様による。

鉄棒支柱内訳

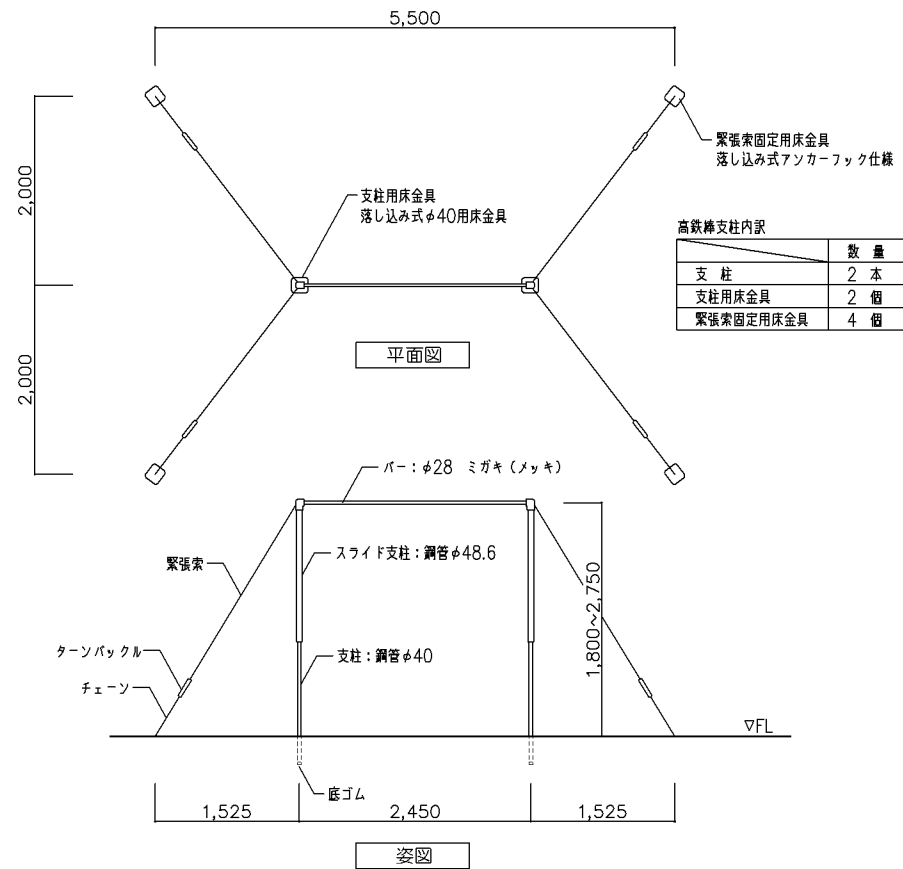
	バー	支柱	床金具
小学校	6連(6本) 1組	7本	7個
中学校	6連(6本) 1組	7本	7個



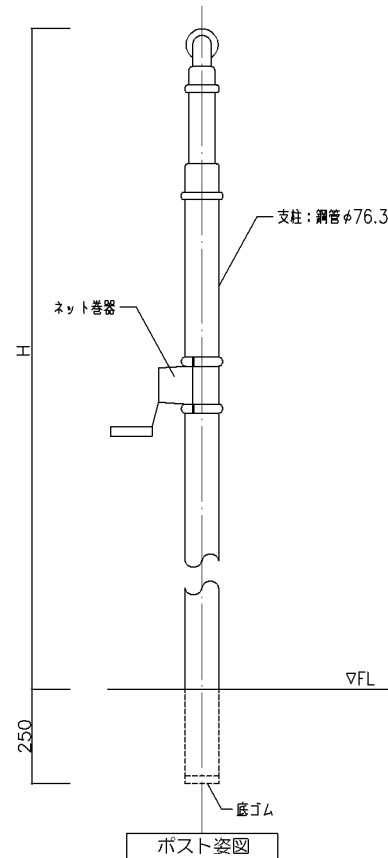
鉄棒姿図 S=1/20



・仕様については、メーカー仕様による。



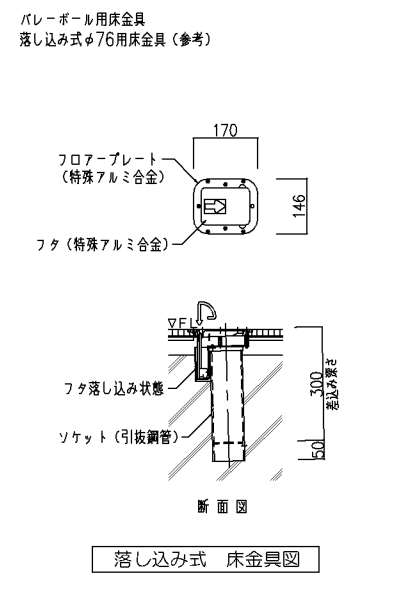
・仕様については、メーカー仕様による。



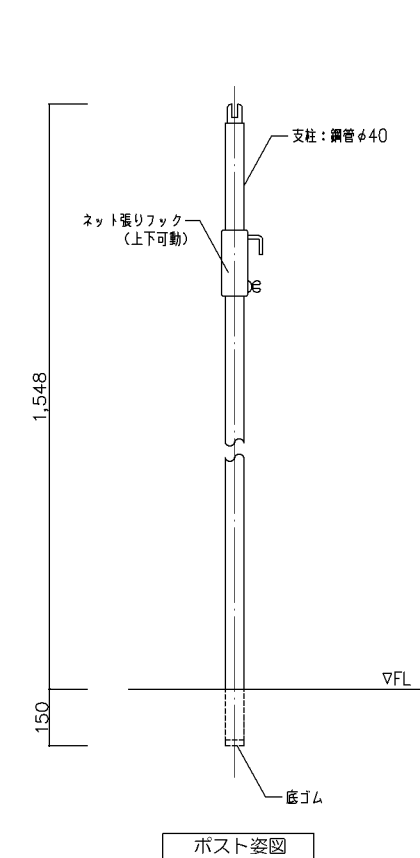
ポスト姿図

バレーボール支柱内訳(1セット)

	数量
支柱	2本
ネット	教育備品
床金具	2個



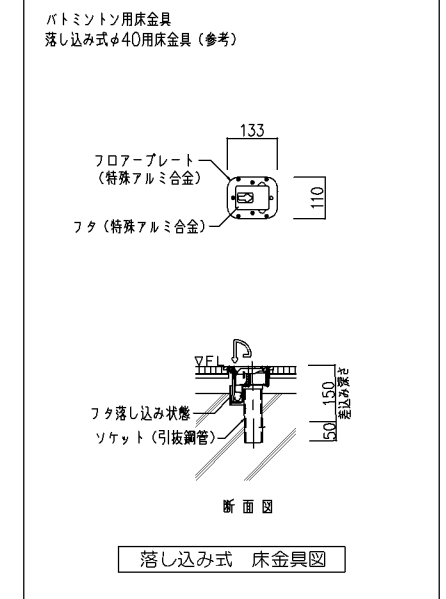
・仕様については、メーカー仕様による。



ポスト姿図

バドミントン支柱内訳(1セット)

	数量
支柱	2本
ネット	教育備品
床金具	2個



改定の経緯

設計上の留意点

横浜市建築局

工事名 横浜市小・中学校標準屋内運動場(体育館)95型18改  
【令和4年度改訂版】

年月日 令和5年3月 縮尺 1/10,1/20,1/40

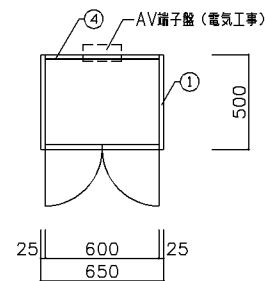
図面名称 詳細図-5

設計者

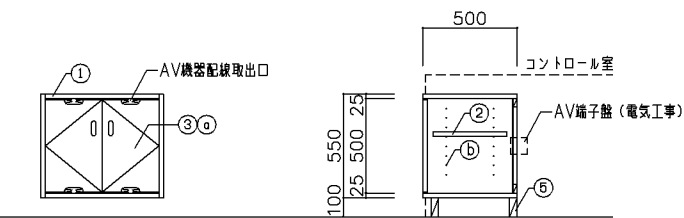
図面番号

施設番号 欄番号 完成年度 図面種類 図面枚数 図面番号

A-21



平面図



正面図

断面図

寸法  
W 650 × D 500 × H 550

使用箇所  
体育場

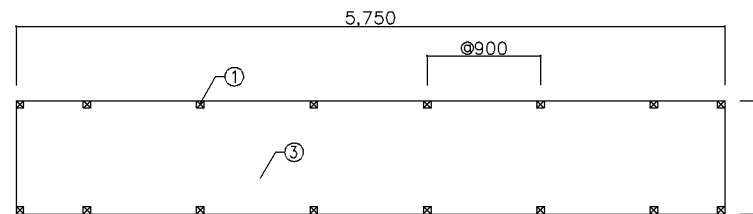
仕様

番号	名称	石材	材質
①	本体	A-1	しな合板・UC (現場塗装)
②	可動棚板	A-1	しな合板
③	前面扉扉	A-1	75.5 しな合板・UC (現場塗装)
④	背板	片A-1	しな合板
⑤	巾木	B-1	

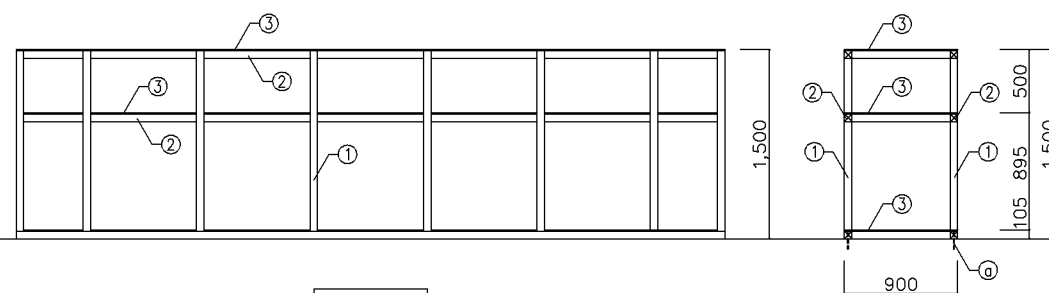
付属器具

番号	名称	仕様
①	扉金物	ステンレス丁番、シリンドラー栓錠、マグネットキャッチ、ステンレス脚込引手
②	脚受ゴボ	ステンレス製

特記事項  
・AV端子盤位置は電気と調整の上、決定すること。



正面図



正面図

断面図

寸法  
W 5,750 × D 900 × H 1,500

使用箇所  
体育場 (器具庫)

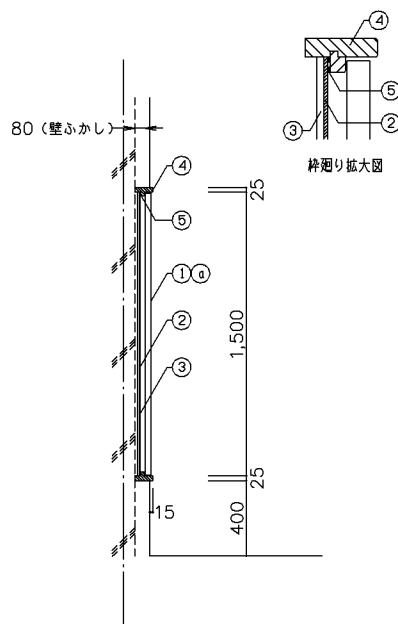
仕様

番号	名称	石材	材質
①	支柱		杉 90角 @900
②	枠		杉 90角
③	棚板		715 針葉樹合板

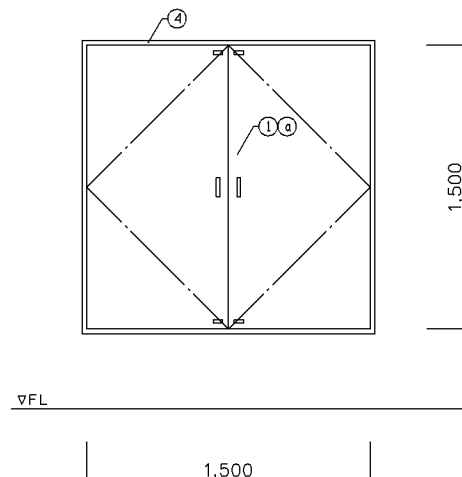
付属器具

番号	名称	仕様
①	扉金物	φ13 アンカーボルト @1,800

特記事項



断面図



正面図

寸法  
W 1,500 × H 1,500

使用箇所  
体育場

仕様

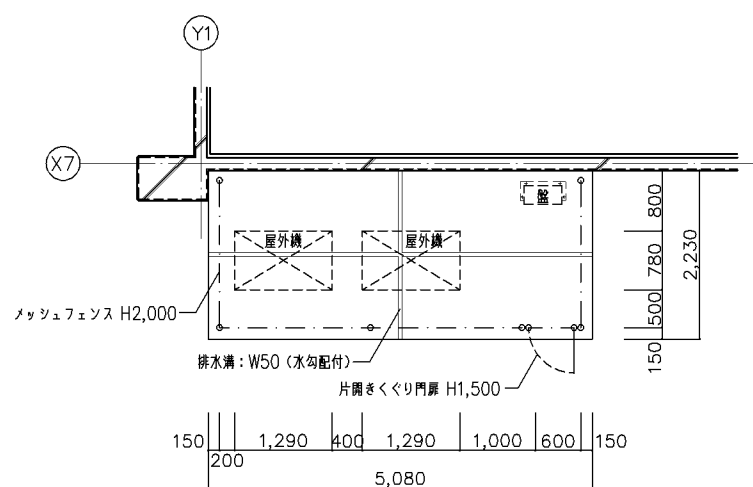
番号	名称	石材	材質
①	扉	A-1	体育備用: 75.5 しな合板張り・UC (現場塗装) 裏面: 75.5 しな合板張り
②	縦	75	
③	縦板板	79	針葉樹合板
④	枠	米ビバ (承取)	・UC (現場塗装)
⑤	枠縁		フェルト張り

付属器具

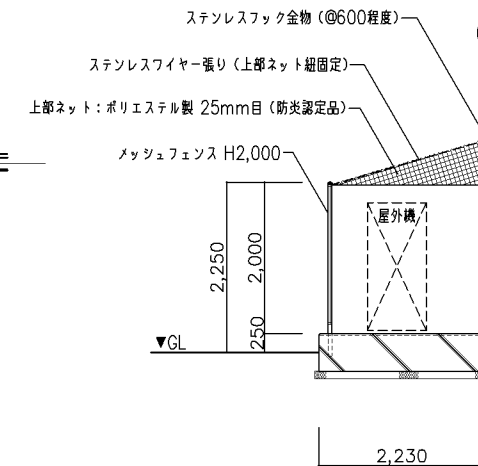
番号	名称	仕様
①	扉	隠し丁番、マグネットキャッチ、ステンレス脚込引手、アオリ止めマグネット

特記事項

・機械設備と確認の上、実施設計で対応とする。



平面図



断面図

改定の経緯

設計上の留意点

横浜市建築局

工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場 (体育館) 95型18改  
【令和4年度改訂版】

年月日 令和5年3月 縮尺 1/20,1/30,1/50

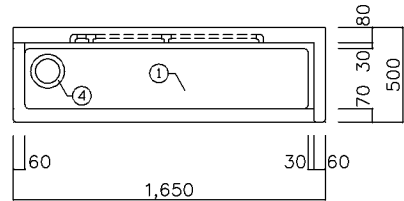
図面名称 詳細図-6

設計者		図面番号	
図面番号	図面枚数	図面番号	図面枚数
		A-22	

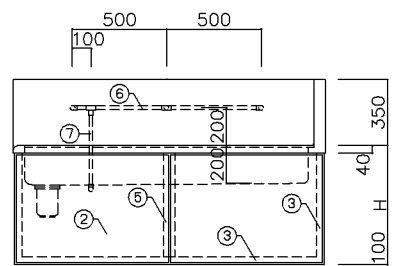


一巻流し G-1122A・B

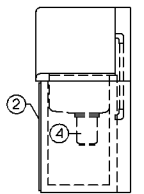
1/20



平面図



正面図

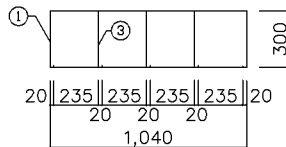


側面図

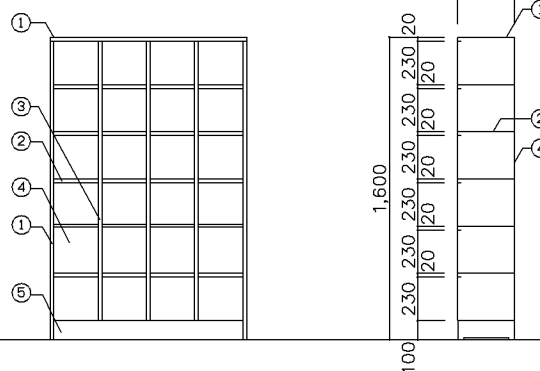
寸法		
A: 小学校 W 1,650 × D 500 × H 480		
B: 中学校 W 1,650 × D 500 × H 630		
使用箇所		
開放用附帯施設 (ホール)		
仕様		
番号	名称	材質
①	甲板・水槽	SUS 304-1.0t
②	盖板	SUS 304-1.0t
③	骨組	SUS 430-L3×40×40
④	排水トフツ	50T14AVP用 ゴミ収納付
⑤	補強材	SUS 430-1.5t×60
⑥	給水横引管	20A VA
⑦	給水縦引管	20A VA
付属器具		
番号	名称	仕様
特記事項		
・給水×3		
・シンクの裏面及び給水管は、アクリル樹脂系防熱断熱塗料 72 を塗すこと。		

靴入 G-1290

1/20



平面図



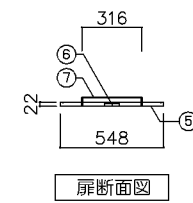
正面図

側面図

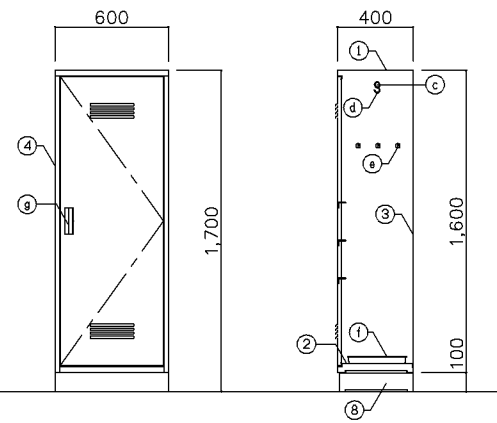
寸法		
W 1,040 × D 300 × H 1,600		
使用箇所		
開放用附帯施設 (ホール)		
仕様		
番号	名称	材質
①	本体	SPCC 0.8 (焼付塗装)
②	扉板	SPCC 0.8 (焼付塗装)
③	仕切板	SPCC 0.8 (焼付塗装)
④	裏板	SPCC 0.8 (焼付塗装)
⑤	ベース	SPCC 1.0 (焼付塗装)
付属器具		
番号	名称	仕様
特記事項		

掃除用具入 G-1280

1/20



扉断面図



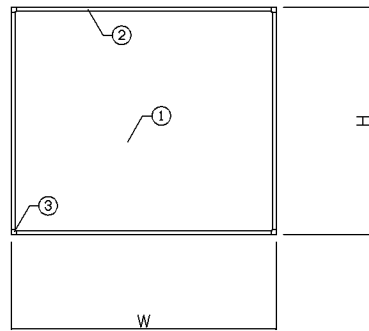
正面図

断面図

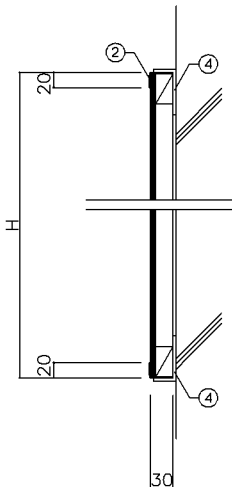
寸法		
W 600 × D 400 × H 1,700		
使用箇所		
開放用附帯施設 (ホール)		
仕様		
番号	名称	材質
①	天板	SPCC 0.8 (焼付塗装)
②	地板	SPCC 0.8 (焼付塗装)
③	裏板	SPCC 0.8 (焼付塗装)
④	側板	SPCC 0.8 (焼付塗装)
⑤	扉板	SPCC 0.8 (焼付塗装)
⑥	扉補強	SPCC 0.8 (焼付塗装)
⑦	鍵付掛	SWRM 6φ
⑧	ベース	SPCC 1.0
⑨	閉鎖具	SPCC 2.3
⑩	フタスチ	SWRM PE
付属器具		
番号	名称	仕様
a	丁番	SPCC 1.2
b	マジック	
c	ワッシャー	ワッシャー (SUS) 25φ
d	Sカン	SWRM 3φ
e	フック	ABS
f	トレイ	SUS304
g	把手	A6063S
特記事項		

掲示板 G-1680

1/5, 1/20



正面図 S=1/20

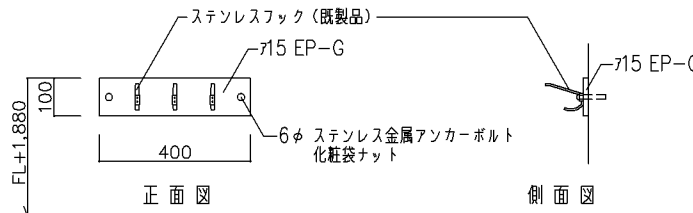


断面図 S=1/5

寸法		
W 1,900 × H 1,000		
使用箇所		
開放用附帯施設 (ホール)		
仕様		
番号	名称	材質
①	掲示板	掲示用難燃クロス
②	枠	アルミ製
③	樹脂製	樹脂製
④	受け金物	74 スチールユニクロメッキ φ900
付属器具		
番号	名称	仕様
特記事項		

モップ掛けフック

1/10



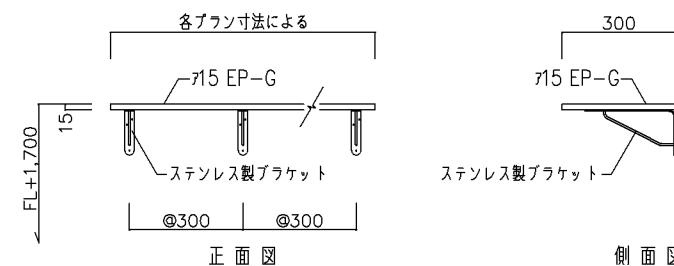
正面図

側面図

・ブース外部から手の届かない位置とする

棚

1/10



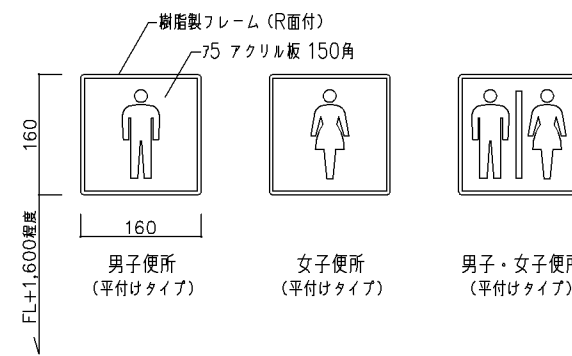
正面図

側面図

・ブース外部から手の届かない位置とする

ピクトサイン

1/5



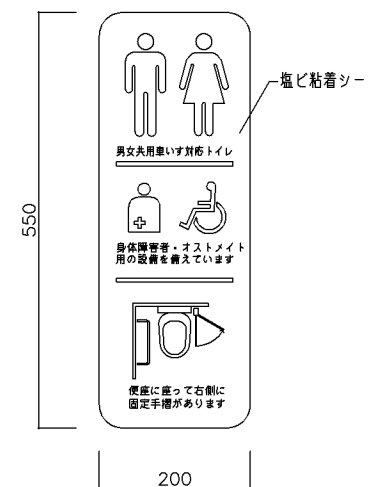
男子便所 (平付けタイプ)

女子便所 (平付けタイプ)

男子・女子便所 (平付けタイプ)

トイレサイン

1/10



200

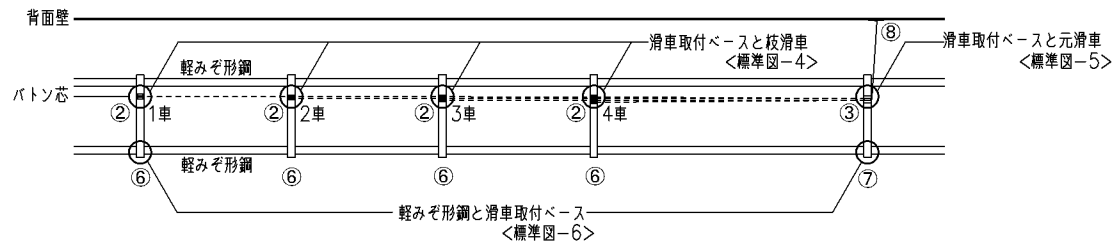
改定の経緯

設計上の留意点

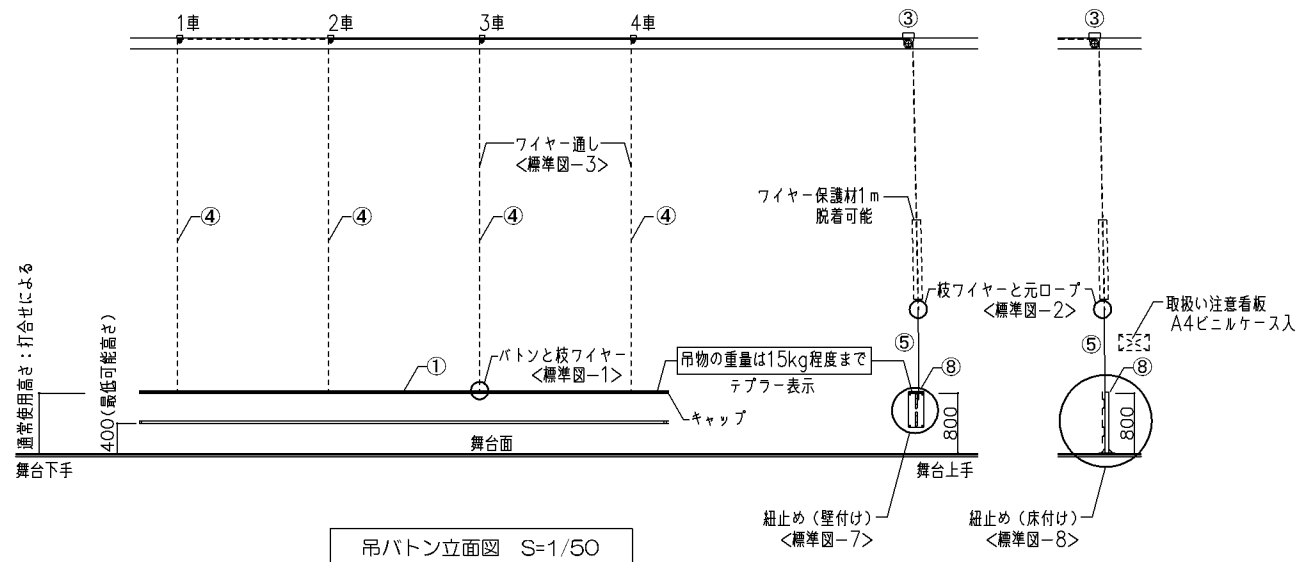
横浜市建築局

工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場 (体育館) 95型18改  
【令和4年度改訂版】

年月日	令和5年3月	縮尺	1/5,1/10,1/20	図面名称	詳細図-7
設計者		施設番号	積算号	完成年度	図面種類
					図面枚数
					図面番号
					A-23



吊バトン天井伏図 S=1/50

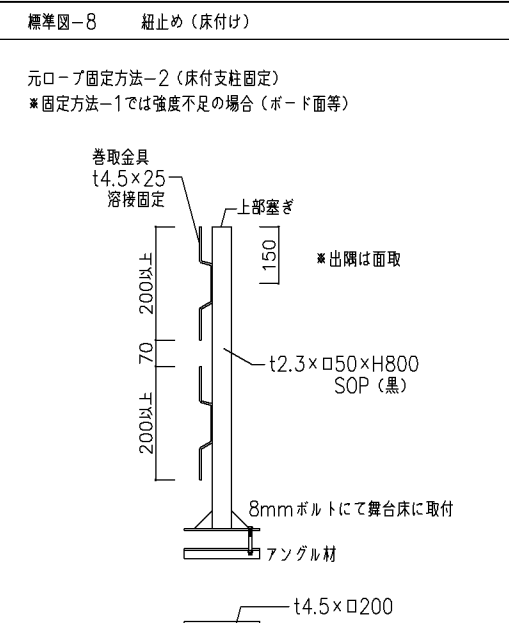
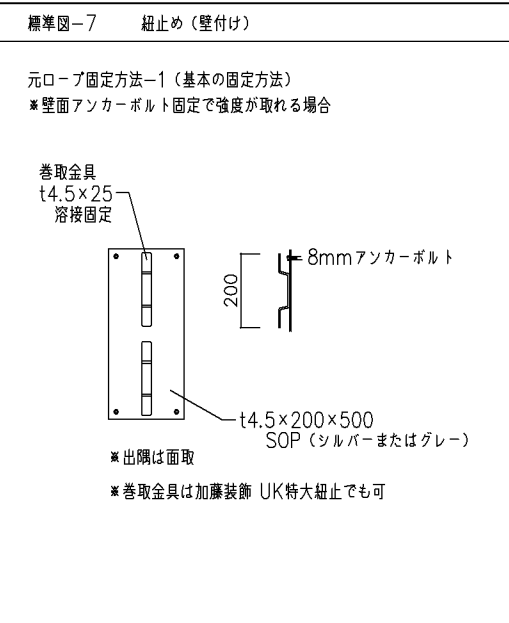
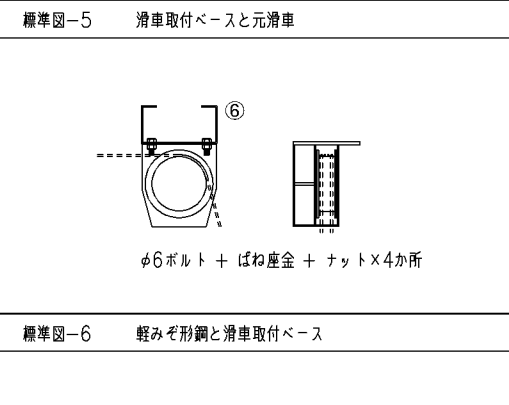
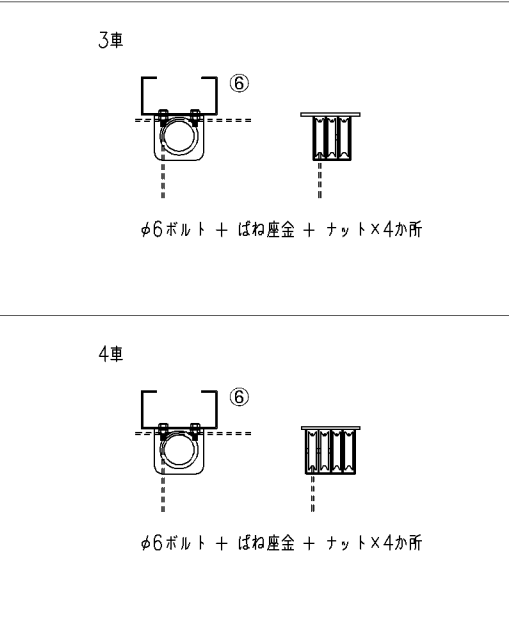
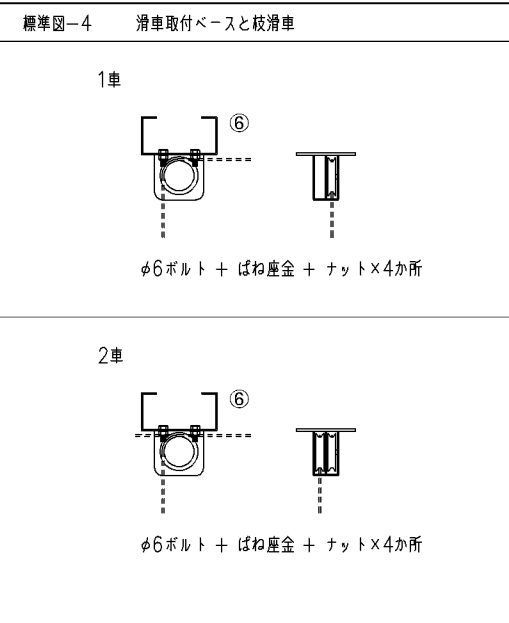
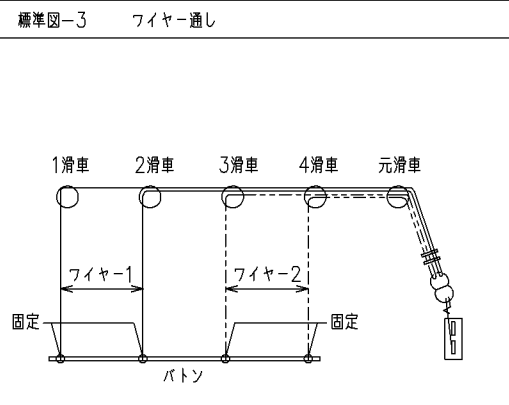
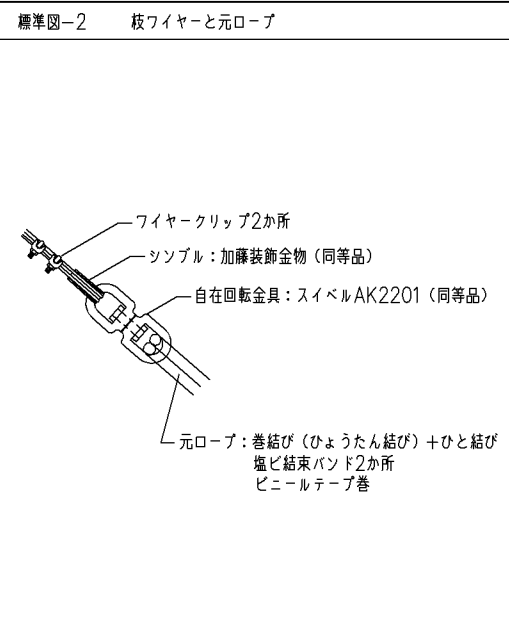
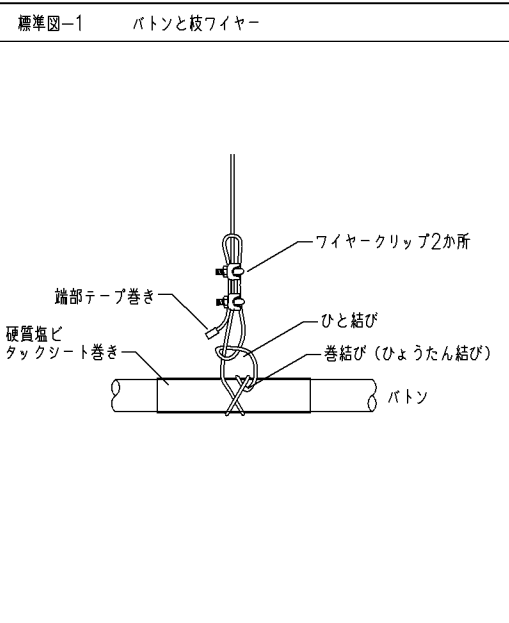


吊バトン立面図 S=1/50

特記：ブドウ棚の状況により上記と異なる取付になる場合は強度、操作性ともに同等以上の仕様とすること。

記号	名称	仕様・型式等	備考
①	バトン	バトン長さ7m φ32mm×t1.2、鉄パイプ	SOPまたはビニル巻(黒色)、両端キャップ取付 継手は170mm以上のさや管でなべ頭ビス 4本固定の上 絶縁用テープ巻き
②	枝滑車	車径50以上、V溝、天井付け	1車〜4車使い、樹脂ベアリング入
③	元滑車	車径90、平溝、天井付け	樹脂ベアリング入
④	枝ファイヤー	φ2.5mm	硬質鉄製(綿芯入)
⑤	元ロープ	φ8mm	ビニロン、ポリエステル混合、白色 撓り径φ500
⑥	枝滑車取付ベース	C型钢、100×50×20×t1.6	錆止め塗装
⑦	元滑車取付ベース	C型钢、100×50×20×t1.6	錆止め塗装
⑧	紐止め	標準図-7、-8参照	
特記	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧紐止めは壁付けを基本とする。壁面の強度不足(ボード面等)の場合は床付けとする。</li> <li>枝ファイヤーは1車と2車は1本、3車と4車も1本としバトン側を端部とする</li> </ul>		

標準図

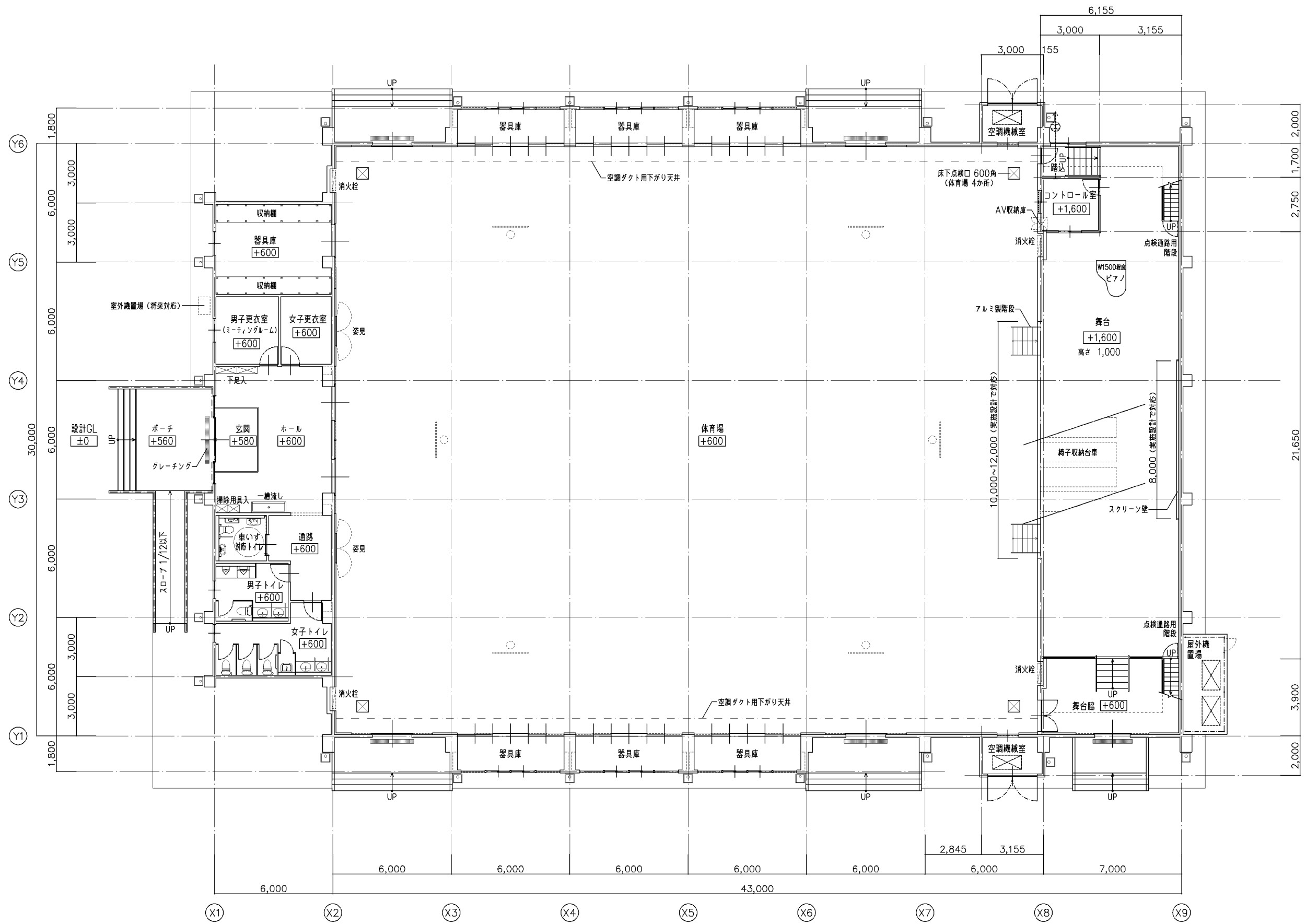


※設置場所は施設管理者と相談し危険のない位置とする。  
※巻取金具は加藤装飾 UK特大紐止でも可

改定の経緯

設計上の留意点  
 ・本図を基本的に学校と協議し運用することとする。尚、新設校については、親校と協議すること。  
 ・吊りバトン設置位置、各寸法等については、実施設計対応とする。  
 ・吊りバトン機構標準仕様図と異なる場合は強度、操作性ともに同等以上の仕様とすること。大幅な変更を伴う場合は担当者と協議の上、設計にあたること。

<b>横浜市建築局</b>				工事名	横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改【令和4年度改訂版】				
年月日	令和5年3月	縮尺	1/50	図面名称	吊りバトン機構標準仕様図				
設計者				施設番号	線番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号
									A-24



1階平面図 S=1/100

改定の経緯

---

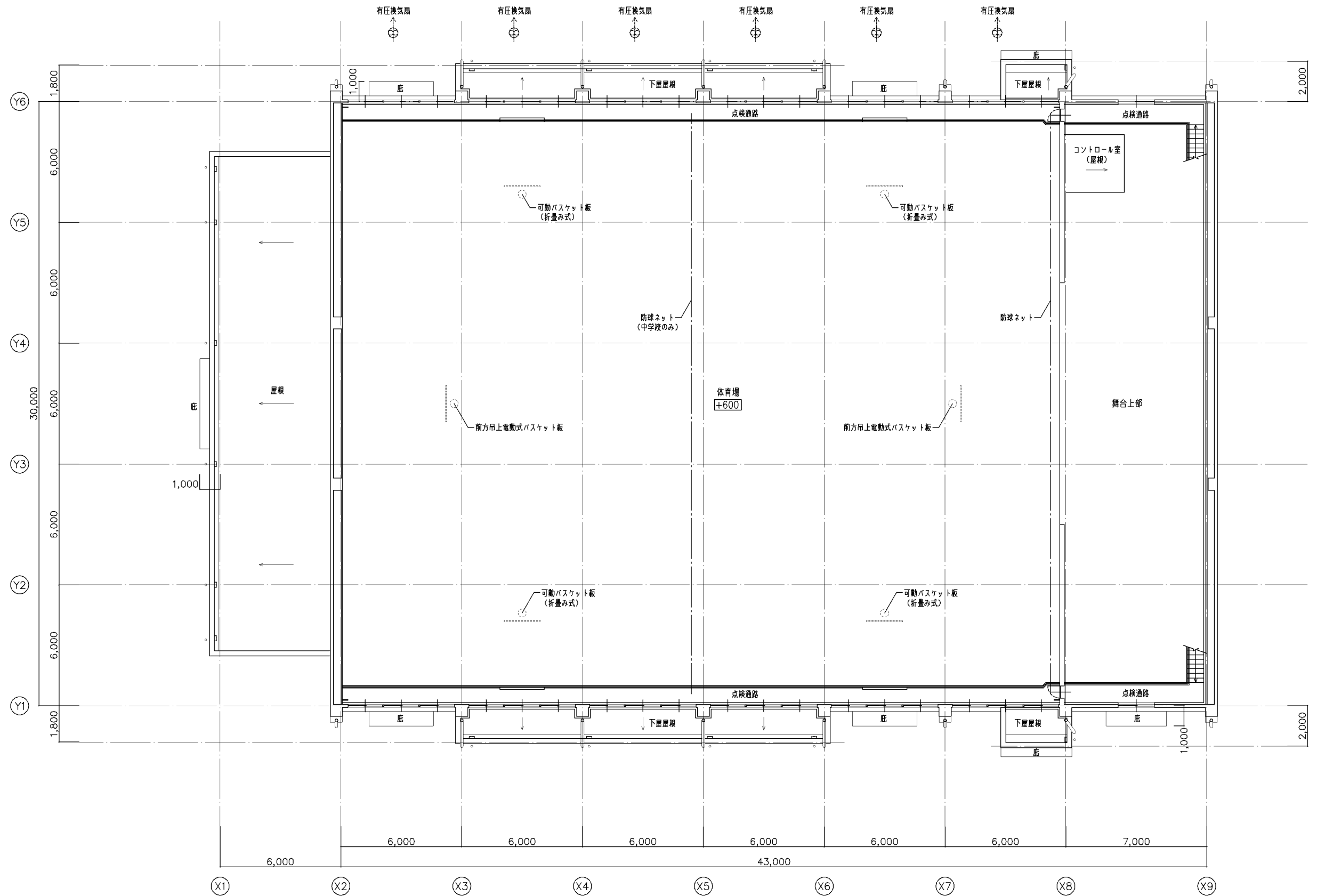


---

設計上の留意点

- ・消火器ボックス：建築備品、消火器：教育備品とし、設置か所は実施設計対応とする。

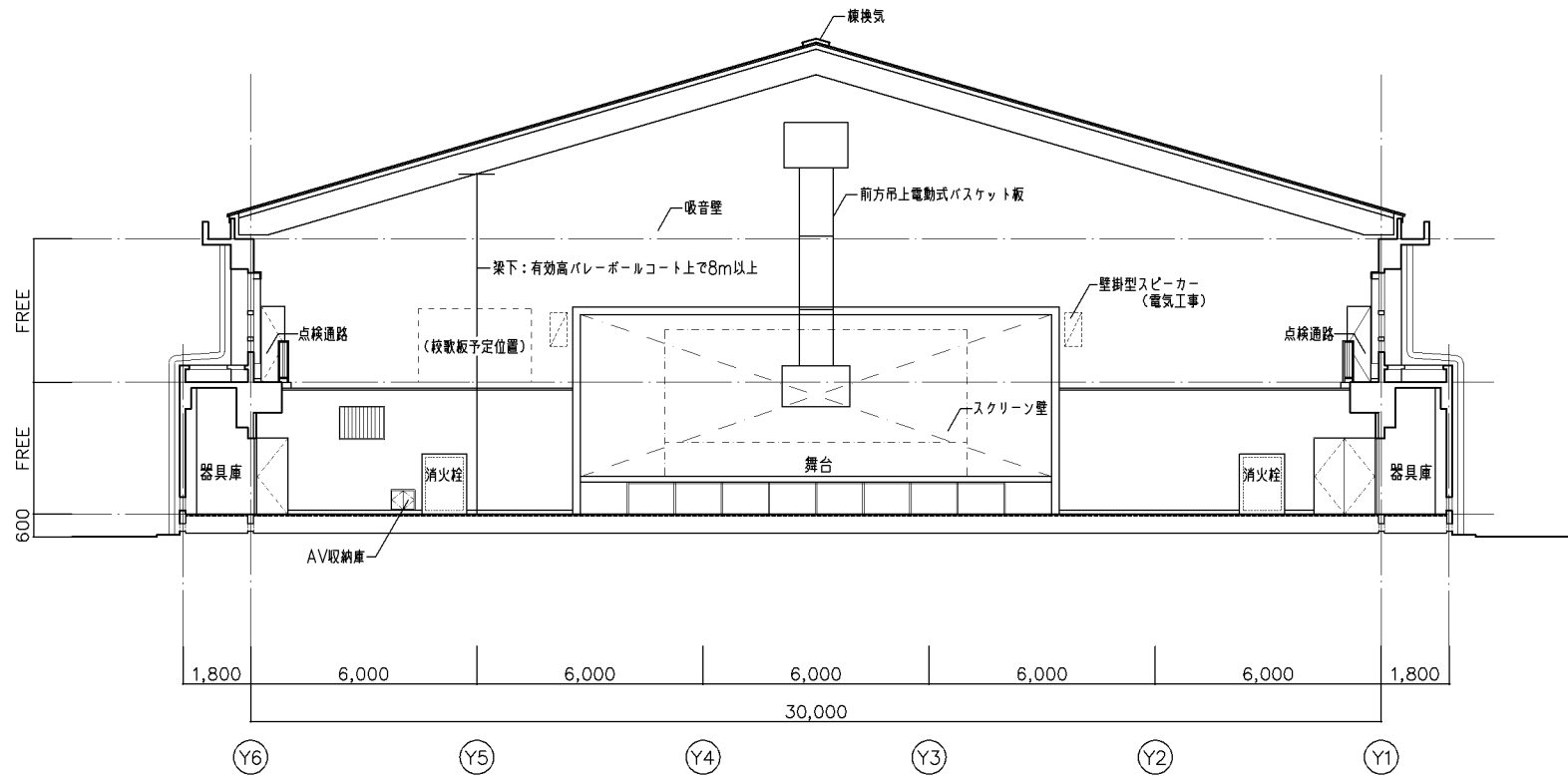
<b>横浜市建築局</b>				工事名	横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改【令和4年度改訂版】				
年月日	令和5年3月	縮尺	1/100	図面名称	1階平面図				
設計者				施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号
									大-01



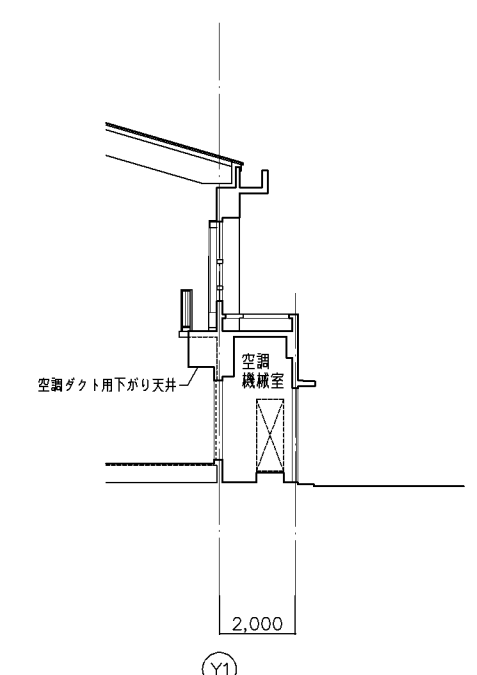
2階平面図 S=1/100

改定の経緯	設計上の留意点 ・有圧換気扇設置台数および給気ガラリ有効開口については換気量計算（機械）に依る。
-------	---

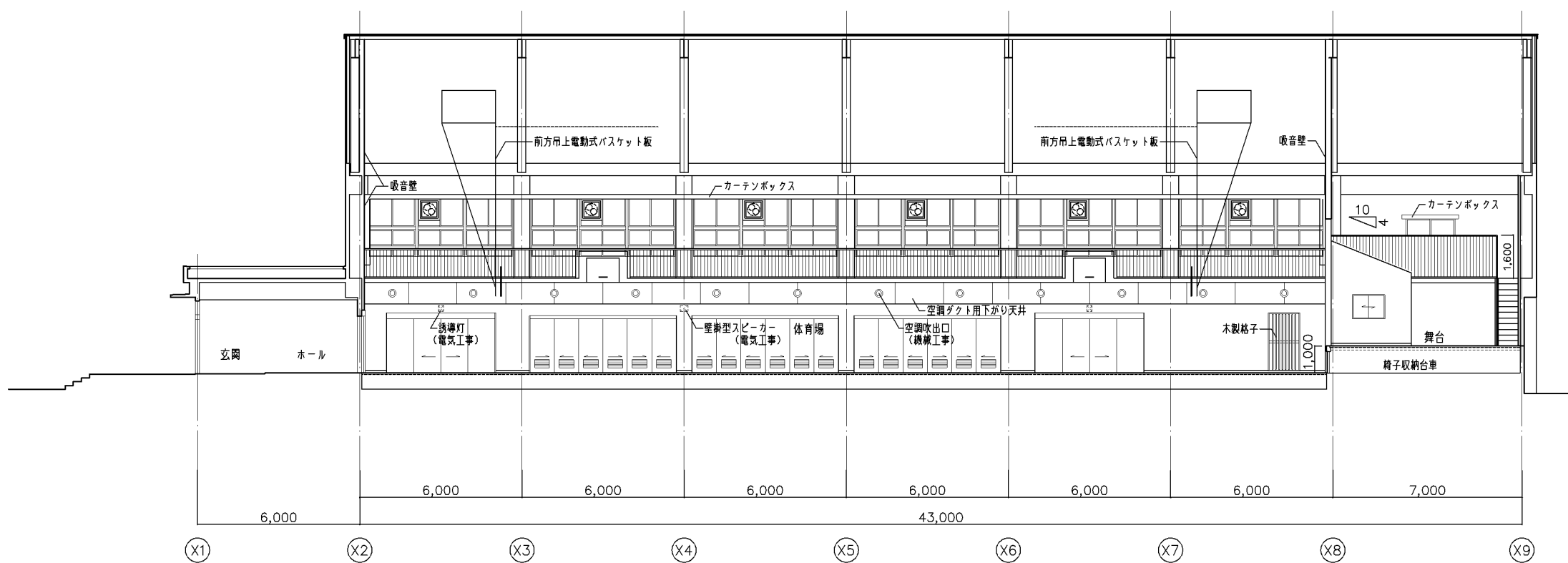
<b>横浜市建築局</b>				工事名	横浜市小・中学校標準図屋内運動場（体育館）95型18改 【令和4年度改訂版】				
年月日	令和5年3月	縮尺	1/100	図面名称	2階平面図				
設計者				施設番号	棟番号	完成 年度	図面 種類	図面枚数	図面番号
									大-02



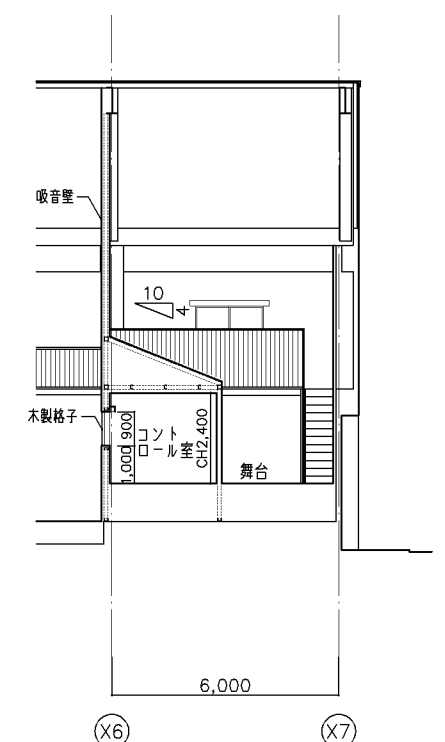
Y-Y断面図 S=1/100



空調機械室断面図 S=1/100



X-X断面図 S=1/100

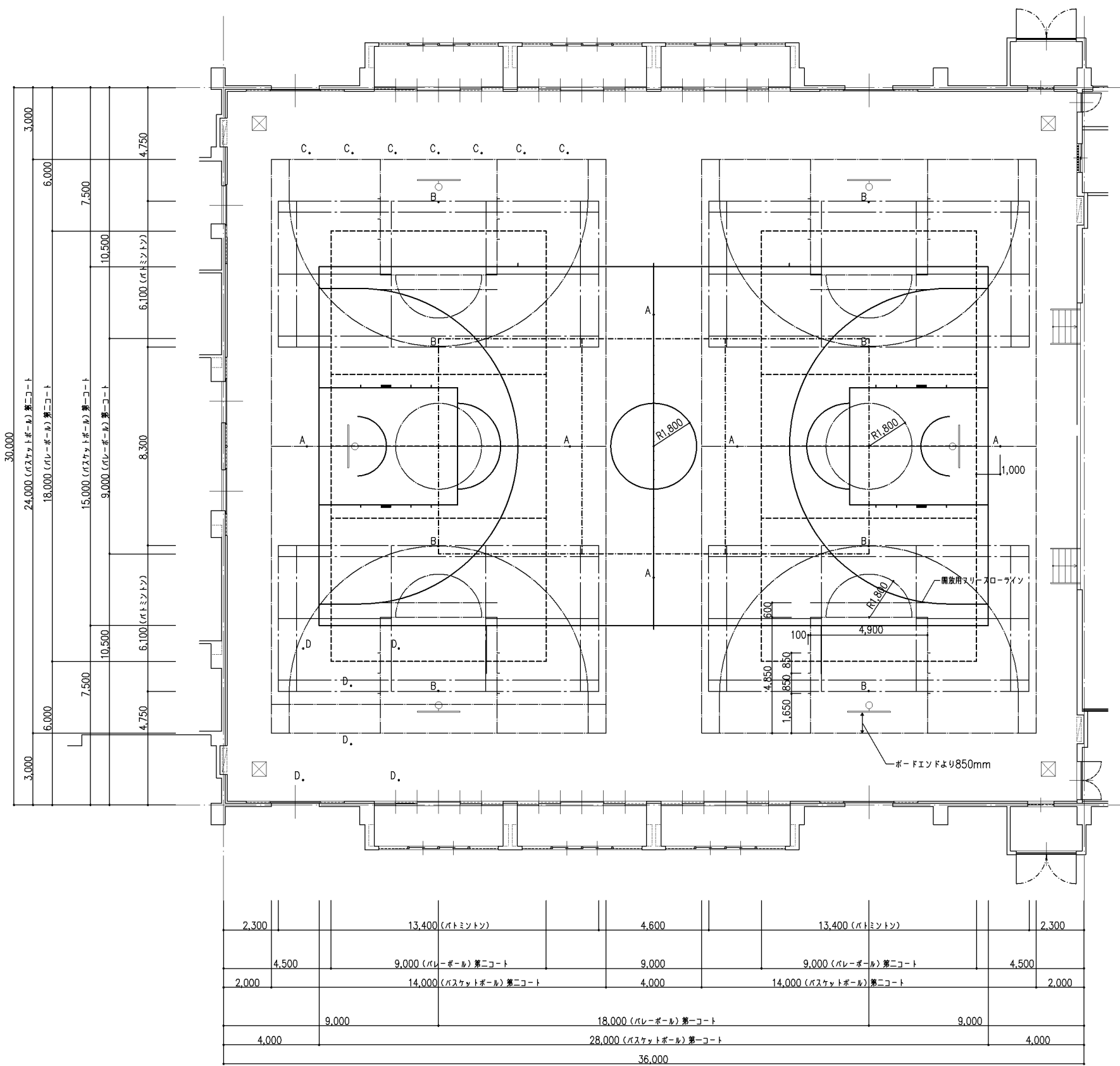


コントロール室断面図 S=1/100

改定の経緯

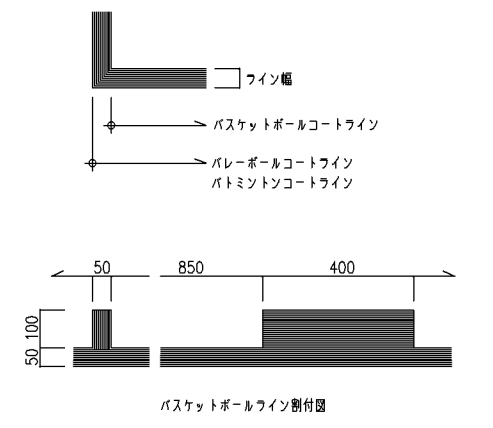
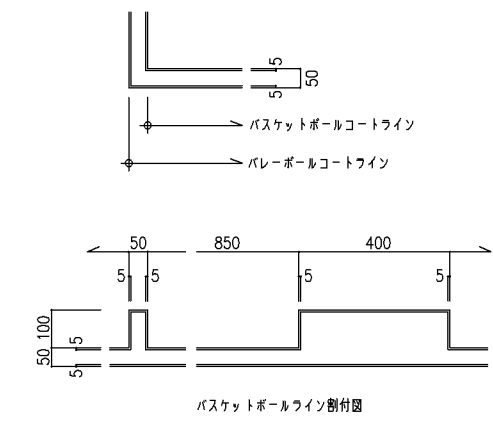
設計上の留意点  
 ・バレーボールコート(センターの競技用)コートライン上で、高さを最低8.0M以上確保すること。  
 学校の立地条件によって、最低高の確保が難しい場合は各担当者と協議の上、設計にあたること。

<b>横浜市建築局</b>				工事名	横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改【令和4年度改訂版】				
年月日	令和5年3月	縮尺	1/100	図面名称	断面図				
設計者				施設番号	棟番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号
									大-03

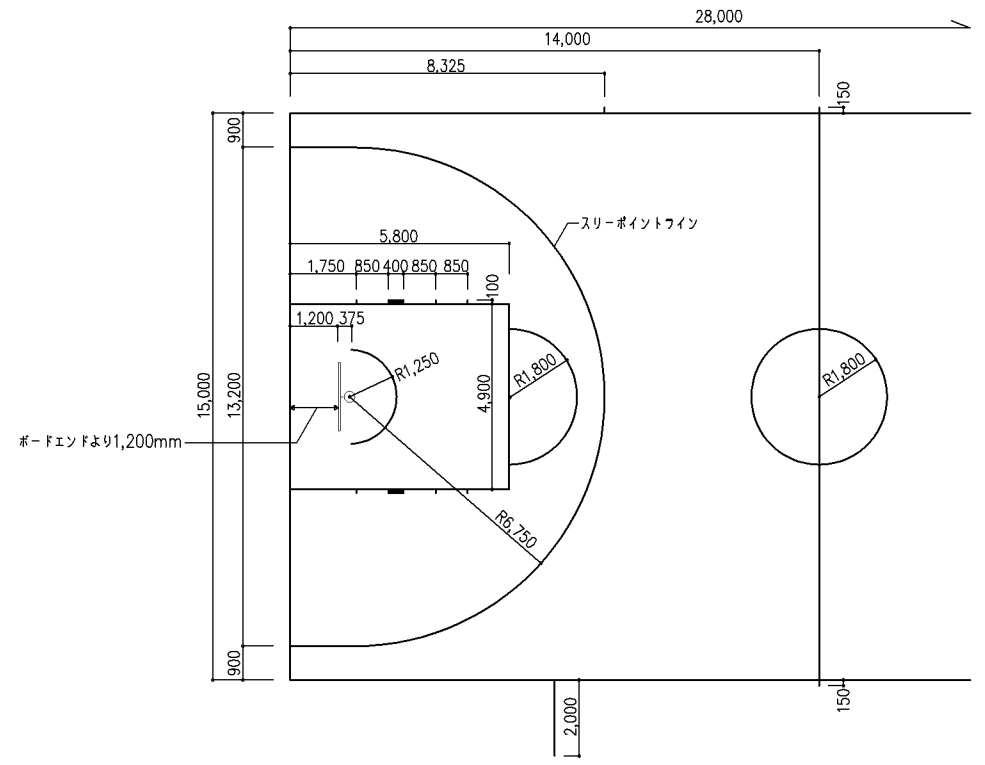


コートライン図 S=1/100

第一コート				第二コート					
コートライン	線幅・色	寸法	コート数	コートライン	線幅・色	寸法	コート数		
——	バスケットボールコートライン	50 緑線	15.0×28.0	1面	——	バドミントンコートライン	40 白線	6.1×13.4	4面
----	バレーボールコートライン	50 黄線	9.0×18.0	1面	——	バスケットボールコートライン	50 緑線	14.0×24.0	2面
					----	バレーボールコートライン	50 黄線	9.0×18.0	2面



競技用ポスト (箇所) ・は競技用ポスト位置を示す			バスケットボールバックボード取付方法	
記号	競技種別	数量	第一コート	
A	バレーボール	6	1,800×1,050 床よりゴールリックまで3,050 コートエンドからバックボードまで1,200	
B	バドミントン	8	第二コート	
C	低鉄線	7	1,200×900 床よりゴールリックまで3,050 コートエンドからバックボードまで1,200	
D	高鉄線	6		



改定の経緯

設計上の留意点  
 ・本図を基本的に学校と協議し運用することとする。尚、新設校については、親校と協議すること。

**横浜市建築局**

工事名 横浜市小・中学校標準図屋内運動場(体育館)95型18改【令和4年度改訂版】

図面名称 コートライン図

年月日 令和5年3月 縮尺 1/100

設計者

施設番号	線番号	完成年度	図面種類	図面枚数	図面番号
					大-04

# 校庭整備（設計・工事）の手引き

令和6年2月

教育委員会事務局 教育施設課

# 目 次

- I 用語の定義と配置計画等
  - 1 用語の定義
  - 2 配置計画
  - 3 横浜市におけるグラウンド規模について
- II 設計・工事
  - 1 グラウンド整備
  - 2 排水施設
  - 3 屋外環境施設
    - 3-1 学習及び運動施設
    - 3-2 造園施設
    - 3-3 舗装工
    - 3-4 外構施設
    - 3-5 散水設備
- III 建替え編
  - 1 基本事項
  - 2 留意事項等
  - 3 工期について
  - 4 建替え工事計画状況表【様式】

## 校庭整備の手引きの位置づけ

本手引きは、校庭整備業務について、安全な学校運営を目的に、既設学校における修繕及び改修と、校舎建替えとして新しく校庭を整備する際の原則とする。

ただし、既設学校でも新設学校であっても、学校と地域は深い関係性をもっているため、原則にない整備内容については十分に協議し検討することとし、整備する。

この場合、公立学校として、特定の学校にだけ整備が偏ることのないよう、一時の要望だけでなく、維持管理費及び引き継がれる業務量の負担感等にも注意すること。

また、本手引きと仕様等の相違があっても、社会情勢や安全基準等の見直しがあった際は、随時、設計業者とも協議し、反映させること。

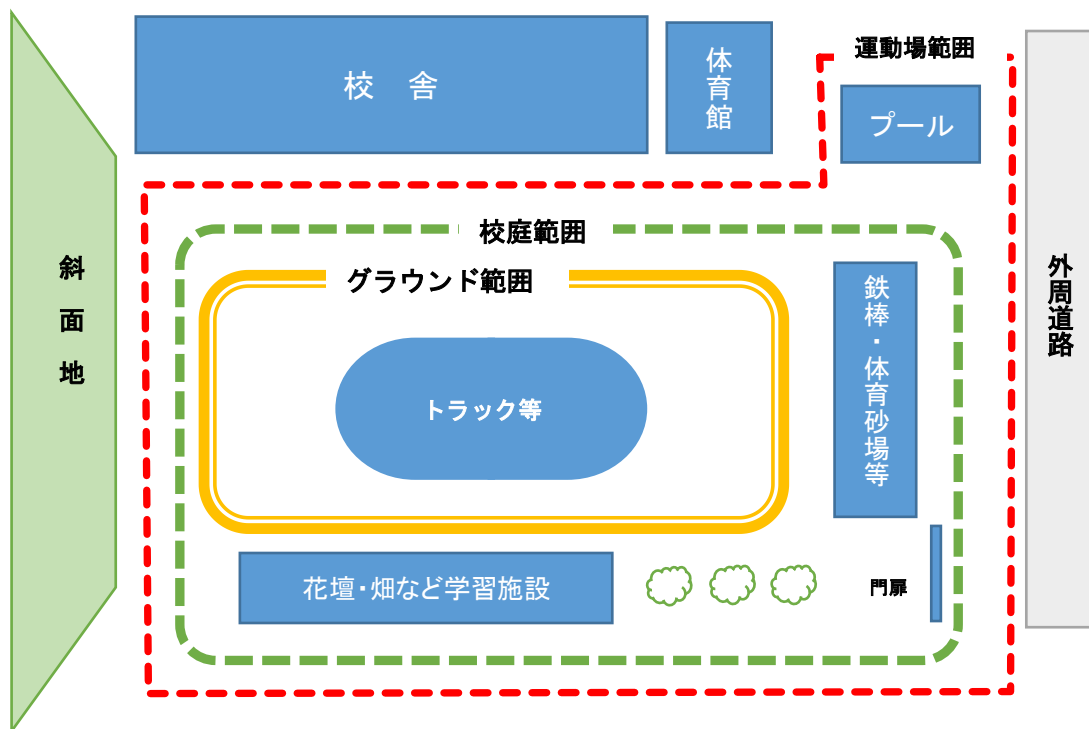


# I 用語の定義と配置計画

## 1 用語の定義

本手引きで使用する用語の意味は以下のとおりとする。

- (1) 学校敷地  
校舎・体育館・プール・校庭・斜面地・外周道路等
- (2) 運動場（文部科学省令の「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」の用語）  
体育、スポーツ利用に供している部分及びその周辺部分・屋外プール
- (3) 校庭  
学習施設・運動施設・グラウンド等
- (4) グラウンド  
トラック・直走路・サッカーコート等、体育等で安全に使用できる範囲



## 2 配置計画

次の優先順序で配置計画し、できるだけ広く校庭面積が確保できるよう検討すること。

なお、過大規模校（31 教室以上）や面積確保が難しい敷地の場合は、この基準と別に校庭整備内容を検討すること。

- (1) グラウンド面積（3 グラウンドの規模について 参照）
- (2) 屋外施設（鉄棒、体育砂場、花壇等）
- (3) 文部科学省令の小学校設置基準及び中学校設置基準の「運動場の面積」に基づき、下表（別表）の面積以上を目指すこととする。

別表（参考 運動場の面積）

児童数・生徒数	小学校	中学校
	確保面積 (m <sup>2</sup> )	確保面積 (m <sup>2</sup> )
1 人以上 240 人	2,400	3,600
241 人以上 720 人以下	2,400+10×(児童数-240)	3,600+10×(生徒数-240)
721 人以上	7,200	8,400

例) 小学校 35 人×12 クラス=420 人 確保面積 : 2,400+10×(420-240) = 4,200 m<sup>2</sup>

例) 中学校 40 人×12 クラス=480 人 確保面積 : 3,600+10×(480-240) = 6,000 m<sup>2</sup>

### 3 横浜市におけるグラウンド規模について

文部科学省の定める設置基準では、児童生徒数に応じた運動場の面積が示されているが、教育上及び安全上支障ない場合は、この限りでないとしている。

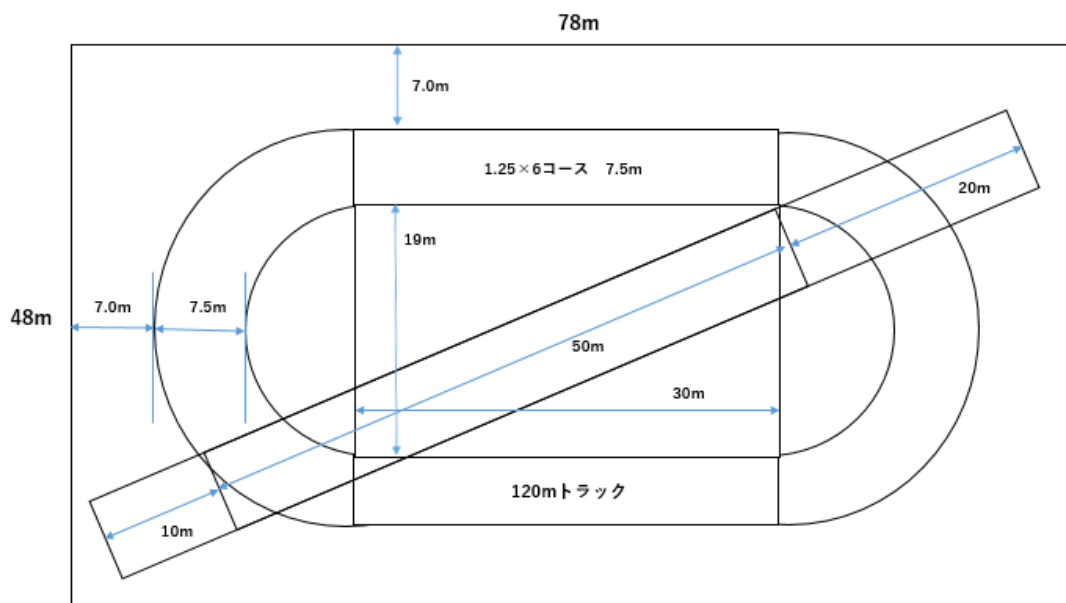
グラウンドの形状・大きさの決定は、トラック、直走路、及び球技のコートで最も広い面積によって、そのおおよその目安を決めるのが一般的である。

公益財団法人日本スポーツ施設協会の建設指針によると、目安として小中学校で1周200mのトラックが取れるよう計画すると規定しているが、本市の特殊性として周辺にまとまった用地の確保が難しいことや、学校敷地内に緑化率20%を目標としていること等の制約から、小学校のトラックについては指針より短い120m、同じく中学校については150mを基準とする。

また、このトラックに対して一定のクリアランス（安全域）とした7mを確保することとする。

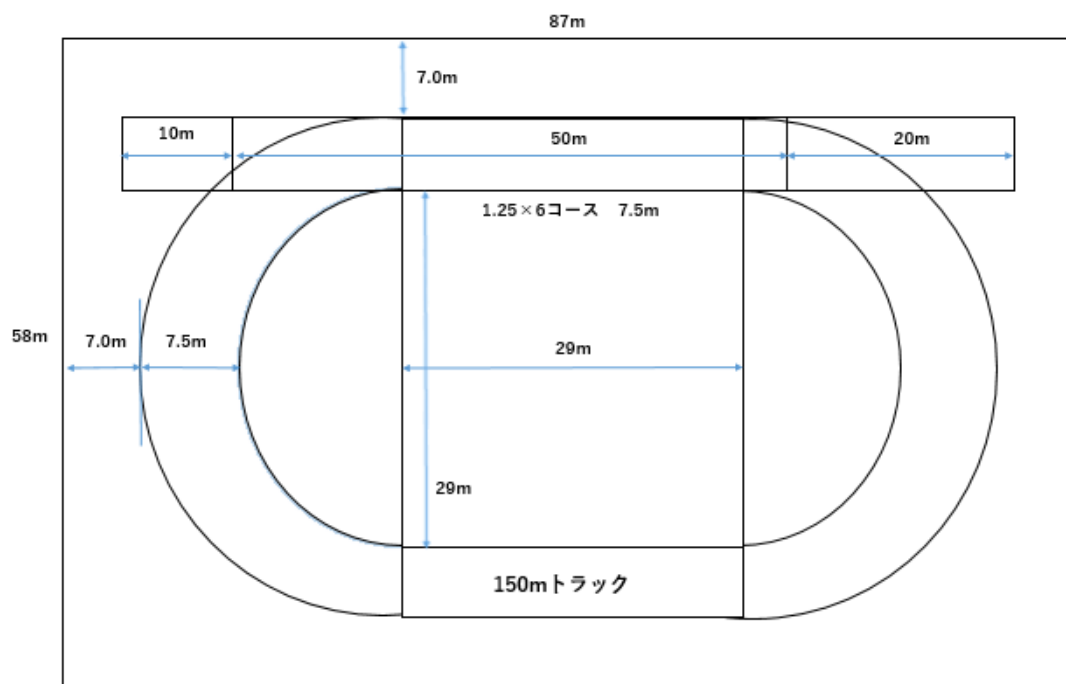
#### (1) 小学校

内周 120m  
 グラウンド面積  
 $78\text{m} \times 48\text{m}$   
 $= 3,744$   
 約  $3,800 \text{ m}^2$



#### (2) 中学校

内周 150m  
 グラウンド面積  
 $87\text{m} \times 59\text{m}$   
 $= 5,046$   
 約  $5,100 \text{ m}^2$



## II 設計・工事

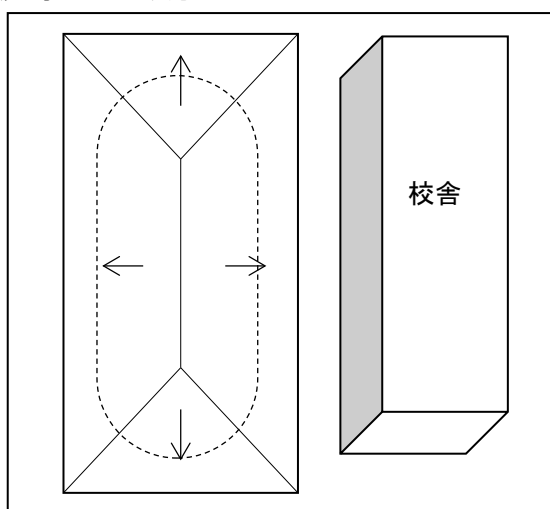
### 1 グラウンド整備

#### 設計

#### (1) 設計条件、注意事項

- ア グラウンド排水を良好にするため、グラウンド直線部より地表面勾配は0.5~0.8%を標準とする。現地の取り合いにより標準勾配が確保できない場合でも、できるだけ勾配は付けること。
- イ 既設校は学校形態が整っているため、校門、校舎、体育館の入り口、倉庫との取り合いを考慮する。
- ウ 校庭表層は砕石スクリーニングスとし、小学校は厚み4cm、中学校は厚み7cmを標準とする。

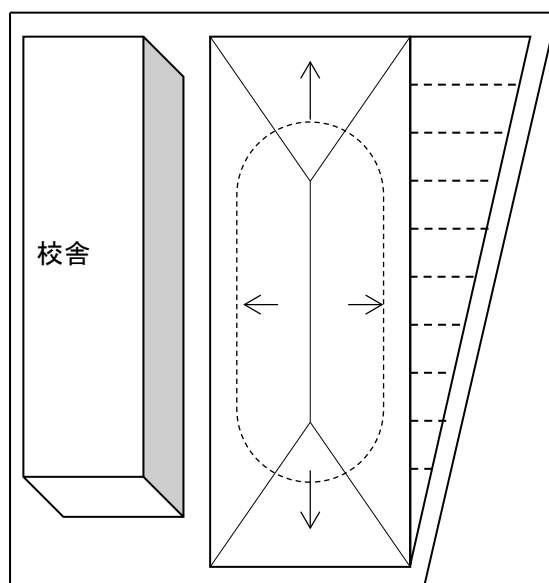
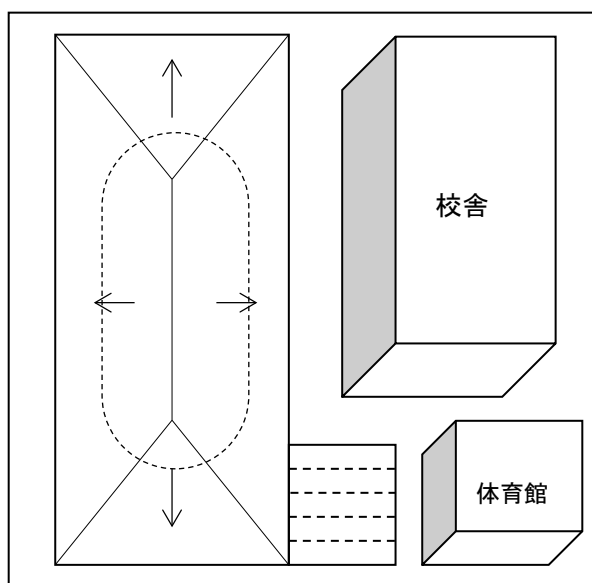
#### (2) 校庭勾配のとり方



ア 外周L型側溝のエプロン高を決定する。(全周を一定の高さとし、既設物との取り合いで無理な場合でも1辺では一定の高さとする。)

イ 尾根の長さは30m以上をとり、矢印の方向に規定の勾配を付ける。従ってコンターは楕円型になる。

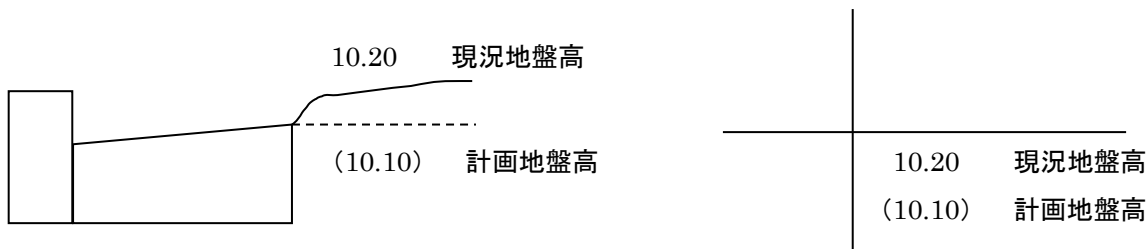
- ウ 次のように校庭が不整形の場合は、斜線部を含めて前記の方法で整備すると無理が生じるので、本体グラウンドを優先して整備する。  
不整形部分は本体グラウンドとの接合部に雨水が溜らないように注意し、勾配は満足しなくてもよい。



### (3) 土工量算出

#### ア 土工計画平面図

現況地盤高測量図に計画地盤高を記入する。メッシュ毎（10mが基本）に面積を記入し、計画地盤高はカッコ書きとする。※面積から控除する構造物は、砂場、人孔・柵等とする。



## 工事

### 校庭土工

#### 1 測量

- (1) 設計図書にある仮BM（仮ベンチマーク、仮の水準点）の確認を行い、必要に応じて境界杭及び杭間距離の確認を行う。
- (2) 土工計画平面図のメッシュにあわせ、水準測量（前測）を行い、設計図書と現地の差異を確認し、前測の写しを監督員に提出する。
- (3) 完了時には、前測にあわせ水準測量（後測）を行い、土工量を確認する。

#### 2 埋設物調査

- (1) 校内には多数の地下埋設物が設置されているので、状況に応じて、試掘調査を行い、学校保管の工事図面も参考にする。

#### 3 工程管理

- (1) 校庭土工の工程計画に際しては、授業、学校行事、学校開放、天候等を十分配慮し計画する。
- (2) 建築工事、その他の工事と競合する場合は十分な調整を行う。
- (3) 工事中の校庭占用面積及び期間は、学校との協議のもとに最小限にとどめる。

#### 4 施工管理

##### (1) 締固め及び仕上がり基準

校庭の転圧、締固めは、仕様書による。その他、次の項目を確認する。

- ア 水たまりがない。
- イ 足跡が付かない。
- ウ 歩行によりバウンドしない。

##### (2) 勾配

設計図書に定められている勾配（通常0.5～0.8%、盲学校0.2%）によるが、現地の状況にあわせ無理なく摺り付ける。

##### (3) 在来地盤とのなじみ

切盛土工、不陸整正工は、設計図書により施工することが原則であるが、5cm以下の盛土工は、在来地盤の表面をかき起こさなければなじまないなので施工方法を検討する。

##### (4) 構造物との取合い

人孔、管、L型側溝、遊具等の構造物の周辺は沈下するので入念に転圧する。また、砕石スクリーニングス舗装の仕上げ面から既設人孔、柵などが突出しないように注意する。

## (5) 土砂の搬出入

周辺道路を汚さないようにする。汚した場合は、速やかに清掃し、状況に応じて散水等を行う。

## (6) 使用機械

児童、生徒がイタズラしないよう、キーを付けたまま放置しない。

## 5 品質管理

砕石スクリーニングスは使用材料承諾書にて確認の上決定する。

## 6 安全管理

- (1) 校庭土工に際しては、第三者が施工区域内に立ち入らないよう、保安柵等で囲む。
- (2) 番線の飛出しやネット付保安柵の鉄板部のはずれ等があった場合は、速やかに補修する。
- (3) 安全施設、建設発生土及び資・機材等の配置については、監督員、学校長と十分協議する。
- (4) 第三者災害防止のため、工事車両の通行個所には必要に応じて交通整理員を配置する。

## 2 排水施設

### 設計

#### 1 設計条件

- (1) 下水道管渠、排水路、その他の排水施設（以下「排水施設等」という）の計画にあたっては、開発区域及びその周辺の土地の地形、地盤の性質を勘案して集水区域を策定し、当該排水施設等の規模、構造及び能力を設定しなければならない。
- (2) 排水施設等の放流先は管理者と協議のうえ、河川、その他公共の用に供している排水施設に接続すること。なお、暫定的措置として私有管に接続する場合も同様とする。また、周辺の状況により半永久的に私有地を占用する場合は所有権の取得または権利設定（承諾書、確認書など：教育委員会で保管）は必ず行うこと。  
※ 将来所有者が変わった場合や口約束だけであるとトラブル発生の原因となるので注意する。
- (3) 敷地内排水設備等の設計基準は「横浜市排水設備要覧」を参照すること。土木事務所との事前協議を行うこと。
- (4) 敷地内より河川、その他の公共の用に供している排水設備の接続の設計基準は「開発許可申請に関する指導要綱」を使用し設計する。

#### 2 注意事項

- (1) 学校施設標準構造図、環境創造局、道路局の図集に掲載されている場合は、出典のみ記入し、図化する必要はない。
- (2) 側溝、雨水桝、管きよ  
ア 校庭雨水のほか、他の舗装面、中庭等についても可能な限りL型側溝を使用する。  
U型側溝はやむを得ない場合以外は使用しない。  
イ プレキャストL型側溝は不等沈下を起こすので使用しない。  
ウ L型用雨水桝の間隔は15m程度とする。最大でも20mまでとし、勾配は桝間センター振り分けとしてエプロン前端高さは全周一律とする。桝蓋はPC蓋を基本とする。
- (3) 人孔の配置は可能な限り外周舗装部や植栽帯部とする。やむを得ず校庭内に配置する場合は、L型側溝より2m以内に設置し、PC蓋が突起しないよう注意する。また、人孔数は極力少なくなるように検討すること。
- (4) 遊具、砂場からの離隔は1.8m確保（遊具の安全に関する規準：日本公園施設業協会）する。
- (5) 管路の最小土被りは原則として60cmとする。※排水設備要覧
- (6) 学校敷地内の人孔蓋は設置箇所により適切なものを選定する。ただし、グラウンド近辺へ設置する場合はPC蓋を使用する。

- (7) 流末については、校舎内の排水と合わせて検討する。学校敷地外の道路等に下水管を埋設することは管理が難しいため実施しない。

### 3 流域貯留施設について

グラウンド表面が流域貯留施設（グラウンド式流域貯留施設）となっている場合は、校庭の仕上がり高さや排水施設等を変えると「雨水貯留量」や「平面図」等の変更手続き（河川管理課）が必要となる。整備当初の計画高等は必ず確認を行い、出来るだけ仕上がりを変えないように検討する。また、道路局河川事業課や環境創造局管路保全課で管理している流域貯留浸透施設や雨水調整池が設置されている学校も存在するため、事前に十分な確認が必要となる。

グラウンド式の流域貯留施設は、降雨後の校庭使用に問題が発生するため、新設は認めないこととする。

- ※ 流域貯留施設…治水対策として鶴見川水系、帷子川水系など、対象流域の上流部に貯留（浸透）施設の整備を行っている。（H4. 9. 17、下水道局長と教育長とで協定締結）

## 3 屋外環境施設

維持管理の観点から、設置する施設は各施設の一覧表を参考に必要最低限度とする。

各施設を設置する際に考慮すべき共通事項を示す。

### 設計

#### 1 設計条件（施設のもつ必然性）

##### (1) 誘致距離

すべての施設には誘致距離という本来的な特質があり、昇降から遠くにある場合「行きたくない」、あるいは短い休み時間では「行けない」という潜在意識が働くため利用されなくなる。

##### (2) 機能的連続性

誘致距離と同様に、各種の施設を無意味に点在させてしまうと十分な効果を発揮しない。

##### (3) 死角

施設はその位置により死角を生むことがあるので、学習及び運動施設は職員室から見える位置に設置することが望ましい。

##### (4) 拘束性

施設の設置は、それを利用する児童・生徒・教師の学習活動の利便性を高めることを目的としているが、反面、その活動を拘束することもある。学習活動するための動線が無視したり、視覚的な恐怖感はその活動に苦痛を強いることになる。

##### (5) 維持管理

施設は日頃から手をかけて良好な状態を保ち維持するという受け身の必然性をもっているが、設置する側に問われることは、維持管理の容易さと放置の原因となる機能上の欠陥がないことである。設計に際しては、児童・生徒・教師・管理者の意見と目的を十分聴取し、維持管理の合意を得ることが必要である。

##### (6) 創造性

どの施設も単一の目的のために設置するものではなく、さまざまな発展のきっかけとなるように考慮すべきである。

児童・生徒の創造力はたくましいものであり、その発展を阻害し一方的な押し付けに終始するような施設であってはならない。

##### (7) 安全性

どのような施設でも危険性は内在されている。それを危惧するあまり、過度の安全性を確保し、児童・生徒の興味を減少させることは好ましいことではないが、内在されている危険性を構造上・機能上で助長してはならない。

##### (8) 配置

校舎からの避難設備（救助袋）の着地点より 1.5m以内や昇降口の前面には障害となるような施設を設置しない。

※ 屋外環境施設の設置にあたって注意することは多いが、技術者として少なくともこれらの点には十分な配慮が必要である。狭い敷地内に種々の目的を達するような様々な施設を設置することは困難であるが、次代を担う児童・生徒にとってより良い環境と、これら施設を利用し教育が創造されることを願って整備を進めたい。

## 2 注意事項

- (1) 構造物を設置する際には、地下埋設物の有無・土被り等を調査し支障のないよう設計する。
- (2) 構造物はその種類に応じ、安全を確保するための面取りを行う。
- (3) 給水・電気設備は、必要に応じて別途平面図を作成する。
- (4) 避難通路となっている場合は有効幅員を建築指導課へ確認し必要な幅員を確保すること。
- (5) 昇降口の前面には、障害となるような施設を設置しない。
- (6) 既設校での器具の再使用は状態を確認のうえ可否を判断する。  
⇒設置から15年（標準使用期間※）を超えている場合は更新を基本とする。
- (7) 再使用可能なものは、塗装工（ケレン、錆止め、合成樹脂調合ペイント：SOP）を加算する。
- (8) 遊具設置は、安全領域に注意し、原則1.8m以上（安全領域※）とする。  
※出典：遊具の安全に関する規準（日本公園施設業協会）
- (9) 既存の滑り台、回旋塔、ブランコその他標準以外の遊器具は整備の際に撤去する。
- (10) 材質については、プラスチック素材を使用した際、静電気が発生し、補装具に影響を与えた事例もあるため、材質の選定には留意すること。

## 3-1 学習及び運動施設一覧

### 設計

#### 1 一覧表

##### (1) 学習施設

「建替時必要度」建替時及び新築時も含む  
◎:必須 ○:地域性等を考慮し検討 無印:必須でない

施設名	建替時必要度		標準図	用途・備考	標準規模・形状・仕様
	小	中			
造形砂場	◎		無	有効スペースにて決定	角部は面取り 洗い川砂（細目）
百葉箱	◎	○	有		
旗竿台	◎	◎	有	運動会、体育祭等での掲揚	
花壇、畑	◎		有	給水設備、日照の確認 主に所在の地域性により設置。	レンガ縁石 H=20cm 客土=50~70cm

「建替時必要度」建替時及び新築時も含む  
 ◎:必須 ○:地域性等を考慮し検討 無印:必須でない

(2) 運動施設

施設名	建替時必要度		標準図	用途・備考	標準規模・形状・仕様
	小	中			
トラック（標準）	◎	◎	無	トラック周囲に7mのクリアランスを確保する	小 120m W=1.25m×6コース 7.5m 中 150m W=1.25m×6コース 7.5m
直走路	◎	◎	無	校庭面積による配置 助走に10m、走り抜けに20m程度確保する	50m W=1.25m×6コース
体育砂場	◎	◎	有	二方向からの助走路確保 柵は助走路内に設置しない	小 5m×10m 中 5m×10m 洗い川砂（中目）
鉄棒	◎	◎	有	安全基準※に適した製品とし、原則、塗装以外の修繕は行わず、撤去・新設とする	小 H=0.9~1.1(5連) H=1.3(5連)、H=1.5(3連) 中 H=1.3(3連)、H=1.5(5連)
ジャングルジム	◎		有	鉄棒「用途・備考」欄と同様	
雲梯	◎		有	鉄棒「用途・備考」欄と同様	
のぼり棒（ハント一棒）	○		有	鉄棒「用途・備考」欄と同様	
肋木			有	原則、屋内運動場に設置してあるため、屋外には不要。	
サッカーコート	◎	◎	無	コートの周囲に安全に配慮したクリアランスを設けること	コートのおおきさ 小 50m×68m 中 45m×90m
バレー・テニス兼用ポスト		◎	有	移動式（主に中学部活動）	バレー・テニス 兼用ポスト
バスケットゴールポスト		○	有	固定式または移動式（主に中学部活動）	中 H=3.05m

2 トラック、直走路

- (1) 人孔、スプリンクラー等はトラック内に入らないよう注意する。
- (2) やむを得ず人孔がトラック内に入る場合は表面に露出しないよう埋めるか、表面をゴムなどでカバーする。
- (3) グラウンドマークは、学校の立会いを得て設置する。



### 3 鉄棒、ジャングルジム、雲梯、ハントー棒等

- (1) 安全領域は、原則として1.8m以上確保する。(※遊具の安全に関する基準：日本造園施設協会)
- (2) 支柱のコンクリート基礎上面は、最高部をGLより10cm下がりとする。
- (3) 銘板（設置年月，メーカー名記載）、品質保証書、生産物賠償責任保険証の確認をする。  
銘板は遊具に貼り付け、証書は竣工書類と共に学校保管とする。
- (4) 目が届きやすく、安全管理のしやすい場所に設置する。
- (5) 材料の肉厚、径等の形状寸法及びメッキ処理を確認する。
- (6) 現場塗装（3回塗）は各回の写真で確認する。
- (7) 溶接部に空気穴、未着部、バリがないことを確認する。
- (8) 既設施設の移設にあたっては、その可否（古い、使っていない）を十分検討する。
- (9) 塗装で使用するシンナー等の取扱い保管には十分注意する。
- (10) 鉄棒の高さについては、学校長と協議の上決定する。
- (11) バasketゴールを固定する場合は、設置位置を学校長と打ち合わせる。

### 4 体育用砂場

- (1) 二方向からの助走路を確保する。
- (2) 高鉄棒を設置する場合の基礎の位置は、体育用砂場のゴム枠に接して施工する。
- (3) 排水柵は、助走路及び鉄棒の下には設置しない。また、蓋は穴のないものを使用する。
- (4) ゴム蓋枠の高さは、グラウンドの雨水が流入しない様、段差（3 cm程度）をつける。

### 5 グラウンド（特殊コート）

- (1) 校庭全面舗装校は5校である。（青木小、森東小、横浜吉田中第2グラウンド、MM本町小、市場小けやき分校）なお、特殊事情がある場合に限り特殊舗装を検討する。
- (2) 遊水池の有効利用としてコート設置する場合の条件・・・メーカーと十分検討すること
  - ア 本グラウンドと離れておりスプリンクラーの設置が難しく。周辺より埃の苦情がある。
  - イ 冬季に霜、湧水があるなど使用に支障がある。
  - ウ 車両の乗り入れがないこと。
  - エ 特殊コート内には移動式バスケットゴールは設置しないこと。

## 3-2 造園施設

### 1 造園施設一覧表

「建替時必要度」建替時及び新築時も含む  
◎:必須 ○:地域性等を考慮し検討 無印:必須でない

施設名	建替時必要度		標準図	標準規模・形状・仕様	備考
	小	中			
張り芝				校庭内の芝は、ティフトン 419を標準。	平地、斜面別に三斜計算
樹木	◎	◎		ネームプレート1樹種に1枚以上	小学校は必須

## 2 注意事項

- (1) 植栽は学校用務員が維持管理を実施できることを前提に計画する。高木・大木化する樹木や、松など樹形管理が必要な樹木は植樹の対象としない。
- (2) やむを得ず高木を植樹する場合は、公園緑地設計指針※に記載のある小喬木に属する樹種とする。  
※参照 公園緑地設計指針（横浜市環境創造局）表8-1 主な中・高木の植栽間隔  
小喬木 植樹間隔 7～5m 図面表示の直径 4～3m
- (3) 緑化率は20%が目標（みどりアップ推進課）だが、20%に満たない場合、現況の緑化率で計画通知の手続きを行う場合もある。その際、設計時の緑化率の維持が求められるので、伐採した場合は代替の植樹が必要となる。計画通知の手続きが必要な工事が予定されている学校で伐採を行う場合は、営繕係、整備係と植樹等の分担・時期について調整を行うこと。
- (4) 植樹をする際は、学校と相談し、植樹の樹種を確定する。隣接地との境界沿いにおいては植栽密度に加え生育後の樹木が境界を越境することや落ち葉の飛散などを考慮したうえで植栽位置を決定する。また、周辺住民の被る不利益についても十分に考慮すること。
- (5) 防塵対策は防砂ネットを設置することとする。官民境界付近は維持管理面から低木を植樹するものとする。
- (6) 斜面地の樹木は維持管理に困難なことや倒木等の事故の発生の恐れがあるため、植樹を行わない。強風による倒木が予想される樹木は撤去を基本とする。
- (7) 害虫による被害が予想される樹木は子供たちが接触しないよう注意する。
- (8) 池、プール周囲には落葉樹は植樹しない。
- (9) レモンやバラなど、先端の鋭い木、トゲのある木は植樹しない。また、つる性植物は成長が早く学校側で管理できないため植樹しない。生垣を計画する際は、維持管理できるか学校用務員と協議すること。
- (10) 舗装面に残る樹木には、舗装止等により保護柵を設ける。その際は雨水の流入が可能となるよう、図面上に高さ指定をする。
- (11) 法面保護のために種子吹付を行う場合は、季節、土質等により発芽状態に問題や、火災等の危険も予想されるので、種子の選定を適切なものとする。特に背たけの長くなるものは、採用しない。
- (12) 新植の樹木にはネームプレートを計上する。※小学校は必ず設置する。
- (13) 植栽後も周辺施設に被害（根上がりによる埋設管の破損、舗装劣化、幹の倒状による外柵の破壊、枝による防球ネットの突き破り、境界の越境等）を及ぼさないように配慮して植樹する。（根、枝、幹等の成長後を見越した配置にする。）
- (14) 引込電柱等の近くに植栽を設ける場合は、成長した樹木が干渉しないよう適切な隔離をとること。
- (15) 外灯、UGS（地中線用負荷開閉器）の近くに植栽を設ける場合は、それらの維持管理のために必要な動線を植栽でふさがないようにすること。
- (16) 設計者へ事前説明、調整が必要になる。（緑化率、樹種の選定、植樹場所等）
- (17) 伐採、植樹など、植栽を変更した場合は、植栽台帳等を修正すること。

### 3-3 舗装工

#### 1 注意事項

- (1) As 舗装は可能な限り透水性とする。舗装構成は（表1-1）のとおりとする。
- (2) インターロッキング舗装は不等沈下、水たまりが発生しやすいため、原則、設置しないものとする。
- (3) 既設舗装部の打替はオーバーレイか、表層のみ打替えるか経済比較のうえ決定する。
- (4) すべりやすい材料（タイル、平板等）は使用しない。タイルはポイント的な**使用に限定する**。
- (5) 校内 Co 舗装は、土間コンクリート（t = 7 cm）を標準とする。真空処理舗装は必要な場所に限定し、校内はほうき目仕上げで十分である。車両乗り入れ部は AS 舗装とする。
- (6) カラー舗装は維持管理面から極力避けること。また、車両乗入れ部の使用は不可とする。
- (7) 舗装部の排水は図面に水勾配を明示して柵に導くようにする。
- (8) 歩行動線について十分検討し、鋭角部は必ず隅切を行う。
- (9) 外周道路の整備（舗装構成等）については、道路局の道路構造物標準図集の基準を準用するものとする。

表1-1（舗装構成）

	タイプ		用途	備考
As 舗装	密粒 RAs 基層（粗粒） RC-40	5 cm 5 cm 25cm	校地内の車両進入部	給食室周りなど、車両の乗り入れ部分には透水性アスファルトは使用しない。
	透水性 RAs RC-40	4 cm 10cm		
Co 舗装	表層 RC-40	7 cm 10cm	校地内歩道	土間コンクリート

#### 2 積算

- (1) 舗装タイプごとに面積を集計する。人孔、側溝、樹木柵の面積は控除する。
- (2) 施工方法は施工場所、規模は十分検討のうえ機械・人力施工を決定する。
- (3) 校内の設備関係配管は土被りの少ない所もあるので、掘削深さを考慮し事前調査も十分行うこと。

### 3-4 外構施設

#### 1 施設一覧

防護施設とは、人や物の転落、飛来、侵入等の防止を目的とした囲障的構造物の総称である。

項目	用途	備考
ネットフェンス メッシュフェンス	侵入防止	小学校、中学校とも原則として H=1.8
目かくしフェンス	プール周りや、人家に接しており住民から強い要望がある場合検討	
防球ネット	コンクリート柱を標準とする	小学校 H = 11m、中学校 H = 14m とする。※最大 15.0mまで
門扉	人、車の通行（なるべく人と車を分離する）	正門、通用門、給食車等資材搬入専用門が必要。

## 2 一般的注意事項

- (1) デザインや構造を決定するについては、次の点に注意する。
  - ア 安全性 : 子供達が乗ったり、いたずらをしたりしてもケガをしないか、倒れないか、ハサマれないかなどを考慮する。
  - イ 美観 : 単に門扉だけでなく、門全体の調和はとれているか、建物や樹木との調和はとれているか考える。袖壁は圧迫感のないよう考慮する。
  - ウ 縦断勾配 : 傾斜部の門は車の腹が当たらないよう考慮する。
  - エ 重量 : 門の開閉は、容易となるように重量を確認する。
  - オ 排水 : レール基礎部に滞水しないよう注意する。
- (2) 門壁には校名板(正門、通用門)をつける。工事分担は建築担当と調整を行うこと
- (3) 門付近に段差が生ずる場合は、1/15以下の勾配とする。歩車道切下げが必要な場合は、自費道路工事用の図面等を別途作成する。(平面図、断面図、構造図、現場写真等)

## 3 ネットフェンス

ビニール被覆ネットは、ビニールと鉄線間に水が入り錆による腐食が激しいためビニール被覆のない亜鉛メッキ着色フェンス(JIS-C-G-3)とし、網目は童・生徒の足が入りにくい#10×40mmを標準とする。

## 4 目かくしフェンス

風荷重に耐えられる構造とするため、基礎が大きくなることを見込んでおく。

## 5 防球ネット、防砂ネット

近隣住民からはより高いネットの設置を望むケースが多いが、最大高さ小学校は11m、中学校は14mを標準とする。高校等で14mを超える場合は、建築基準法上の工作物に該当するので、営繕係等と調整する。

- (1) 設置位置は児童・生徒の衝突を避けるため、植栽帯の外側とする。やむを得ず内側とする場合は、緩衝マット等で保護する。ただし、植栽の成長によりネットが破損することがない位置に設置すること。
- (2) 新規に防球ネットを設置する場合は、防砂ネットを防球ネット柱へ共架が可能となるように設計・設置を行う。
- (3) 防塵対策は散水を基本として、住宅の張り付き、地域性、学校の要望を考慮し、防砂ネットを設置する。ネットの高さは周囲の土地利用などを考慮し検討するものとする。なお、風圧の計算は行うものとする。
- (4) 構造計算(風圧含め)は、設計業者により実施する。

## 6 門扉、門袖

門扉は地上高1.5~1.8mとする。門袖は門扉高に5cmを加えた高さを標準とする。

- (1) 門扉は開閉が容易な重量にする。
- (2) 門扉の位置は、児童・生徒の道路への飛び出し及び車を道路上に停車させて門の開閉をすることを避けるため、境界線から3m以上離すことを標準とする。
- (3) アルミ製の門扉は強度上の検討を十分行うこと。引戸式門扉は、レール上に土砂堆積防止及び排水の工夫をすること。
- (4) 門袖はRC、プレキャスト等を基本とする。
- (5) 門扉は電子錠が設置できる構造とするため、鉄門等は避けること。
- (6) 電子錠は、原則3箇所まで設置できる(正門、通用門、給食車等搬入用門)。申請先は営繕係。

	用途・位置	構造
正門	玄関へ通じる学校の顔としてふさわしい位置に設置する。	間口6mを標準とする。車と別に人間用の通用口を設ける。H=1.5~1.8mとする。
通用門 給食車等搬入用門	グラウンド、校舎裏、給食室への出入口であり、消防車、給食車通学用として用いる。	消防車両用は最低5m巾 その他は4m以上とする。

### 3-5 散水設備

新規に設置するものは腰かけ式とする。

現在、「埋込み式」から「腰かけ式」への改修を行っているが、設計・監督は機械設備課が担当するため、下調・施工依頼が必要となる。

※プールの水源切り替え工事も含む…受水槽のフェンス、基礎の撤去も機械設備課

散水設備工事は校庭整備工事も必要となり、予算の関係から実施できる校数に限りがある。プール水源を使用することは、衛生上の問題もあるため早期に改善が必要となるため、散水設備工事を伴わない水源切替工事単体でも実施するものとする。

## Ⅲ 建替え編

今後、建替えが順次行われていくため、建替え時の留意点等について、以下、抜粋して記載する。  
については、前途しているⅠおよびⅡと重複する内容も含まれる。

### 1 基本事項

#### (1) 基準

建替え時の設計・施工については、校庭整備（設計・工事）の手引きを参照して進めることとし、将来的に維持管理の負担が増大することがないように検討した上で施設を整備する。また、使用する材料は耐久性、入手の容易性などを考慮し、一般的な汎用品とする。

#### (2) 検討範囲

建替えの設計時に施設更新を検討する範囲は、以下のものとする。

- ア グラウンド
- イ 学習及び運動施設
- ウ 外構（防球ネット、防砂ネット、フェンス、門扉等含む）
- エ 擁壁
- オ 樹木
- カ 排水施設
- キ 外周道路（拡幅含む）
- ク 散水設備

#### (3) 設計時期

建物配置が完了した後、配置を変更することは困難であるため、上記(2)の検討は、設計初期の建物配置を検討する際に同時に実施し、基本的な配置を確定するものとする。

また、基本設計完了時、実施設計完了時、建築工事完了時、校庭整備工事完了時において、「4 建替え工事計画状況表【様式】」と全体計画図面を、受託業者にて作成し、教育施設課校地係へ提出するものとする。

### 2 留意事項等

#### (1) グラウンド

ア 適切なグラウンドの配置と面積の設定（Ⅰ用語の定義と配置計画等 参照）

- ① 児童・生徒の人数に合わせたグラウンド面積を確保する。
- ②トラック、サッカーコートが設定できる配置とする。
- ③ 適切なクリアランスを確保する。

イ 流域貯留施設の整備

- ① 必要性の有無については、関係部局と調整を行う。
- ② 設置費及び維持管理費については、校舎を建築するために必要となるものは教育委員会事務

局で負担するものとする。その他の理由で施設の設置が必要な場合は、設置費用等について関係部局と調整を行うこととするが、基本的に必要部局が負担することを基本とする。

③グラウンドに雨水を貯留するグラウンド式の貯留施設は、学校授業に影響があるため、基本的に設置しないものとする。

#### ウ 工事期間中のグラウンドの運用

① 工事期間中のグラウンドの運用については、学校へヒアリングを行い、仮設のグラウンド設置の有無について判断を行う。

② 仮設のグラウンドを設置する場合は、業務効率を考慮し、建築工事のなかで実施する。

#### エ 役割分担

① グラウンド整備工事、散水設備工事の下調等の事務手続きは、校地係で実施する。

② グラウンド、校舎の配置を決定する際の学校ヒアリングは、整備係、校地係で協力して実施する。

### (2) 学習及び運動施設

ア 設置する施設は、Ⅱ屋外環境施設の一覧を参照する。

イ 設置する際は、学校に十分ヒアリングを行い、設置の必要性、配置について検討する。

ウ 学習施設は適切な維持管理が必要なため、学校が長期間維持管理できる施設量とする。

### (3) 造園施設

ア 植栽は学校用務員が維持管理できる計画とする。

イ 風致地区などやむを得ず高木の植樹が必要となった場合、環境創造局作成の公園緑地設計指針に記載のある小喬木に属する樹種とする。

ウ 緑化率の検討を行う際、既存樹木の健全性の確認を行い、植替え等の計画を立てたうえで、適切な処置を行う。(建築物は伐採の制約になるため、新校舎建築に着手する前に伐採を行うことが望ましい。)

エ 植栽台帳を作成する。

オ 中高木の維持管理に高所作業車が必要となるため、車両通行が可能となるように、植樹場所や建物配置に留意すること。

### (4) 舗装

ア A S舗装は可能な限り透水性舗装とする。

イ インターロッキングは不当沈下等が発生しやすいため、原則、設置しないものとする。

### (5) 外構施設

ア 防球ネットは、現行基準を満たさないものについては新設し、防砂ネットが必要な場合は、共架とする。

イ グラウンドに付随しない通路等の外構施設については、原則、建物工事で実施する(施工性等を考慮し、合理的に判断すること)。

(6) 排水施設

ア グラウンドの排水施設の流末は、周辺道路に配置されている下水管の状況を考慮して設計すること。

イ 建物側の排水設備検討時に合わせてグラウンドの流末の検討を行う。

ウ 周辺道路に配置されている下水管の更新及び新設は基本的に認めない。

(7) その他

ア 不明管を無くすため、地下埋設物台帳を作成する。

### 3 工期について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の育成・確保と労働環境の改善を図るため、適切な工期設定が求められている。そのため、以下の点に留意し、適切な工期を確保することとする。

(1) グラウンド整備工事（Ⅲ 1（2）検討範囲含む）は、基本構想時から工期設定を行う。

(2) 整備する施設数、校庭面積等により工期が異なるため、整備内容に応じた工期設定を行う。

(3) 整備内容が確定していない段階では、グラウンド整備（L型側溝、砕石スクリーニングス、屋外環境施設設置のみ）6か月、散水設備で3か月の実工期を下限値として設定する。ただし、補助事業については、交付決定前（4、5月）の契約はできないため留意する。

(4) 年度末に工事が完了となる場合は、現場完了後、2か月の整理期間を設けて工期設定を行うこと。

（例：1月現地完了、資料整理後、3月完了検査）



## 4 建替え工事計画状況表【様式】

基本設計完了時点、実施設計完了時点、建築工事完了時点、校庭整備工事完了時点に校地係へ提出してください。

学校名	〇〇区 〇〇〇学校
-----	-----------

基本設計完了時点(提出日)	業者名
年 月 日	
実施設計完了時点(提出日)	業者名
年 月 日	
建築工事完了時点(提出日)	業者名
年 月 日	
校庭整備工事完了時点(提出日)	業者名
年 月 日	

面積について、更新してください。また、全体計画図も併せてご提出ください。

敷地面積	m <sup>2</sup>
校舎・体育館面積	m <sup>2</sup>
プール面積	m <sup>2</sup>
校庭面積	m <sup>2</sup>
グラウンド面積	m <sup>2</sup>
緑化面積	m <sup>2</sup>
緑化率	%

該当項目に○をつけ、数量・仕様等を記入してください。

	項目	基本設計 完了	実施設計 完了	建築工事 完了	校庭整備 工事完了	数量・仕様
学 習 施 設	造形砂場					
	百葉箱					
	旗竿台					
	花壇					
	畑					
運 動 施 設	トラック					1周(      m) 幅(      m) コース数(      コース)
	直走路					溜まり(      m) 直走路(      m) 走り抜け(      m)
	体育砂場					
	鉄棒					高さ(      m)(      連)
	ジャングルジム					
	雲梯					
	のぼり棒 (ハントー棒)					
	肋木					設置場所 (校庭or 屋内運動場)
	サッカーコート					m×      m
	テニス用ポール					組
	バレー用ポール					組
	バスケットゴール					組 (固定式 or 移動式)
	張り芝 ( 場所 )					面積      m <sup>2</sup>
舗 装	アスファルト舗装(密粒)					面積      m <sup>2</sup> 厚さ      cm
	コンクリート舗装					面積      m <sup>2</sup> 厚さ      cm
	特殊舗装( 場所 )					面積      m <sup>2</sup> 厚さ      cm

該当項目に○をつけ、数量・仕様等を記入してください。

	項目	基本設計 完了	実施設計 完了	建築工事 完了	校庭整備 工事完了	数量・仕様
外 構 施 設	ネットフェンス					高さ( m) 延長( m)
	メッシュフェンス					高さ( m) 延長( m)
	目隠しフェンス					高さ( m) 延長( m)
	防球ネット					高さ( m) 延長( m)
	防砂ネット					高さ( m) 延長( m)
	門扉(呼称 正門など)					高さ( m) 延長( m)
	門扉(呼称 正門など)					高さ( m) 延長( m)
	門扉(呼称 正門など)					高さ( m) 延長( m)
散 水 設 備	ヘッド(腰掛式)					型式( )
	ヘッド(埋込式)					型式( )
	ポンプ					型式( ) 口径 mm kw
	制御盤					
	遠隔操作盤					基(場所 )
	水源					
舗 装	L型側溝(L- )					延長 m
	L型側溝(U-180)					延長 m
	L型側溝(U-300)					延長 m
	雨水枡					箇所
	塩ビ枡					箇所
	特殊集水枡					延長 m
	排水管					

# 保育所整備の手引き

—整備希望の皆様へ—

—令和3年8月版—

横浜市こども青少年局  
こども施設整備課

－ は じ め に －

この資料は、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みのもと、保育所の整備にあたって基本的な事項について要約したものです。保育所の整備をお考えの事業者の方は、ご参考にしてください。

なお、記載内容は、作成日現在のものです。法令や予算の関係で、補助制度などは変更になる場合があります。また、横浜市から整備費等の補助を受けて保育所を整備する場合は、本手引きに記載した内容以外にも、補助金交付の要件として、別途条件を付すことがあります。

詳細は、公募の際に提示する募集要項にて御確認ください。

目 次

第1章 保育所の概要

1 保育所とは・・・1

第2章 保育所の設置

1 保育所の設置について・・・3

2 事業主体・・3

3 整備の方法・・3

4 定員・・・4

5 整備経費・・・5

6 施設の設備等・・6

(1) 整備が必要な設備について・・・6

ア 保育室等・・・6

イ 医務室・・・7

ウ 調理室・・・7

エ 便所・・・7

オ 屋外遊戯場（園庭）・・・8

(2) その他の設備について・・・10

ア 休憩室・事務室・・・10

イ 子育てを支援するスペース・・・10

ウ 衛星関係設備・・・10

エ 駐車場・駐輪場・・・11

(3) 施設の安全性・快適性に関する仕様について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

ア 保育室等の設置階について・・・11

イ 保育室等の2以上の出入り口について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

ウ 二方向避難について・・・11

エ 安全のために必要な計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

オ その他の配慮事項・・・13

7	整備にあたっての留意事項	14
(1)	建物の要件について	14
(2)	整備地について	15
(3)	近隣説明・近隣への配慮について	15
(4)	保育所の周辺環境について	15
(5)	工事施工業者等の選定について（入札の実施）	15
(6)	工事について	16
(7)	木材の積極的な活用について	16
(8)	エコ保育所について	16

### 第3章 保育所の運営

1	保育所への入所	17
2	保育内容	18
3	施設長	19
4	職員配置	19
5	保育時間	20
6	特別保育等	21
7	運営費の助成	22
8	保育所の経理	23
9	保育所の給食	23

### 第4章 参考資料

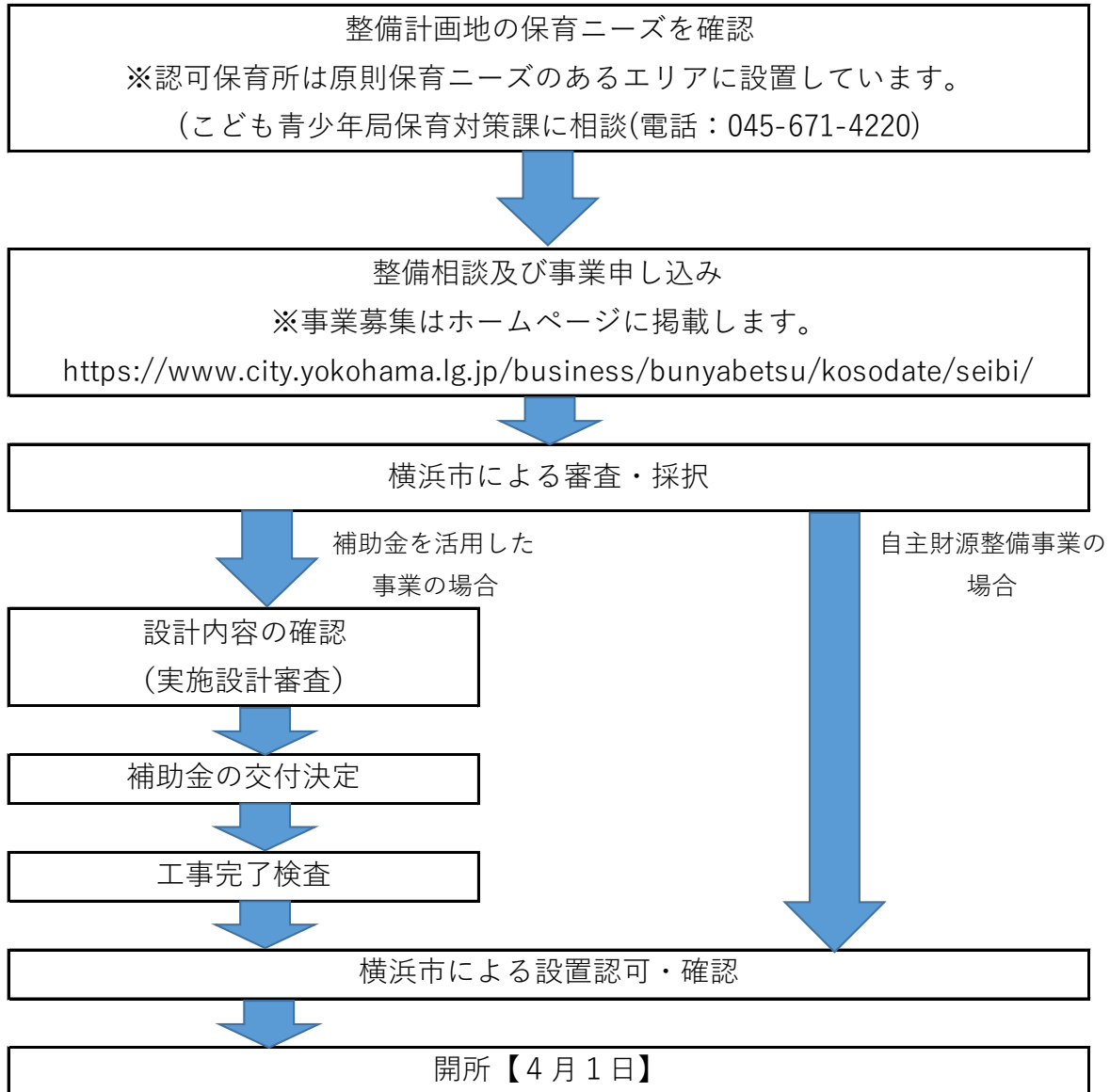
1	横浜市の保育所の設備及び運営の基準（まとめ）	24
2	児童福祉法（抜粋）	25
3	児童福祉法施行規則（抜粋）	29
4	子ども・子育て支援法（抜粋）	31
5	子ども・子育て支援法施行規則（抜粋）	38
6	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）	42
7	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）	50
8	厚生労働省通知（抜粋）	52
9	横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱	73
10	横浜市子ども・子育て支援法確認事務等取扱要綱	83

## 第 1 章 保育所の概要

### 1 保育所とは

保育所とは保護者が働いていたり、病気などのために保育を必要とするお子さんを、保護者の下から通わせて保育する児童福祉施設です。

横浜市において保育所を設置する場合、横浜市長の認可・確認が必要です（児童福祉法第 35 条第 4 項及び子ども・子育て支援法第 31 条第 4 項）。



※詳細なスケジュールは各事業の募集要項にてご確認ください。

【参考 法令上の認可事業の種類】

種類		対象児童 ※1	定員	備考
保育所		0～5歳 (2号・3号)	20人以上	
地域型 保育事業	小規模保育事業	0～2歳 (3号)	6人～19人	資格保有率等により、 A型・B型・C型の別あり
	家庭的保育事業	0～2歳 (3号)	3人以下	補助者がいる場合は 定員は5人以下
	事業所内保育事業	0～2歳 (3号)	規定なし	定員内に一定数以上の 地域枠を設定するもの
	居宅訪問型保育事業	0～2歳 (3号)	1人	保育利用者の居宅にて 保育する
認定こども園		0～5歳 (1号・2号・3号)	幼保連携型・幼稚園型・保育所型・ 地方裁量型の4類型あり	
幼稚園		満3歳以上 (1号 ※2)	都道府県が認可	

※1 1号（1号認定子ども）： 満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）

2号（2号認定子ども）： 満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、  
保育を必要とする子ども

3号（3号認定子ども）： 満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、  
保育を必要とする子ども

※2 給付対象幼稚園の場合は、1号認定を受けて利用します



## 第2章 保育所の設置

### 1 保育所の設置について

就学前児童数の推移や待機児童数、保育所の整備状況や他の整備計画の有無、補助金による整備か否かなどを考慮し、保育需要、事業計画、組織体制、運営状況などを市で総合的に審査して判断します。

### 2 事業主体

新たに保育所を設置する場合の事業主体は、原則として、社会福祉法人のほか学校法人、株式会社、有限会社、NPO等の法人格を有する者で、財務状況が健全な者です。

### 3 整備の方法

新たに保育所を整備するには、次のような整備手法があります。事業者の募集については、横浜市のホームページで案内しますので、ご確認ください。

いずれの場合においても、原則、開園日は各年度4月1日としてください。

#### (1) 自主財源による整備

横浜市からの整備費補助を受けずに、事業者が自己資金で整備するものです。事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て事業者を決定します。

#### (2) 建設費の補助を受けて建物を建設することによる整備

事業者が確保した用地において、横浜市からの建設費補助を受けて保育所を整備するもので、対象は社会福祉法人等に限りません。ただし、保育所等の運営実績が必要です。詳しくは各事業募集時における募集要項にてご確認ください。

地域の保育ニーズや予算等の状況を踏まえ、事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

#### (3) 改修費の補助を受けて内装を改修することによる整備

事業者が確保した建物において、横浜市からの内装整備費補助を受けて保育所を整備するもので、全ての法人を対象としています。ただし、保育所等の運営実績が必要です。詳しくは、各事業募集時における募集要項にてご確認ください。

地域の保育ニーズや予算等の状況を踏まえ、事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

#### (4) 市有地等有償貸付による整備

横浜市が確保した用地等を社会福祉法人等に有償で貸し付け、当該法人が横浜市からの建設費補助を受けて保育所を整備するものです。ただし、保育所等の運営実績が必要です。詳しくは各事業募集時における募集要項にてご確認ください。事業者を公募し、外部委員による意見聴取を経て、事業者を決定します。

## 4 定員

### (1) 定員とは

定員には、「認可定員」と「利用定員」と各施設2種類設定しており、原則として同数での設定となります。

#### 【認可定員】

- 児童福祉法に基づき設定するもので、基本的には保育室や職員数を勘案して決定される、**施設の受け入れ上限定員**として設定する定員です。
- 設定後の変更は適正な手続きが必要となり、変更する場合は戻さないことを前提とします。

#### 【利用定員】

- 子ども・子育て支援法に基づき設定するもので、利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で設定する定員です。
- 給付費（委託費）の単価水準は、利用定員を基に定めています。
- 利用定員の範囲内での受け入れを原則とし、利用定員から超過して受け入れる場合は、定員外の受け入れに当たります。

### (2) 定員設定

【原則】 認可定員＝利用定員

【例外】 認可定員＞利用定員

※ 開所当初、高年齢児の枠を抑え低年齢児に割り当てる年度限定保育事業などに限ります。

定員は、原則60人以上としますが、地域の保育ニーズや設置場所の状況により、60人未満とすることも可能です。

また、地域の保育ニーズに応じた定員設定について、「持ち上がり」以外の1・2・3歳児の入所枠を多く設けられるような定員構成を検討していただきます。保育ニーズの高い1歳児枠を確保するために、0歳児定員は原則設けないこととします。

なお、保育所は、地域型保育事業の連携施設としての役割も期待されています。このため、原則、2歳児と3歳児の定員差を設けるように定員設定をしていただきます。

0歳児を設けないことによる、1歳児の受入枠確保をお願いします。

小規模保育事業との連携のため、地域のニーズに応じた2～3歳定員差の設定をお願いします。

【参考】年齢別定員の例

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
0人	8人	12人	15人	15人	15人	65人
0人	16人	18人	20人	20人	20人	94人

※ 施設に余裕がある場合、定員外による保育を行っていただくことがあります。

## 5 整備経費

### (1) 建物建設による整備

- ・ 設計費 : 概ね建築費の3～5%程度
- ・ 建築費 : 360,000円/㎡(※)程度、内装に多くの木材を使用したり、円形の遊戯室を整備するなど特注のものが必要となる設計、デザインにすると建設コストが上昇します。  
※ 平成26～28年度の実績から算出
- ・ 工事監理費 : 工事費の約2～3%程度です。
- ・ 大型遊具 : すべり台など大型遊具が必要ですが、施設の規模や屋外遊戯場の状況により異なります。
- ・ 備品 : テーブルやイス、調理器具、コピー機、パソコンなど。

#### 【参考】整備費の実績例（総事業費）

定員	60人程度	90人程度	150人程度
整備費	約2億3,000万円	約3億1,000万円	約4億1,000万円

※ 上記の整備費は、平成26年度から28年度までの建設費等補助事業における総事業費の平均です。構造や立地により大きく変動しますので、あくまで参考値としてください。

※ 補助の対象事業として整備する場合は、独立行政法人福祉医療機構との協議により資金の借入ができる場合があります。

### (2) 改修による整備

- ・ 設計費 : 概ね改修工事費の約4～8%程度
- ・ 建物の改修費 : 規模や改修内容により異なりますが、平成30年度事業の実績横浜市の補助制度を用いた過去の事業例からすると、定員約60人程度の園で約8,000万円です。
- ・ 工事監理費 : 改修工事費の約2～3%程度です。  
※ 賃貸借物件の場合は、他に契約保証金、賃借料等が必要です。

### (3) 社会福祉法人以外の者による整備

建物建設、改修に関わらず社会福祉法人以外の者による保育所設置には次の費用も必要になります。

#### 【参考】横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱

要綱第12条	保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること
要綱第17条	不動産の貸与を受けて設置する場合は次の費用も必要になります。 ア 1年間の賃借料に相当する額 イ 1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認められる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

※ 学校法人については第17条のみ対象

## 6 施設の設備等

保育所の設備等では、以下の法令・基準等を満たす必要があります。

- ・ 建築基準法、消防法、バリアフリー法、福祉のまちづくり条例等関係法令
- ・ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下、条例）
- ・ 横浜市民間保育所等設置認可・確認等要綱（以下、要綱）
- ・ 厚生労働省通知、等

### (1) 整備が必要な設備について

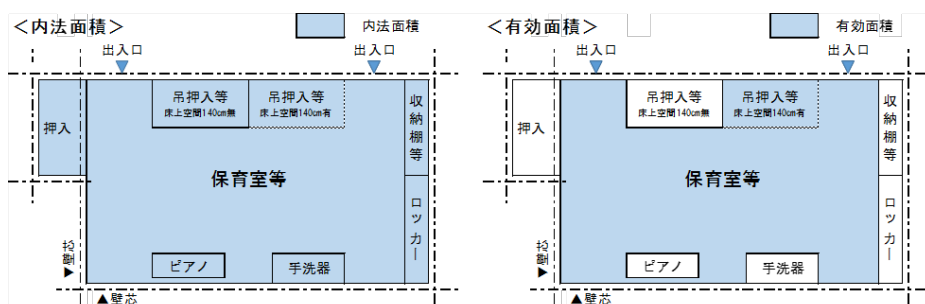
保育所には以下の設備が必要です。

- 乳児・1歳児 : 乳児室又はほふく室、調理室、便所、医務室
- 2～5歳児 : 保育室又は遊戯室、調理室、便所、屋外遊戯場

#### ア 乳児室・ほふく室、保育室・遊戯室

<p>条例 第42条</p>	<p>新たに保育所を整備する場合の保育室等（乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室）の面積は、市基準面積以上を確保すること。また、保育室等には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>&lt;市基準面積&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保育室等</th> <th>市基準面積</th> <th>(参考) 国基準面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳（乳児室）</td> <td rowspan="2">3.3 m<sup>2</sup>/人以上</td> <td>1.65 m<sup>2</sup>/人以上</td> </tr> <tr> <td>1歳（ほふく室）</td> <td>3.3 m<sup>2</sup>/人以上</td> </tr> <tr> <td>2～5歳</td> <td>1.98 m<sup>2</sup>/人以上</td> <td>1.98 m<sup>2</sup>/人以上</td> </tr> </tbody> </table>	保育室等	市基準面積	(参考) 国基準面積	0歳（乳児室）	3.3 m <sup>2</sup> /人以上	1.65 m <sup>2</sup> /人以上	1歳（ほふく室）	3.3 m <sup>2</sup> /人以上	2～5歳	1.98 m <sup>2</sup> /人以上	1.98 m <sup>2</sup> /人以上
保育室等	市基準面積	(参考) 国基準面積										
0歳（乳児室）	3.3 m <sup>2</sup> /人以上	1.65 m <sup>2</sup> /人以上										
1歳（ほふく室）		3.3 m <sup>2</sup> /人以上										
2～5歳	1.98 m <sup>2</sup> /人以上	1.98 m <sup>2</sup> /人以上										
<p>要綱 第4条</p>	<p>新たに保育所を整備する場合の保育所等の有効面積は、内法面積から造付け・固定造作物を除くこと。</p> <p>&lt;内法面積から除くもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚</li> <li>イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものを除く。）</li> <li>ウ 手洗い器</li> <li>エ ピアノ</li> </ul>											

- ・ 乳児室と保育室を同室にする場合は、乳児の保育スペースをベビーサークル等で切り分けてください。
- ・ 面積算定は以下の通りとしてください。
  - a 内法面積、有効面積の算出方法は保育室等にのみ適用し、その他は壁芯面積としてください。
  - b 内法面積には保育室には押入を含め算出してください。



## イ 医務室

要綱 第4条	静養できる機能を有すること。 事務室用途の兼用も可とする。 保育の用に供する部屋とは区分すること。 必要な医薬品等を常備すること。
-----------	--

- ・ 病児の静養、感染症等の園内感染防止を目的とし区画された部屋としてください。
- ・ 事務室等と兼用する場合は、カーテン等で仕切ってください。

## ウ 調理室

条例 第13条	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
条例 第14条	保育所内の調理室を使用して調理すること。
要綱 第4条	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。

- ・ 衛生管理の点から、調理室の入口にあたる場所に前室を設け、手洗い設備を設置してください。なお、調理室については、衛生面、作業動線を考慮した設備とするため、設計の段階でその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。
- ・ 衛生的で安全な給食を提供し、また感染症等のまん延を防ぐため、調理室と調理室以外の部分は、随時オープンになっている箇所がないよう、区画してください。なお、換気ができる設備としてください。
- ・ 満3歳以上の幼児に対する食事の提供については、特例があります（条例第43条）。
- ・ 調理業務は第三者に委託することができます。
- ・ 3階以上に保育室等を設ける場合は、調理室とそれ以外の部分を耐火構造の床、壁、特定防火設備等で適切に防火区画してください。（条例第42条）。
- ・ 調理器具をオール電化とする場合でも、調理室は火気使用室として扱ってください。

## エ 便所

条例 第13条	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
要綱 第4条	認可定員に見合う設備及び面積を有していること。

- ・ 2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個以上設置してください。
- ・ 調理職員用便所は専用とし、職員・来客と兼用としないでください。
- ・ 児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から必ず各便所内に手洗いを設けてください（児童と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可。また、ロータンク手洗いのみでの対応は不可）。

- ・ 保育室等用の手洗いと便所用の手洗いは必ず別々に設けてください。また、保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置してください。
- ・ 汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から必ず手洗いを設けてください。

## オ 屋外遊戯場

### (7) 基準について

条例 第 42 条	屋外遊戯場の面積は当該幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること
要綱 第 4 条	面積は児童が実際に遊戯できる面積とする。

- ・ 以下の部分は面積に含めることができませんのでご注意ください。
  - a ピロティなど、屋根、天井があり建築面積に含まれる場所。
  - b 実際に遊戯での使用が困難な建築物と境界塀との離隔が極端に狭い部分等。
- ・ 建築行為に伴う緑化協議に基づき整備した緑地を屋外遊技場面積に含めることができない場合があります。必ず環境創造局みどりアップ推進課にご確認ください。

### (イ) 面積緩和について

条例 第 42 条	市長が特に認めた場合にあつては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を屋外遊戯場に含まることができる。
要綱 第 4 条	市長が特に認めた場合とは下記のいずれか。 ①専用の屋外遊戯場を基準面積の 1/2 以上を確保する場合 ②プール遊び等のできる場所を確保する場合
要綱 第 5 条	<①の場合> (1/2 緩和) 以下の条件をすべて満たすこと。 (1) 敷地内に基準面積以上の屋外遊戯場を確保できないこと。 (2) 公園、広場、寺社境内等（以下公園等）が、児童の歩行速度で概ね 5 分程度の範囲内にあること。 (3) 公園等が基準面積以上を有していること。また、屋外活動・保育所からの移動の際に安全が確保されていること。 (4) 公園等に活動上危険な場所がないこと。 (5) 移動の際に明らかに危険な場所を通らないこと。引率は必ず複数で行うこと。 (6) 公園等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、保育所による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。

要綱 第5条	<p>&lt;②の場合&gt; (プール遊び場緩和)</p> <p>以下の条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) ①の条件を満たすこと。</p> <p>(2) 駅から概ね300m以内に園があること。</p> <p>(3) プール遊び等ができる場所を、近接地、バルコニー、屋上等に概ね30㎡確保すること。</p> <p>(4) 安全確保のために配置基準に追加して人員を配置すること。</p> <p>(5) 「屋外活動に関する計画書」等を作成、実践すること。</p>
-----------	---

- ・公園等までの移動ルートについては、交通量や横断歩道の有無、歩道の設置状況や、危険な個所がないか等確認の上設定し、安全対策を行ってください。
- ・公園は地域の方や近隣園も使用する場所で、自由使用が原則となりますので、お互いに譲り合いながら利用してください。

**(ウ) 屋上に屋外遊戯場を設ける場合について**

要綱 第6条	<p>以下の条件をすべて満たすこと。</p> <p>(1) 耐火建築物であること。</p> <p>(2) 地上に利用可能な場所がないこと。</p> <p>(3) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。</p> <p>(4) 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。</p> <p>(5) 防災上の観点から次の点に留意すること。</p> <p>ア 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。</p> <p>イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段の設置。</p> <p>ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防戸であること。</p> <p>エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。</p> <p>オ 周囲には金網を設けるものとし上部を内側にわん曲させる等、幼児の転落防止に適したものとすること。</p> <p>カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。</p> <p>キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。</p>
-----------	---

- ・屋上の屋外遊戯場の床レベルは地上からの高さを35m以下（はしご車の寄り付く道路面から数えて8～9層）とします。ただし、道路付けの状態によっては、届かない可能性もありますので、必ず所管の消防署に確認のうえ、消防署に提出する避難計画（動線、職員配置等）の写しを提出してください。
- ・屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側に湾曲させる等、幼児の転落防止に適したものとしてください。

- ・屋外遊戯場の性格を鑑み、屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、保育室等と同様に、2つの出入口を設け、二方向避難が可能な計画としてください。
- ・テラス、バルコニー等に屋外遊戯場を設ける場合や、屋外遊戯場に代わりプール遊び場等を設ける場合に必要な設備については、事業担当者にご確認ください。

## (2) その他の設備について

次の設備は必置ではありませんが、整備が望ましいものです。可能な限り整備をお願いします。

### ア 休憩室・事務室

- ・職員の労働環境に配慮し、職員数に応じた十分な休憩室や更衣室（男女別）、事務室（保育所に備えおくべき帳簿の保管及び職員の執務のためのスペース）を設けてください。

### イ 子育てを支援するスペース

#### (7) 子育て相談のためのスペース

- ・相談者のプライバシーに配慮するため、保護者からの相談を受けるための専用の部屋やスペースを設けてください（要綱第4条（2））。

#### (4) 一時保育のためのスペース

- ・一時保育室事業を実施する専用のスペースをを設けてください。
- ・壁芯面積で30㎡以上を確保してください。
- ・こどもが利用する部屋であるため、安全面等は保育室に準じた仕様としてください（同要綱）。

#### (7) 地域子育て支援のためのスペース

- ・地域における子育て支援を積極的に行うためのスペースを設けてください（同要綱）。

### ウ 衛生関係設備

#### (7) 調乳室・調乳設備

- ・乳児専用設備として、調乳室や調乳の設備を調理室とは別に設けてください（厚労省通知「保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について」（H10.4.9））。

#### (4) 沐浴設備・温水シャワー等

- ・児童の皮膚を清潔に保つため、温水シャワーなど体を清潔にできる設備を備えてください（同厚労省通知）。
- ・特に、0歳児保育を実施する場合は、沐浴設備を設けてください。



## エ 駐車場・駐輪場

- ・送迎に自動車・自転車を利用する保護者が増加していることを踏まえ、近隣地域と交通問題を生じさせないように、設置場所の状況により自動車・自転車による送迎が見込まれる場合には、十分な駐車・駐輪スペースを確保してください。
- ・ビルの1階テナントに整備する場合など、外壁面ガラス張りの保育室と駐車スペースが近接しているような場合は、バリカー（車止めポール）など堅牢な構造物を設置して車の誤突入を防止するような措置を講じてください。

## (3) 施設の安全性・快適性に関する仕様について

子ども、保育者、保護者の安全・安心のために、次の基準は必ず守って整備してください。

### ア 保育室等の設置階について

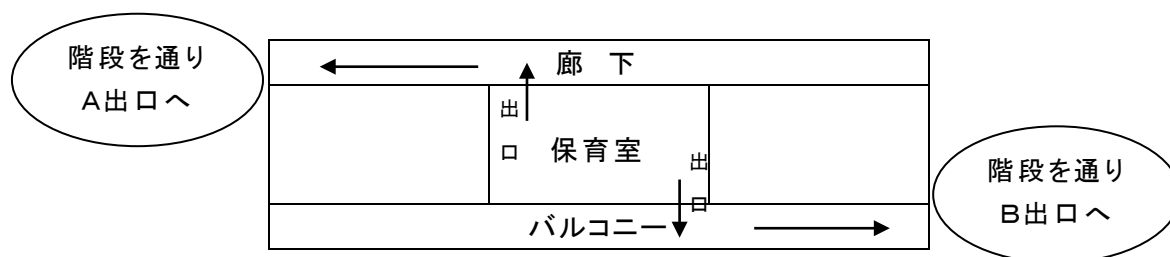
- ・保育室等は、特別な理由がない場合は、1階に設けてください（厚労省通知「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（H26.9.5））。
- ・保育所の構造について、2階に保育室等がある場合はイ準耐火建築物、3階以上にある場合は耐火建築物が求められます。建築基準法の規定と異なる場合がありますのでご注意ください（条例第43条(7)ア）。

### イ 保育室等の2以上の出入口について

- ・災害時の避難上、及び不審者侵入上の必要性の観点から、すべての保育室等・屋上の屋外遊戯場には2以上の出入口を設置してください（条例第6条の非常災害時に必要な設備として横浜市建築基準条例第13条に準拠）。

### ウ 二方向避難について

- ・保育室等・屋上の屋外遊戯場の二方向避難は、避難経路が重複しないように反対方向としてください。
- ・敷地外への出口は安全な園運営ができるよう複数の出口設置としてください。
- ・児童の安全を考慮し、避難器具を使用しない計画としてください。



## エ 安全のために必要な計画について

### (7) 転落防止

- ・保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けてください（条例第43条(7)カ）。  
（例）掃き出し窓に柵の設置、等
- ・乳幼児が開閉できない柵※1を階段の降り口に設けてください。降り口に設置できない場合は、至る経路に侵入防止柵（ベビーゲート等。高さ900mm程度）を設置し、階段に容易に近づけない構造としてください。ほふく室、保育室、遊戯室等（以下、保育室等）の乳幼児が利用する居室の出入口を施錠できる構造※2とすることも可とします。  
※1 柵の高さは約1.2m以上とし、鍵を乳幼児が容易に開けられない構造とする。  
※2 鍵の高さは約1.4m以上とする。

### (イ) 飛び出し防止

- ・敷地の出入口にフェンス、門扉等を設け、園児の道路への飛び出し防止措置を講じてください。

### (ウ) 指つめ防止

- ・扉の指つめ防止対策を行ってください。

#### 【参考】

建具枠と建具の取手のクリアランス、引戸の戸尻と建具枠との隙間、開戸の吊元、自動ドア等の戸袋

### (エ) ガラスの飛散防止

- ・ガラスは強化ガラスとするか、または飛散防止フィルム等を施工してください。開口部だけでなく鏡も同様とします。

### (オ) 角部の養生

- ・家具や柱の面取り、養生カバー等を取り付けてください。

### (カ) 感電防止

- ・基本的に園児の手の届かない場所にコンセントを設置してください。
- ・コンセントカバー等で養生してください。

### (キ) 地震対策

- ・家具の転倒防止措置を行ってください。

### (ク) 転倒防止

- ・建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも滑りにくい床材等を使用してください。

### (ケ) 防犯設備

- ・出入り口の電子錠や機械警備、防犯カメラなど、各施設の状況に合わせて、児童の安全確保のために必要な設備を備えてください。

## オ その他の配慮事項

### (7) カーテンについて

- ・保育室の設置階数によらず、保育所に設置するカーテン等は、政令で定める基準以上の防火性能を有するものとしてください（消防法第8条の3）。

### (イ) 収納スペースについて

- ・保育所の屋内・屋外の環境を良好に保つとともに、災害時の備蓄などのためにも、十分な収納スペースを設けることが望ましい。

### (ウ) 設備の更新を見据えた計画について

- ・建物より設備の耐用年数は短いため、将来的な設備機器や設備配管の更新工事を見据えた計画が望ましい。

#### 【参考】

エアコンの壁掛けタイプの採用、パイプスペースや地下ピットの設置等。

### (エ) 保育室等への配慮事項について

- ・食べる・寝るなどの機能別である空間とすることは、衛生面からも落ち着いて食事ができるという点からも望ましい。・児童がそれぞれ落ち着いて遊べる環境を確保するため、保育室の中に児童が遊びを選ぶことができるコーナー（児童が生活や遊びの拠点となるように構成された空間）が設置されていることが望ましい。
- ・異年齢児の児童たちが保育の場で自然に関われるようなスペースがあることが望ましい。
- ・児童の年齢や発達状況に応じて適切な温度管理をすることは、児童の適応能力を高め、健康な体づくりのために必要なため、温度・湿度計を備えてください。

### (オ) 騒音基準について

- ・日本建築学会による騒音基準の推奨値<sup>\*</sup>に収まるように、遮音や吸音に配慮した計画としてください。
- ・高架下等騒音発生源付近での計画の場合は、整備後に騒音測定を行ってください。

※ 学校施設の音環境保全基準・設計指針（2020）

## 7 整備にあたっての留意事項について

保育所は児童福祉法に定める児童福祉施設であり、建築基準法や横浜市福祉のまちづくり条例などの法令で、点字ブロックの設置や階段幅、廊下の幅員について一般の建築物に比べ厳しい条件が課されています。

参考までに、いくつか留意点を示しておきます。

### (1) 建物の要件について

ア 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあつては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

#### 【参考】法適合の確認方法

検査済証の有無			有り		無し	
法適合確認の対象			既存建物	整備内容	既存建物	整備内容
部分増築			既存建物の検査済証	増築部分の検査済証	増築に伴い交付された確認済証	増築部分の検査済証
用途変更	保育所	200㎡超	既存建物の検査済証	用途変更に伴い交付された確認済証	用途変更に伴い交付された確認済証	
		200㎡以下		建築士による証明 <sup>※1</sup>	法適合状況調査報告書 <sup>※2</sup>	建築士による証明 <sup>※1</sup>
	小規模保育事業所	認可手続きを通じて審査		認可手続きを通じて審査		

※1 関係法令に適合していることを証明する書面及び資料等をご提出ください。

※2 「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」(平成26年7月 国土交通省)に基づいた法適合調査。

イ 新耐震基準を満たし、耐震上問題ないこと。旧耐震基準の建物(昭和56年5月31日以前に確認済証が交付)の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。新耐震基準で検査済証の無い建物の場合は、ガイドラインによる建築基準法適合状況調査等を提出してください。

※3 耐震判定機関とは、既存建物や耐震改修等に対して第三者による客観的な評定を行う機関。なお耐震判定機関等とは、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定機関又は市長がそれと同等と認める機関。  
(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/nw/hantei/>)

## (2) 整備地について

土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれがあるため、神奈川県が順次、市全域で区域指定する予定です。このため、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）については、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性があります。

整備計画地が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで必ずご確認をお願いいたします。

## (3) 近隣説明・近隣への配慮について

保育所整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。

保育所の整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に隣接敷地の住民、町内会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告していただきます。（事業申請時に詳しくご説明させていただきます。）

施設の設計に当たっては、横浜市生活環境の保全等に関する条例に定められた騒音等に関する基準（第31条2項、第51条3項）に留意し、工事の施工に当たっては、周辺の交通状況・騒音・振動等に留意するなど、近隣・地域への配慮をお願いします。

## (4) 保育所の周辺環境について

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第1条の目的を考慮し、整備計画地の周辺に、同法第2条に該当する営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があり、当該施設とトラブルになることも考えられます。この場合は申請を受理できないこともありますので、風営法該当営業所が周辺にあるかどうかについて、管轄の警察署または、神奈川県警察本部に確認してください。

## (5) 工事施工業者等の選定について（入札の実施）

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定にあたっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、横浜市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ア 市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札・契約を実施すること。

イ 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査などに要する日数を考慮し、入札に向けた準備は余裕をもって進めること。

- ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって臨むこと。
- エ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないこと。
  - ・法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札に参加させること。
  - ・入札参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
  - ・その他公益性・公平性を損なうこと。
- オ 入札の実施に関して疑義がある場合は、必ず横浜市と協議すること。

## (6) 工事について

- ア 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮すること。
- イ 建物使用開始前に飲料水の水質検査、室内の化学物質濃度測定を実施し、いずれも基準値以下であることを確認すること。
- ウ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できるような工程表を提出すること。

## (7) 木材の積極的な活用について

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成26年4月に「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。保育所の整備に当たっては、建物構造を可能な限り「木造」としてください。

また、天井、壁、床などの内装に木材を活用する「木質化」に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

### 【参考】

- ・床 : 天然木複合フローリング
- ・壁 : 天然木パネル（腰壁）※内装制限に留意

## (8) エコ保育所について

環境に配慮した取組を行っている保育所を「よこはまECO保育所」として認証しています。

認証を受けた保育所に、認証プレートを交付しています。

### 【市HP】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/ecohoiku/>

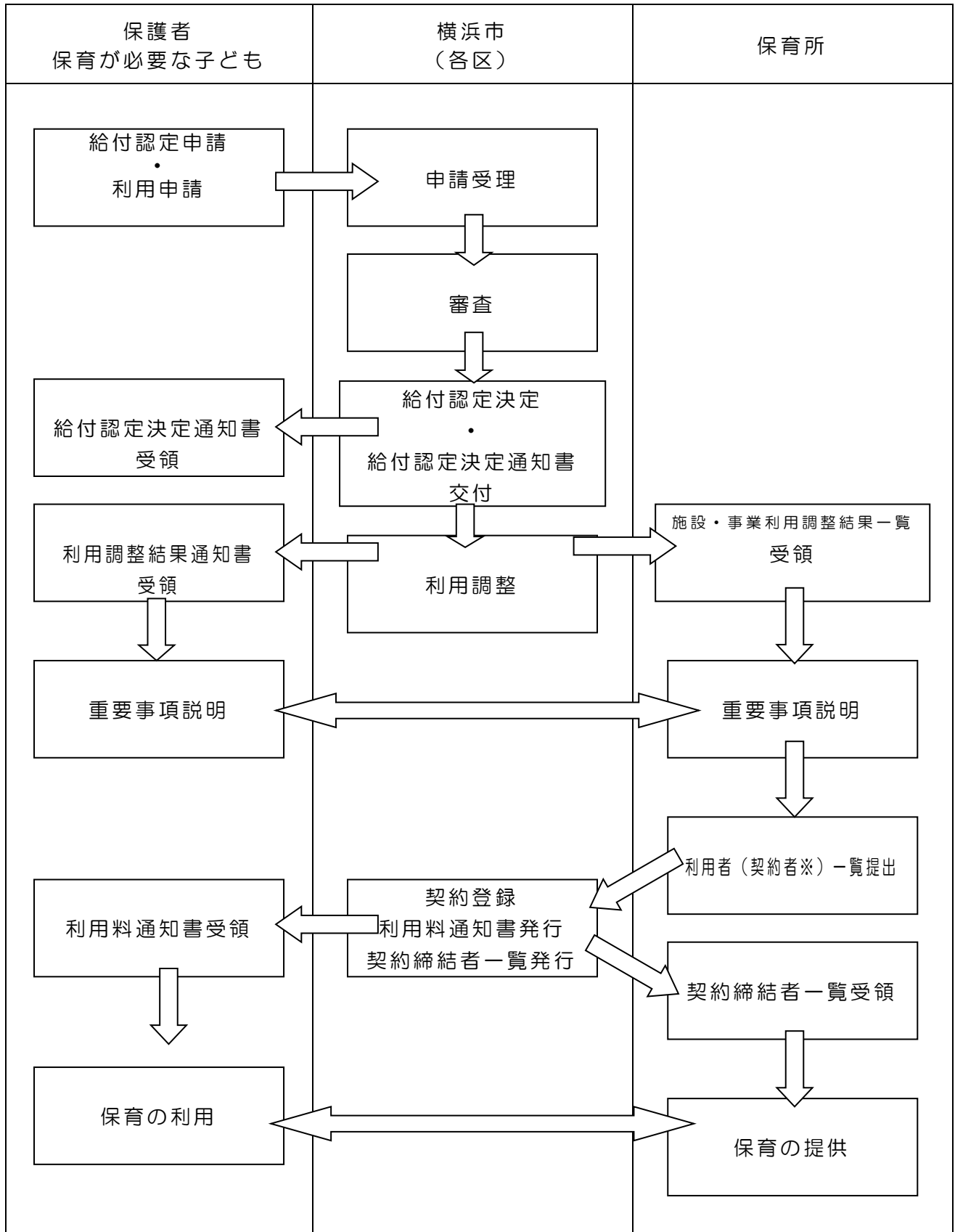
### 【参考】 認証プレート



### 第3章 保育所の運営

#### 1 保育所への入所

保育所への入所は、次のとおり保護者が横浜市に申請し、横浜市が決定します。希望者が定員を超える場合は市が選考します。



※市と利用者との間で契約します

## 2 保育内容

保育所における保育は、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければなりません。

「保育所保育指針」に示されている趣旨を踏まえて、0歳から6歳までの発達過程や発達の連続性を考慮し、各保育所の理念や保育方針、地域性などを反映させながら、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めてください。

また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定されるとおり、児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その施設及び運営を向上させなければなりません。

次の事項にご留意いただき、保育の質の向上に努めてください。

(1) 保育所の運営にあたっては「保育所保育指針」に沿った運営が必要であること。

(2) 本市が策定した保育施策について、積極的な取り組みに努めること。

(3) 質の高い保育をするために、職員に積極的に研修を受講させるなど、人材育成をすること。

(4) 地域における子育て支援のため、その社会的な役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。

(5) 少なくとも5年に1回は、福祉サービスの第三者評価を受審し、その結果を公表すること。ただし、補助を受けて整備した場合は、開所後3年以内に受審すること。また、自己評価については毎年実施し、公表すること。

(6) 苦情を受け付けるための窓口を設置する等、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための措置を講ずること。  
(基準条例第20条)

(7) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。



### 3 施設長

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、常時（1日6時間以上かつ月20日以上を基本とする勤務をいう。）実際にその施設の運営管理の業務に専従できる者（他の施設の施設長又は職員との兼務などは、無給であっても認められない。）であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者であること。

社会福祉法人及び学校法人以外の者による保育所設置の場合は、保育所等（保育所、横浜保育室、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいい、認可外保育施設を除く。）において2年以上の勤務経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められるものであることも必要です。

また、新たに設置認可を受けた保育所については、市長が特に認めた場合を除き、運営開始後3年間は施設長を変更することはできません。

なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

### 4 職員配置

保育所には、保育士、嘱託医及び調理員が必要です。保育士については児童の年齢毎に配置基準が定められています。（横浜市は運営費の加算により、配置基準を上乗せしています。）また、調理員の必要数は保育所の定員によって異なります。

なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

児童：保育士の配置基準			調理員の配置基準	
年 齢	横浜市基準	(国基準)	定 員	必要数
0歳児	3：1	3：1	40人以下	1人
1歳児	4：1	6：1	41人以上150人以下	2人
2歳児	5：1	6：1	151人以上	3人
3歳児	15：1	20：1		
4歳児以上	24：1	30：1		

※ 児童がいる場合、保育士は最低2名以上の配置が必要です。

※ 嘱託医の選定については、横浜市医師会にお問い合わせください。

※ 歯科医師は職員配置には含まれませんが、歯科健診は年2回実施することとなっていますので、歯科医師と調整してください。

## 5 保育時間

### (1) 開所日

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除いた日が開所日となります。

お盆休みや開園記念日等、施設独自の休日は設定できません。

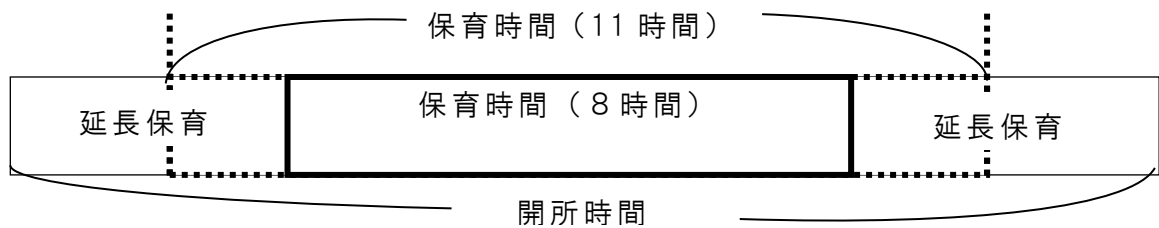
### (2) 保育時間

開所日の曜日に関わらず、保育短時間（8時間）認定の子どもが最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（8時間）』と、保育標準時間（11時間）認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての『保育時間（11時間）』を確保するため、11時間以上の開所時間を設定してください。

また、保育時間を超える時間帯を『延長保育』とし、地域のニーズに応じて実施してください。

※ 土曜日についても、11時間以上の開所になります。

（休日保育を実施する場合、原則、日曜・祝日等についても11時間の開所になります。）



## 6 特別保育等

地域のニーズに応じて、低年齢児保育等の実施が望まれます。

また、保護者の不規則な就労や、病気・入院・出産等による緊急・一時的な利用のための一時保育や、地域子育て支援事業の実施、また開かれた子育て支援施設として地域に園庭・園舎を開放する等の実施が望まれます。

なお、補助金交付等の要件として、別途条件を付すことがあります。

### (1) 産休明け保育、障害児保育及び休日保育

産休明け保育、障害児保育及び休日保育を地域のニーズに応じて行っていただきます。

### (2) 定員外入所

施設の基準及び地域の保育ニーズに応じて積極的に対応していただきます。(保育所への入所円滑化について(平成10年2月13日児保第3号 厚生省児童家庭局保育課長通知))

### (3) 一時保育

一時保育とは、保護者等のパート就労や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を保育する制度で、積極的に行っていただきます。

### (4) 地域交流・地域子育て支援

地域に開かれた保育所を目指して、各保育所の実情に応じて、遊戯室や園庭等を地域に開放したり、園児と地域の高齢者や児童等との交流等を行っています。

地域における子育て支援を実施する施設として、施設開放、育児講座、交流保育などの事業を積極的に行っていただきます。

### (5) 年度限定保育

新設保育所の4・5歳児枠は、新規利用を希望される方が少なく、開設後2年程度は充足しないため、このスペースを活用し、保育所を利用できなかった1・2歳児の保留となった児童を期間限定(1年度または2年度)で受け入れる事業です。

各区からご案内があった際は、ご協力をお願いします。

## 7 運営費の助成

月々の運営費の助成として、公定価格や向上支援費があります。

### (1) 公定価格（委託費）

ア 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども 1 人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの（月額）です。公定価格は、保育の実施に対する「委託費」として、横浜市から保育所に支払われます。

イ 公定価格には利用者負担が含まれています。保護者の市民税・所得割額をもとに横浜市が階層区分を認定し、その層区分に応じた利用者負担額（応能負担）を横浜市が保護者から徴収します（3号認定子どものみ）。

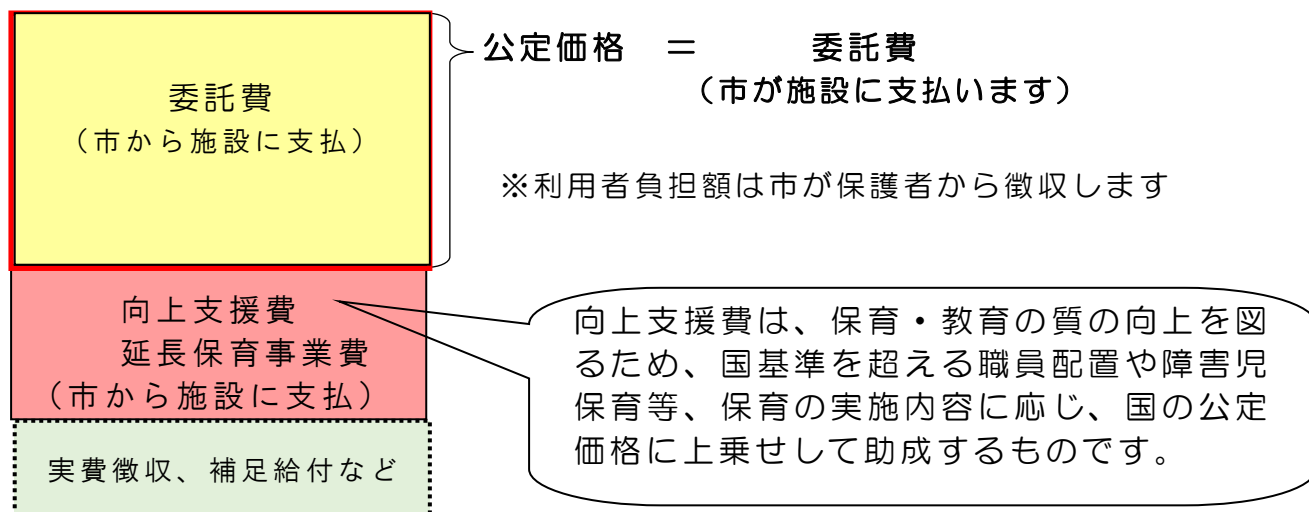
### (2) 向上支援費等

公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」や、事業所の自主事業として実施する際に助成される「延長保育事業費」があります。

### (3) その他

本市の示すガイドラインに基づく延長保育料、実費徴収（幼児の主食代、延長保育サービスの実施に伴う夕食代・おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めないでください。

< 保育所運営費の仕組み >



< 年間委託費の目安額 >

委託費の試算については、内閣府HP掲載の「公定価格の試算ソフト」で行うことができます。

向上支援費、延長保育事業費及び公定価格の加算要件等については、下記HP掲載の説明会資料をご覧ください。

(公定価格試算ソフト掲載URL)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html#shisansoft>

(本市説明テキスト掲載URL)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/2021030308.html>

横浜市HP トップページ→事業者向け情報→子育て→子ども・子育て支援新制度への移行案内→事業者の皆さまへ→「請求事務について」のページはこちら→各種様式について→該当施設種別ページ内「◆参考資料 令和3年度 説明テキスト（公定価格・向上支援費・延長保育事業・補足給付事業）」参照

※URL及び資料名は令和3年度時点のものです。

## 8 保育所の経理

保育所の会計は国の通知等により定められた処理方法に従ってください。保育所の委託費については原則として、当該保育所の人件費、管理費及び事業費以外の支出はできません。

ただし、一定の要件を持たず場合のみ、保育所委託費を一定の金額の範囲内で目的外使用をすること（以下「弾力運用」）が国の通知で認められています（充て可能な用途についても制限があります）。また委託費の弾力運用を行うには、行政への協議が必要な場合があります。

詳細は、「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱」、「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領」をご確認いただき、適切に運用いただきますようお願いいたします。

## 9 保育所の給食

給食業務については、基準条例（第13条、第14条）に基づき、実施してください。【第2章5（5）参照】

### (1) 給食調理業務を外部委託する場合

- ・委託を受ける業者の方は食品衛生法の営業許可が必要となります。
- ・調理施設は、定められた施設基準に適合した内容で整備していただく必要があります。
- ・調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」に基づき、実施してください。

### (2) 各種届出

提出書類	提出者	提出先
給食開始届出書	保育所の設置者	その園の所在地を所管する「区福祉保健センター福祉保健課」
営業許可申請書 (外部委託の場合のみ)	委託業者	その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」

※ 申請又は届出方法に関することや、予定する給食調理業務が食品衛生法の営業許可に該当するかどうか不明の場合は、その園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。

※ 開園時に「直営」の届出をして、その後に外部委託に変更する場合は、その時点で食品衛生法の営業許可が必要となりますので、変更前にその園の所在地を所管する「区福祉保健センター生活衛生課」にご相談ください。

## 第 4 章 参考資料

### ○ 横浜市の認可保育所の設備及び運営の基準（まとめ）

根拠法令：横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱など

項 目	内 容	備 考																			
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳児又は満 2 歳未満の幼児を入所させる保育所 乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設けること 乳児室又はほふく室 1 人につき 3.3㎡以上 乳児室又はほふく室に保育に必要な用具を備えること</li> <li>○ 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設けること 保育室又は遊戯室 1 人につき 1.98㎡以上 屋外遊戯場 1 人につき 3.3㎡以上（代替措置：設置認可等要綱第 5 条） 保育室又は遊戯室に保育に必要な用具を備えること</li> <li>○ 2 階以上に設ける場合は、避難階段他所定の要件を備える</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">2 階</th> <th style="text-align: center;">3 階</th> <th style="text-align: center;">4 階以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建物構造</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物 準耐火建築物(イ)</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物</td> <td style="text-align: center;">耐火建築物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">施設・設備 (各区分ごとに1以上設ける)</td> <td style="text-align: center;">常 用</td> <td style="text-align: center;">屋内階段 屋外階段</td> <td style="text-align: center;">避難階段 屋外階段</td> <td style="text-align: center;">避難階段 屋外避難階段</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">避難用</td> <td style="text-align: center;">屋内（避難）階段 バルコニー 屋外傾斜路（準耐火構造）等 屋外階段</td> <td style="text-align: center;">屋内（避難）階段 屋外傾斜路 （耐火構造）等 屋外階段</td> <td style="text-align: center;">屋内（避難）階段 屋外傾斜路（耐火構造） 屋外（避難）階段</td> </tr> </tbody> </table>			2 階	3 階	4 階以上	建物構造		耐火建築物 準耐火建築物(イ)	耐火建築物	耐火建築物	施設・設備 (各区分ごとに1以上設ける)	常 用	屋内階段 屋外階段	避難階段 屋外階段	避難階段 屋外避難階段	避難用	屋内（避難）階段 バルコニー 屋外傾斜路（準耐火構造）等 屋外階段	屋内（避難）階段 屋外傾斜路 （耐火構造）等 屋外階段	屋内（避難）階段 屋外傾斜路（耐火構造） 屋外（避難）階段	<p>【国基準】 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 保育室等 (2歳以上) 1.98㎡/人 屋外遊戯場 3.3㎡/人 (2歳以上)</p>
		2 階	3 階	4 階以上																	
建物構造		耐火建築物 準耐火建築物(イ)	耐火建築物	耐火建築物																	
施設・設備 (各区分ごとに1以上設ける)	常 用	屋内階段 屋外階段	避難階段 屋外階段	避難階段 屋外避難階段																	
	避難用	屋内（避難）階段 バルコニー 屋外傾斜路（準耐火構造）等 屋外階段	屋内（避難）階段 屋外傾斜路 （耐火構造）等 屋外階段	屋内（避難）階段 屋外傾斜路（耐火構造） 屋外（避難）階段																	
職 員  保育時間 保育内容 保護者との 連 絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士、嘱託医、調理員を置く [児童：保育士] 保育士の数 0 歳児 3 : 1    3 歳児 1 5 : 1 1 歳児 4 : 1    4 歳児 2 4 : 1 2 歳児 5 : 1    5 歳児 2 4 : 1</li> <li>○ 1 日 11 時間を原則</li> <li>○ 保育内容 健康状態の観察、服装等の異常の有無の検査、自由遊び及び昼寝、健康診断</li> <li>○ 常に密接な連絡をとること</li> <li>○ 保育の内容等について、理解及び協力を得るよう努めること</li> </ul>	<p>【国基準】 0 歳 3:1 1 歳 6:1 2 歳 6:1 3 歳 20:1 4 歳 30:1 5 歳 30:1</p>																			
目 的  構造設備の 一般原則  非常災害  職 員 の 一般要件  衛生管理  給 食  入 所 者 の 健康診断  職 員 の 健康診断  内 部 規 定 の 設 定  法 定 帳 簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 明るくて衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成する</li> <li>○ 施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない</li> <li>○ 採光、換気等の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を要する</li> <li>○ 軽便消火器等消火用具を設置する</li> <li>○ 非常口その他非常災害に必要な設備を設置する</li> <li>○ 非常災害に対する具体的計画を樹立する</li> <li>○ 避難及び消火訓練は少なくとも毎月 1 回</li> <li>○ 健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者</li> <li>○ 設備、食器等は衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じる</li> <li>○ 必要な栄養量の含有、予め作成された献立に従う</li> <li>○ 学校保健安全法に準じた健康診断 記録及び必要な措置</li> <li>○ 調理員については、綿密な注意を払う</li> <li>○ 入所者の処遇、その他施設の管理についての重要事項について規程</li> <li>○ 職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿</li> </ul>	<p>消 防 法 消 防 法 令</p> <p>学校保健安全法</p> <p>労働安全衛生法</p>																			

## ○児童福祉法（抜粋）

制定：昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号

最終改正：平成 29 年 6 月 23 日法律第 71 号

### 第一章 総則

〔 児童の福祉を保障するための原理 〕

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

〔 児童育成の責任 〕

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

〔 原理の尊重 〕

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

### 第二節 定義

〔 児童福祉施設等 〕

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

### 第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設

〔 児童福祉施設の設置 〕

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)を設置するものとする。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六条の二、第五十七条及び第五十八条において同じ。)を設置しなければならない。

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

5 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項

の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。第八項において同じ。)に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。

- 一 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。
- 二 当該保育所の経営者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員とする。)が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- 四 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - ニ 申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
  - ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
  - ヘ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。



- ト 申請者が、第四十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- チ へに規定する期間内に第十二項の規定による保育所の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人（当該保育所の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない保育所（当該保育所の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該保育所の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。
- 6 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなければならない。
- 8 都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。
- 9 都道府県知事は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

- 10 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。
- 11 市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前(当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前)までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 12 国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

[ 保育所 ]

- 第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。
- 2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

[ 基準の制定等 ]

- 第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
- 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
    - 一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数
    - 二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
    - 三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
  - 3 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
  - 4 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

## ○児童福祉法施行規則（抜粋）

制定：昭和 22 年 3 月 31 日厚生労働省令第 11 号

最終改正：平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省令第 38 号

### 第三章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設

〔 児童福祉施設の設置認可の申請 〕

第三十七条 法第三十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 名称、種類及び位置
  - 二 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
  - 三 運営の方法(保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程)
  - 三の二 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
  - 四 収支予算書
  - 五 事業開始の予定年月日
- 2 法第三十五条第四項の認可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項を具し、これを都道府県知事に申請しなければならない。
- 3 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。
- 一 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
  - 二 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあつては、その法人格を有することを証する書類
  - 三 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約
- 4 法第三十五条第三項の届出を行つた市町村は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 法第三十五条第三項の届出を行つた市町村又は同条第四項の認可を受けた者は、第一項第一号又は第三項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた日から起算して一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。
- 6 法第三十五条第四項の認可を受けた者は、第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項又は経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとするときは、都道府県知事にあらかじめ届け出なければならない。

〔 法第 35 条第 8 項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合 〕

第三十七条の五 法第三十五条第八項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、保育所に関する同条第四項の認可の申請に係る当該保育所の所在地を含む区域(子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この条において同じ。)における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用定員の総数(当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度(以下この条において「申請施設事業開始年度」という。)に係るものであつて、同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数(申請施設事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達している場合又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると

認める場合とする。

〔 児童福祉施設の廃止又は休止承認の申請 〕

第三十八条 法第三十五条第十一項に規定する命令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 廃止又は休止の理由
  - 二 入所させている者の処置
  - 三 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分
  - 四 休止しようとする者にあつては休止の予定期間
- 2 法第三十五条第十二項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、前項各号に掲げる事項を具し、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認の申請を受けた都道府県知事は、必要な条件を附して承認を与えることができる。

## ○子ども・子育て支援法（抜粋）

制定：平成24年8月23日法律第65号

【注】掲載は平成28年6月3日法律第63号改正現在のもの

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

#### （市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な

施策を講じなければならない。

- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

#### (国民の責務)

第五条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

#### (定義)

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

第七条 この法律において「子ども・子育て支援」とは、全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう。

- 2 この法律において「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。
- 3 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定する保育をいう。
- 4 この法律において「教育・保育施設」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「幼稚園」という。）及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第九項の規定による公示がされたものを除く。以下「保育所」という。）をいう。

### 第三章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

#### 第一節 特定教育・保育施設

##### (特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

##### (特定教育・保育施設の確認の変更)

第三十二条 特定教育・保育施設の設置者は、第二十七条第一項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る同項の確認の変更を申請することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 市町村長は、前項の規定により前条第三項の規定を準用する場合のほか、第二十七条第一項の確認において定めた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に協議しなければならない。

##### (特定教育・保育施設の設置者の責務)

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設の設置者は、第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該特定教育・

保育施設を現に利用している支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の第二十七条第一項の確認において定められた利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対し適切な教育・保育（地域型保育を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第四十五条第四項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。
- 6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

#### （特定教育・保育施設の基準）

第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

- 一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、同条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第九項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は同法第十三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。）については、当該指定都市等）の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。）
- 二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）
- 三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項



第二号において「指定都市等所在保育所」という。)については、当該指定都市等又は児童相談所設置市の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(保育所に係るものに限る。)

- 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育(特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。)を提供しなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
  - 一 特定教育・保育施設に係る利用定員(第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。第五項及び次条第二項において「利用定員」という。)
  - 二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
- 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かななければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

- 第三十五条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 2 特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の三月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(確認の辞退)

- 第三十六条 特定教育・保育施設は、三月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。

### 第三節 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備等)

第五十五条 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）は、第三十三条第六項又は第四十五条第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 特定教育・保育提供者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む。次号において同じ。）が一の市町村の区域に所在する特定教育・保育提供者 市町村長

二 その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 内閣総理大臣

三 前二号に掲げる特定教育・保育提供者以外の特定教育・保育提供者 都道府県知事

3 前項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、その届け出た事項に変更があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った同項各号に定める者（以下この節において「市町村長等」という。）に届け出なければならない。

4 第二項の規定による届出を行った特定教育・保育提供者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った市町村長等以外の市町村長等に届出を行うときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った市町村長等にも届け出なければならない。

5 市町村長等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

### 第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

第五十八条 特定教育・保育提供者は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）の確認を受け、教育・保育の提供を開始しようとするときその他内閣府令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育提供者に対し、教育・保育情報の

うち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができる。

- 4 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、特定教育・保育提供者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が、第四項の規定による命令に従わない場合において、当該特定教育・保育施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会の確保に資するため、教育・保育の質及び教育・保育を担当する職員に関する情報（教育・保育情報に該当するものを除く。）であって内閣府令で定めるものの提供を希望する特定教育・保育提供者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

## ○子ども・子育て支援法施行規則（抜粋）

制定：平成26年6月9日内閣府令第44号

【注】掲載は平成29年3月31日内閣府令第18号改正現在のもの

### 第二章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

#### 第一節 特定教育・保育施設

（特定教育・保育施設の確認の申請等）

第二十九条 法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し
- 六 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 七 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数
- 八 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 九 運営規程
- 十 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十三 法第三十三条第二項の規定により支給認定子どもを選考する場合の基準
- 十四 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項
- 十五 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十三条第二項において「誓約書」という。）
- 十六 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十七 その他確認に関し必要と認める事項

（特定教育・保育施設の確認の変更の申請）

第三十一条 法第三十二条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認の変更を受けようと

する者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る施設の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

- 一 施設の名称、教育・保育施設の種別及び所在地
- 二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 四 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数
- 五 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 六 利用定員を増加しようとする理由

（特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、第二十九条第一号（教育・保育施設の種別を除く。）、第二号、第四号（当該確認に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十四号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定教育・保育施設の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 2 前項の届出であって、特定教育・保育施設の設置者の役員又はその長の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

（特定教育・保育施設の利用定員の減少の届出）

第三十四条 法第三十五条第二項の規定による利用定員の減少の届出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することによって行うものとする。

- 一 利用定員を減少しようとする年月日
- 二 利用定員を減少する理由
- 三 現に利用している小学校就学前子どもに対する措置
- 四 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの減少後の利用定員

#### 第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表

（法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報）

第五十条 法第五十八条第一項の内閣府令で定める情報は、教育・保育の提供を開始しようとするときにあっては別表第一に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあっては別表第一及び別表第二に掲げる項目に関するものとする。

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

- 一 施設又は事業所（以下この表及び次表において「施設等」という。）を運営する法人に関する事項
  - イ 法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ロ 法人の代表者の氏名及び職名
  - ハ 法人の設立年月日
  - ニ 法人が教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地を管轄する都道府県の区域内に所在する当該法人が設置する教育・保育施設及び当該法人が行う地域型保育事業
  - ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 二 当該報告に係る教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項
  - イ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
  - ロ 施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ハ 事業所番号
  - ニ 施設等の管理者の氏名及び職名
  - ホ 認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
  - ヘ 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日
  - ト 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。）
  - チ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 三 施設等において教育・保育に従事する従業者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項
  - イ 職種別の従業者の数
  - ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの小学校就学前子どもの数等
  - ハ 従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
  - ニ 従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
  - ホ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 四 教育・保育等の内容に関する事項
  - イ 施設等の開所時間、利用定員、学級数その他の運営に関する方針
  - ロ 当該報告に係る教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）
  - ハ 当該報告に係る教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）附則第四条の規定により同令の規定を読み替えて適用する場合にあっては、その旨を含む。）
  - ニ 施設等の利用手続、選考基準その他の利用に関する事項

- ホ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
- へ 当該報告に係る教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
- ト 施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等
- チ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 五 当該報告に係る教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第二（第五十条、第五十二条関係）

第一 教育・保育の内容に関する事項

- 一 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり利用者等の権利擁護等のために講じている措置
- イ 教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
- ロ 利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
- 二 相談、苦情等の対応のための取組の状況

第二 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項

- 一 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
- 二 情報の管理、個人情報保護等のための取組の状況
- 三 教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認める事項

様式〔略〕

## ○横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

制 定 平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号

### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 45 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準(第 3 条及び第 4 条において「最低基準」という。)を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（最低基準の目的）

第 3 条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを目的とする。

（最低基準の向上）

第 4 条 市長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、横浜市児童福祉審議会条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号)第 1 条第 2 項の横浜市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

3 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由としてその設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第 5 条 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

2 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気その他の入所している者の保健衛生及びその者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

3 児童福祉施設においては、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

4 児童福祉施設の運営に当たっては、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

5 児童福祉施設においては、その運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。



(非常災害の対策)

第 6 条 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回行わなければならない。

(児童福祉施設の設置者及び職員の一般的要件)

第 7 条 児童福祉施設の設置者は、横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 2 条第 2 号の暴力団、同条第 4 号の暴力団員等、同条第 5 号の暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

2 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第 8 条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設においては、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第 9 条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設と併せて設置されるときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設の設備及び職員と兼ねさせることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第 10 条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 11 条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第 12 条 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第 47 条第 1 項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第 3 項の規定により懲戒に関し当該児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱め、その他その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第 13 条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設においては、感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、身体の清潔を維持することができるよう、適切に入所している者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第 14 条 児童福祉施設(助産施設を除く。)に入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第 9 条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設に入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設においては、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第 15 条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項及び第 3 項において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期又は臨時の健康診断

3 第 1 項の健康診断をした医師は、その結果に関し必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措

置の解除又は停止その他の必要な手続を行うことを児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者について綿密な注意を払わなければならない。

(平 26 条例 60・一部改正)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第 16 条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の設置者が、入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設の管理規程)

第 17 条 児童福祉施設(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項についての規程を設けなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
- (2) その他施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満 3 歳に満たない幼児及び満 3 歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害の対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他施設の運営に関する重要事項

(平 26 条例 60・一部改正)

(児童福祉施設に備える帳簿)

第 18 条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 19 条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設においては、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 20 条 児童福祉施設においては、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設においては、前項の必要な措置として苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってこれらの施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設においては、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第 24 条第 5 項若しくは第 6 項の規定による措置に係る都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設においては、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条の運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(平 26 条例 60・一部改正)

## 第 5 章 保育所

(設備の基準)

第 42 条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(市長が特に認めた場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は当該幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下この号において「保育室等」という。)を 2 階に設ける建物はア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物はイからクまでに掲げる要件に該当するものとする。

ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 の耐火建築物又は同条第 9 号の 3 の準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 2 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 の準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から 3 階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。 2 建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たすものとする。 2 建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。)以外の部分と当該調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号の耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項の特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料にしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(平 26 条例 60・平 28 条例 32・一部改正)

(設備の基準の特例)

第 43 条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、当該保育所に入所している満 3 歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該保育所又は横浜市の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあることその他栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等により幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

(5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

(職員)

第 44 条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、2人を下ることはできない。

(平 26 条例 60・一部改正)

(保育時間)

第 45 条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第 46 条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、省令の規定により厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

(業務の質の評価等)

第 47 条 保育所における業務の質の評価等については、第 32 条の規定を準用する。この場合において、同条中「第 37 条」とあるのは、「第 39 条」と読み替えるものとする。

(保護者との連絡)

第 48 条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 49 条及び第 50 条 削除

(平 26 条例 60)

## ○横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）

制定：平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号

### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項の規定に基づき特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるとともに、法第 46 条第 2 項の規定に基づき特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。

- （1）家庭的保育事業 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項の家庭的保育事業をいう。
- （2）小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項の小規模保育事業をいう。
- （3）居宅訪問型保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項の居宅訪問型保育事業をいう。
- （4）事業所内保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項の事業所内保育事業をいう。
- （5）法定代理受領 法第 27 条第 5 項（法第 28 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は法第 29 条第 5 項（法第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- （6）特別利用地域型保育 法第 30 条第 1 項第 2 号の特別利用地域型保育をいう。
- （7）特定利用地域型保育 法第 30 条第 1 項第 3 号の特定利用地域型保育をいう。

（特定教育・保育施設等の一般原則等）

第 3 条 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設（児童福祉法第 7 条第 1 項の児童福祉施設をいう。）その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、横浜市暴力団排除条例（平



成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号) 第 2 条第 2 号の暴力団、同条第 4 号の暴力団員等、同条第 5 号の暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならない。

## 第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

### 第 1 節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第 4 条 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、その利用定員（法第 27 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を 20 人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 認定こども園 法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分

## 厚生労働省通知

### ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて

(平成 26 年 9 月 5 日)

保育行政の推進については、かねてより格別の御配慮をいただいているところであるが、平成 26 年 4 月 30 日に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 62 号)(以下「改正省令」という。)を公布したところである。

今般の改正省令改正の内容については、「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」(平成 26 年雇児発 0905 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に記されているもののほか、以下のとおり取扱うこととしているので、関係方面へ周知いただくとともに、運用に遺漏なきよう御配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

#### 記

#### 第 1 改正の要点及び趣旨

##### 避難階段の基準の見直し

- 1 昭和 42 年に児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 32 条が改正されて以来、一定の防災上の構造設備を具備する場合には、保育室又は遊戯室を 2 階以上に設けられることとしていたが、保育所設置に係る制度改正、都市部等における保育需要の高まり等を受け、平成 14 年に、保育所の設備基準を改正し、保育室及び遊戯室のほか、乳児室及びほふく室を 2 階以上に設ける事例や需要が増加していることにかんがみ、保育所における火災事例の分析、防災関係規制の合理化等を踏まえ、従前の保育所の設備基準の有する安全性の水準を前提としつつ、保育所設置に係る多様な選択肢を認めていたところ。

平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」において、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を 4 階以上に設ける場合の避難用の屋外避難階段について、「同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し、結論を得る」こととされたことから、建築・消防に関する学識経験者等による検討を行い、その結果を踏まえ、所要の改正を行うこととした。

改正省令により、既存の建物を活用するなどして 4 階以上に保育室等を設置する事例が増加することも考えられることから、その際に事前に検討すべき事項等について別添のとおり取りまとめたので、最低基準の改正及び認可の際の事前の検討等において活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

#### 第 2 保育所の設備基準について(設備運営基準第 32 条第 8 項)

##### 1 総則

- (1) 保育室等を 1 階に設ける場合については、従前と変わらないこと。
- (2) 保育室等は、特別の理由のない場合は、1 階に設けることが望ましいこと

なお、児童福祉施設の建物等については、最低基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないところであるが、特に保育室等を 2 階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、設備運営基準第 6 条に基づく最低基準の規定による避難訓練の

実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。

また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、階数にかかわらず、設備運営基準第6条第1項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じるよう努めること。

(3) 保育室等を2階以上の複数階に亘り設ける場合の基準については、その保育所の構造設備のすべてについて最も高い階に設ける場合の基準が適用されること。

(4) 保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮されたいこと。

2 保育室等を2階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) イについて

保育所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であることを要し、従来の簡易耐火建築物等に相当する同号ロに規定する準耐火建築物によることは認められないこと。

(2) ロについて

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、待避上有効なバルコニー、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ) (ア)の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。ただし、建築基準法施行令第123条第1項の場合は、併せて同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。

(ウ) (イ)の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有するものであること。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていること。

- ・バルコニー及び付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- ・付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
- ・屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。

(エ) 待避上有効なバルコニーは、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（平成5年住指発第225号・住街発第94号建設省建築指導課長、市街地建築課長通知）等を踏まえ、次の要件を満たす構造とする必要があること。

- ・バルコニーの床は準耐火構造とすること。
- ・バルコニーは十分に外気に開放すること。
- ・バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
- ・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。

- ・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積の概ね1/8以上とし、幅員概ね3.5m以上の道路又は空地に面すること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室等から50m以内に直通階段が設置されていなければならないこと。

- (オ) 待避上有効なバルコニーは、一時的に待避し、消防隊による救助も期待するものであり、特に設備運営基準第6条に基づく最低基準の規定による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期するよう指導されたいこと。
- (カ) 屋外傾斜路に準ずる設備とは、非常用滑り台をいうものであること。
- (キ) 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、かつ、乳幼児の避難に適した構造とする必要があること。
- (ク) 屋外傾斜路、これに準ずる設備及び屋外階段は、十分緩やかな傾斜とし、踊場の面積、手すりの構造、地上に接する部分の状況等について、乳幼児の避難に際して転倒、転落等の事故の生じないよう安全確保に留意されたいこと。

### (3) ヘについて

保育室等、廊下、便所、テラス等乳幼児が通行、出入りする場所には、乳幼児の転落を防止するため金網、柵等を設け、又は窓の開閉を乳幼児が行なえないようにする等の設備が必要であること。

また、階段については、乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に乳幼児が開閉できない柵を設ける等、乳幼児の転落防止に十分留意するほか、乳幼児が通常出入しない事務所等の場所についても、誤って乳幼児が立ち入ることのないよう留意するよう指導されたいこと。

## 3 保育室等を3階に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

### (1) ロについて

- (ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

- (イ) (ア)の常用の屋内階段については、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。また、避難用の屋内階段については、2の(2)(イ)及び(ウ)と同様であること。
- (ウ) 屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造とすること。なお、乳幼児の避難に適した構造とする必要があることに留意すること。

### (2) ハについて

- (ア) 階段について、避難上有効な位置に設置されなければならないこととされているので、階段を複数の保育室等のそれぞれに配置する等により、一方の階段附近で火災が発生した場合等に、他の階段が使用できなくなるような事態が生じないよう留意する必要があること。
- (イ) 保育室等からの迅速な避難に資するため保育室等から階段のうち1つの階段に至る距離は、30メートル以下としなければならないこと。この場合、距離は直線距離でなく、歩行距離をいうものであり、実際の測定は、保育室等の最も遠い部分から行なうこととなること。
- (ウ) 階段は、乳幼児の避難に適したものであることを要するので、踏面、けあげ、手すり、踊場等が避難の際に、乳幼児の安全を確保し得るようなものであること。

(3) ニについて

(ア) 類焼又は保育所内の火気を取り扱う調理室からの延焼を防止するため、保育所の調理室以外の部分を調理室の部分から防火区画で区画すること。

ただし、調理室にスプリンクラー設備等又は外部への延焼防止措置を施した自動消火装置が設置されている場合は、調理室以外の部分との防火区画を設けなくてもよいこと。この場合、設備運営基準第6条第1項に基づく最低基準の規定に基づき、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置を講じること。

なお、保育所の調理室以外の部分を当該建物の保育所以外の部分から防火区画で区画することについては、建築基準法施行令第112条第13項の規定によること。

(イ) スプリンクラー設備については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条に定めるとおりとし、また、スプリンクラー設備に類するもので自動式のものには、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知）に規定するパッケージ型自動消火装置等とすること。

(ウ) (ア)の自動消火装置とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第11条に定める「自動消火装置」をいうこと。

また、その構造は、調理用器具の種類に応じ、次に掲げる装置から適切なものを選択しなければならないこととし、外部への延焼防止措置として、「火災予防条例（例）について」（昭和36年自消甲予発第73号消防庁長官通知）に基づき、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けることとすること。

- ・レンジ用簡易自動消火装置（「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成5年消防予第331号消防庁予防課長通知）参照）
- ・フライヤー用簡易自動消火装置（同通知参照）
- ・レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置（同通知参照）
- ・フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置（同通知参照）

(エ) 強火力の火気設備を設けた厨房は、建築基準法上火気使用室として取り扱われ得ること。

(オ) 防火区画は、耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条に規定する特定防火設備で区画することを要し、しっくい壁等は認められないこと。

(カ) 暖房設備等の風道が壁等を貫通する部分又はこれに近接する部分には、当該部分から出火を防止するため、有効にダンパーを設ける必要があること。

(4) ホについて

保育所の各室、廊下等の室内に面する部分の仕上げは、不燃材料でなければならないこと。

(5) ヘについて

2の(3)と同様であること。

(6) トについて

(ア) 非常警報器具又は非常警報設備は、保育所内に火災の発生を報知する設備であって、鐘、ベル等の設備を設ける必要があること。

(イ) 消防機関等へ火災を報知する設備としては、電話が設けられていれば足りること。

(7) チについて

保育所内での火災の発生を防止するため、カーテン、敷物、建具等で可燃性のもの

に対しては、薬品による防災処理を施すこと。

4 保育室等を4階以上に設ける場合の要件については、次の点を留意されたいこと。

(1) ロについて

(ア) 階段については、常用の階段として、屋内階段又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

また、避難用の階段として、屋内階段、屋外傾斜路又は屋外階段を1以上設ける必要があること。

(イ) (ア)の常用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。

(ウ) (ア)の避難用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造としなければならないこと。

ただし、建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造とする場合は、屋内と階段室とは、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐためのバルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たす特別避難階段に準じた構造とする必要があること。この場合、当該バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていることが必要であること。

(エ) (ウ)の特別避難階段に準じた屋内階段におけるバルコニー又は付室は、2の(2)(ウ)の各要件を満たすものであること。

(オ) (ウ)の排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。

建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」(昭和44年5月1日建設省告示第1728号)により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであり、「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

(カ) 屋外階段については、建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造としなければならないこと。

(キ) 屋外傾斜路については、3の(1)(ウ)と同様であること。

(2) ハからチまでについて

3の(2)から(7)までと同様であること。

5 屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上を利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、設備運営基準第32条第6号に

基づく最低基準の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。

- (1) 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
  - (ア) 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
  - (イ) 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
  - (ウ) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
  - (エ) 油その他引火性の強いものを置かないこと。
  - (オ) 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとする。
  - (カ) 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
  - (キ) 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

## 6 その他

- (1) 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難経路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。
- (2) 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育所を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)と認められる場合にあつては、設備運営基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。
- (3) 既存の建物を改修して床面積が100㎡以上の保育所を設けようとする場合にあつては、児童福祉法とは別に、建築基準法第87条に基づく用途変更の届け出が必要であること。

## 保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項

高層・複合ビルの場合、地上まで乳幼児を避難させることが困難な場合があり、階段室等において他の入居者と合流し、迅速な避難が妨げられる可能性もあることから、保育所の高層階への設置に当たっては、事前に以下の事項について検討を行うこと。

また、以下に掲げた事項のほか、保育室等を設置する建物の場所や他の入居者などといった当該建物の特性、保育室等を何階に設置するかなどを考慮して、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

### 1. 保育所を高層階に設置する場合の検討事項

- ① 当該建物内において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つことができる広さのスペースが確保できること。  
※ 外部からの救助を待つことができるスペースとしては、避難階段前の付室や、区画された部屋、保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペースが考えられる。
- ② 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。

### 2. 階段等の設置に関する検討事項

- ① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。
- ② 保育室等を4階以上に設置する場合における特別避難階段及び特別避難階段に準じた屋内避難階段については、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて屋内と階段室とを連絡するとともに、バルコニー及び付室については乳幼児が安全に一定時間待避できるよう十分な広さを確保することが必要であること。

### 3. 災害への備えと避難訓練の実施

#### (1) 災害への備え

- ① 火災や地震等の災害発生に備え、消防計画を策定し、消防署に届け出るとともに避難・消火訓練の実施、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図ること。
- ② 災害時には通常と異なる経路を使って避難する可能性もあることから、最終避難場所や子どもの保護者への引き渡し場所をあらかじめ決めておき、保護者への周知を図ること。
- ③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)においては、避難・消火訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないとされており、各地方自治体の条例に基づき、定期的に避難及び消火に対する訓練を確実に実施すること。
- ④ 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)の改正により、平成26年4月1日から、保育所が入居する3階以上の建物で、その管理について権原が分かれているもののうち「建物全体の収容人員が30名以上となるもの」は、建物全体の防火管理業務を統括する「統括防火管理者の選任・届出」や「建物全体の消防計画の作成」の義務化など、防火管理体制が強化されることとなっていることから、建物全体の防火管理体制の構築



に積極的に参加する必要があること。

## (2) 避難訓練の実施

①避難・消火訓練計画を策定するに当たっては、実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、実際の保育士人数や保育所の設置階を踏まえた、実用性の高いものとする。特に、早朝、夜間やお昼寝の時間など、人員体制が手薄であったり、避難に時間がかかったりする時間帯に火災や地震等が発生した場合も想定すること。

また、通常、保育所においてはクラス別(日常的に保育を行っている単位別)に保育士等が介助し、避難誘導を行い、避難中の人数確認も必要であるため、その分避難時間が長くなることにも留意すること。

②避難訓練を実施する際には、園児及び保育士等が実際に避難を利用するルートを使うとともに、人員体制が手薄な場合や避難に時間がかかる場合を想定して訓練を行うこと。

また、消防署や近隣の地域住民、同じビルの他の入居者、家庭と連携した訓練も行うこと。

※円滑な避難のためには、近隣の地域住民や同じビルの他の入居者と乳幼児が日頃から顔見知りしておくことも重要。

③避難経路については、乳幼児が慣れている日常動線による避難が望ましいが、非常用階段の利用についても日頃の訓練を通じて慣れておくこと。また、高層階で非常用エレベーターが設置されている場合には、非常用エレベーターによる消防隊の救助を考慮に入れた避難計画の検討も考えられること。

④外部からの救助を待つことができるスペースについて、当該スペースへの待避を想定した避難・消火訓練を実施しておくこと。また、当該スペースについて、乳幼児が安全に待避できるように日頃から管理しておくこと。

⑤階段室に排煙設備を設置する場合には、訓練の際に当該排煙設備を動かすなど、非常時に使用する設備や器具について、日頃の訓練において有効に機能するか確認しておくこと。

⑥階段室の手前で乳幼児が滞留してしまわないよう、円滑な避難ができるようにすること。

※例えば、年齢の高い乳幼児から避難させるなど、避難の順番を工夫することも考えられる。

## 厚生労働省通知

### ○保育所における調理業務の委託について

(平成 10 年 2 月 18 日)

保育所における調理業務については、これまで施設の職員により行われるものとされていたが、地方分権推進委員会の第 2 次勧告の指摘等を踏まえ、給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られていることを前提としつつ、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害しない限りにおいて、左記の事項に留意の上、調理業務の委託を認めることとし、平成 10 年 4 月 1 日から適用することとしたので、適切な実施を期するよう、貴管下市区町村及び保育所に対し周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。

なお、本通知に従い調理業務の委託を行う施設のうち、全ての業務を委託する施設にあつては、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成 10 年厚生省令第 15 号)第 1 条により、調理員を置かないことができるものである。

#### 記

#### 1 調理業務の委託についての基本的な考え方

保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務について保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましいこと。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。

#### 2 調理室について

施設内の調理室を使用して調理させること。したがって、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。

#### 3 栄養面での配慮について

調理業務の委託を行う施設にあつては、保育所や保健所・市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない施設にあつては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。

#### 4 施設の行う業務について

施設は次に掲げる業務を自ら実施すること。

ア 受託事業者に対して、1 の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、保育所における給食の重要性を認識させること。

イ 入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。

ウ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。

エ 毎回、検食を行うこと。

オ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。

カ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。

キ 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。

ク 適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

#### 5 受託業者について

受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

ア 保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。

イ 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。

ウ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。

エ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。

オ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。

カ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。

キ 不当販売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

#### 6 業務の委託契約について

施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

なお、その契約書には、前記5のア、エ、オ及びカに係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすることと。

ア 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。

イ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所側において契約を解除できること。

ウ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。

エ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。

#### 7 その他

(1) 保育所全体の調理業務に対する保健衛生面・栄養面については、従来より保健所等による助言・指導をお願いしているところであるが、今後とも保健所や市町村の栄養士の活用等による指導が十分に行われるよう配慮すること。

(2) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市市長は、適宜、前記2から6までの条件の遵守等につき必要な指導を行うものとする。

## 厚生労働省通知

### ○待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について

(平成 13 年 3 月 30 日)

保育に欠ける児童が円滑に保育所に入所できるよう、これまで各般の施策を講じ、貴職はじめ関係者においても尽力されているところであるが、この間も保育需要は更に高まってきており、これに対応して、市町村において待機の状況がある場合に、地域の実情に応じつつ保育サービス量の拡大のために一層の取組みを進める必要がある。

今般、下記のとおり、待機児童解消に向けた児童福祉施設 最低基準に係る留意事項をとりまとめるとともに、「保育所への入所の円滑化について(平成 10 年 2 月 13 日児福第 3 号)」の一部を改正することとしたので、御了知いただくとともに、市町村、保育所関係者等に周知して、これらに即した対応を進め、地域において必要とされる保育サービス量の確保が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 1 待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項

#### (1) 乳児室及びほふく室の面積について

乳児の保育を行う保育所の乳児室及びほふく室の面積に関しては、「保育所における乳児に係る保育士の配置基準の見直し等について(平成 10 年 4 月 9 日児発第 305 号)」の 2(1)に示されているところであるが、かつての乳児保育指定保育所に係る面積基準(5m<sup>2</sup>)の故に乳児の待機が多く発生しているのであれば、それは当該通知の趣旨にそぐわないものである。乳児の待機が多い地域においては、児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)を満たす限り、積極的に保育に欠ける乳児を受け入れるよう配慮されたい。

また、待機児童が多い地域において、保育所内の余裕室や子育て支援相談室における余裕スペース等を適切な保育環境を有する保育室、乳児室又はほふく室として活用できる場合においては、積極的にこれらを活用して児童受入れ能力の拡大が図られるよう配慮されたい。また、このような緊急的取扱いが継続する場合には、必要に応じて、保育室等の拡張整備を行うことや、「社会福祉施設等施設整備費における低年齢児受入拡大を図るための保育所の整備の促進について(平成 11 年 1 月 7 日児発第 15 号)」による面積加算制度の積極的な活用を図られたい。

おって、模様替え等に要する経費については、その内容に即して、大規模修繕に係る補助、乳児保育促進等事業のうち乳児保育環境改善事業に係る補助、特別保育事業等推進施設に係る補助等の利用が可能である。

#### (2) 屋外遊技場について

児童福祉施設最低基準においては、満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所は屋外遊技場を設けることとされているが、併せて、屋外遊技場に代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあるのであれば、これを屋外遊技場に代えて差し支えない旨も規定されているところである。土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に屋外遊技場を設けること

が困難な都市部等において、屋外遊技場に代わるべき場所に求められる条件は、次のとおりであり、合理的な理由なくこれら以外の条件を課すことによって保育所の整備が滞らないよう配慮されたい。

- ① 当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていれば、必ずしも保育所と隣接する必要はないこと。
- ② 当該公園、広場、寺社境内等については、保育所関係者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であれば足りること。

## 2 「保育所への入所の円滑化について」の一部改正

「保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日児福第3号)」の一部を次のとおり改正する。

「保育所への入所の円滑化について(平成10年2月13日児福第3号)」の「1 保育所への入所円滑化対策」の(2)中「差し支えないこと。」の後に「また、年度後半(10月以降)は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。」を加える。

## 厚生労働省通知

### ○保育所の設置認可等について

(平成 12 年 3 月 30 日)

保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」(昭和 38 年 3 月 19 日児発第 271 号。以下「児発第 271 号通知」という。)により行ってきたところであるが、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点も踏まえ、今般、保育所の設置認可の指針を左記のとおり改めたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。

また、保育所の設置認可に係る申請があった際に、その内容が児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条第 1 項の基準その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然であり、この点については従来の取扱いと変更がないものであるので、念のため申し添える。

#### 記

### 第 1 保育所設置認可の指針

#### 1 認可制度の見直しについて

今回、法第 35 条第 5 項各号に保育所の設置認可に関する審査基準等が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から保育所の設置に係る申請があった場合には、認可するものとするとしており、認可に当たっては、法の規定を踏まえて審査を行うこと。

#### 2 地域の状況の把握及び保育所認可に係る基本的な需給調整の考え方

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 26 年 7 月 2 日内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。)に即し、市町村においては子ども・子育て支援事業計画を、都道府県においては、子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされており、都道府県知事(指定都市及び中核市においては市長。以下同じ。)においては、当該計画に基づき、基本指針第三の四の 2 の(二)の(2)「都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方」を踏まえて、保育所設置認可申請への対応を行うこと。

#### 3 認可申請に係る審査等

保育所設置認可申請については、2 で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

##### (1) 定員

保育所の定員は、20 人以上とすること。

##### (2) 社会福祉法人又は学校法人による設置認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、都道府県知事は、法第 45 条第 1 項の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。)に適合するかどうかを審査するほか、法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準によって審査すること。

##### (3) 社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者による設置認可申請

## ① 審査の基準

社会福祉法人等以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、法第45条第1項の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。)に適合するかどうかを審査するほか、法第35条第5項各号に掲げられた基準によって審査すること。その際の基準については以下のとおりであること。

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

「必要な経済的基礎がある」とは、以下の(ア)及び(イ)のいずれも満たすものということ。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については(ウ)も満たすこと。

(ア) 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号)に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。

(イ) 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(ウ) 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 当該保育所の経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいうこと。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において二年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(ウ) 経営担当役員者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

## ② 社会福祉法人以外の者に対する設置認可の際の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、以下の条件を付すことが望ましいこと。

ア 法第45条第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣

府令第 39 号)第 33 条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

ウ 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、別紙 1 の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別紙 2 の借入金明細書、及び別紙 3 の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

オ 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出すること。

(ア) 前会計年度末における貸借対照表

(イ) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

(ウ) 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書  
ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における別紙 1 の積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、別紙 2 の借入金明細書、別紙 3 の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

### ③ 認可の取消しについて

都道府県知事は、法第 58 条第 1 項の規定を踏まえ、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

### ④ 市町村との契約

社会福祉法人等以外の者と市町村との間で保育の実施に係る委託契約を締結する際には、以下の事項を当該契約の中に盛り込むことが望ましいこと。

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 33 条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

イ 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

ウ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、別紙 1 の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別紙 2 の借入金明細書、及び別紙 3 の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。



エ 保育所の認可に対して付された条件を遵守すること。

## 第2 実施期日等

この通知は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。なお、「「保育所の設置認可等について」の取扱いについて」(平成12年3月30日児保第10号厚生省児童家庭局保育課長通知)はこの通知の施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。

(別紙1・別紙2 略)

## 厚生労働省通知

### ○不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

(最終改正：平成 26 年 12 月 12 日)

従来、国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受け保育所を設置することについては、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)のほか、「不動産の貸与を受けて設置する保育所の認可について」(平成 12 年 3 月 30 日児発第 297 号厚生省児童家庭局長通知。以下「旧通知」という。)に定めるとおりの取扱いとしてきたところです。

保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、保育所の設置に必要な土地及び建物いづれについても、保育所の設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいところですが、一方、待機児童の解消等の課題に対し、保育所の緊急整備が求められているところです。

そのため、今般、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」(平成 16 年 3 月 19 日閣議決定)等も踏まえ、地域の実情に応じた取組を容易にする観点から、これまでの取扱いを改め、国又は地方公共団体以外の者から◆不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合◆においては、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

#### 記

#### 第 1 要件緩和の内容

##### 1 既設法人が保育所を設置する場合

既に第 1 種社会福祉事業(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号までに掲げるものに限る。)又は第 2 種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)を行っている社会福祉法人(以下「既設法人」という。)が保育所を設置する場合には、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成 12 年 9 月 8 日障第 670 号・社援第 2029 号・老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

##### 2 既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合

- (1) 既設法人以外の社会福祉法人については、これまで都市部等土地の取得が極めて困難な地域において、施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域であって緊急に保育所の整備が求められている地域にも拡大すること。
- (2) 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書

に計上されていること。

### 3 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合

- (1) 社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合には、当該保育所の用に供する土地又は建物について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。
- (2) 貸与を受けている土地又は建物については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。
  - ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
  - ② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合
- (3) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (4) 賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。  
また、これとは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と都道府県(指定都市・中核市を含む。)が認めた額の合計額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態(普通預金、定期預金、国債等)により保有していること。
- (5) (4)②で認めた額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、公的補助による継続的な賃借料補助、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的に事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額して差し支えないこと。
- (6) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

## 第2 施行期日等

この通知は平成16年5月24日から施行し、旧通知はこの施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な助言である。

## 厚生労働省通知

### ○保育所分園の設置運営について

(最終改正：平成 21 年 7 月 9 日)

保育行政の推進については、かねてより特段のご配慮を煩わしているところであるが、今般、都市部等における待機児童の解消や過疎地域等における入所児童の減少等に対応するため、別紙のとおり「保育所分園設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。なお、本通知（別紙の 7 を除く。）は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に規定する技術的な勧告に当たるものである。

また、分園を設置した場合は、設置した日から 1 月以内に、別紙様式により当省へ報告されるようお願いする。

本通知の施行に伴い、平成 12 年 6 月 8 日児発第 582 号の 5 厚生省児童家庭局長通知「分園を設置した保育所に係る保育単価について」は平成 21 年 3 月 31 日限りで廃止する。

(別 紙)

#### 保育所分園設置運営要綱

##### 1 目的

保育所分園は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づく保育所に分園を設置することにより、認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的とする。

##### 2 設置経営主体

分園の設置及び経営主体は、本体となる保育所（以下、「中心保育所」という。）を設置経営する地方公共団体、社会福祉法人等とする。

なお、保育所を現に経営していない主体が分園を設置することは認められない。

##### 3 定員規模

1 分園の規模は原則として 30 人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば 30 人以上とすることができる。

##### 4 職員

中心保育所と分園のいずれもが、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）第 33 条に規定する職員を配置することとするが、嘱託医及び調理員については、中心保育所に配置されていることから分園には置かないことができることとする。分園においても入所児童の安全を確保する観点から常時 2 名以上の保育士を配置することとする。

##### 5 設置・管理・運営

###### (1) 設置について

分園の設置については、地域の実情を勘案し、1 に定める目的に照らして適切に設置するものであること。なお、同一敷地内に設置されているものは分園とは認められないこと。

###### (2) 管理・運営について

① 分園の管理・運営は、中心保育所の所長のもとに中心保育所と一体的に施設運営が行われるものとし、中心保育所と分園との距離については、通常の手段により、30 分以内の距離を目安とする。なお、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保して、中心保育所と分園の開所時間に差を設けることが可能であ

ること。さらに、構造、設備及び職員配置の観点から十分な機能を有している、又は他の社会福祉施設等との連携体制が整備されている場合にあっては、分園が夜間保育（夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号）1（6）のとおり開所時間を原則として概ね11時間とし、おおよそ午後10時までとすることをいう。）を行うことが可能であること。

- ② 「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」（平成13年3月30日雇児発第10号）に基づく委託に関する指針に即して公立保育所の分園を他の主体に委託することが可能であること。
- ③ 中心保育所において定員内の受入れ枠があるにもかかわらず、分園での受入れを意図的に行うことがないようにすること。ただし、利用者の居住地付近に中心保育所がない等やむを得ない事由があるときは、前段で言う「分園での受け入れを意図的に行うこと」には該当しないこととする。
- ④ 分園を設置している保育所の入所の円滑化については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員により、「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知）を適用すること。

## 6 構造及び設備

### (1) 設備運営基準における取扱い

構造及び設備は、中心保育所と分園のいずれもが、児童福祉施設最低基準を満たしていることとするが、調理室及び医務室については中心保育所にあることから設けないことができることとする。

### (2) 留意すべき事項

- ① 調理室及び医務室に関して(1)後段の取扱いとする場合にあっては、中心保育所の調理室の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備が生じることのないよう留意し、また分園において医薬品を備えること。
- ② 分園が夜間保育を行う場合は、仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。
- ③ これらに対応するため、各分園の運営に対して「特別保育事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）の「休日・夜間保育事業実施要綱」により夜間保育推進事業、「待機児童解消促進等事業実施要綱」により保育所分園推進事業として補助できるものである。

## 7 費用の支弁及び費用徴収

分園を設置する保育所に係る費用の支弁については、中心保育所、分園それぞれの定員規模による定員区分を適用し、以下の通り行うものとする。

### (1) 分園に係る費用の支弁について

定員規模20人及び21人から30人の分園については、「小規模保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知。以下、「児発第296号通知」という。）の第1の2ただし書において適用することとしている別途通知による小規模保育所に係る各々の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」にそれぞれ100分の85を乗じた額（10円未満切り捨て）とし、定員規模31人以上の分園については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2。以下、「交付要綱」という。）の第3に定める各々の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」にそれぞれ100分の85を乗じた額（10円未満切り捨て）により支弁を行うものとする。その他の加算については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区

分による加算額を基本分保育単価に加算する。

(1) 中心保育所に係る支弁について

中心保育所の定員規模により「児発第296号通知」の第1の2ただし書において適用することとしている別途通知による小規模保育所に係る各々の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」を適用し行うこととする。その他の加算については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分による加算額を基本分保育単価に加算する。

(2) 費用徴収について

費用の徴収については、いずれの場合においても交付要綱の第4により行うものとする。

(3) 留意すべき事項

- ① (1)、(2)により算出した中心保育所と分園の「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」の合計額が、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分による「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」を下回る場合は、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分による「基本分保育単価」及び「民間施設給与等改善費加算額」を支弁することとする。
- ② 中心保育所、分園それぞれにおいて定員規模を超えて受け入れた児童に係る費用の支弁については、中心保育所と分園の定員規模を合算した定員区分を適用し、交付要綱の第3により行うものとする。
- ③ 中心保育所、分園それぞれの定員規模による定員区分を適用した児童が、月途中において中心保育所と分園の間で異動した場合、中心保育所と分園それぞれにおいて交付要綱の第3の4算式2及び3により算定した額により行うものとする。
- ④ 定員が19人以下の分園は、中心保育所と分園を合算した定員区分を適用し、交付要綱の第3により行うものとする。

8 土地及び建物の取扱い

分園の土地及び建物については、設置主体が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則とするが、次の要件を満たす場合には、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けたもので差し支えないものとする。

(1) 継続的かつ安定的に事業が実施できる程度の期間について、その地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない特別の事情がある場合において、分園における事業運営が困難となった場合に中心保育所において保育を行うことができることなど適切な対応がとられている場合はこの限りではない。

(2) 賃借料が適正な額であり、その賃借料を支払い得る確実な財源があること。なお、賃借料については、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号）の規定により充てることができるものである。

別紙様式 略

## 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱

制 定 平成 18 年 1 月 24 日 福子施第 248 号 (事業本部長決裁)  
最近改正 令和 4 年 1 月 1 日 ここ施第 870 号 (局長決裁)

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づく保育所の設置の認可（以下「設置認可」という。）及び認可内容の変更等並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定に基づく確認及び確認内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号。以下「認可基準条例」という。）及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。以下「確認基準条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、適正な設置認可等を行うことを目的とする。

#### (定員)

第 2 条 保育所の認可定員は、原則として各年齢別に定めるものとし、1 歳児から 5 歳児までの各年齢の定員は、1 つ下の年齢の定員以上の数とするものとする。

2 保育所の利用定員は、原則として認可定員と同数で定めるものとする。

ただし、利用状況等により、市長が必要と認める場合には、この限りではない。

3 保育所の認可定員及び利用定員を減少するときは、原則として過去 2 年間における保育所の利用状況を考慮して定員を定めるものとする。

#### (建物の構造)

第 3 条 認可基準条例第 5 条第 2 項を満たす保育所を設置する建物の構造は、次の各号に掲げる要件を満たすものをいう。

(1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。交付を受けていない建物の場合にあつては法適合が確認できる、またはできる見込みであること。

(2) 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと。（昭和 56 年 5 月 31 日以前に確認済証が交付されている建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの）

#### (建物・設備基準)

第 4 条 保育所の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号））、認可基準条例、横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 90 号）、横浜市建築基準条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 20 号）及びその他関連法令の定めのほか、次の基準による設備を有しなければならない。

#### (1) 基準設備・面積等

設備区分	基準
医務室	静養できる機能を有すること。 事務室等との兼用も可とする。 保育の用に供する部屋とは区分すること。
屋外遊戯場	屋外遊戯場の面積は、児童が実際に遊戯できる面積とする。

	認可基準条例第 42 条第 4 号に定める「市長が特に認めた場合」とは、屋外遊戯場を基準面積の 2 分の 1 以上を確保する場合又はプール遊び等のできる場所を確保する場合とする。
調理室	認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。
便所	認可定員に見合う設備及び面積を有していること。

乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室の面積は有効面積で算出し、その他の面積は壁芯面積で算出すること。

この場合における有効面積とは、内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいう。

- ア 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
- イ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上 140cm の空間を確保したものを除く。）
- ウ 手洗い器
- エ ピアノ

(2) 機能充実等のための付加的設備

施設整備に当たっては、機能充実等のために、可能な限り次のような設備、スペース等を確保するように努めること。

- ア 子育て相談のためのスペース
- イ 一時保育のためのスペース
- ウ 地域子育て支援のためのスペース（食事室との兼用も可とする。）

(3) 遊具等

保育室及び屋内遊戯室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

（屋外遊戯場の基準面積の緩和を受ける場合の要件）

第 5 条 前条第 1 号に規定する「屋外遊戯場を基準面積の 2 分の 1 以上を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 土地の確保が困難で保育所と同一敷地内に認可基準条例に規定する広さの屋外遊戯場を設けることが困難であること。
- (2) 公園、広場、寺社境内等が、当該保育所から児童の歩行速度で概ね 5 分程度の範囲内で到着できる距離に 1 か所以上あること。
- (3) 公園、広場、寺社境内等が、認可基準条例に規定する面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。
- (4) 前号に規定する屋外活動に当たっての安全確保のため、当該公園、広場、寺社境内等に活動上危険な場所がないこと。
- (5) 第 3 号に規定する移動に当たっての安全確保のため、明らかに危険な場所を通らないこと及び移動の引率は必ず複数で行うこと。
- (6) 当該公園、広場、寺社境内等は、所有権等を有する者が本市又は公共的団体のほか、地域の実情に応じて信用力の高く、保育所による使用が安定的かつ継続的に確保されると認められる主体であること。

2 前条第 1 号に規定する「プール遊び等のできる場所を確保する場合」においては、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

ただし、市長が特に認める場合は、第 1 号の要件の適用を除外することが出来る。



- (1) 駅から概ね 300m以内に設置される保育所であること。
- (2) 前項各号の要件を満たすこと。
- (3) プール遊び等ができる場所を、当該保育所の近接地、バルコニー、屋上等に概ね 30 m<sup>2</sup>確保すること。
- (4) 屋外活動や移動の安全を確保するため、第 8 条に定める保育士配置基準に追加して人員を配置すること。
- (5) 事業計画段階において「屋外活動に関する計画書」を、運営開始までに「屋外活動マニュアル」を作成し、実践すること。

(屋上に屋外遊戯場を設ける場合の基本方針)

第 6 条 耐火建築物においては、用地が不足するなど地上に利用可能な場所がない場合に限り、建物の屋上を屋外遊戯場として利用することができる。ただし、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、認可基準条例第 42 条第 5 号の規定によるほか、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- (2) 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。
- (3) 防災上の観点から次の点に留意すること。
  - ア 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
  - イ 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
  - ウ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
  - エ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
  - オ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等、幼児の転落防止に適したものとすること。
  - カ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても設置すること。
  - キ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導を受けること。

(分園の設置)

第 7 条 「市有地等貸付による保育所分園の整備について（平成 16 年 3 月 4 日副市長決裁）」及び「保育所分園の設置運営について」（平成 10 年 4 月 9 日児発第 302 号）に定める要件を満たす場合、本園と分園の一体的な運営の確保を前提に分園を設置することができる。

2 分園を設置しようとする者は、基本計画の段階等、事前に市長に協議しなければならない。

(職員配置基準等)

第 8 条 職員配置等については、次の基準によらなければならない。

(1) 施設長

健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、常時（1日6時間以上かつ月 20 日以上を基本とする勤務をいう。）実際にその施設の運営管理の業務に専従できる者（他の施設の施設長又は職員との兼務などは、無給であっても認められない。）であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者。

なお、小規模保育所及び夜間保育所の施設長は、保育士の資格を有する者であること。

また、新たに設置認可を受けた保育所については、市長が特に認めた場合を除き、運営開始後 3 年間は施設長を変更しないこと。

(2) 保育士

ア 保育士配置基準

保育士の数は、認可基準条例第 44 条第 2 項の規定を満たすものとする。ただし、横浜市で保育を実施する上で望ましい保育士の配置基準は、0 歳児 3 人につき 1 人以上、1 歳児 4 人につき 1 人以上、2 歳児 5 人につき 1 人以上、3 歳児 15 人につき 1 人以上、4 歳以上児 24 人につき 1 人以上とする。

イ 保育士配置数の算出方法

保育士の数は、年齢別児童数を年齢別保育士配置基準数で除し、小数点 1 位（小数点 2 位以下切り捨て。）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものとする。

(3) 調理員

ア 給食の提供

給食は、原則として施設職員により調理し提供するものとするが、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）に定める要件に適合する場合は調理業務を委託することができる。

イ 調理員配置基準

望ましい調理員の配置基準は、利用定員 40 人以下の保育所については 1 人以上、利用定員 41 人以上 150 人以下の保育所については 2 人以上、利用定員 151 人以上の保育所については 3 人以上とする。

ウ アの規定により、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

（保育時間・休園日）

第 9 条 保育所は原則として、保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間（8 時間）と、保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯としての保育時間（11 時間）を確保するため、1 日 11 時間以上開所とする。ただし、横浜市民間保育所等用地等貸付要綱（平成 9 年 12 月 4 日福保推第 239 号）により、市有地等の貸付を受けて設置された保育所は原則 1 日 13 時間以上の開所とする。

2 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 2 条及び第 3 条に規定する休日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日の間とする。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではない。

（保育内容）

第 10 条 保育所における保育は、次の各号に基づき、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。

- (1) 保育所の運営は、認可基準条例に基づき実施すること。
- (2) 保育所の保育は、「保育所保育指針」に基づき実施すること。
- (3) 本市が策定した「今後の重点保育施策（方針）」（平成 15 年 7 月）及び「今後の重点保育施策の推進策に関する報告書」（平成 15 年 9 月）の施策について、積極的な取り組みがなされるよう努めること。
- (4) 地域における子育て支援のため、その社会的役割を認識し、区役所等関係機関と連携し、行動すること。
- (5) 保育所は、認可基準条例第 47 条及び横浜市における保育所の業務の質の評価に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日こ保運第 3683 号）の定めるところにより、福祉サービス第三者評価を受審し、公表すること。ただし、本市補助金を受けて設置した保育所については、運営開始後 3 年以内に福祉サービス第三者評価を受審し、公表しなければならない。

(名称)

第11条 保育所の名称は、既に認可された保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業の名称又はこれと紛らわしい名称を用いないこととする。

## 第2章 社会福祉法人及び学校法人以外の者による設置認可

(審査基準)

第12条 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の法人から、保育所の設置認可に関する申請があった場合における児童福祉法第35条第5項に規定による審査は、次の各号の基準により審査するものとする。

(1) 児童福祉法第35条第5項第1号に定める「当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること」とは、次に掲げるア、イ及びウのいずれも満たすものであること。

ア 原則として、保育所の経営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有し、若しくは本市等から貸与若しくは使用許可を受け、又は第16条及び第17条に規定されている要件を満たしていること。

イ 保育所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

ウ 会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、第19条に規定する申請時点で直近3年以上連続して損失を計上している場合若しくは第18条に規定する協議時点で直近の2年連続して損失を計上している場合（協議時点で前年度決算が確定していない場合に限る。）又は法人及びその代表者等が公租公課を滞納している場合は、少なくとも財務内容が適正であることには当たらないこと。

(2) 児童福祉法第35条第5項第3号に定める「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、次に掲げるア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当するものであること。

ア 施設長等については、保育所等（保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業及び企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。）において2年以上の勤務経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

イ 社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長等を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。）に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び施設長等を含むこと。

(認可の条件)

第13条 社会福祉法人等以外の法人に対して保育所の設置認可を行う場合は、次の各号に掲げる条件を付すことができる。

(1) 認可基準条例の規定及び保育所の健全な経営を維持するために設置者に対して必要な報告を求めた場合、これに応じること。

(2) 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

(4) 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、厚生省児童家庭局長通知（平成12年3月30日児発第295号。以下「295号通知」という。）

の別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業関係の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書についても、作成すること。

(5) 市長に対して、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表

イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

ウ 前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業関係の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、295号通知別紙2の借入金明細書、295号通知別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（既設保育所に対する指導）

第14条 この要綱の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の法人については、市長は前2条に掲げる基準等を満たすよう指導しなければならない。

第3章 不動産の貸与を受けて設置する保育所の特例

（不動産の貸与を受けて設置する保育所の設置認可の基本方針）

第15条 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合は、保育所を経営する事業が安定的、継続的に行われるために、次条及び第17条の要件を満たすものでなければならない。

（地上権・賃借権の登記）

第16条 貸与を受けている土地又は建物については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合など、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められる場合は、地上権又は賃借権の登記を行わないことができる。

(1) 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合に、当該建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

(2) 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人、又は地域における基幹的交通事業者等信用力の高い主体である場合

（その他）

第17条 その他、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

(1) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

(2) 社会福祉法人以外の法人が不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合、前号の財源とは別に、当面の支払いに充てるための①1年間の賃借料に相当する額と②1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）を基本として、事業規模に応じ、当該保育所が安定的に運営可能と認められる額の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。ただし、②の額については、地上権・賃借権の登記、賃貸借契約期間の長さ等施設使用の安定性の高さ、当該主体の総合的な財政力の高さ、これまでの施設の経営・運営実績等過去の安定性の高さ等を勘案し、賃貸施設であっても安定的な事業経営が認められる場合には、2分の1を目途とする範囲内で当該額を減額することができる。

第4章 設置認可等の手続

(事前協議)

第18条 保育所を設置しようとする者は、事業計画書を添付した「保育所設置認可事前協議書(第1号様式)」を提出するものとする。

2 市長は、前項に基づく提出があったときは、児童福祉法第35条第5項各号に掲げる基準及び認可基準条例に適合するかどうかを確認するとともに、同条第6項に基づいて横浜市児童福祉審議会に意見を聴くものとする。

3 市長は、前項に基づく協議の結果を「児童福祉施設(保育所)設置認可事前協議に係る選定結果について(採択通知)(第2号様式)」又は「児童福祉施設(保育所)設置認可事前協議に係る選定結果について(不採択通知)(第3号様式)」書面により通知するものとする。

(設置認可申請)

第19条 前条の協議の結果を踏まえ保育所を設置しようとする者は、児童福祉法施行規則第37条第2項に基づき、「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設の設置認可・確認申請書(第4号様式)」に必要な書類を添付して、市長に設置認可の申請をするものとする。

(設置認可)

第20条 市長は、前条の規定に基づき申請された保育所の設置認可に関して、速やかにその内容を審査し、認可の可否を申請者に対して通知しなければならない。

2 市長は審査の結果、当該保育所の設置経営を認可する場合は「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設の設置認可・確認通知書(第5号様式)」により、申請者に通知するものとする。

3 市長は審査の結果、当該保育所の設置経営を認可しない場合は「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設の設置不認可・確認することができない旨の通知書(第6号様式)」により、申請者に通知するものとする。

(内容変更の手続)

第21条 認可内容のうち特に運営に大きく関わる事項(定員、施設規模等)の変更をしようとする者は、あらかじめ市長に相談をするものとする。

2 認可内容の変更をしようとする者は、児童福祉法施行規則第37条第5項及び第6項並びに第50条の2に基づき「児童福祉施設(保育所)及び特定教育・保育施設認可・確認内容変更届(第7号様式)」に必要な書類を添付して、期限までに市長へ届け出なければならない。

ただし、開所時間の変更に係る届出については、横浜市延長保育事業実施要綱に規定する「延長保育事業実施届(第1号様式)」をもって、これに変えることができる。

(廃止又は休止に関する協議)

第22条 保育所の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長に協議しなければならない。

2 建物等について国又は市の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長あてに協議しなければならない。

(廃止又は休止の手続)

第23条 保育所を廃止又は休止しようとする者は児童福祉法施行規則第38条第2項に基づき、前条に定める協議後、「児童福祉施設(保育所)廃止(休止)承認申請書(第8号様式)」に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認する場合は「児童福祉施設(保育所)廃止(休止)承認通知書(第9号様式)」により、承認しない場合は「児童福祉施設(保育所)廃止(休止)不承認通知書(第10号様式)」により、申請者に通知するものとする。

る。

## 第5章 確認等の手続

### (確認等の手続)

第24条 子ども・子育て支援法第31条第1項、第32条、第35条の規定に基づく確認の申請及び確認内容の変更に関する手続は、第19条から第21条の規定を準用し、同法第36条の規定に基づく確認の辞退に関する手続は、別に定める様式により、第4章に定める設置認可等の手続と併せて行うものとする。

## 第6章 乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所の特例

### (乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所の設置認可の基本方針)

第25条 乳幼児が小学校就学の始期に達するまで保育の提供を継続しない保育所（以下「認可乳児保育所」という。）を設置する場合、認可乳児保育所を設置しようとする者は、当該認可乳児保育所により保育の提供を受ける乳幼児について、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児が小学校就学の始期に達するまで、引き続き教育又は保育が継続的に提供されるよう、当該認可乳児保育所の卒園後の進級先を確保しなければならない。

### (保育所、幼稚園又は認定こども園との連携)

第26条 認可乳児保育所を設置しようとする者は、前条に規定する卒園後の進級先を確保する手段として、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保しなければならない。

- (1) 当該認可乳児保育所により保育の提供を受けていた乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。
- (2) 互いの施設の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放する、集団保育を通じた児童同士の関係作りを行うなど、日頃から交流を図ること。

2 次に掲げる各号に該当することとなる場合は、前項の規定は適用しない。

- (1) 当該認可乳児保育所が、第21条に定める手続により、認可定員及び利用定員を小学校就学の始期に達する年齢まで定めることに変更することにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合
- (2) 当該認可乳児保育所が別に存する本体となる保育所の分園となることにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合
- (3) 当該認可乳児保育所を本体となる保育所として、別に分園を設置することにより、小学校就学の始期に達するまで保育が継続的に提供される場合

### (事前協議)

第27条 認可乳児保育所を設置しようとする者は、当該保育所の卒園後の進級先の確保の手段について、基本計画の段階等、事前に市長に協議しなければならない。

## 第7章 事業改善措置等

### (設置者に対する措置)

第28条 市長は、保育所の設備又は運営が認可基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 児童福祉法第46条第3項の規定に基づく改善の勧告又は命令を「児童福祉施設（保育所）の改善の勧告（命令）について（通知）（第11号様式）」により、設置者に通知するものとする。
- (2) 児童福祉法第46条第4項の規定に基づく事業の停止の命令を「児童福祉施設（保育所）の事業の停止命令について（通知）（第12号様式）」により、設置者に通知するものとする。

(3) 児童福祉法第 58 条第 1 項の規定に基づく認可の取消しを「児童福祉施設（保育所）の認可の取消しについて（通知）（第 13 号様式）」により、設置者に通知するものとする。

2 市長は、保育所の設置者が確認基準条例等の関係法令が規定する水準に達しない場合には、別に定める様式により、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 39 条第 1 項に基づく勧告又は同条第 4 項に基づく命令

(2) 子ども・子育て支援法第 40 条第 1 項に基づく認可の取消し

#### 第 8 章 その他

(その他)

第 29 条 保育所の設置認可に関して必要な事項は、この要綱及び次に掲げる通知等によるほかこども青少年局長が別に定める。

(1) 小規模保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 296 号）

(2) 夜間保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 298 号）

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 24 日から施行する。ただし、第 30 条の改正規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 18 日から施行する。ただし、第 7 条、第 11 条の改正規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する保育所及び平成 25 年 3 月 31 日までに設置認可される保育所については、当分の間、この要綱による改正後の横浜市民間保育所設置認可等要綱第 6 条第 1 号に定める乳児室又はほふく室の基準設備・面積等は、同号中「3.3 m<sup>2</sup>」とあるのは「2.475 m<sup>2</sup>」とする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 8 月 15 日から施行する。

(経過措置)

2 第 25 条及び第 26 条の規定は、施行日以降に、設置認可及び確認の申請を行う認可乳児保育所について適用される。

ただし、当分の間、卒園後の進級先を確保しないことができる。

なお、この要綱の施行の際現に存する認可乳児保育所についても、第 25 条及び第 26 条の趣旨に基づき、連携施設を確保することができる。

附 則

この要綱は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

第 12 号様式 削除

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。



## 横浜市子ども・子育て支援法確認事務等取扱要綱

制定 平成 27 年 1 月 30 日こ企第 813 号（局長決裁）  
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日ここ施第 1 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 31 条及び第 43 条等に規定する確認について、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「規則」という。）に定める事項について必要な事項を定める。

### （定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

### （確認申請に係る様式等）

第 3 条 規則第 29 条又は第 39 条に規定する確認を受けようとする者（法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園を除く。以下「幼稚園」という。）は、別に定める様式により、必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 規則第 29 条及び第 39 条に規定する確認を受けようとする幼稚園は、確認申請書（第 1 号様式）を必要な書類を添えて提出しなければならない。

3 前項の申請をするにあたっては、規則第 29 条第 15 号又は第 39 条第 15 号に規定する誓約書（第 3 号様式）を添付しなければならない。

4 第 2 項の申請書の提出があった場合において、市長は審査の結果、法第 31 条又は第 43 条に規定する確認を行ったときは確認通知書（第 2 号様式）により、確認の要件を満たさないときは確認却下通知書（第 4 号様式）により、当該申請者へ通知する。

### （利用定員の増員に係る確認変更申請に係る様式等）

第 4 条 規則第 31 条又は第 40 条に規定する確認の変更を受けようとする者（幼稚園を除く）は、別に定める様式により、必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 規則第 31 条及び第 40 条に規定する確認の変更を受けようとする幼稚園は、確認変更申請書（第 5 号様式）を必要な書類を添えて提出しなければならない。

3 前項の申請書の提出があった場合において、市長は審査等の結果、当該確認変更を認めるときは確認変更通知書（第 6 号様式）により、当該確認変更を認めないときは確認変更却下通知書（第 7 号様式）により、当該申請者へ通知する。

### （確認の変更届等に係る様式等）

第 5 条 規則第 33 条又は第 41 条に規定する確認の内容に変更があった者（幼稚園を除く）は、別に定める様式により、必要な書類を添えて届け出なければならない。

2 規則第 33 条又は第 41 条に規定する確認の内容に変更があった幼稚園は、特定教育・保育施設確認内容変更届（第 8 号様式）に必要な書類を添えて届け出なければならない。

- 3 前項に規定する届出のうち、設置者の役員又はその長の変更に伴うものについては、規則第 33 条第 2 項又は第 41 条第 2 項に基づき、第 3 条第 2 項に規定する誓約書（第 3 号様式）を添付するものとする。

（確認の辞退に係る様式等）

第 6 条 法第 36 条又は第 48 条の規定により確認を辞退する場合には、確認辞退届出書（第 9 号様式）による。

- 2 前項の届出があった場合において、市長は当該届出を受理した旨（第 10 号様式）を通知する。

（勧告、命令等に係る様式等）

第 7 条 市長は、法第 39 条第 1 項又は第 51 条第 1 項の規定により、特定教育・保育の設置者又は特定地域型保育事業者に対し、勧告書（第 11 号様式）により勧告することができる。

- 2 市長は、法第 39 条第 4 項又は第 51 条第 3 項の規定により、前項の勧告に対し正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、命令書（第 12 号様式）により当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（確認の取消に係る様式等）

第 8 条 市長は、法第 40 条又は第 52 条の規定により、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の確認を、確認取消通知書（第 13 号様式）により取り消し、また確認効力停止通知書（第 14 号様式）によりその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出等）

第 9 条 特定教育・保育提供者は、規則第 46 条の規定に基づき、業務管理体制の整備に関する届出書（第 15 号様式）を提出しなければならない。

- 2 特定教育・保育提供者は、前項に規定する届出事項に変更があったときは、業務管理体制の整備に関する変更届出書（第 16 号様式）を提出しなければならない。
- 3 市長は、法第 57 条第 1 項の規定により、特定教育・保育提供者に対して、業務管理体制の整備に関する勧告書（第 17 号様式）により、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。
- 4 市長は、法第 57 条第 3 項の規定により、前項に規定する勧告に係る措置をとらなかつた特定教育・保育提供者に対して、業務管理体制の整備に関する命令書（第 18 号様式）により、その勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

（みなし確認等）

- 2 法附則第 7 条ただし書に規定する経過措置に関する事項について、以下のとおり定める。

- (1) みなし認定こども園等は、規則附則第6条の規定により、みなし確認に関する書類（みなし第1号様式）を、誓約書（みなし第2号様式）、過去3年間の利用人数（みなし第3号様式）のほか、必要な図書を添えて提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号の書類を収受したときは、当該図書を収受した旨（みなし第4号様式）を通知する。
- (3) 規則附則第4条に規定する申出をする者は、別段の申出書（みなし第5号様式）を提出しなければならない。
- (4) 前号の届出があった場合において、市長は当該届出を受理した旨（みなし第6号様式）を通知する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第9号様式 削除

《問合先一覧》

内 容		所 管	電話番号
保育所整備予定地について		こども青少年局保育対策課	045-671-4469
保育所の整備及び認可基準について		こども青少年局こども施設整備課	045-671-4146
第三章 保育所の運営			
1	保育所への入所	保 育 ・ 教 育 認 定 課	045-671-0253
2	保育内容	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
		子育て支援課人材育成係	045-671-2397
3	施設長	こども施設整備課	045-671-4146
4	職員配置	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
5	保育時間		
6	特別保育等		
	(1) 産休明け保育、障害児保育及び休日保育	子育て支援課人材育成係	045-671-2397
		保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
	(2) 定員外入所	保 育 対 策 課	045-671-4469
	(3) 一時保育	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
	(4) 地域交流・地域子育て支援	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
		子育て支援課事業調整係	045-671-4157
(5) 年度限定保育	保 育 対 策 課	045-671-4469	
7	運営費の助成	保育・教育運営課運営・指導係	045-671-3564
8	保育所の経理		
9	保育所の給食	子育て支援課市立保育所係	045-671-2396
バリアフリー法、横浜市福祉のまちづくり条例について		建築局市街地建築課	045-671-4510

※電話番号は令和3年度時点のものです。令和4年度以降は変更となる場合があります。

【区 分】全体	
【諸室名】全体	
動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等に関する留意事項
<p>■「保育所整備の手引き」参照</p> <p>■床・壁・備品等の仕様は、園・こども青少年局と協議する。</p> <p>・保育所は、災害避難の観点から2階以下に配置する。</p> <p>・保育室や園庭、駐輪場の配置等は、登降園時の動線やセキュリティに配慮する。</p> <p>・避難用バギーやベビーカーの収納場所を1階の雨に当たらない場所に設置する。</p>	<p>・敷地の出入口にフェンス、門扉等を設け、出入口はオートロック(モニタ付き)設備を設置し、セキュリティ措置を講じる。</p> <p>・外周部分フェンスに隙間がないようにする。</p> <p>・フェンスは乗り越えられない高さ、形状にする。(フェンス上端を折り返す、足掛けができないようパネルを張る 等)</p> <p>・建物周囲は雨や水遊び等でぬれた場合でも滑りづらいよう整備する。</p> <p>・2階園庭、バルコニー、階段などに児童が転落しそうな隙間、場所が無いこと。</p> <p>・階段や掃出し窓に転落防止措置が取られている。</p> <p>・階段(※)の昇降部分に木柵等の設備を設置する。柵の高さは概ね1.2m以上とし、鍵をこどもが容易に開けられない構造とする。</p> <p>※日常的に使用するバルコニーやテラスにつながる外部階段も含む。</p> <p>・階段に通じる保育室等の出入口を施錠できる構造とし、階段に容易に近づけないようにする。</p> <p>施錠位置の高さは概ね1.4m以上とする</p> <p>・ドア鍵は2か所付き(施錠用1か所と内外両方から開閉できるサムターン錠1か所)とする。</p> <p>・各窓に網戸を設置する。</p> <p>・部屋の扉や窓に「指はさみ防止措置」を講じる。</p> <p>・廊下の床はフローリングとする。</p> <p>・壁・床の点検口(フック等)は児童の手の届かない位置に設置する。</p> <p>・保育室、園庭部分のコンセントは、児童の手が届かないよう、壁面上部(概ね高さ1.4m以上)に設置する。</p> <p>・冷暖房は、各室ごとに調整できるものとする。</p> <p>・各室用インターフォンを設置する(事務室、各保育室)。</p>

- ・採光、換気等の保健衛生及び危害防止に十分考慮する。
- ・複合施設であることから各室吸音仕様とする。
- ・トイレの洋式便器はすべて(児童用・大人用とも)暖房便座とする。
- ・手洗い場はすべて(各室・トイレ・調理室)温水が出るものとする。
- ・各保育室の手洗い場の水栓の種別(自動水栓 or レバー式 or 蛇口)は園と協議し決定する。
- ・トイレの手洗い場の水栓は大人用・児童用とも自動水栓とする。
- ・0・1・2・3・4・5歳児室の面積は有効面積(内法面積から造付け・固定造作物を除く)とする。その他の室は壁芯面積とする。※「保育所整備の手引き」参照
- ・階段・傾斜路等には、児童が安全に使用することができる手すりを設置することなどにより、児童の安全性を確保するとともに、災害発生時の避難における安全を確保する。
- ・人権への配慮、防犯等の観点から、外部から保育所内が容易に覗けないよう対応を図る。
- ・保育室等、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具(ダウンライトを含む。)、鏡等について、落下防止策及び飛散防止策を講じる。ガラスは使用場所及び使用目的に適したものを選択するよう配慮する。吊り戸棚については耐震ラッチ等による落下防止策を講じる。
- ・保育室等、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚等について、児童が怪我をしないよう面取り等を施す。また、突起物等に対する安全性に配慮する。

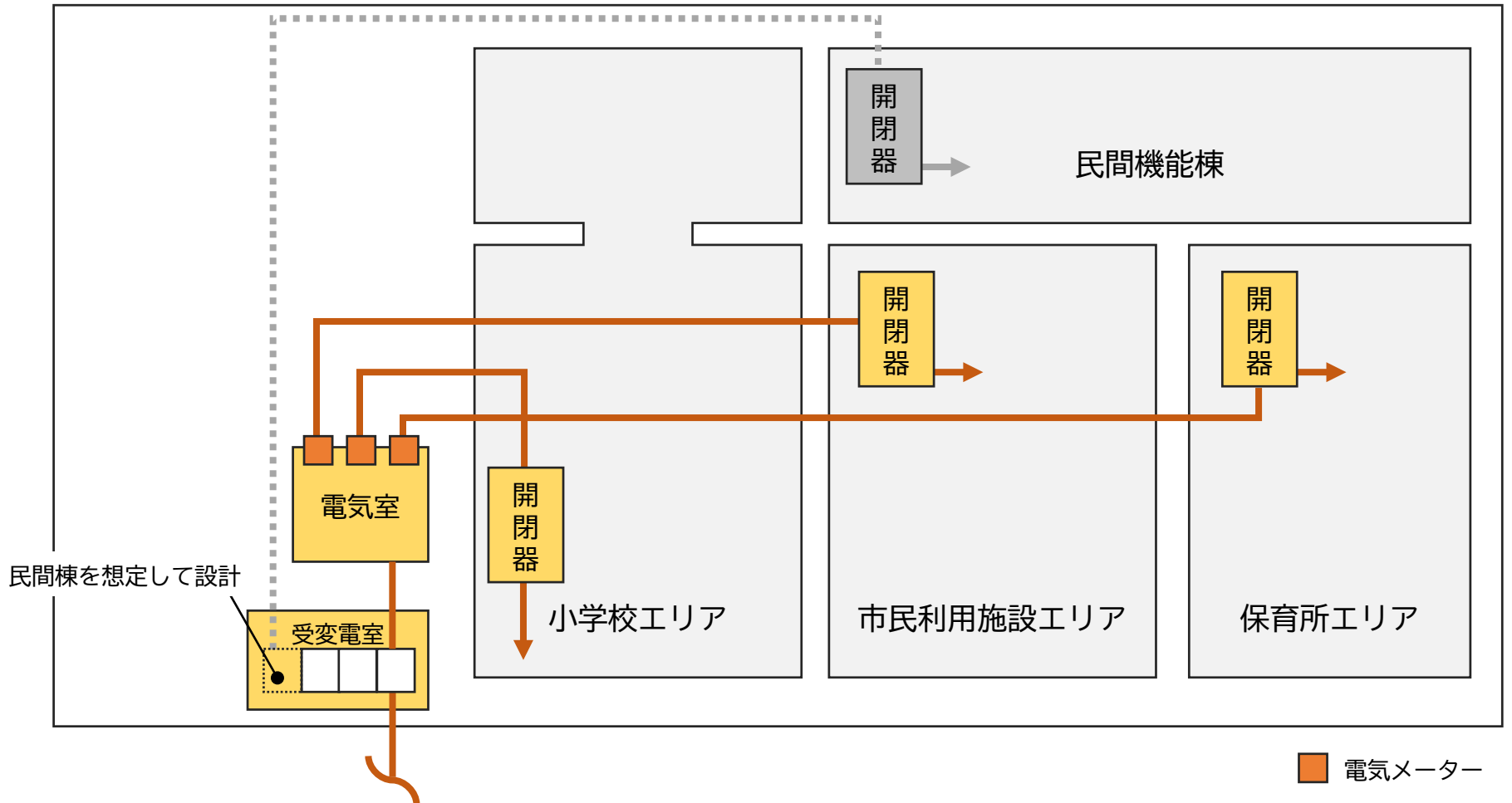
【区 分】園児諸室	
【諸室名】保育室（0～5歳児）・一時保育室・遊戯室・育児支援室共通	
動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等に関する留意事項
<p>■「保育所整備の手引き」参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各居室から直接園庭・戸外に出られる配置とする（登降園時等に各保育室に直接出入りできる仕様とする）。</li> <li>・居室ごとに、二方向避難を確保（各保育室等から他の居室を通らずに建物出口に至る経路を2以上確保）。</li> <li>・各居室に2以上の出口を設置。出入口のうち1か所は、各室から、直接戸外（園庭・バルコニー等）に出られるものとする。</li> <li>・2階居室からの避難路は、建物内階段及び外階段とする。らせん階段は不可。</li> <li>・収納場所、手洗い場は保育室必要面積に含まない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床はフローリングとし、床暖房設備を設置する。</li> <li>・各室に午睡用布団の収納場所（幅1.8m×奥行1.2m程度）を設ける。</li> <li>・布団収納場所のほかに、玩具等収納場所（各部屋1～2㎡程度）を設ける。</li> <li>・各室に手洗い場を設置する（児童用・水栓3、大人用・水栓1）を設置。</li> <li>・手洗い場前の床材は耐水のもの、滑らないものとする。</li> <li>・手洗い場は温水が出るものとする。</li> <li>・手洗い場に収納棚を設置する。</li> <li>・各居室から戸外（園庭・バルコニー等）への出入口側に2m程度の屋根（上層階）を設置し、雨に濡れない靴箱の置き場所・児童が靴の脱ぎ履きができる場所を確保する。</li> <li>・各居室の出入り口（廊下側、戸外側共）に、施錠できるスライド式木柵ドアを設置し、内外両方から開閉できるサムターン錠を1か所設ける。施錠位置の高さは概ね1.4m以上とする。</li> <li>・各室廊下側出入口付近に作り付け事務机を設置し、机の引き出しは鍵のかかる仕様とする。</li> </ul>

【区 分】その他	
【諸室名】園庭	
動線・配置計画に関する留意事項	室の使い方・用途・機能・設備等に関する留意事項
<p>■「保育所整備の手引き」参照</p> <p>・園庭は、乳児や障害児を含むすべての児童が、保育室から安全に移動できる屋外の場所とし、原則として敷地内の地上に配置する。やむを得ない場合は、2階への配置も可とする。敷地内に基準面積を確保できない場合、東側敷地への設置も可とする。</p> <p>・原則としてピロティなど、屋根、天井があり建築面積に含まれる場所は、園庭の必要面積に含めることはできない。ただし、複合施設であることに鑑み、条件を満たすことが困難な場合は、保育室の日照に配慮の上で、園庭面積の一部（3割未満）に限り緩和することを想定。</p> <p>・1か所で必要面積を満たすことができない場合は、1階・2階、西側敷地・東側敷地など分割して配置することも可とするが、各箇所とも児童が安全に移動でき、実際に児童が遊戯できる形状とする。</p> <p>・0、1、2歳児が各保育室から直接園庭に出られるよう配置する。</p> <p>・園庭開放参加者等の一般利用者が、保育室内を通らないで園庭に行けるよう配置する。</p> <p>①仕様</p> <p>・児童が、砂、土、樹木、草花、虫等の自然物に触れる実体験ができる仕様とし、すべり台やジャングルジムなどの固定遊具を配置する。 (遊具の設置場所は園庭面積に含む。)</p> <p>・夏季にプールが設置できる場所を確保する。 (幼児用組立プール及び低年齢児用ビニール</p>	<p>・原則として、園庭は、保育室から直接出られる場所とするが、やむを得ず他のフロアや東側敷地等を園庭とする場合は、保育室から園庭までの児童の移動時の安全を確保する。</p> <p>・2階園庭の場合、園庭のフェンスは乗り越えられない仕様とする(高さ、形状)。</p> <p>・園庭には、手洗い場、足洗い場、温水シャワーを設置する。</p> <p>・園庭は、こどもの人権やプライバシーに配慮した環境であること（水遊びやシャワー時は特に配慮を要する）。</p> <p>・紫外線対策のための遮光ネットが設置できるようになっている。</p> <p>・園舎から離れた場所に園庭を確保する場合は、園庭に手洗い場、足洗い場、温水シャワーに加え、園庭利用者用のトイレを整備する。また、プール遊び、泥んこ遊び前後の着替えができるよう、更衣スペースを設置する。(※園庭用トイレ：園庭と同じフロアの保育所建物内にトイレがある場合は園庭用トイレの設置は不要。ただし、児童が園庭から直接トイレに入れる仕様にする。)</p> <p>・「土」に触れられる園庭を確保し、園庭内には砂場を設ける。</p> <p>・設置する固定遊具は園と調整の上、種別や設置場所を決定する。</p> <p>・組立プール（約270kg）及び水（約7.3t）</p>

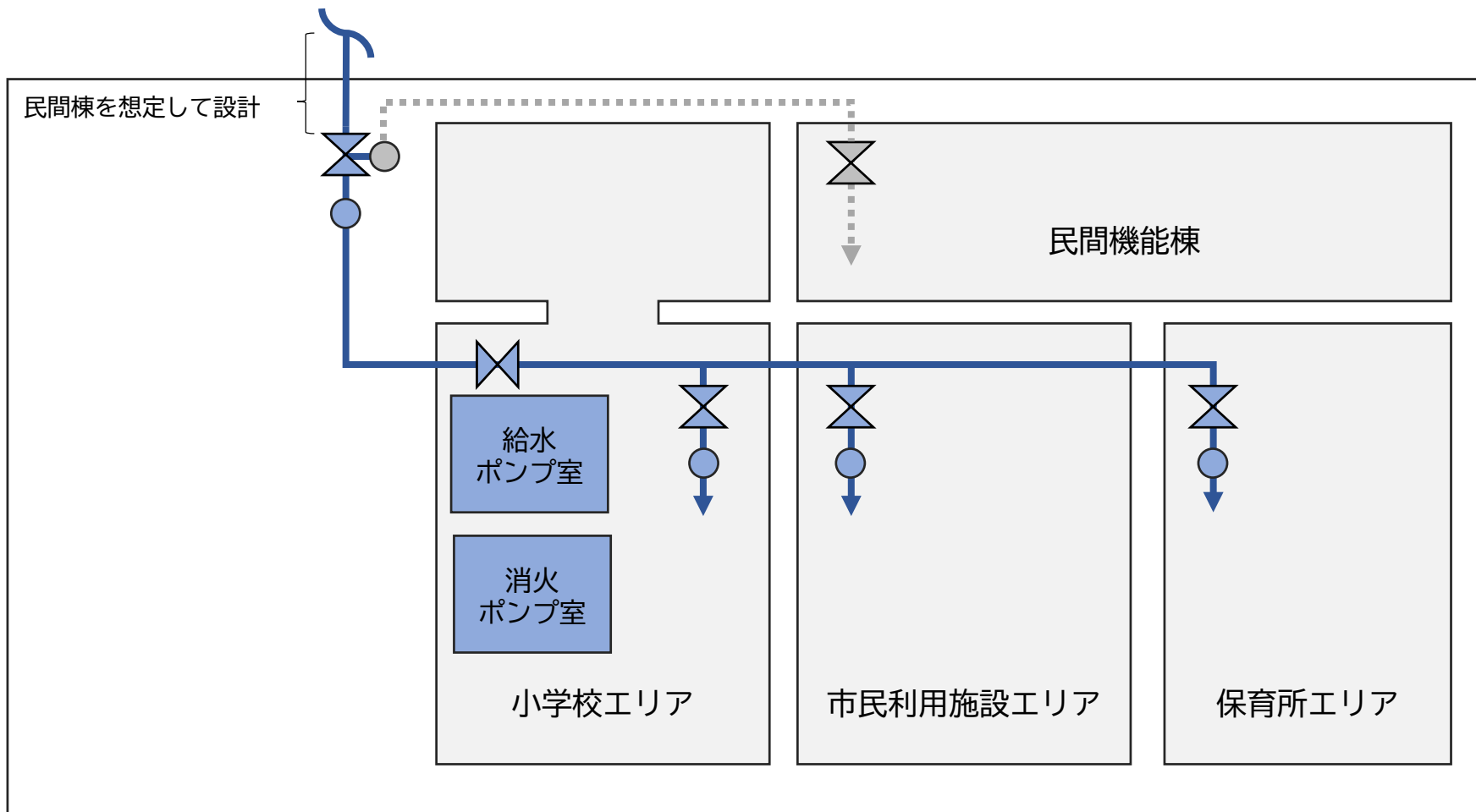


<p>プール)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組立プールと低年齢児用（0～2歳児）ビニールプールは別の場所でも可とし、低年齢児用プールの設置場所は各年齢の保育室の近くとする。</li> </ul> <p>②形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に児童が遊戯できるもの（※）とし、遊戯が困難な建築物と境界塀との離隔が極端に狭い部分等は面積に含まない。</li> <li>（※）：児童が広がって体操やダンスをしたり、リレー（小さめのトラック）などができる。</li> <li>・組立プールの設置場所（プールの周囲含めて8m×6m程度）が確保できる形とし、組立プール等を収納できる倉庫または物置（4m×2m×(H)1.5m）を設置。プール設置部分は園庭面積に含むが、倉庫設置部分は園庭面積に含まない。</li> <li>・戸外用遊具・玩具、園芸用品、清掃用具等を収納する倉庫を設置する。倉庫部分は園庭面積に含まない。</li> </ul> <p>③二方向避難の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1か所は、屋内階段で可。居室（保育室）を通らないで園庭から屋内階段に行けるようにする。</li> <li>・園庭を2階に設ける場合、2階園庭から地上に直通する階段を設置。階段は、児童が昇降しやすいような仕様とする。</li> </ul>	<p>の重さに耐えられる場所を確保する。この他低年齢児用ビニールプールの設置ができること（直径1～1.5m×3個）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プール用の給排水設備を設ける。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組立プール用の倉庫または物置は、プール設置場所の近くに設置する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現園庭倉庫の状況(W)×(D)×(H) <ol style="list-style-type: none"> <li>①3.15m × 2.77m × 2.07m</li> <li>②3.15m × 1.93m × 2.07m</li> <li>③3.15m × 1.51m × 2.07m</li> <li>④1.76m × 0.77m × 1.9m</li> <li>⑤1.54m × 0.97m × 1.6m</li> </ol> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0・1歳児室が2階となる場合、門から2階までベビーカーで移動できるよう外階段はスロープであることが望ましい。</li> </ul>
---	--

別紙17 設備関係系統図 <電気設備>



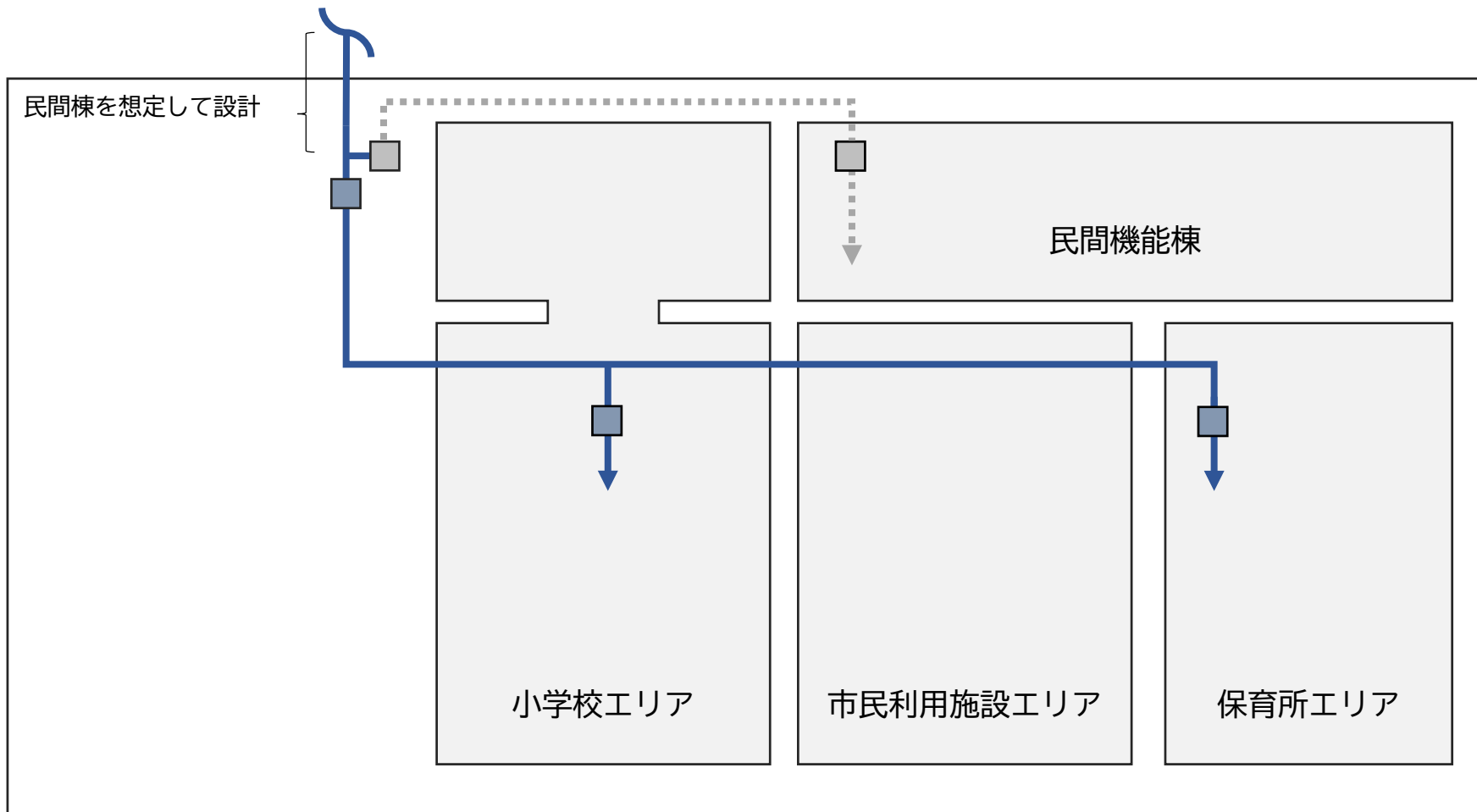
別紙17 設備関係系統図 <給水設備>



仕切弁

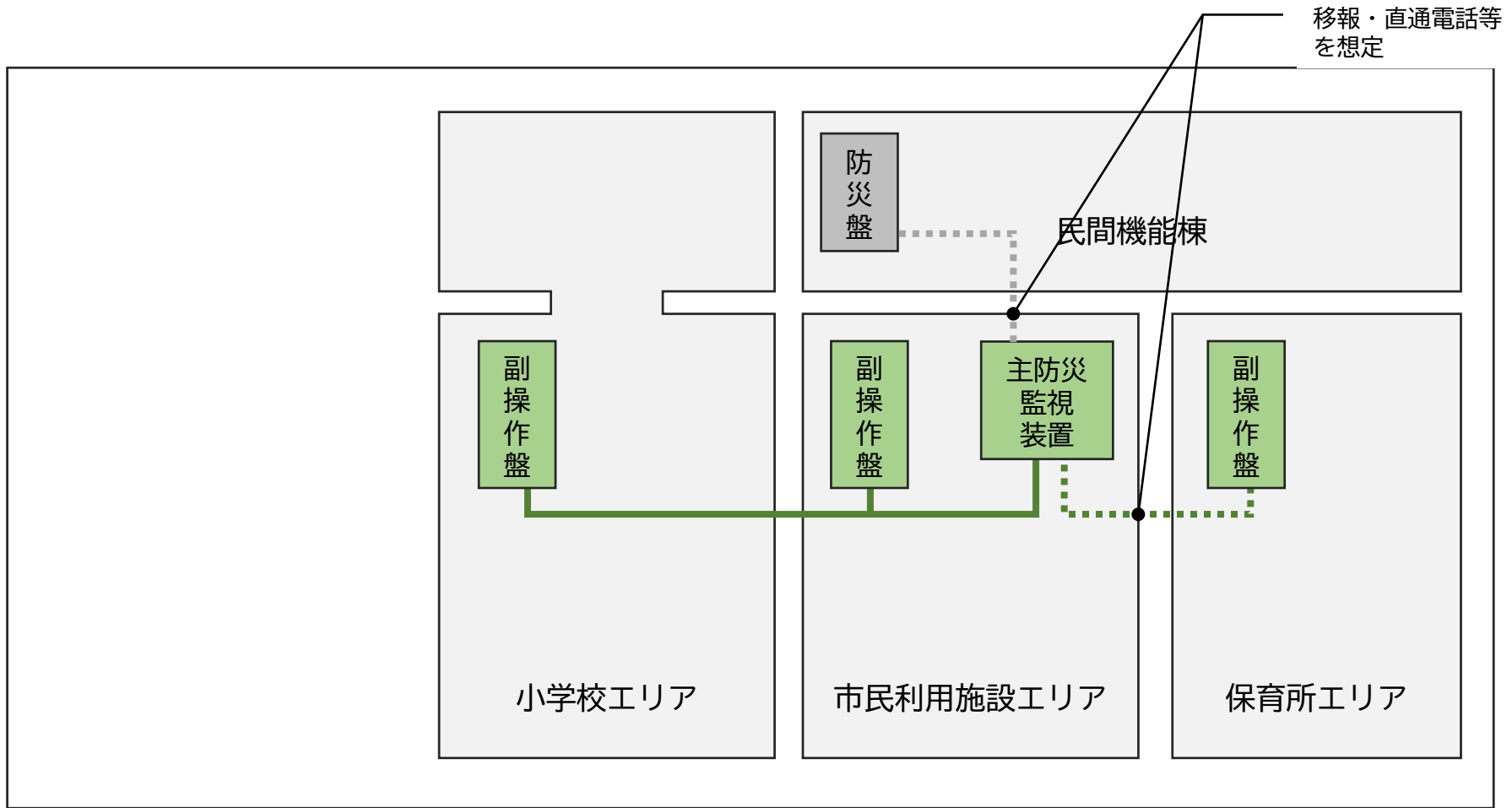
水道メーター

別紙17 設備関係系統図 <ガス設備>

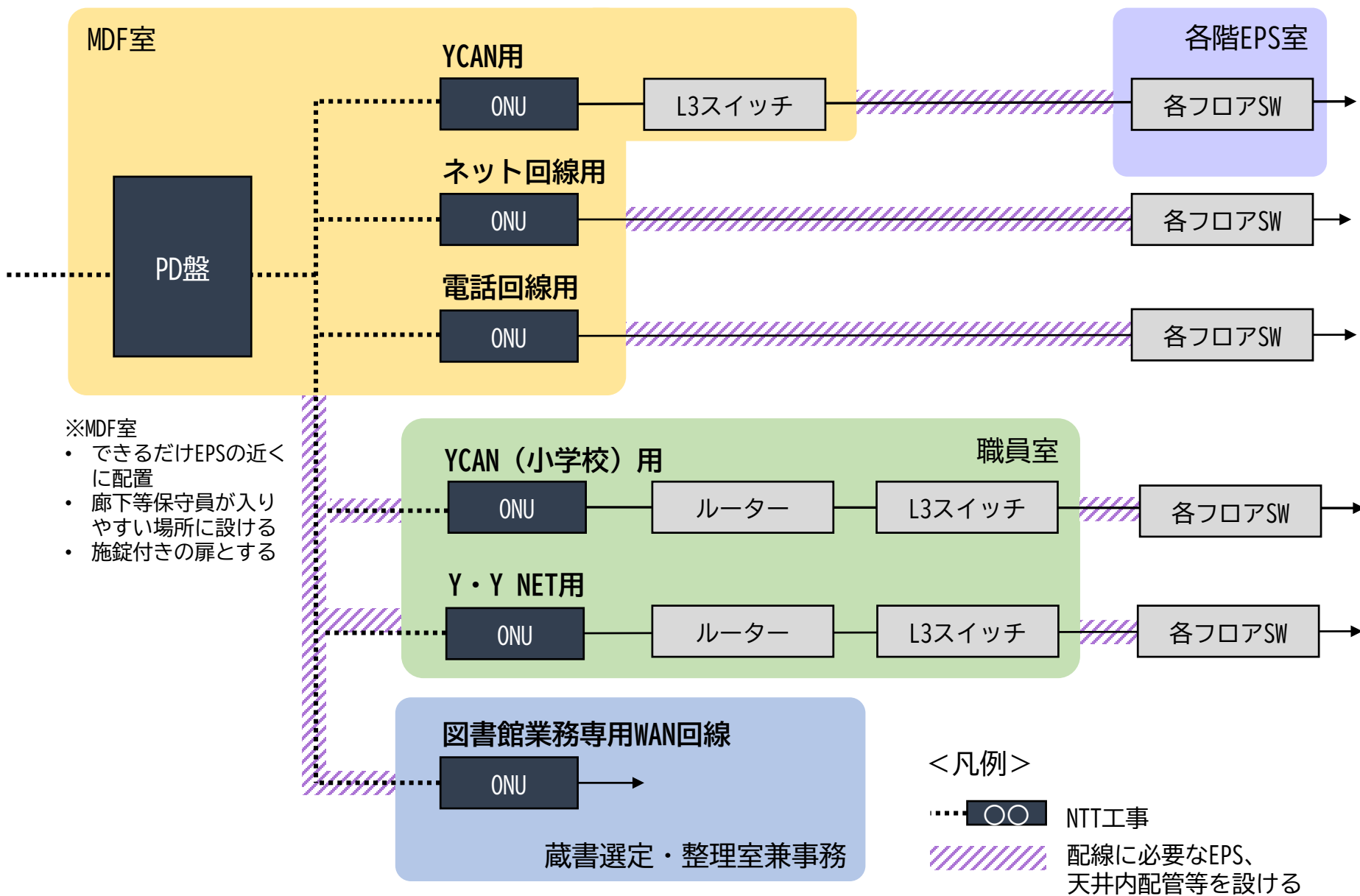


■ ガスメーター

別紙17 設備関係系統図 <防災設備>



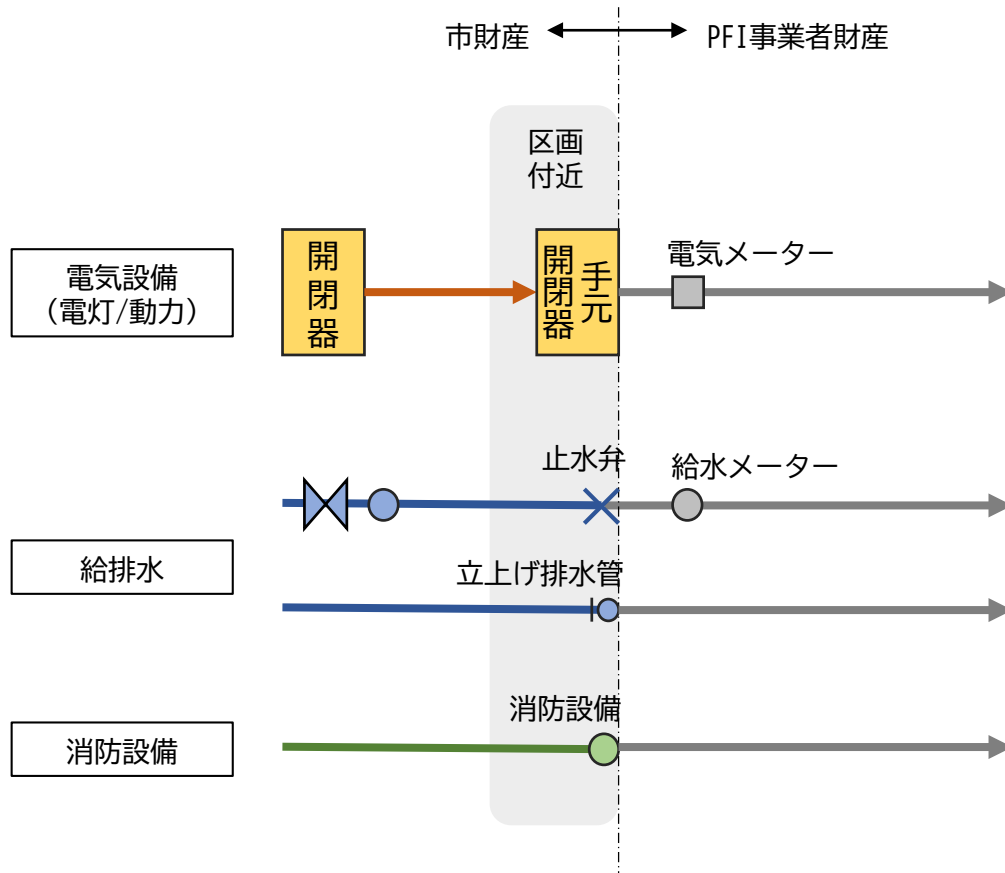
別紙17 設備関係系統図 <通信設備>



- ※MDF室
- できるだけEPSの近くに配置
  - 廊下等保守員が入りやすい場所に設ける
  - 施錠付きの扉とする

# 別紙17 設備関係系統図

## 独立採算事業について



## 別紙 18 小学校ゾーン Y・Y NET について

### 1 目的

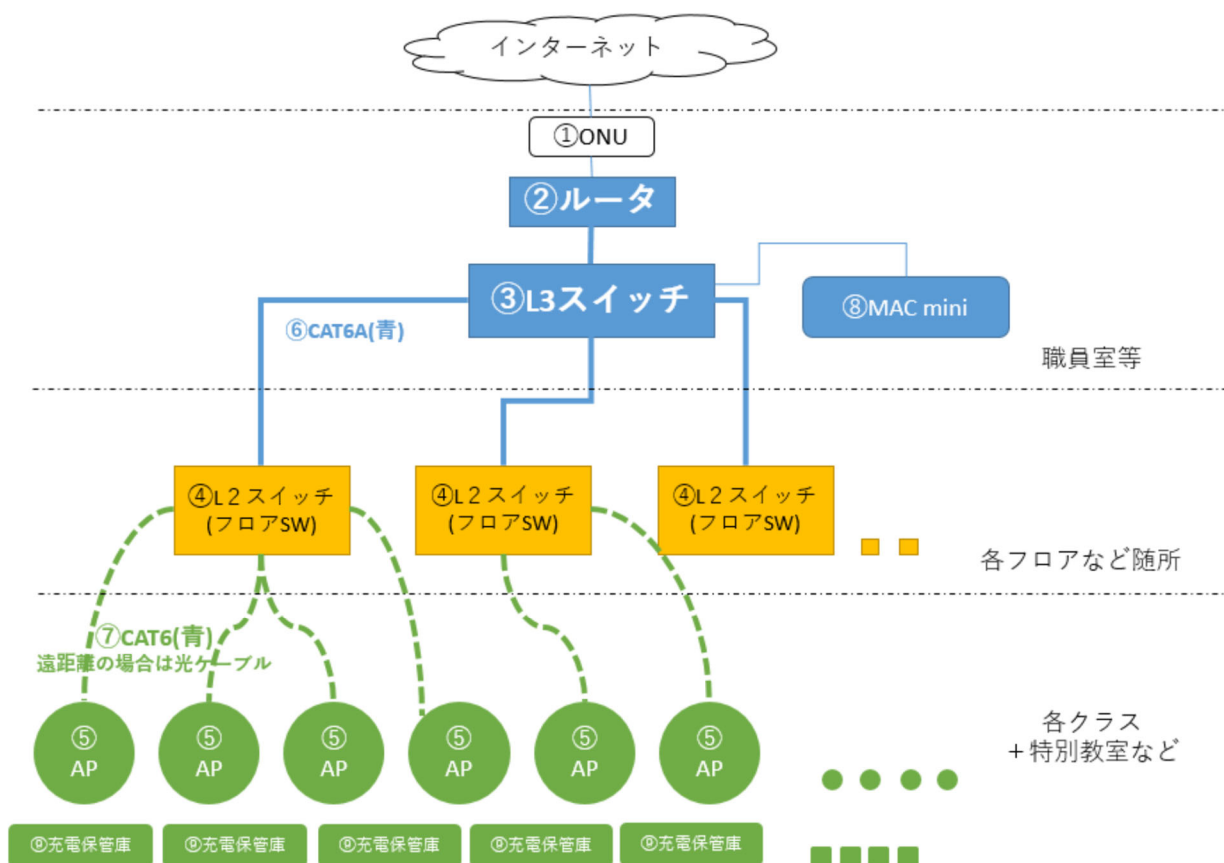
1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、教育ICT環境を一層充実させる文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づき整備する。

### 2 Y・Y NET 概要

下図1 Y・Y NET概要図に記載する、②ルータ、③L3スイッチ、④L2スイッチ、⑤AP（アクセスポイント）、⑥CAT6Aケーブル（青）、⑦CAT6ケーブル（青）、⑧MAC mini、⑨充電保管庫を整備すること。

なお、①ONUは別途、本市が発注するNTT工事で整備する。

図1 Y・Y NET 概要図



### 3 Y・Y NET 環境整備にかかる留意点

- 職員室等にL3スイッチを設置し、CAT6AケーブルにてL2スイッチに接続する。
- L2スイッチから各教室へCAT6ケーブルにてAPまで配線・設置する。
- 普通教室及び個別支援教室には授業で使用する端末を収納・充電可能な充電保管庫を設置する。



#### 4 各機器仕様

②ルータ	IIJSA-W2 サイズ：20×14.5×3.5 cm 同等品 接続元：ONU／接続先：L3スイッチ
③L3スイッチ	MS250-24-HW(Cisco社) サイズ：4.38×48.46×41.6 cm 同等品 接続元：ルータ／接続先：各L2スイッチ
④L2スイッチ	MS125-24P(Cisco社) サイズ：4.40×44×25cm 1台あたりAP12個への給電接続可能 同等品 MS120-8FP(Cisco社) 体育館用 サイズ：4.40×22.7×23cm 1台あたりAP2個程度への給電接続可能 同等品 接続元：L3スイッチ（またはL2スイッチ）／接続先：無線アクセスポイント（またはL2スイッチ）
⑤AP（アクセスポイント）	MR46-HW(Cisco社) サイズ：30.5×13×4.2 cm 電力消費目安：18W 同等品 接続元：L2スイッチ／接続先：（無線）各端末
⑥CAT6A ケーブル（青）	1000Mbpsの通信を可能にするケーブル。原則L2スイッチ～AP間の接続に使用する。
⑦CAT6 ケーブル（青）	10Gbpsの通信を可能にするケーブル。L3スイッチ～L2スイッチ間の接続に使用する。
⑧MAC mini	校内に設置する iPad 用アップデートサーバ。大量の端末がネットワーク上のアップデートファイルを取得する場合の通信混雑を回避するための機器。 接続元：L3スイッチ
⑨充電保管庫	児童及び教師に1人1台配布される端末の収納、保管、充電を行うための什器。 普通教室41台以上収納可能タイプ。個別支援教室10台以上収納可能タイプ。

#### 5 特記事項

文部科学省の「GIGA スクール構想」等の方針に変更が生じる可能性があるため、設計や施工の各段階において市と協議し、教育活動に支障が生じないよう留意すること。

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;小学校&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
普通教室							
特別教室							
教育相談室	ファイルキャビネット	K-143	388	620	1335	1	
〃	片袖机	K-109	1060	730	740	1	
〃	職員用椅子	K-110-2	450	500	595	1	
〃	相談テーブル	K-120	900	900	700	1	
〃	会議用椅子	K-121	490	525	750	4	
〃	衝立	K-130	1200		1840	1	上面がポリカーボネート版など半透明パネル
〃	チリ箱	K-104	280	470	550	1	
特別支援教室	キャレルデスク	K-451	860	680	1180	4	数量は要確認
〃	衝立	K-130	1200		1840	1	上面がポリカーボネート版など半透明パネル
〃	机	K-301				8	規格
〃	椅子	K-301				8	規格
〃	移動ホワイトボード	K-201-1	1900		1840	2	W1800～1900, H1800～1840
多目的室	以下①～⑥ ※学校指定の3室のうち1室を“国際教室”とする。現状の国際教室から机などは移設						
①少人数指導1	教卓	K-101	900	450	900	1	
〃	机	K-301				20	規格
〃	椅子	K-301				20	規格
〃	教師用丸椅子	K-102	320	320	600	1	
〃	チリ箱	K-104	280	470	550	1	
②少人数指導2	教卓	K-101	900	450	900	1	
〃	机	K-301				20	規格
〃	椅子	K-301				20	規格
〃	教師用丸椅子	K-102	320	320	600	1	
〃	チリ箱	K-104	280	470	550	1	
③集会発表等	机	K-301					規格、数量（40～60）
〃	椅子	K-301					規格、数量（40～60）
〃	チリ箱	K-104	280	470	550	1	

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;小学校&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
④水廻り学習	作業台	K-116-1	1500	900	700	6	使用形態に応じて品目、数量を調整
〃	木製角椅子	K-401	300	300	420	40	使用形態に応じて品目、数量を調整
〃	チリ箱	K-104	280	470	550	1	
⑤学校指定1	机	K-301				35	規格
〃	椅子	K-301				35	規格
〃	チリ箱	K-104				35	規格
⑥学校指定2	机	K-301				35	規格
〃	椅子	K-301				35	規格
〃	チリ箱	K-104				35	規格
地域交流室	会議用テーブル	K-151	1500	750	700	2	
〃	会議用椅子	K-121	490	525	750	10	
PTA会議室	会議用テーブル	K-151	1500	750	700	2	
〃	会議用椅子	K-121	490	525	750	10	
会議室	会議用テーブル	K-151	1500	750	700	8	数量は要確認
〃	会議用椅子	K-121	490	525	750	24	
管理諸室							
体育館	パイプ椅子						破損した不足分（数量は学校と協議）
〃	屋内運動場フロアシート	K-702					
〃	室内式高低自在鉄棒	K-801-1					
〃	バドミントン支柱及び床金具	K-806					
〃	バレーボール支柱及び床金具	K-807					
〃	支柱安全マット	K-808					
〃	バドミントンネット	教育施設課備品図K-806の支柱に合うもの					
〃	バレーボールネット	教育施設課備品図K-807の支柱に合うもの					
給食室							
その他	校舎・体育館のカーテン等（暗幕含む）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
グラウンド							

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;放課後キッズクラブ&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
キッズルーム	ランドセルロッカー	建築標準図備品G-510 A又はG-510B	1900	400	1350		「参考資料10 放課後キッズクラブ教室 整備工事基本仕様」参照 定員170名分
//	掃除用具入れ	建築標準図備品G-520	450	400	1700	1	「参考資料10 放課後キッズクラブ教室 整備工事基本仕様」参照
//	カーテン						窓の規格にあわせる
事務スペース・ 調理場等	システムキッチン		1650	600	850	1	「参考資料10 放課後キッズクラブ教室 整備工事基本仕様」参照
//	加熱機器（IH）					1	「参考資料10 放課後キッズクラブ教室 整備工事基本仕様」参照
その他	下足入れ	建築標準図備品G-1291					「参考資料10 放課後キッズクラブ教室 整備工事基本仕様」 定員170名分

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;日本語教室&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
教室	生徒用机（台形 160cm/80cm/80cm/80cm）	アール・エフ・ヤマカワ				8	配置換えがしやすく、色々な形で並べられるような机とすること
〃	プロジェクターか大型テレビ						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること 据え付けのプロジェクターを設置できるのか等の提案を行うこと
〃	本棚		180	60	200	1	室の形態、規模に応じてサイズを調整すること 据え付けにできるか等の提案を行うこと
職員室							

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;保育所&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
保育室（0歳児）	園児用タンス（引き出し×8以上）		59	42	82	2	容量同程度のもの
調乳室	冷蔵庫	パナソニック NR-B142W	47.5	55	110	1	同程度のもの
〃	電子レンジ	東芝 ER-CX1(H)	45	34	28	1	同程度のもの
乳児トイレ	洗濯機	TOSHIBA AW-k509B1/AW-6G9	52	52	85	2	容量同程度のもの
〃	乾燥機	TOSHIBA ED-60C(W)/ED-458(W)	65	47/42	65	2	容量同程度のもの
〃	おむつ交換台						
保育室（1歳児）	引き出しタンス(12人用)		90	45	128	1	容量同程度のもの
〃	園児用ロッカー		120	35	120	1	定員10人分以上必要
保育室（2歳児）	引き出しタンス		45	45	102	1	容量同程度のもの
〃	園児用ロッカー（引き出し付）		170	35	120	2	サイズは4連8人用 定員11人分以上必要。
保育室（3歳児）	園児用ロッカー（引き出し付）		60	35	105	6	サイズは参考（4人用） 定員20人分以上必要
保育室（4歳児）	園児用ロッカー（引き出し付）		60	35	105	6	サイズは参考（4人用） 定員23人分以上必要
保育室（5歳児）	園児用ロッカー（引き出し付）		60	35	105	7	サイズは参考（4人用） 定員25人分以上必要
幼児トイレ	洗濯機	TOSHIBA AW-k509B1/AW-6G9	52	52	85	2	容量同程度のもの
〃	乾燥機	TOSHIBA ED-60C(W)/ED-458(W)	65	47/42	65	2	容量同程度のもの
育児支援室	おむつ交換台					1	
〃	タンス		59	42	90	2	容量同程度のもの
〃	タンス		45	45	102	1	容量同程度のもの
一時保育室	園児用ロッカー（引き出し付）		170	35	120	1	サイズは4連8人用
〃	園児用下駄箱（12人用）		90	30	86	1	
〃	タンス					1	
ホール・廊下	ロッカー(15扉鍵付き)		90	38	179	1	
更衣室（男性用）	ロッカー1連×1段		32	52	179	1	
〃	職員用ロッカー4連	PLUS/KOKUYO/JOINTEX	90	52	179	1	

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;保育所&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
遊戯室	ロッカー2連×1段	KOKUYO	61	52	179	1	
//	ロッカー		180	35	120	1	
休憩室	冷蔵庫	National NR-B123J	48	55	106	1	
//	レンジ	YAMAZEN YRT-S177(W)5	33	30	25	1	
更衣室（女性用）	ロッカー 2連×1段	PLUS	61	52	179	1	
//	職員用ロッカー4連	PLUS/KOKUYO/JOINTEX	90	52	179	8	
調理室	食器熱風式消毒保管庫	Maruzen MSH20-41HSD	180	53	175	1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	まな板殺菌庫	Maruzen MCF-065B	60	50	114	1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	冷凍冷蔵庫	HOSHIZAKI HRF-90AT-1MLトク	90	65	192	1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	保存用冷蔵庫	SANDEN VF-K120X	46	55	108	1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	オーブントースター	TIGER KAK-G	31	24	23	1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	電子レンジ	TWINBIRD DR-E852型	47	33	26	1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	作業台		69	45	80	1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	作業台(片面引出付き)		90	69	80	1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	シンク台付作業台		300	150	80		室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	2層シンク		130	75	80		室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	業務用食器洗浄機	HOSHIZAKI JWE-680C	64	66	143	1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	業務用食器洗浄機用ガスブースター	WB-24J	32	51	68	1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	ガスオーブン		180	75	80	1	火口5以上、オーブン2
//	スチームコンベクション		100	80	70	1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
調理室（前室部分）	冷蔵庫					1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	食材庫					1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	物品庫					1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
//	事務机					1	室の状態に合わせ定員規模の機器を設置
事務室	OA長机						室の状態に合わせ設置
//	OA長机用椅子					8	OA長机に合わせ設置
//	ロッカー（園長用）					1	
事務室・医務室	薬品棚		59	29	44	1	室の状態に合わせ同規模のものを設置
//	子ども用折りたたみベット		69	22	85	1	室の状態に合わせ同規模のものを設置
//	冷蔵庫						

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;保育所&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
玄関	職員用シューズボックス						
//	傘立て					1	建物形状等に合わせ設置
各室テラス	傘立て						建物形状等に合わせ設置
テラス	献立ケース						
0歳児テラス	園児用下駄箱（12人用）		90	30	86	1	建物形状等に合わせ、必要人数分のものを設置
1歳児テラス	園児用下駄箱（12人用）		90	30	86	1	建物形状等に合わせ、必要人数分のものを設置
2歳児テラス	園児用下駄箱（15人用）		112	30	124	1	建物形状等に合わせ、必要人数分のものを設置
3歳テラス	園児用下駄箱（24人用）		178	30	153	1	建物形状等に合わせ、必要人数分のものを設置
4歳テラス	園児用下駄箱（24人用）		178	30	153	1	建物形状等に合わせ、必要人数分のものを設置
5歳テラス	園児用下駄箱（15人用）		112	30	124	2	建物形状等に合わせ、必要人数分のものを設置
テラス	一時保育児用下駄箱（12人用）		90	30	86	1	建物形状等に合わせ、必要人数分のものを設置
園庭	遮光ネット					1	園庭の状態に合ったもの
//	組み立てプール	ヤマハユニットプール3×5 または3×6	670	340	69	1	
//	組立プール用倉庫					1	組立プール収納用
//	物置 80サイズ ネクスタNXN 80s	イナバ	315	277	207	1	園庭の形状等により移設不可能な場合は既存物置を廃棄し新たな物置を設置
//	物置 55サイズ ネクスタNXN 55s	イナバ	315	193	207	1	園庭の形状等により移設不可能な場合は既存物置を廃棄し新たな物置を設置
//	物置 45サイズ ネクスタNXN 45s	イナバ	315	151	207	1	園庭の形状等により移設不可能な場合は既存物置を廃棄し新たな物置を設置
//	物置 KMW-177EP	イナバ	176	77	190	1	園庭の形状等により移設不可能な場合は既存物置を廃棄し新たな物置を設置
//	物置 KMW-159DP	イナバ	154	97	160	1	園庭の形状等により移設不可能な場合は既存物置を廃棄し新たな物置を設置
//	モスキートマグネット	モスキートマグネット エグゼクティ	440	780	980	1	園庭の形状等により移設不可の場合新規整備



## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
開架書架、貸出カウンター等	カウンター（図書館総合）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	カウンター（相談）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	記載台						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	パンフレットスタンド（記載台用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	キャビネット						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	書類棚						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	棚						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	書架（図書館総合カウンター内）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	書架（相談カウンター内）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	椅子（相談カウンター・職員用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	椅子（図書館総合カウンター・職員用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	椅子（相談カウンター・利用者用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	椅子（図書館総合カウンター・利用者用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	電話機（相談カウンター）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	電話機（貸出カウンター）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	電話機の台（相談カウンター）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	電話機の台（貸出カウンター）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	平台車	キハラ（497-060）等					室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	折り畳み車椅子					1	利用者貸出用
//	サッカー台（になるようなテーブル）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	かご						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	カート	キハラ（466-501、466-712）等	375	584	900		室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	カート置き場						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	運搬台車（特大）	金沢車輛（NHT-501）等	790	1240	910	1	室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	運搬台車（小型）	キハラ（497-100）等	490	730	890	1	室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	運搬車（運搬台車）置き場						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	書架						・室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること ・書架・机等、部屋の目的に合致した必要な什器備品を提案すること
//	紙芝居架						・室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること ・書架・机等、部屋の目的に合致した必要な什器備品を提案すること
//	雑誌架						・室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること ・書架・机等、部屋の目的に合致した必要な什器備品を提案すること
//	椅子（閲覧用・短時間腰掛ける）						・室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること ・書架・机等、部屋の目的に合致した必要な什器備品を提案すること
//	ソファ						・室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること ・書架・机等、部屋の目的に合致した必要な什器備品を提案すること
//	キックステップ、はしご等	キハラ（490-210、490-220）等	500	500	600		書棚の高さ等、規模等に応じて品目、数量を調整すること

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	台（利用者用インターネットPC）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	椅子（利用者用インターネットPC）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	パーテーション等（利用者用インターネットPC用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	呼出できる機器						カウンターから事務室の職員を呼び出せる形
//	タブレット（電子書籍・電子雑誌・電子新聞閲覧用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	タブレット台（埋め込み型）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	デジタルサイネージ						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
閲覧スペース等							
①閲覧席	閲覧机						・室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること ・書架・机等、部屋の目的に合致した必要な什器備品を提案すること
//	椅子（閲覧用）						・室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること ・書架・机等、部屋の目的に合致した必要な什器備品を提案すること
//	ソファ						・室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること ・書架・机等、部屋の目的に合致した必要な什器備品を提案すること
//	拡大読書器	システムギアビジョン（ズームマックススノー12）				1	
//	拡大読書器机					1	室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	拡大読書器利用者用椅子					1	室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	台（利用者用インターネットPC用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	椅子（利用者用インターネットPC用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	台（利用者検索機用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	椅子（利用者検索機用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	パーテーション等						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	AED						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	展示架						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	パネル吊り下げレール等						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	展示ケース						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
②カームスペース	椅子						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	パーテーション等						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
③学習・仕事スペース	机						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	椅子						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	デスクライト						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
④対面朗読室・録音室等	点字タイプライター					1	室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	机						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	椅子（利用者用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	椅子（朗読者用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	キャビネット（機器収納用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
つどい・交流スペース							
①多目的スペース	机						可動式。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	椅子						可動式。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	ホワイトボード						可動式。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	展示ケース						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	可動式有孔ボード						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	デスクライト						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
//	パネル吊り下げレール等						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	スクリーンまたはモニター						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	投影機器						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	照明機材						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	平台（ステージ設置用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	音響機材						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
②ラウンジ	テーブル						くつろげるようなもの。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	椅子						くつろげるようなもの。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	書架						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
//	物販用屋台						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
③ラーニングコモンズ	テーブル						可動式。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	椅子						可動式。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること。スタッキングできること。
〃	椅子の収納ワゴン						スタッキングした椅子を載せておくもの。移動できること。
〃	プロジェクター等						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	モニター						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	電子黒板（任意）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	ホワイトボード						可動式。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	パーテーション						提案による
〃	書架						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
こども・ティーンズのための学び・体験スペース							
①子どもの学び・体験のプログラムのための室	テーブルまたは机						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	椅子						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
〃	・造形、工芸、裁縫などの体験や実践を行える機器・道具（別紙10諸室及び仕様参照）						子どもが使用することを想定し、室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること。
〃	・科学・アート・プログラミングなどの実習や軽作業が可能な備品						子どもが使用することを想定し、室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること。
〃	・天井及び壁面に映像等のデジタルコンテンツを映写でき、またスピーカーを接続できるような備品						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	音響機材						子どもが使用することを想定し、室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること。
//	照明機材						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
//	プロジェクター等						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
//	電子黒板（任意）						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
//	ホワイトボード						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
//	有孔ボード						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
//	音響機材						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
//	パソコンラック						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	机						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	椅子						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	キャビネット						鍵がかかるもの。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
②子どもが自由に過ごせるオープンな室	ティーンズの利用が想定される備品・物品等（例：デジタル機器、カード玩具等）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	諸室の配置に応じた備品・物品等						子どもが使用することを想定し、室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること。
//	テーブル						子どもが使用することを想定し、室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること。
//	ソファ						子どもが使用することを想定し、室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること。

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	椅子						子どもが使用することを想定し、室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること。
//	じゅうたん等						靴を脱いで過ごせるスペース用。
//	靴箱						靴を脱いで過ごせるスペース用。
③子どもが個人でもグループでも学ぶことができる室	机						学習用。小学生が使えるような高さ。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	椅子						学習用。小学生が使えるような高さ。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	デスクライト						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
//	モニター						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
//	ホワイトボード						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
親子のくつろぎ・交流スペース							
①絵本の読み聞かせができる室	書架						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	ソファ						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	じゅうたん等						靴を脱いで過ごせるスペース用。
//	靴箱						靴を脱いで過ごせるスペース用。
②親子等が飲食可能なオープンなスペース	テーブル						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	幼児用椅子						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	低テーブル						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること



## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	低テーブル用幼児用椅子						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	キッズパーテーション						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
飲食可能なスペース	テーブル						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること。水をはじく等の材質で清掃しやすいもの。
//	椅子						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること。水をはじく等の材質で清掃しやすいもの。
//	ダストボックス						分別可能なもの。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
総合受付	カウンター						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	椅子						カウンター用。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	書類ケース						問い合わせ対応用。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	電話機						問い合わせ対応用。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	パソコン						問い合わせ対応用。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	プリンター						問い合わせ対応用。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	傘のしずく取り または鍵付の傘立て						利用者用。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	館内案内図						利用者用。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	電話機の台						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	パンフレットスタンド						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	ロッカー（コイン返却式等、使用料が無料なもの）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	翻訳機器						問い合わせ対応用。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	デジタルサイネージ						問い合わせ対応用。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
事務管理、市民利用施設の共用機能等							
①廊下	掲示板						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	パンフレットスタンド						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	デジタルサイネージ						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
②エレベーター	掲示スペース						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
③倉庫	棚						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
④WC	掃除用具入れ						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	掃除用具						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	ダストボックス（個室内）						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
⑤職員用休憩室	冷蔵庫						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	電気ポット						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	電子レンジ						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	流し台					1	室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	傘立て					1	職員用
//	ドリンクベンダー						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
⑥更衣室	職員用ロッカー						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	すのこ						靴を履き替えるなど。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
⑦授乳室	授乳サポート椅子						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	ベビーベッド						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	仕切りカーテン						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	おむつ交換台						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	手洗いできるところ						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	給湯器（電気ポット）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	ダストボックス						室の形態、規模に応じて品目、種類、数量を調整すること
閉架書庫	書架						・可動式（手動）。室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	キャビネット						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
管理諸室							
①蔵書選定・整理室兼事務室	応接用家具						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	応接用茶器						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	作業台						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	事務用机（職員用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	袖机						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	事務用回転椅子（職員用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	図書館情報システム端末置く机						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	図書館情報システム端末用椅子						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	電話交換機					1	
//	電話機						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	電話機（子機）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	電話機の台						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	ブックトラック						分
//	館内放送設備					1	放送箇所をエリアごとに選択できるもの
//	金庫					1	
//	FAX					1	
//	TV					1	
//	プリンター						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	シュレッダー					1	室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	ラミネーター					1	
//	裁断機					1	
//	CDプレーヤー					1	
//	大型ホチキス						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	テーブル（打ち合わせ用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	椅子（打合せ用）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	ホワイトボード						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	書類棚						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	棚						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
②荷解き室	金属製の棚						配送資料の仕分け用。
//	図書館情報システム端末置く机						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;図書館・市民利用施設共用部&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	図書館情報システム端末置く椅子						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
③返却ポスト室	案内用看板						外壁用。部屋の目的に合致した必要な什器備品を提案すること
//	返却ポスト用ワゴン						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	マット						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
その他	公衆電話						利用者用。室の形態、規模に応じて数量を調整すること
//	インターフォン						建物外側。
//	受付番号発行機						必要に応じて
//	救急箱						
//	非常用ライト（懐中電灯）						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	掃除用具						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること
//	放送設備						環境音を流せる
//	案内用看板						各フロアに必要
//	監視カメラ						各フロアに必要。室によっては不要。
//	カーテンorロールスクリーン						室の形態、規模に応じて品目、数量を調整すること

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;区民活動センター&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
会議室	会議テーブル					20	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	会議イス					60	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	プロジェクター					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	プロジェクターワゴン					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	チェアポーター					4	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	ホワイトボード					2	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	電話機（壁付け）					2	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	壁掛け時計					2	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	スクリーンまたはモニター					2	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	会議用マイク（音響機材）					6	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	会議用スピーカー（音響機材）					2	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
ミーティングスペース	会議テーブル					10	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	会議イス					30	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	プロジェクター					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	プロジェクターワゴン					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	チェアポーター					2	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	ホワイトボード					2	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	電話機					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;区民活動センター&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	壁掛け時計					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	スクリーンまたはモニター					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	会議用マイク（音響機材）					3	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	会議用スピーカー（音響機材）					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
展示・PRコーナー	パンフレットラック					6	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
コピー・印刷コーナー及び貸ロッカー	作業用テーブル					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	作業用イス					6	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	ロッカー					16	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	壁掛け時計					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
相談・コーディネートコーナー	相談カウンター（ローカウンター）					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	イス					6	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	パーテーション					2	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
事務スペース	事務机					6	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	事務イス					6	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	書棚					2	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	電話機					3	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	電話機の台					3	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;区民活動センター&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	壁掛け時計					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	折り畳み車椅子					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	AED					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	スクリーンまたはモニター（貸出用）					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	会議用マイク（音響機材）（貸出用）					3	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	会議用スピーカー（音響機材）（貸出用）					1	室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。



## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;地域子育て支援拠点&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
遊び場、乳幼児フリースペース、赤ちゃんの部屋、手洗い消毒エリア							
①調乳授乳室	ミニキッチン（コンロ無し）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
〃	浄水器（給湯器）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
〃	授乳ソファ（シングル×2つ）	Combi エンジェルK授乳ソファシングル JS31S					室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
②赤ちゃんの部屋	利用者用荷物棚（40×40×40）×10人分						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
〃	フリースペースとの仕切り（高さ1m程度、出入口に簡易施錠付き）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
〃	やわらかいフローリングフロア（床暖房対応）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
③遊び場・乳幼児フリースペース	利用者用荷物棚（40×40×40）×30人分						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
〃	おもちゃ棚・本棚（100×40×100）×4						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
〃	フローリング（傷がつきにくい保育園などで使用されているもの）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
〃	倉庫棚又はロッカー（予備のおもちゃ・消耗品・除道具保管用）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
相談室	ソファベッド						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
〃	テーブル						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
〃	明るく雰囲気がよい壁紙 または飾り窓						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
研修スペース	プロジェクタースクリーン（埋め込み式）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
〃	スピーカー（イベント・講習・研修会で使用）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;地域子育て支援拠点&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
//	ホワイトボード						
//	床暖房（ベビーマッサージなどイベントで使用するため）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
事務室・受付							
①事務室（子育て拠点）	キャビネット大×2 壁面収納 耐震考慮 鍵必須						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	キャビネット小×2 壁面収納 耐震考慮 鍵必須						
//	職員用机（6人分 全員顔が見える配置）・椅子						
//	ロッカー（職員用）シンプルスチールロッカー（上下段、24人分）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	ハンガーラック	ハンガーラック たてよこ伸縮 シングル キャスター付き YBH-SS 山善 YAMAZEN					室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
②事務室（横浜子育てサポートシステム）	キャビネット大×2 壁面収納 耐震考慮 鍵必須						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	キャビネット小×2 壁面収納 耐震考慮 鍵必須						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	パーテーション（可動式・個別対応の目隠し用）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	職員用机（7人分 全員顔が見える配置）・椅子						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	ロッカー（職員用）シンプルスチールロッカー（上下段、8人分）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
共通スペース	洗濯機置き場（一般家庭用）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	冷蔵庫置き場（一般家庭用）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	ミニキッチン（コンロ無し）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。

## 別紙19 整備備品什器リスト

## &lt;地域子育て支援拠点&gt;

室名	品名	メーカー（型番）	寸法			数量	備考
			W	D	H		
受付	職員用ロッカー（小型、4人分）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	デスク（パソコン2台設置予定）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	受付カウンター						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
//	洗面台（手洗い消毒用）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
玄関	靴箱（150×80×95）×4						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
ランドリースペース	洗濯ものを干す用の室内物干し吊り下げ						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
オムツ交換台近く	フィッティングボード				1		室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。
ベビーカー置き場	ゲート（簡易な施錠つき）						室の形態、規模に応じて品目、数量は調整すること。

別紙20 トイレの衛生器具等の仕様

		シャワー付トイレ	暖房便座	トイレ用擬音装置	おむつ交換台	ベビーチェア	備考
小学校エリア	児童用	不要	不要	不要	不要	不要	
	教職員用	不要 ※	不要 ※	不要 ※	不要	不要	※コンセントのみ設置
	バリアフリー トイレ	必要	必要	不要	不要	不要	・おむつ交換台ではなく、大きめのシートを整備 ・個別支援教室の近くのバリアフリートイレ内に小学校低学年から高学年までの児童が下半身を洗えるシャワー設備を設けること (例としてシャワーパンを備えた設備、バリアフリートイレ内の設置が難しい場合はバリアフリートイレに隣接させることも可)
保育所エリア	乳児用・幼児用	不要	必要	不要	不要	不要	0・1歳児用トイレにおむつ交換台・おむつ収納棚設置(諸室仕様に記載)
	職員用	必要	必要	必要	不要	不要	
	バリアフリー トイレ	必要	必要	必要	必要	不要	バリアフリートイレ：1か所
市民利用施設エリア	利用者用	必要	必要	必要	各トイレに1個は必要	各トイレに1個室は必要	地域子育て支援拠点内の幼児トレーニングトイレも同様
	スタッフ用	必要	必要	必要	不要	不要	利用者用と兼ねることができる
	バリアフリー トイレ	必要	必要	不要 ※	全個室に必要	全個室に必要	※バリアフリートイレは独立して設置されているという前提で、他の個室に使用音が聞こえる可能性がある設計の場合は設置が必要。